
キャピタル・ゲイン 課税制度

アメリカ連邦所得税制の歴史的展開

大塚正民

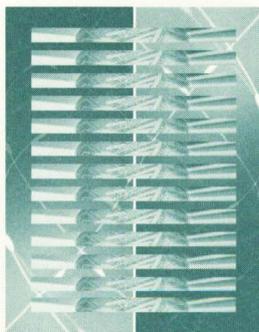


有斐閣学術センター

キャピタル・ゲイン 課税制度

アメリカ連邦所得税制の歴史的展開

大塚正民



有斐閣学術センター

目 次

序章 はじめに	I
I 研究対象および研究対象期間	I
II アメリカ連邦所得税制全体の立法の歴史的展開の概観	2
III キャピタル・ゲイン優遇措置およびキャピタル・ロス冷遇 措置に関する立法の歴史的展開の概観	11
IV キャピタル・ゲイン優遇措置およびキャピタル・ロス冷遇 措置に関する判例の歴史的展開の意義	12
V 本研究の基本的視点	15
第1章 前史期（1913年から1921年まで）	17
— 優遇措置も冷遇措置もなかった時期	
I 立 法	17
1 1913年歳入法(17) 2 1916年歳入法(18)	
3 1918年歳入法(18) 4 立法化されなかったいくつかの提案(19)	
II 判 例	20
1 Brushaber v. Union Pacific Railroad Co., 240 U.S. 1(1916) (20)	
2 Merchants Loan and Trust Co. v. Smietanka, 255 U.S. 509 (1921) (21)	
3 Eisner v. Macomber, 252 U.S. 189(1920) (25)	
第2章 第1期（1921年から1924年まで）	33
— 個人にだけ優遇措置が適用された時期	
I 立 法	33
1 1921年歳入法(33)	
II 判 例	37

第3章 第2期 (1924年から1932年まで)	41
—個人にだけ優遇措置と共に冷遇措置も適用された時期	
I 立 法	41
1 1924年歳入法(41) 2 1928年歳入法(44)	
II 判 例	44
1 Burnet v. Harmel, 287 U.S. 103(1932) (45)	
2 McFeely v. CIR, 296 U.S. 102(1935) (47)	
3 Fairbanks v. U.S., 306 U.S. 436(1939) (49)	
第4章 第3期 (1932年から1942年まで)	53
—法人に冷遇措置だけが適用された時期	
I 立 法	53
1 1932年歳入法(53) 2 1934年歳入法(54)	
3 1938年歳入法(59) 4 1939年内国歳入法典(67)	
5 1939年歳入法(68) 6 1941年歳入法(69)	
II 判 例	70
1 Hort v. CIR, 313 U.S. 28(1941) (70)	
2 McClain v. CIR, 311 U.S. 527(1941) (72)	
3 Helvering v. Hammel, 311 U.S. 504(1941) (73)	
4 Helvering v. Nebraska Bridge Supply & Lumber Co., 312 U.S. 666(1941) (75)	
5 Helvering v. William Flaccus Oak Leather Co., 313 U.S. 247 (1941) (76)	
6 Crane v. CIR, 331 U.S. 1(1947) (78)	
7 Corn Products Refining Co. v. CIR, 350 U.S. 46(1955) (81)	
第5章 第4期 (1942年から1986年まで)	91
—個人および法人双方に優遇措置と共に冷遇措置も適用され た時期	
I 立 法	92

1	1942年歳入法(92)	2	1943年歳入法(99)
3	1950年歳入法(99)	4	1951年歳入法(102)
5	1954年内国歳入法典(103)	6	1962年歳入法(110)
7	1964年歳入法(111)	8	1969年歳入法(111)
9	1976年歳入法(114)	10	1978年歳入法(119)
11	1981年歳入法(119)	12	1986年内国歳入法典(122)
II 判 例.....134			
1	Arrowsmith v. CIR, 344 U.S. 6(1952) (135)		
2	Watson v. CIR, 345 U.S. 544(1953) (138)		
3	CIR v. P.G. Lake, Inc., 356 U.S. 260(1958) (139)		
4	CIR v. Gillett Motor Transport, Inc., 364 U.S. 130(1960) (141)		
5	CIR v. Brown, 380 U.S. 563(1965) (143)		
6	U.S. v. Midland-Ross Corp., 381 U.S. 54(1965) (146)		
7	Malat v. Riddell, 383 U.S. 569(1966) (147)		
8	U.S. v. Foster Lumber Co., 429 U.S. 32(1976) (149)		
9	CIR v. Tufts, 461 U.S. 300(1983) (150)		
10	CIR v. Fink, 483 U.S. 89(1987) (152)		
11	Arkansas Best Corp. v. CIR, 485 U.S. 212(1988) (155)		
終章 おわりに171			
	法令索引(181)		
	判例索引(184)		
	文献索引(英文)(187)		
	文献索引(和文)(191)		
	事項索引(192)		
	人名索引(195)		

序章 はじめに

I 研究対象および研究対象期間

本研究の対象は、アメリカ連邦所得税制におけるキャピタル・ゲイン課税に関する立法および判例の歴史的展開である。キャピタル・ゲイン課税とはいうものの、これは省略形であって、キャピタル・ゲイン（利得）を優遇する措置だけではなく、キャピタル・ロス（損失）を冷遇する措置も含まれる。したがって、より正確に言えば、アメリカ連邦所得税制におけるキャピタル・ゲイン優遇措置およびキャピタル・ロス冷遇措置に関する立法および判例の歴史的展開である。ただし、本研究の直接の研究対象期間は、1913年内国歳入法の成立時（1913年10月3日）から1986年内国歳入法典（第3次内国歳入法典）の成立時（1986年10月22日）までの期間である。すなわち、1913年内国歳入法が成立する前の時期と1986年内国歳入法典が成立した後の時期は、本研究の直接の研究対象期間ではない。理由はこうである。前者の時期、つまり1913年内国歳入法が成立する前の時期は、そもそも恒久的な所得税制が存在しなかった時期であって、キャピタル・ゲイン優遇措置およびキャピタル・ロス冷遇措置は問題とならなかつた時期だからである。後者の時期、つまり1986年内国歳入法典が成立した後の時期についていえば、この1986年内国歳入法典は、キャピタル・ロス冷遇措置は存置したものの、キャピタル・ゲイン優遇措置を廃止したので、いわば伝統的なキャピタル・ゲイン課税制度は1986年内国歳入法典の成立をもっていったんは終焉した、と考えるからである。もちろん、1986年内国歳入法典の下でも、キャピタル・ロス冷遇措置は存置されたし、1990年には個人納税者に限ってのキャピタル・ゲイン優遇措置が復活しているから、完全な終焉ではない。しかしながら、少なくともキャピタル・ゲイン優遇措置がいったんは終焉した時点をもって本研究の直接の研究対象期間の区切りとすることにしたのである。

II アメリカ連邦所得税制全体の立法の歴史的展開の概観

アメリカ連邦所得税制におけるキャピタル・ゲイン優遇措置およびキャピタル・ロス冷遇措置に関する立法の歴史的展開を検討する前提として、まず、アメリカ連邦所得税制全体の立法の歴史的展開を主要な個別税法の重要な特徴を通じて概観しよう。

(1) 1913年にアメリカ合衆国憲法第16修正（所得税修正）が成立する前の時期

1 第1次南北戦争所得税法 (The First Civil War Income Tax Act)¹⁾

最初のアメリカ連邦所得税法は、1861年に南北戦争の戦費調達を目的として制定された。年間800ドル超の所得に対し3%の所得税を課するという内容であった。しかし同法は一度も施行されることなく、1862年の第2次南北戦争所得税法に吸収された。

2 第2次南北戦争所得税法 (The Second Civil War Income Tax Act)²⁾

1862年に制定された第2次南北戦争所得税法の内容は、非居住者アメリカ市民の年間600ドル超の所得に対し5%の所得税を課し、一定の会社から支払われる配当に対し3%の所得税を課する、というものであった。

3 第3次南北戦争所得税法 (The Third Civil War Income Tax Act)³⁾

1864年に制定された第3次南北戦争所得税法の内容は、年間600ドル超の所得に対し5%の所得税を課する、というものであった。

4 再建時代所得税法 (The Reconstruction Era Income Tax Act)⁴⁾

1870年に制定された再建時代所得税法の内容は、年間600ドル超の所得に対し2.5%の所得税を課する、というものであった。同法は1872年に廃止された。

5 1894年所得税法 (The Income Tax Act of 1894)⁵⁾

同法の内容は、個人の年間4,000ドル超の所得に対し2%の所得税を課し、会社の年間所得に対し2%の所得税を課する、というものであった。しかしながら同法は、1895年に連邦最高裁判所のいわゆる所得税判決 (Income Tax Cases) によって違憲無効とされた。

II アメリカ連邦所得税制全体の立法の歴史的展開の概観

いわゆる所得税判決という場合、形式的には、次の4件を指す。第1は、Pollock v. Farmers' Loan and Trust Company, 157 U. S. 429, 第2は、Hyde v. The Continental Trust Company of the City of New York, 157 U. S. 654, 第3は、第1の事件と第2の事件を併合した再審理で、158 U. S. 601, 第4は、Moore v. Miller, 163 U. S. 696。第1の事件と第2の事件については、同じ日1895年4月8日に第1次判決が言渡された。第3の事件については、1895年5月20日に第2次判決が言渡された。第4の事件については、1895年10月20日、上告人側の申立てにより、上告棄却の事件処理が行われている。

いわゆる所得税判決の要旨は次のようなものであった。「所得税は、アメリカ合衆国憲法第1編第9節第4項にいう『直接税』であり、したがって、第1編第2節第3項に規定する国勢調査もしくはその他の人口算定に準拠して、各州の人口に比例して課税すべきものであるのに、1894年所得税法による課税は、かかる人口比例の要件に違反しているので、違憲無効である。」

1895年に下されたいわゆる所得税判決によって、爾後、所得税の立法化は事実上封じられてきた。

6 1909年法人消費税法⁶⁾(The Corporation Excise Tax Act of 1909)

同法の内容は、営利を目的とする会社に対し特別消費税 (special excise tax) を課するが、その税額は、受取配当を除く純所得 (net income) の5,000ドル超の部分につき1%とする、というものであった。同法は、1911年に連邦最高裁判所によって合憲有効とされた。

この法人消費税法は、ペイン・オールドリッチ関税法の一部として制定された。最終法案が1909年7月8日に45対34で上院を通過し、続いて(すでに1909年4月9日に下院を通過していた法案との調整について)両院協議会による妥協がなされ、この妥協案が7月31日に195対183で下院を通過した後、8月5日に47対31で上院も通過した。かくて成立した法人消費税法は、次のような内容を有していた。

営利を目的として設立された会社は、その営業を行うことに対する特別消費税 (a special excise tax) を毎年支払うべきものとし、その税額は、受取配当を除くその余のすべての純所得の5,000ドル超の部分につき1%とする。

序章 はじめに

純所得 (net income) とは総所得 (gross income) から通常必要な営業経費および当期損失を控除した残額を指す、とされた。

この法人消費税法に対しては、1910年の初めまでに連邦最高裁判所に係属したもので15件もの訴訟が提起された。これらのいわゆる法人消費税法事件の中で最も著名なものが、事件番号が最も若い *Flint v. Stone Tracy Company*, 220 U. S. 107 (1911) である。これら15件の事件は併合審理され、全部の事件についての口頭弁論が1910年3月17日と18日にわたって行われた。しかしながら連邦最高裁判所は、そのままでは判決に至らず、再度の口頭弁論が1911年1月17日、18日、19日とにわたって行われた。判決言渡しは1911年3月13日。連邦最高裁判所は全員一致で、1909年法人消費税法を合憲有効とした。デイ (Day) 裁判官による法廷意見は、次のとおりである。

「本件で問題となっている法人税 (corporation tax) は、法人形態で営業を行うことに対して課せられるものであり、単にその課税標準が純所得の額である、というに過ぎない。……つまり、本件法人税は、法人形態で営業を行うという特別の恩典に対する消費税なのである。……そうだとすれば、合衆国憲法上、かかる消費税を人口に比例して課税すべし、とする規定は存在しない。……」

(2) 1913年にアメリカ合衆国憲法第16修正⁷⁾(所得税修正)が成立した後、1986年内国歳入法典が成立するまでの時期

1894年所得税法を違憲無効と判断した1895年の連邦最高裁判所のいわゆる所得税判決によって、所得税法の立法化は事実上封じられて来たのであるが、1913年に成立したアメリカ合衆国憲法第16修正によって恒久的な連邦所得税制の基盤が確立された。

いわゆる所得税判決が下された直後から、いくつかの合衆国憲法改正案が提出された。1895年12月27日に最初の提案が行われて以後、1909年までに33件の提案があった。最終的には、1909年7月3日に、次のような憲法改正の発議が成立した。「アメリカ合衆国上院および下院は(各議院の3分の2の賛成により)以下のとおり決議する。すなわち、下記の条文を合衆国憲法に

II アメリカ連邦所得税制全体の立法の歴史的展開の概観

対する修正として発議し、4分の3の州の立法部の承認があれば、この修正はあらゆる意味で合衆国憲法の一部となるものであること。— 第16修正連邦議会は、いかなる源泉から生ずる所得に対しても、各州の間に配分することなく、また国勢調査もしくはその他の人口算定に準拠することなしに、所得税を賦課徴収する権限を有する。」

1912年2月14日にアリゾナが第48番目の州となって以後、1959年1月3日にアラスカが第49番目の州となるまで、州の数は引き続き48であったから、4分の3とは36を意味した。

1912年末までに合計34の州が承認していたところ、1913年2月3日に3州が同時に承認し、承認州が37となり、当時の国務長官は、1913年2月25日をもって第16修正の発効を正式に宣言した。

1913年5月8日に関税法改正案が下院を通過したが、この関税法改正案には「所得税条項」が含まれていた。1913年9月9日にさらに改正された関税法改正案が上院を通過し、両院協議会による妥協を経て最終案が確定し、10月3日に大統領ウイルソンの署名によって、ここにアンダーウッド・シモンズ関税法が成立した。

1 1913年歳入法 (Revenue Act of 1913)⁸⁾

1913年に制定された最初の恒久的連邦所得税法である1913年歳入法ないしは1913年所得税法と呼ばれるものは、法律の形式からすれば、上記アンダーウッド・シモンズ関税法の第II部 (Underwood-Simmons Tariff Act, section II) を指す。同法の内容は、個人および法人の年間所得に対し1%の普通税率 (normal tax rate) で所得税を課し、個人の年間所得に対し1%から6% (50万ドル超の部分に適用される最高税率) の超過税率 (surtax rates) で所得税を課する、というものであった。

1894年所得税法および1909年法人消費税法がいずれもそうであったように、この1913年歳入法も違憲無効を理由とする訴訟の攻撃対象となった。この種の訴訟が1915年に連邦最高裁判所に4件も係属した。Brushaber v. Union Pacific Railroad Co., Stanton v. Baltic Mining Co., Tyee Realty Co. v. Anderson, Thorne v. Andersonの4事件である。その詳細は後に「前史期の判例」において述べるが、連邦最高裁判所は全員一致の判決で、

序章 はじめに

これらの事件のすべてにおいて納税者側の請求を斥けた。かくて1913年歳入法の合憲性が確認され、ここに恒久的連邦所得税制の成立をみたのである。

2 1916年歳入法 (Revenue Act of 1916)

同法の内容は、個人および法人の年間所得に対し2%の普通税率で所得税を課し、個人の年間所得に対し1%から13% (200万ドル超の部分に適用される最高税率) の超過税率で所得税を課する、というものであった。なお同法は、遺産 (estates) および信託 (trusts) を個人納税者と同じ型の納税者として取扱うこととした最初の所得税法である。

3 1917年歳入法 (Revenue Act of 1917)

同法の内容は、個人の年間所得に対し2%から4%の普通税率で所得税を課し、個人の年間所得に対し1%から50% (100万ドル超の部分に適用される最高税率) の超過税率で所得税を課し、法人の年間所得に対し6%の普通税率で法人所得税を課する、というものであった。

4 1918年歳入法 (Revenue Act of 1918)

同法の内容は、個人の年間所得に対し6%から12%の普通税率で所得税を課し、個人の年間所得に対し1%から65% (100万ドル超の部分に適用される最高税率) の超過税率で所得税を課し、法人の年間所得に対し12%の普通税率で法人所得税を課する、というものであった。

5 1921年歳入法 (Revenue Act of 1921)

同法の内容は、個人の年間所得に対し4%から8%の普通税率で所得税を課し、個人の年間所得に対し1%から50% (20万ドル超の部分に適用される最高税率) の超過税率で所得税を課し、法人の年間所得に対し12.5%の普通税率で法人所得税を課する、というものであった。なお同法は、後に[第1期の立法]において詳しく述べるように、個人についてだけ、キャピタル・ゲインを特別の所得として優遇する制度を採用した最初の所得税法である。

6 1924年歳入法 (Revenue Act of 1924)

同法の内容は、個人の年間所得に対し2% (最初の4,000ドルの部分に適用される最低税率)、4% (次の4,000ドルの部分に適用される中間税率) および6% (8,000ドル超の部分に適用される最高税率) の普通税率で所得税を課し、個人の年間所得に対し1%から40% (50万ドル超の部分に適用される最高税率) の超過

II アメリカ連邦所得税制全体の立法の歴史的展開の概観

税率で所得税を課し、法人の年間所得に対し 12.5% の普通税率で法人所得税を課する、というものであった。なお同法は、後に「第 2 期の立法」において詳しく述べるように、個人についてだけ、キャピタル・ゲイン優遇措置の代償措置ということで、キャピタル・ロスを特別の損失として冷遇する制度を採用した最初の所得税法である。

7 1925 年歳入法 (Revenue Act of 1925)

同法は基本的には 1924 年歳入法と同じであるが、法人の年間所得に対する普通税率は 13% とされた。

8 1926 年歳入法 (Revenue Act of 1926)

同法も基本的には 1924 年歳入法と同じであるが、個人の年間所得に対する普通税率は 1.5% (最低税率)、3% (中間税率) および 5% (最高税率) とされ、個人の年間所得に対する超過税率の最高税率が 20% に引下げられ、法人の年間所得に対する普通税率は 13.5% とされた。

9 1928 年歳入法 (Revenue Act of 1928)

同法も基本的には 1924 年歳入法と同じであるが、法人の年間所得に対する普通税率は 12% とされた。

10 1929 年歳入法 (Revenue Act of 1929)

同法も基本的には 1924 年歳入法と同じであるが、個人の年間所得に対する普通税率が 0.5% (最低税率)、2% (中間税率) および 4% (最高税率) とされ、法人の年間所得に対する普通税率が 11% とされた。

11 1932 年歳入法 (Revenue Act of 1932)

同法も基本的には 1924 年歳入法と同じであるが、個人の年間所得に対する普通税率が最低税率 4% および最高税率 8% の 2 段階とされ、個人の年間所得に対する超過税率の最高税率が 55% に引上げられ、法人の年間所得に対する普通税率が 13.75% とされた。なお同法は、後に「第 3 期の立法」において詳しく述べるように、個人についてのキャピタル・ロス冷遇措置を強化したほか、そもそもキャピタル・ゲイン優遇措置の適用がない法人に対しても、租税回避防止措置としてのキャピタル・ロス冷遇措置を適用した最初の所得税法である。

12 1934 年歳入法 (Revenue Act of 1934)

序章 はじめに

同法の内容は、個人の年間所得に対する普通税率を均一税率4%とし、個人の年間所得に対する超過税率を最低税率4%から最高税率50%とする、というものであった。なお同法は、後に「第3期の立法」において詳しく述べるように、キャピタル・ゲイン優遇措置を従来の特別均一税率方式から一定割合算入方式に変更した最初の所得税法である。

13 1935年歳入法 (Revenue Act of 1935)

同法の内容は、個人の年間所得に対する超過税率の最高税率を75%に引上げ、法人の年間所得に対する普通税率を15%とする、というものであった。

14 1938年歳入法 (Revenue Act of 1938)

後に「第3期の立法」において詳しく述べるように、1934年歳入法は、キャピタル・ゲイン優遇措置の方式を従来の特別均一税率方式から一定割合算入方式に変更したが、1938年歳入法は、この一定割合算入方式を継続する一方で、一定の限度で、かつての特別均一税率方式を復活させた。

15 1939年内国歳入法典 (Internal Revenue Code of 1939)

後に「第3期の立法」において詳しく述べるように、従来の歳入法の立法形式は、直近の歳入法にいくつかの改正を加えて数年ごとに新規の歳入法を制定するのが連邦議会の慣行となっていた。ところが1939年2月10日に1939年内国歳入法典が永続的制定法として制定された後は、新しい歳入法または租税改革法が立法されても、それらはすべて現行の内国歳入法典そのものに対する追加的改訂に過ぎないものとする慣行となった。1939年内国歳入法典は、1939年1月2日現在効力を有する内国歳入に関する連邦法上の関連規定を統合し法典化したもので、この法典化によって、内国歳入に関する連邦法上の関連規定のすべては、同法典の発効と同時に当然に失効するものとされた。

16 1939年歳入法 (Revenue Act of 1939)

後に「第3期の立法」において詳しく述べるように、1939年内国歳入法典の追加的改訂という形式をとった1939年歳入法は、そもそもキャピタル・ゲイン優遇措置の適用がない法人に対しても、租税回避防止措置としてのキャピタル・ロス冷遇措置を採用した1932年歳入法のキャピタル・ロス冷遇措

置を更に厳格化した。

17 1941年歳入法 (Revenue Act of 1941)

同法の内容は、個人の年間所得に対する超過税率の最高税率を77%に引き上げ、法人の年間所得に対する普通税率を37%とする、というものであった。

18 1942年歳入法 (Revenue Act of 1942)

同法の内容は、個人の年間所得に対する超過税率の最高税率を82%に引き上げる、というものであった。後に〔第4期の立法〕において詳しく述べるように、同法は、それまではキャピタル・ゲイン優遇措置の適用がなく、キャピタル・ロス冷遇措置だけが適用されていた法人についても、今度はキャピタル・ロス冷遇措置の見返り措置ということで、キャピタル・ゲインを特別の所得として優遇する措置を採用した。

19 1944年個人所得税法 (Individual Income Tax Act of 1944)

同法の内容は、個人の年間所得に対する超過税率の最高税率を91%に引き上げる、というものであった。

20 1954年内国歳入法典 (Internal Revenue Code of 1954)

1939年内国歳入法典(第1次内国歳入法典)に代る永続的制定法として制定され、現行の1986年内国歳入法典(第3次内国歳入法典)に取って代わられるまで第2次内国歳入法典として存続した。

21 1962年歳入法 (Revenue Act of 1962)

同法の重要な特徴は、取戻しルール(recapture rules)を創設したことである。

22 1964年歳入法 (Revenue Act of 1964)

同法の重要な特徴は、キャピタル・ロスの繰越しに関して、法人納税者と個人納税者とを区別したことである。

23 1969年租税改革法 (Tax Reform Act of 1969)

同法の重要な特徴は、現行の代替的ミニマム税(alternative minimum tax)の前身ともいえるべきミニマム税(minimum tax)を創設したことである。

24 1978年歳入法 (Revenue Act of 1978)

後に〔第4期の立法〕において詳しく述べるように、同法の重要な特徴は、

序章 はじめに

キャピタル・ゲイン優遇措置の方式を、個人については一定割合算入方式のみ、法人については特別均一税率方式のみ、としたことである。

25 1981年経済回復税法 (Economic Recovery Act of 1981)

同法の内容は、個人の年間所得に対する所得税の最高税率を70%から50%に引下げる、というものであった。後に〔第4期の立法〕において詳しく述べるように、同法は、いわゆる両建て取引 (straddles) の濫用を防止する措置を新設した。

26 1986年内国歳入法典 (Internal Revenue Code of 1986)

1954年内国歳入法典 (第2次内国歳入法典) に代る永続的制定法として制定された現行の内国歳入法典 (第3次内国歳入法典) である。同法典の重要な内容は、個人の年間所得に対する所得税の最高税率を50%から28%に引下げる、というものであった。後に〔第4期の立法〕において詳しく述べるように、同法典は、キャピタル・ロス冷遇措置は存置したものの、キャピタル・ゲイン優遇措置を廃止した。ただし、個人のキャピタル・ゲインという特別な所得の存在を認め、所得税の現行の最高税率が将来28%を超えた場合には、個人のキャピタル・ゲインという特別な所得に対してだけは現行の最高税率28%を適用すると定めた。

(3) 1986年内国歳入法典の成立後の主な立法

1 1990年一括予算調整法 (Omnibus Budget Reconciliation Act of 1990)

同法によって、個人の所得税に対する最高税率が28%から31%に上げられたため、1986年内国歳入法典で予め規定されていた個人のキャピタル・ゲイン優遇措置 (最高税率を28%に制限) が復活した。

2 1993年歳入調整法 (Revenue Reconciliation Act of 1993)

同法によって、個人の所得税に対する28%を超える税率が31%、36%および39.6%の3種に増えたため、1986年内国歳入法典で予め規定されていた個人のキャピタル・ゲイン優遇措置 (最高税率を28%に制限) が更に活用される事態となった。

3 1997年納税者救済法 (Taxpayer Relief Act of 1997)

同法によって、個人のキャピタル・ゲイン優遇措置が拡大された。最高税

Ⅲ キャピタル・ゲイン優遇措置およびキャピタル・ロス冷遇措置に関する立法の歴史的展開の概観

率が28%から20%に引下げられ、18ヶ月超の保有期間のキャピタル・ゲインには10%の税率が適用されることとされた。

4 1998年内国歳入庁組織改革法（IRS Restructuring and Reform Act of 1998）

同法によって、10%の税率が適用されるキャピタル・ゲインの保有期間が18ヶ月から1年に短縮された。

5 2001年経済成長および租税救済調整法（Economic Growth and Tax Relief Reconciliation Act of 2001）

同法によって、1986年内国歳入法典で予め規定されていた個人のキャピタル・ゲイン優遇措置（最高税率を28%に制限）を改正して最高税率を25%に制限した。

6 2003年事業および成長租税救済調整法（Jobs and Growth Tax Relief Reconciliation Act of 2003）

同法によって、個人のキャピタル・ゲインに対する適用税率が最低10%最高20%から最低5%（2007年からは0%）最高15%に引下げられた。

Ⅲ キャピタル・ゲイン優遇措置およびキャピタル・ロス冷遇措置に関する立法の歴史的展開の概観

以上のようなアメリカ連邦所得税制全体の立法の歴史的展開を踏まえて、次に、本研究の対象であるキャピタル・ゲイン優遇措置およびキャピタル・ロス冷遇措置に関する立法の歴史的展開を概観しよう。

1 前史期——キャピタル・ゲイン優遇措置もキャピタル・ロス冷遇措置も存在しなかった時期

アメリカ合衆国憲法第16修正の成立によって、1913年に恒久的所得税法が制定されてから1921年歳入法が制定されるまでは、キャピタル・ゲインは通常の所得として全額が課税対象とされ、キャピタル・ロスは通常の損失として全額が控除対象とされた。ただし、キャピタル・ロスの全額控除に関しては多少の例外があった。

2 第1期——個人にだけキャピタル・ゲイン優遇措置が適用された時期
1921年歳入法によって、個人についてだけ、キャピタル・ゲインを特別

序章 はじめに

の所得として優遇する制度が制定された。

3 第2期——キャピタル・ゲイン優遇措置の適用がある個人に対しその代償措置としてキャピタル・ロス冷遇措置が適用された時期

1924年歳入法によって、キャピタル・ゲイン優遇措置の代償措置ということで、個人について、キャピタル・ロスを特別の損失として冷遇する制度が制定された。

4 第3期——キャピタル・ゲイン優遇措置の適用がない法人に対し租税回避防止措置としてキャピタル・ロス冷遇措置だけが適用された時期

1932年歳入法によって、キャピタル・ロス冷遇措置が強化された。しかも、その当時にはキャピタル・ゲイン優遇措置の適用がなかった法人に対しても、租税回避防止措置として、このキャピタル・ロス冷遇措置だけは適用されることとされた。

5 第4期——個人および法人の双方にキャピタル・ゲイン優遇措置もキャピタル・ロス冷遇措置も適用された時期

1942年歳入法によって、それまではキャピタル・ゲイン優遇措置の適用がなく、キャピタル・ロス冷遇措置だけが適用されていた法人についても、今度はキャピタル・ロス冷遇措置の見返り措置ということで、キャピタル・ゲインを特別の所得として優遇する制度が制定された。かくて課税の技術的方法には差異があるものの、本質的には、個人も法人も共にキャピタル・ゲイン優遇措置およびキャピタル・ロス冷遇措置の適用を受ける制度が確立し、この制度は以後約50年近く1986年内国歳入法典の成立まで続くことになる。

IV キャピタル・ゲイン優遇措置およびキャピタル・ロス冷遇措置に関する判例の歴史的展開の意義

本研究において、個々の判例の検討は、アメリカ連邦所得税法制におけるキャピタル・ゲイン優遇措置およびキャピタル・ロス冷遇措置に関する立法の歴史的展開の各段階に対応しての歴史的 position 付けの検討となる。本研究は、この点において、多くのアメリカの研究者による著書および論文における判例の検討とは異なる。多くのアメリカの研究者による著書および論文における判例の検討は、当然のことながら、あくまでも検討当時の現行のキャピタ

IV キャピタル・ゲイン優遇措置およびキャピタル・ロス冷遇措置 に関する判例の歴史的展開

ル・ゲイン優遇措置およびキャピタル・ロス冷遇措置に関する法律解釈論の観点からの検討である。これに対して本研究は、キャピタル・ゲイン優遇措置およびキャピタル・ロス冷遇措置に関する立法の歴史的展開の各段階に対応しての個々の判例の歴史的位置付けを検討している。

例を挙げよう。後に「第3期の判例」において詳しく検討する William Flaccus Oak Leather Co. 事件判決がある。この事件では、火災保険金がキャピタル・ゲインに該当するか否かが争われた。超歴史的な法律解釈論の観点からすれば、火災保険金は資産の「売買またはその他の処分 (sale or other disposition)」の「その他の処分」に該当する「火災による滅失」を原因とする利得ではあるが、キャピタル・ゲイン優遇措置の要件である資産の「売買または交換 (sales or exchanges)」を原因とする利得ではないから、キャピタル・ゲインではない、という判決となった。しかしながら、この事件において問題となっている火災保険金が受領された時期は1935年であって、上記の第3期に該当するから、そもそも法人納税者である William Flaccus Oak Leather Co. にはキャピタル・ゲイン優遇措置の適用がなかったはずである。それなのに何故にキャピタル・ゲインが問題となったのか？ 実は上記の第3期には、キャピタル・ゲイン優遇措置の適用がなかった法人納税者に対しても、キャピタル・ロスはキャピタル・ゲインからしか控除できないとするキャピタル・ロス冷遇措置だけは適用されていたからである。William Flaccus Oak Leather Co. は、当時すでに約7万ドルのキャピタル・ロスを有していたので、同じく約7万ドルの火災保険金がキャピタル・ゲインとされれば、課税所得がゼロとなったはずである。つまり、「キャピタル・ロスと相殺できる利得」としてのキャピタル・ゲインが問題となった訳である。多くのアメリカの研究者による著書および論文においては、William Flaccus Oak Leather Co. 事件判決をこのように歴史的に位置付けるものはない。あくまでも法律解釈論の観点から「火災による滅失」は「その他の処分」ではあっても「売買または交換」には該当しないことを明確にした先例として位置付けている。

これもまた後に「第3期の判例」において詳しく検討する Corn Products 事件判決がある。この判決は、キャピタル・ゲイン課税の法律解釈論

序章 はじめに

においては、必ずといってよいほど取り上げられる有名な判決であって、いわゆる *Corn Products doctrine* を樹立した重要な判決と位置付けられている。しかしながら、この訴訟事件は一見すると奇妙な事案である。なぜなら、納税者側が「自社の法人所得税はもっと高かったはずだ」と主張し、税務当局側が「貴社は適切に法人所得税を納付済みだ」と反論し、結局は税務当局側が勝訴している事案だからである。実は、この事件では、「法人所得税 (corporate income tax)」が真の争点であったのではなく、むしろ「超過利得税 (excess profits tax)」が真の争点であった。このことは、法律解釈論の観点からは問題にならないので、ごく少数の論者を除いては、この事案の特殊性を指摘する者はいない。しかし、キャピタル・ゲイン優遇措置およびキャピタル・ロス冷遇措置に関する立法の歴史的展開の各段階に対応しての判例の歴史的 position の検討の観点からすると、このような実に奇妙な訴訟が存在したことの理由が理解できるのである。すなわち、*Corn Products Refining Co.* が先物契約の売買によって 1942 年に被った約 11 万ドルの損失が、キャピタル・ロスとなれば、一方において、キャピタル・ロスはキャピタル・ゲインからしか控除できないとするキャピタル・ロス冷遇措置によって、1942 年の法人所得税は増えるが、他方において、超過利得税上の基準所得額が高くなり、それだけ爾後の超過利得税が減少することになる。つまり、「超過利得税上の基準所得額を高くするために自社の法人所得税はもっと高かったはずだ」と主張する根拠としてのキャピタル・ロスが問題となった訳である。多くのアメリカの研究者による著書および論文においては、*Corn Products Co.* 事件判決をこのように歴史的に位置付けるものはない。あくまでも法律解釈論の観点から「先物契約」は「法律条文の形式的解釈からはキャピタル資産」に該当するかのように見えても「立法趣旨を踏まえた法律条文の実質的解釈からはキャピタル資産には該当しないこと」を明確にした先例として位置付けている。

さらに、本研究において検討する判例は、原則として、連邦最高裁判所の判例である。本研究は、この点においても、多くのアメリカの研究者による著書および論文における判例の検討とは異なる。多くのアメリカの研究者による著書および論文における判例の検討は、あくまでも検討当時の現行のキャ

ピタル・ゲイン優遇措置およびキャピタル・ロス冷遇措置に関する法律解釈論の観点からの検討であるから、そもそも余り数の多くない連邦最高裁判所の判例よりは、むしろ法律解釈論上の多くの問題点を浮彫りする下級審裁判所（連邦控訴裁判所、請求裁判所、連邦地方裁判所、租税裁判所など）の判例を取り上げることになる。これに対して本研究は、キャピタル・ゲイン優遇措置およびキャピタル・ロス冷遇措置に関する立法の歴史的展開の各段階に対応しての個々の判例の歴史的な位置付けを検討しているのであるから、最終審である連邦最高裁判所の判例だけを取り上げることにも意味があると考えられる。

なお、当然のことではあるが、本研究における個々の判例の検討にあたっては、その判例自体の年月日はあまり重要ではない。あくまでも、その判例が判断の対象とした個別の税法の年代が重要となる。たとえば上記の William Flaccus Oak Leather Co. 事件判決自体の年月日は 1941 年 4 月 28 日であるが、その判断の対象となったのは 1934 年歳入法である。同じように上記の Corn Products Refining Co. 判決自体の年月日は 1955 年 11 月 7 日であるが、その判断の対象となったのは 1942 年歳入法である。

加えて、そもそもアメリカの税法事件における判例の役割は、アメリカの一般の訴訟事件（不法行為事件とか契約違反事件とか）とは異なる。Dodge も述べているように、「税法事件における究極的な法源は、判例ではなく、実定税法である（the tax statute, not language in judicial opinions, is the ultimate source of tax law）」⁹⁾。したがって、税法事件においては、判例はあくまでも実定税法を補足するに止まる。つまり、立法が主で、判例は従となる。この点において、いわゆるコモン・ローが究極的な法源とされるアメリカの一般の訴訟事件とは異なることになる。

V 本研究の基本的視点

以上述べたところから明らかなように、本研究の基本的視点は、アメリカ連邦所得税制におけるキャピタル・ゲイン優遇措置およびキャピタル・ロス冷遇措置に関する「立法および判例の歴史的な位置付け」である。つまり、アメリカ連邦所得税制におけるキャピタル・ゲイン優遇措置およびキャピタル・ロス冷遇措置の歴史的展開の過程において「個々の立法および個々の連邦最

序章 はじめに

高裁判所の判例を歴史上の出来事として理解しようとするもの」である。

- 1) Sidney Ratner, *Taxation and Democracy in America*. 65 (1967).
- 2) *Id.* at 73.
- 3) *Id.* at 82.
- 4) *Id.* at 127.
- 5) *Id.* at 191. 大塚正民「アメリカ合衆国憲法第 16 修正（所得税修正）成立史」英米法の諸相 125 頁注 1 (1980)。
- 6) *Id.* at 292.; 大塚・前掲注 5) 135 頁注 40。
- 7) *Id.* at 298.; 大塚・前掲注 5) 125 頁以下。
- 8) *Id.* at 322.; 大塚・前掲注 5) 143 頁以下。
- 9) Dodge, *The Story of Glenshaw Glass: Towards a Modern Concept of Gross Income*, Caron ed., *Tax Stories* 30 (2003).

第1章 前史期（1913年から1921年まで）

——優遇措置も冷遇措置もなかった時期

この期間は、キャピタル・ゲイン優遇措置もキャピタル・ロス冷遇措置も存在しなかった時期である。

民主党のウィルソンが第28代大統領に就任し（1913年3月4日）、最初の恒久的連邦所得税法としての1913年所得税法が成立し（1913年10月3日）、第1次世界大戦（1914年から1918年）を経て、共和党のハーディングが第29代大統領に就任するまで（1921年3月4日）の期間である。

この前史期の特徴は、原則として、キャピタル・ゲイン優遇措置もキャピタル・ロス冷遇措置も存在しなかったことである。したがって、キャピタル・ゲインは、個人、法人を問わず、その全額が通常所得として課税所得に算入され、かつ、普通税率（normal tax rates）および超過税率（surtax rates）に服した。¹⁾ キャピタル・ロスも、個人、法人を問わず、その全額が通常損失として控除が認められた。ただし、キャピタル・ロスに関しては、多少の例外が存在した。すなわち、個人納税者の場合、当初はキャピタル・ロスの控除は全く認められなかったが、後に同種の取引から生じたゲインを限度として控除が認められ、さらに1918年からは制限なしに全額の控除が認められるようになった。

I 立法

以下、この前史期における主な立法を見ることにする。

1 1913年歳入法

一般に1913年歳入法ないしは1913年所得税法と呼ばれるのは、法律の形式からすれば、いわゆるアンダーウッド・シモンズ関税法の第II部（Underwood-Simmons Tariff Act, section II）²⁾を指す。同法の下では、「不動産

第1章 前史期（1913年から1921年まで）

たとえ動産たるとを問わず、およそ財産の売却その他の取引から生じた利得、利益および所得（gains, profits and income derived from sales, or dealings in property, whether real or personal）」は全額が課税所得に算入された。ところが損失については、「営業において生じた損失（losses incurred in trade）」は控除できるとされていたものの、営業とはいえない取引において生じた損失の取扱いについては明文の規定がなかった。そこで当時の財務省（Treasury Department）による行政上の取扱いは、次のようなものであった。³⁾すなわち、財産の売却による利得は、たとえ営業とはいえない取引から生じたものでも、その全額を課税所得とするが、財産の売却による損失は、営業において生じたものでない限り、一切控除を認めない、とするものであった。⁴⁾

2 1916年歳入法

営業とはいえない取引から生じた損失についての上記の財務省による行政上の取扱いを若干緩めた。すなわち、同種の取引から生じた利得を限度として控除を認める、という規定を設けた。⁵⁾

3 1918年歳入法

財産上の取引から生じた損失についての控除制限を撤廃した。すなわち、およそ利益を得ることを目的として行った取引である限り、営業とはいえない取引から生じた損失であっても、制限なしに全額の控除を認める、という規定が設けられた。⁶⁾なお1918年歳入法は、注目すべき2つの規定を新設した。1つは、いわゆる純損失（net loss）に関する規定である。すなわち、当課税年度において純損失が生じた場合、まず前課税年度に繰戻し、なお余りがあれば翌課税年度に繰越することができる、という規定である。⁷⁾他の1つは、いわゆる交換（exchange）に関する規定である。それまでは財産の交換から生ずる利得および損失の取り扱いについて明文の規定が存在しなかった。1918年歳入法は、交換を通常の売買と同様に取り扱うことにした。すなわち、「財産の交換が行われた場合、受領した財産の時価に等しい現金等価物（the equivalent of cash to the amount of its fair market value）を受領したものとみなして、利得または損失を算定するものとする」という規定である。⁸⁾

4 立法化されなかったいくつかの提案

この期間においては、キャピタル・ゲインは、個人・法人を問わず、その全額が通常所得として課税所得に算入され、かつ、普通税率および超過税率に服した。とはいうものの、第1次世界大戦が終わった後、1919年および1920年には、キャピタル・ゲインに対する優遇措置が論議されるようになった。例えば、1919年11月3日、当時の財務長官カーター・グラス (Carter Glass) が下院歳入委員会に提出した「1918年歳入法に関する覚書 (Notes on the Revenue Act of 1918)」がある。この覚書の中でグラスは、「そのような立法を勧告するのではないが」と断った上で、「臨時的所得 (extraordinary income) に対する低税率分離課税という特別措置が考えられ得る」と述べている。⁹⁾ またグラスの次に財務長官となったヒューストン (Houston) が下院歳入委員会の委員長にあてた1920年3月17日付けの書簡がある。この書簡の中でヒューストンは、次のように述べている。「超過所得税 (surtax) が重くなるにつれ、幾年かにわたって発生してきた所得がある課税年度で一時に実現しその課税年度で全額課税されるとなると、不都合が目立つようになってきています。したがって当職としましては、以下のことを勧告したいと思えます。すなわち、そのような臨時的所得 (extraordinary income) がある課税年度の総所得の相当部分を占める場合には、これを各発生年度に配分する措置を講ずること、¹⁰⁾」さらに第66連邦議会において審議されたが成立に至らなかった下院法案番号第14198号がある。この法案は1920年5月27日に下院を通過したが、上院で否決された。その大要は次のようなものであ¹¹⁾た。

臨時的純所得 (extraordinary net income) に対し発生年度配分課税措置 (prorating plan) を適用する。すなわち、臨時的純所得とは、(1)3年超の期間にわたって提供される人的役務に対する報酬、および(2)3年超の期間にわたって保有されていたキャピタル資産の売却から生じる利得をいう。もし臨時的純所得が当該課税年度における納税者の総所得の20%を超えるときは、臨時的純所得は当該人的役務提供期間または当該キャピタル資産保有期間に配分することができ、かく配分された各課税年度の臨時的純所得の金額と他の所得の金額とを合算した上で、各課税年度を合算後の合計金額に適用して

税額を再計算する。

上院で否決されたのは、この措置が行政執行上余りにも複雑すぎるという理由からであった。¹²⁾

II 判 例

すでに述べたように、この前史期の特徴は、原則として、キャピタル・ゲイン優遇措置もキャピタル・ロス冷遇措置も存在しなかったことである。したがって、当然のことながら、キャピタル・ゲイン優遇措置またはキャピタル・ロス冷遇措置に関する判例も存しない。この前史期において判例上問題となったのは、そもそも所得税制が合憲か否かという点であり、かりに合憲であるとしても、キャピタル・ゲインはそもそも課税所得たり得るかという点であった。

以下、この前史期における主な判例を見ることにする。

1 Brushaber v. Union Pacific Railroad Co., 240 U. S. 1 (1916)

【事案の概要】

すでに述べたように、一般に1913年歳入法ないしは1913年所得税法と呼ばれるのは、法律の形式からすれば、いわゆるアンダーウッド・シモンズ関税法の第II部を指す。1913年歳入法は、1913年3月1日より法人および個人に適用された。その発効と同時に1909年法人消費税法（Corporation Excise Tax Act of August 5, 1909）¹³⁾は、1913年2月28日をもって失効した。1913年歳入法によって、法人および個人は1914年3月1日までに各自申告書を提出しなければならないものとされた。この1913年歳入法は、違憲無効であることを理由とする訴訟の攻撃対象となり、この種の訴訟事件が1915年に連邦最高裁判所に4件も係属した。これら4件の全部についての口頭弁論が1915年10月14日と15日の両日にわたって行われた。本件Brushaber事件についての判決は1916年1月24日に言い渡されたが、残りの3件についての判決はすべて1916年2月21日に言い渡されている。最初に判決の言渡しがあった本件Brushaber事件についての判旨が、その後言い渡された他の3件の先例として援用されている。本件Brushaber事

件ともう1件は、¹⁴⁾いわゆる行為差止請求（いうところの違憲無効の税法に従って納税しようとする会社の行為を株主の立場で差し止める請求）の事案であり、他の2件は、¹⁵⁾いわゆる納付税額還付請求（いうところの違憲無効の税法に従って止むを得ずいったん納付した所得税額の還付を請求）の事案である。連邦最高裁判所は全員一致の判決（ただし、マクレイノルズ (McReynolds) 裁判官は参加せず。）で、これらの請求のすべてを斥けた。

【判旨の概要】

ホワイト (White) 裁判官による法廷意見の概要は、次のとおりである。合衆国憲法第 16 修正の文言自体から明らかなことは、それが連邦議会に対し所得税という租税を課する権限を与えることを目的としたものではなく——そもそも連邦議会がそのような権限をすでに有していることには疑問はない——ある種の所得税は可とし、他の種の所得税は不可とすることを目的としたものでもない、ということである。それが目的としたのは、およそ所得税を課するに当たっての人口比例の要件、およそ所得を算定するに当たっての源泉の要件を不要とすることである。

【コメント】

本件 Brushaber 事件の判決によって「所得税法の合憲性をめぐる紛争」は終止符を打つことになった。1894 年連邦所得税法を違憲無効と判断した連邦最高裁判所のいわゆる所得税判決 (Income Tax Cases) ¹⁶⁾によって、所得税法の立法化は事実上封じられてきたのであるが、1909 年法人消費税法を合憲有効と判断した 1911 年の Flint 事件判決、ついで合衆国憲法第 16 修正 (所得税修正) の成立、さらに本件 Brushaber 事件の判決によって、ここに恒久的な連邦所得税制に基盤が確立したのである。¹⁷⁾

2 Merchants Loan and Trust Co. v. Smietanka, 255 U. S. 509 (1921)

【事案の概要】

上告人 Merchants Loan and Trust Co. は、1912 年に死亡した Arthur Ryerson の信託の受託者であり、被上告人 Smietanka は、内国歳入庁の収税官である。信託設定者 Ryerson の遺言によると、信託財産から生ずる純所得 (net income) は、同人の妻の生存中は彼女に、彼女の死後は子供た

第1章 前史期（1913年から1921年まで）

ちに、それぞれ支払われることとされていた。ただし、子供たちが25歳に達すると、信託財産そのものの引渡しを受けることとされていた。受託者は何が純所得であるかを決定する裁量権を有していたが、1つだけ例外があった。それは遺言の中の次のような文言である。

株式配当および売却価値の増加分は、所得ではなく元本と見なすものとす
る (stock dividends and accretions of selling values shall be considered principal,
and not income)』

信託財産の中に Joseph T. Ryerson & Son 社の株式 9,522 株が含まれており、その売却価値は 1913 年 3 月 1 日現在（つまり、1913 年所得税法の適用開始日現在）では 561,798 ドルであったが、1917 年 2 月 2 日に合計 1,280,996 ドル 64 セントで売却された。内国歳入庁は、差額 719,198 ドル 64 セントの全額が 1917 年度の課税所得であるとして、不足税額を追徴した。上告人は、次のように主張して、この追徴税額の還付を求めた

「内国歳入庁が所得なりと認定したものは、キャピタル資産の価値増加分 (appreciation in the value of the capital assets) であって、これは合衆国憲法第 16 修正にいう所得ではない。」

連邦最高裁判所は全員一致の判決（ただし、ホームズ (Holmes) 裁判官とブランドイス (Brandeis) 裁判官は結論のみに賛成。) で内国歳入庁長官を勝たせた。

【判旨の概要】

クラーク (Clarke) 裁判官による法廷意見の概要は、次のとおりである。

問題は次の点である。すなわち、約 50 万ドルの当初価値を有していた投資が 4 年の間に 70 万ドル余りの価値を増加させた場合に、この価値増加による利得が果たして合衆国憲法第 16 修正にいう『所得』に該当するか、という点である。この問題は定義の問題であって、これに対する回答は、当裁判所の判決に見出すことができる。まず 1909 年法人消費税法に関する当裁判所の判決がある。1909 年法人消費税法は、所得税法ではないが、その運用のためには『所得』を定義する必要があったので、同法に関する当裁判所の判決¹⁸⁾において、所得は次のように定義された。

すなわち、所得とは『資本、労働または両者の結合から生じた利得 (a gain derived from capital, from labor, or from both combined)』である、と。

この定義は、当裁判所によって幾度となく是認されてきた。そして1913年所得税法に関する当裁判所の最近の判決においても、¹⁹⁾ 少し追加が行われたものの、同じ定義が用いられている。

すなわち、所得とは『資本、労働または両者の結合から生じた利得であって、資本資産の売却または交換から生じた利得を含む (a gain derived from capital, from labor, or from both combined, provided it be understood to include profit gained through sale or conversion of capital assets)』、と。

これらの1909年法人消費税法および1913年所得税法において用いられた所得の定義は、本件においても適用される。納税者側の主張によれば、第16修正および所得税法における所得には、1回限りの資本資産の売却から生ずる利得は含まれず、商人、不動産業者などが事業として行う資産の売買から生ずる利得のみを含む、と解すべきとのことであるが、そのような主張には理由がない。イギリス所得税に関する判例は、我国の所得税とは全く異なる制度に関するものであって、参考にはならない。

【コメント】

すでに述べたように、この前史期において判例上問題となったのは、そもそも所得税制が合憲か否かという点であり、かりに合憲であるとしても、キャピタル・ゲインはそもそも課税所得たり得るかという点であった。上記のBrushaber事件の判決によって「所得税法の合憲性をめぐる紛争」には終止符が打たれることになったが、本件 Merchants Loan and Trust Co. 事件の判決によって「キャピタル・ゲインの課税所得性をめぐる紛争」にも終止符が打たれることになった。

実は本件 Merchants Loan and Trust Co. 事件の判決は、いわゆる「4件のキャピタル・ゲイン判決」の1つである。すなわち、連邦最高裁判所が同じ日に判決言渡しをしたキャピタル・ゲインをめぐる4件の判決の1つなのである。他の3件とは、Eldorado Coal Co. v. Mager, 255 U. S. 522 (1921), Goodrich v. Edwards, 255 U. S. 527 (1921), Walsh v. Brewster, 255 U. S. 536 (1921) の3件である。これら3件の判決においては、いずれも本件 Merchants Loan and Trust Co. 事件の判決が先例とされている。²⁰⁾

Eldorado Coal 事件は、納税者である鉱山会社が鉱山施設を1917年5月

第1章 前史期（1913年から1921年まで）

に売却した事案である。内国歳入庁は、その鉱山施設の売却価値のうち、5,986ドル2セントは1913年3月1日現在（つまり、1913年所得税法の適用開始日現在）から売却日までの値上り分であると認定した上で、この5,986ドル2セントが1917年度の課税所得であるとして、不足税額3,073ドル16セントを追徴した。

納税者は、次のように主張して、この追徴税額の還付を求めた。

「内国歳入庁が所得なりと認定したものは、キャピタル資産の価値増加分（appreciation in the value of the capital assets）であって、これは合衆国憲法第16修正にいう所得ではない。」

クラーク（Clarke）裁判官による法廷意見は、「本件における争点は、本日言渡しのあった Merchants Loan and Trust Co. 事件の判決における争点と同一であるから、これ以上の議論は不要である。」というものであった。

Goodrich 事件は、納税者である Goodrich が1916年に2度にわたり株式を売却した事案である。第1の売却の場合は、その売却価値は1913年3月1日現在（つまり、1913年所得税法の適用開始日現在）では695ドルであったが、1916年3月に13,931ドル22セントで売却された。第2の売却の場合は、その売却価値は1913年3月1日現在では148,635ドル50セントであったが、1916年に269,346ドル25セントで売却された。内国歳入庁は、第1の売却の差額13,236ドル22セントおよび第2の売却の差額120,710ドル75セントのいずれもが1916年度の課税所得であるとして、不足税額を追徴した。

納税者は、次のように主張して、この追徴税額の還付を求めた。

「内国歳入庁が所得なりと認定したものは、キャピタル資産の価値増加分（appreciation in the value of the capital assets）であって、これは合衆国憲法第16修正にいう所得ではない。」

クラーク（Clarke）裁判官による法廷意見は、「本件における納税者の主張は、本日言渡しのあった Merchants Loan and Trust Co. 事件の判決における納税者の主張と同一である。」という前提の下で、第1の売却に関しては、納税者敗訴とした原判決を維持したが、第2の売却に関しては、次のような特殊事情があるとして、納税者敗訴とした原判決を破棄している。すなわち、その株式の1913年3月1日現在の価値は148,635ドル50セントであっ

たが、もともと1912年に取得した当時の価値は291,600ドルであったから、1916年に269,346ドル25セントで売却されたということは、結局は、納税者は損失を被ったということになる。

Brewster事件は、納税者であるBrewsterが1916年に2度にわたり債券を売却した事案である。第1の債券売却の場合は、その売却価値は1913年3月1日現在（つまり、1913年所得税法の適用開始日現在）では151,845ドルであったが、1916年に191,000ドルで売却された。第2の債券売却の場合は、その売却価値は1913年3月1日現在では164,480ドルであったが、1916年に276,150ドルで売却された。内国歳入庁は、第1の債券売却の差額39,155ドルおよび第2の債券売却の差額111,670ドルのいずれもが1916年度の課税所得であるとして、不足税額を追徴した。原審は、これらの差額のいずれもが課税所得には該当しないとして、納税者勝訴の判決をした。

クラーク（Clarke）裁判官による法廷意見は、「本件における納税者の主張は、本日言渡しのあったMerchants Loan and Trust Co.事件の判決における納税者の主張と同一である。」という前提の下で、第1の債券売却に関しては、次のような特殊事情があるとして、結局は、納税者勝訴とした原判決を維持した。すなわち、その債券の1913年3月1日現在の価値は151,845ドルであったが、もともと1909年に取得した当時の価値は191,000ドルであったから、1916年に191,000ドルで売却されたということは、結局は、納税者は所得ゼロということになる。第2の債券売却に関しては、納税者勝訴とした原判決を破棄しているが、課税所得の金額は、内国歳入庁が主張する差額111,670ドルではなく、当初1902年および1903年に取得した231,300ドルと1916年の売却価額276,150ドルの差額44,850ドルであるとしている。

3 Eisner v. Macomber, 252 U. S. 189 (1920)

【事案の概要】

1916年歳入法の下での個人納税者が受領した株式配当に対する課税の是非が争われた事件である（ちなみに、個人納税者Macomber夫人の訴訟代理人は後に連邦最高裁判所の長官となったCharles E. Hughesである）。

第1章 前史期（1913年から1921年まで）

1916年1月1日現在、Standard Oil Company of Californiaは額面100万ドルの株式を約50万株発行し、その資本金は約5,000万ドルであった。当時の未処分利益剰余金は約4,500万ドルであったが、その中の約2,000万ドルは、1913年3月1日より前に稼得された利益であり、残り約2,500万ドルが同日以後に稼得された利益であった。1916年1月、同社は50%の株式配当を行い、約2,500万ドルの未処分利益剰余金を資本金に振り替えた。

個人納税者 Macomber 夫人は Standard Oil Company of California の株式を 2,200 株所有していたので、この株式配当によって新株式 1,100 株を受領した。この合計 1,100 株の中、18.07%相当分である 198.77 株（額面総額 19,877 ドル）は、1913年3月1日以後 1916年1月1日までの期間中に稼得された利益に対応するものであった。国内歳入庁がこの 19,877 ドルに課税した²¹⁾ので、個人納税者 Macomber 夫人は、課税額をいったん納付した上で、その還付を求めて出訴した。第1審であるニューヨーク州南部地区連邦地方裁判所は、政府側から出された本案前の抗弁を却下し、本案について答弁すべきものとの決定を下した。政府側は、本案について答弁をする代わりに、連邦最高裁への事件の移送の申立てを行い、原告である個人納税者 Macomber 夫人側もこの申立てに同意した。かくして事件は連邦最高裁で審理されることとなり、1919年4月16日に最初の口頭弁論が、1919年10月17日と20日に再度の口頭弁論が行われ、出訴後わずか1年半も経たない1920年3月8日に判決が下された。

【判旨の概要】

Pitney 裁判官による法廷意見の概要は、次のとおりである。

「株式配当の場合、会社の蓄積利益は資本金に振り替えられるのであって、株主に対して分配されるのでもなければ、機会があれば現金または現物で分配するための原資として留保されるのでもない。株主にとって利益の実現があったとは到底いえないどころか、むしろその実現を延期する傾向がある。けだし、新しい資本金とされた資金は、剰余金から資本金に振り替えられたので、もはや、配当可能利益ではなくなっているからである。本質的かつ決定的な事実、本件株主は自己の使用および便益に供すべきいかなるものも会社から受領していないという事実である。……論者の中には、株主は株式

配当をして受領した新しい株式を売却できるのではないか、と言う者がいる。買主が存在する限り、たしかに論者の言うとおりである。しかしながら、こうも言える。株主が株式を売却したこと、それこそがまさに実現なのである。……1916年歳入法は、本件株主の株式配当に課税するとした点において、連邦憲法に違反し、その限度において無効である。」

【コメント】

すでに述べたように、この前史期において判例上問題となったのは、そもそも所得税制が合憲か否かという点であり、かりに合憲であるとしても、キャピタル・ゲインはそもそも課税所得たり得るかという点であった。まず、Brushaber 事件判決によって「所得税法の合憲性をめぐる紛争」には終止符が打たれ、ついで Merchants Loan and Trust Co. 事件判決によって「キャピタル・ゲインの課税所得性をめぐる紛争」にも終止符が打たれた。

次の問題が「所得は何時課税されるべきか」であった。この問題を解く鍵が「実現 (realization)」という概念である。Macomber 判決は、「実現概念」を用いて株式配当を非課税所得とした古典的判決である。この判決自体が実現という概念を発明した訳ではないが、この判決が実現概念を余りにも早い時代から余りにも深くアメリカの税制に組み込んでしまったので、今になってこの実現概念を否定しようとする、政治的にも制度的にも越え難い難関が待ち受けている、とされる。²²⁾

例えば、現行の1986年内国歳入法典 section 1001. Determination of Amount of and Recognition of Gain or Loss (利得と損失の金額の算定と当期計上金額) は、「realization (実現)」と「recognition (当期計上=認識)」の概念を区別し、次のような構成の条文となっている。

(a) Computation of Gain or Loss (利得と損失の算定) — The gain from the sale or other disposition of property shall be the excess of the amount realized therefrom over the adjusted basis provided in section 1011 for determining gain, and the loss shall be the excess of the adjusted basis provided in such section for determining loss over the amount realized (財産の売却またはその他の処分による利得の金額は、実現金額が利得を算定する場合の section 1011 に定める調整取得価額を超過する金額と

第1章 前史期（1913年から1921年まで）

し、損失の金額は、損失を算定する場合の section 1011 に定める調整取得価額が実現金額を超過する金額とする）

(b) Amount Realized (実現金額) — The amount realized from the sale or other disposition of property shall be the sum of any money received plus the fair market price of the property (other than money) received... (財産の売却またはその他の処分による実現金額は、受領した現金と受領した（現金以外の）財産の時価との合計金額とする)

(c) Recognition of Gain or Loss (利得または損失の当期計上金額) — Except as otherwise provided in this subtitle, the entire amount of the gain or loss, determined under this section, on the sale or exchange of property shall be recognized. (本サブタイトルに別段の定めがある場合を除いては、本 section に基づいて財産の売却または交換から生じた利得または損失として算定された金額の全額が当期計上金額となる)。

- 1) この期間（1913年から1921年）における普通税率（normal tax rate）および超過税率（surtax rate）は、以下のとおりである。

Annual Report of the Secretary of the Treasury on the State of the Finance for the Fiscal Year Ended June 30, 1940, 466-472 (1940).

	1913年12月 31日当時の 税率	1914年10月 22日付けの 法律	1916年 歳入法	1917年3月 3日付けの 法律	1917年 歳入法	1918年 歳入法
個人納税者 普通税率 2,000ドル まで	1%	1%	2%	2%	2%	6%
4,000ドル まで	1%	1%	2%	2%	4%	6%
8,000ドル まで	1%	1%	2%	2%	4%	12%
8,000ドル超 超過税率	1%	1%	2%	2%	4%	12%
最低税率	1%	1%	1%	1%	1%	1%
最高税率	6%	6%	13%	13%	63%	65%
法人納税者 普通税率	1%	1%	2%	2%	6%	12% (1918) 10% (1919)
超過税率	—	—	—	—	—	—

- 2) Sidney Ratner, *Taxation and Democracy in America*. 323 (1967). 大塚正民「アメリカ合衆国憲法第 16 修正（所得税修正）成立史」『英米法の諸相』143 頁以下（1980 年）。1913 年 3 月 4 日、第 28 代大統領ウィルソンは、その就任演説において、すべてのアメリカ市民に成功の機会を平等に与えるために、関税制度ならびに銀行および通貨制度などの改革が必要であることを強調した。1913 年 4 月 7 日、連邦議会の臨時会が召集され、とくに関税改革案が主な審議の対象となった。実は、ウィルソンの大統領当選が確定した直後、1912 年 12 月頃より、委員長アンダーウッド（Underwood）の主導の下に、下院歳入委員会（Way and Means Committee）は関税法改正案の審議を開始していたので、早くも 1913 年 4 月 22 日には改正法案が下院本会議に報告された。この改正法案には、ハル（Hull）の起草にかかる所得税条項が含まれていた。1913 年 5 月 8 日、この改正法案は 281 対 139 で下院を通過した。上院財政委員会（Senate Finance Committee）は、委員長シモンズ（Simmons）の主導の下に、さらに関税を引き下げた改正法案を上院本会議に報告し、1913 年 9 月 9 日、この改正法案は 44 対 37 で上院を通過した。その後、両院協議会（Conference）での妥協を経て最終案が確定し、1913 年 10 月 3 日、これにウィルソンが署名することによって、ここにアンダーウッド・シモンズ関税法が成立した。一般に 1913 年歳入法ないしは 1913 年所得税法と呼ばれるのは、法律の形式からすれば、このアンダーウッド・シモンズ関税法の第 II 部（section II）を指す。
- 3) 17 Treasury Decision under Internal-Revenue Laws of the United States, January - December, 1915, 44 T. D. 2135 (1915). 営業において生じた損失：株式または債券の取引について公認されている・免許を受けているディーラー以外の者が、ある課税年度中に株式の売買によって 5,000 ドルの利益を得たが、同じ課税年度中に株式の売買によって 4,000 ドルの損失を被った。この場合、利益と損失の差額 1,000 ドルが課税所得となるのか、それとも 5,000 ドルの利益全額が課税所得となるのか？この問題に関する内国歳入局の見解は以下のとおりである。5,000 ドルの利益は課税所得として申告しなければならず、4,000 ドルの損失は所得計算上これを控除することは認められない。けだし、「営業において (in trade)」生じたという控除要件を欠くからである。
- 4) もっとも 1913 年歳入法の法案が下院本会議で審議された際、1913 年 4 月 26 日の審議において、所得税条項の起草者ハルとロジャース（Rogers）議員との間で、次のような質疑応答が行われている。50 Cong. Rec., 63d Cong., 1st Sess. 513 (1913). ロジャース「かりにある人がある会社の株式 100 株と別の会社の株式 100 株を購入し、一方の株式は値上がりし、他方の株式は値下がりしたとすれば、本法案によれば、値上がりした株式については所得税を支払わなければならないのですね？」ハル「そのとおりです。もしその人がたまにしかこの種の投資取引を行っていないとしても、利得も課税されますが損失も控除できると思います。たしかにこの種の損失は営業において生じた損失ではありませんが、他の株式取引から生じた利得に限って、相殺が認

第1章 前史期（1913年から1921年まで）

められると思います。」

- 5) 1916年歳入法 section 5 (a)(5)：合衆国市民 (citizen) または居住者 (resident) の純所得 (net income) を算定するに当たっては、下記の税務上の控除が認められるものとする。……利益を得ることを目的として行った取引で事業または営業とはいえない取引の場合、当該課税年度において実際に被った損失は、同種の取引から生じた利得を限度として、その控除を認める。
- 6) 1918年歳入法 section 214 (a)(5)：純所得を算定するに当たっては、下記の税務上の控除が認められるものとする。……利益を得ることを目的として行った取引で事業または営業とはいえない取引の場合、当該課税年度において被った損失で保険またはその他により補填されなかったものは、その控除を認める。
- 7) 1918年歳入法 section 204 (b)：納税者が純損失を被ったことが内国歳入局長が満足すべき程度までに立証されたときは、財務長官の承認を得て内国歳入局長が制定した規則に基づき、かかる純損失を前課税年度における納税者の純所得から控除し、……前課税年度における所得税額を再計算する。……かかる純損失の額が前課税年度における純所得の額を超過する場合には、財務長官の承認を得て内国歳入局長が制定した規則に基づき、かかる超過額を翌課税年度における純所得の算定上控除できるものとする。
- 8) 1918年歳入法 section 202 (b).
- 9) Notes on the Revenue Act of 1918, 13-14 (1919), reprinted in 94 Reams, U. S. Revenue Acts 1909-1950 (1979).
- 10) Annual Report of the Secretary of the Treasury on the State of the Finances for the Fiscal Year Ended June 30, 1920, 31-32 (1920).
- 11) Wells, Legislative History of Treatment of Capital Gains Under the Federal Income Tax, 1913-1948, 2 Nat'l Tax J. 13-14 (1949).
- 12) U. S. Treasury Department, Federal Income Tax Treatment of Capital Gains and Losses, 21 note 37 (1951)：当時の財務長官の税制顧問であったアダムス (T. S. Adams) は、この発生年度配分課税措置は行政執行上の複雑さが理由で (because of its administrative complexity) 不採用になった、と説明している。すなわち、1921年8月1日の下院歳入委員会における内国歳入改正に関する公聴会の公聴会記録405頁によれば、アダムスは次のように述べている。「この発生年度配分課税措置は、過去において財務省が承認したものでした。ところが、いざ実行ということになると、かなりの面倒が予想されたのです。というのは、修正申告手続とかその他の複雑な手続が必要とされたからです。この提案を批判した人々は、ほとんどが、この提案の趣旨には賛成するものの、その手続の複雑さを批判した人々だったと思います。」
- 13) Ratner, *supra* note 2) at 292. 大塚・前掲注2) 135頁注40.
- 14) Stanton v. Baltic Mining Co., 240 U. S. 103 (1916).

- 15) Tyee Realty Co. v. Anderson, 240 U. S. 115 (1916) と Thorne v. Anderson, 240 U. S. 115 (1916)。なお、これら両事件は併合されている。
- 16) Ratner, *supra* note 2) at 191. 大塚・前掲注 2) 125 頁注 1。
- 17) Griswold and Graetz, *Federal Income Taxation* 37 (1976). 「この Brushaber 事件判決は、1913 年に課された所得税を合衆国憲法第 16 修正の下で合憲有効とした判決である。爾来、連邦憲法問題は、連邦税制において実務上余り大きな役割を演じないようになった。」
- 18) 援用されている判決は、Stratton's Independence v. Howbert, 231 U. S. 399 (1913) である。
- 19) 援用されている判決は、Eisner v. Macomber, 252 U. S. 189 (1920) である。
- 20) Kornhauser, *The Origins of Capital Gains Taxation: What's Law Got to Do With It?*, 39 *Southwestern L. J.* 869, 877 (1985).
- 21) Kornhauser, *The Story of Macomber: The Continuing Legacy of Realization*, Caron, ed. *Tax Stories*, 59 (2003) によると、次のような事情があった。1916 年歳入法よりも前の所得税法では、株式配当についての規定が存在しなかったため、内国歳入庁は非課税の取扱いをしていたが (T. D. 2163), 1915 年の末に一転して課税の取扱いをするようになった (T. D. 2274)。そして 1916 年歳入法が、課税取扱いを明文化した。
- 22) Kornhauser, *supra* note 21 at 95 (2003).

第2章 第1期（1921年から1924年まで）

——個人にだけ優遇措置が適用された時期

この期間は、個人にだけキャピタル・ゲイン優遇措置が適用された時期である。

共和党のハーディングが第29代大統領に就任したが（1921年3月4日）、任期中に急死したため（1923年8月2日）、副大統領クーリッジが大統領に昇格し、そのクーリッジが1924年の大統領選挙で圧勝するまでの期間である。なお、この期間以後1932年まで引き続き財務長官の職にあったのはメロン（Mellon）である。この期間の原則的特徴は、個人についてだけ、キャピタル・ゲインを特別の所得として優遇する制度が制定されたことである。しかも、キャピタル・ゲイン優遇措置だけが存在し、キャピタル・ロス冷遇措置は存在しなかったことである。

I 立法

以下、この期間における主な立法を検討する。

1 1921年歳入法

第1次世界大戦中、個人に対する所得税の税率（普通税率プラス超過税率）は極めて高くなった。すなわち、1913年歳入法の下では、1%の普通税率の外に、1%から6%（50万ドル超の所得に対する最高税率）の超過税率の適用となっていたが、1916年歳入法の下では、2%の普通税率の外に、1%から13%（200万ドル超の所得に対する最高税率。ちなみに1913年歳入法の下で最高税率6%が適用されていた50万ドル超の所得に対しては10%）の超過税率の適用となり、1918年歳入法の下では、最高税率（8,000ドル超の所得に対して）12%の普通税率の外に、1%から65%（100万ドル超の所得に対する最高税率。ちなみに1913年歳入法の下で最高税率6%が適用されていた50万ドル超の所得に対しては63%）の超過税率

第2章 第1期（1921年から1924年まで）

が適用された。なお、法人については、超過税率の適用はなく、普通税率だけが適用された。この法人に対する普通税率は、1913年歳入法の下では1%、1916年歳入法の下では2%、1918年歳入法の下では12%であった。¹⁾

1921年11月23日に成立した1921年歳入法は、キャピタル・ゲイン課税に関する最初の立法である。まず同法は、キャピタル・ゲイン課税の基となるキャピタル資産を定義した。²⁾この定義によると、キャピタル資産とは「納税者が、利益の獲得または投資を目的として取得し、かつ、2年超の期間保有している財産（property acquired and held by the taxpayer for profit or investment for more than two years）」をいい、「営業または事業に関連するかどうかは問わない（whether or not connected with his trade or business）」が、「納税者またはその家族の個人的用途または個人的消費のために保有する財産（property held for the personal use or consumption of the taxpayer or his family）」および「納税者の営業上の在庫または当課税年度末に手持ちしていたとするならば納税者の在庫に当然含まれていたであろうはずのその他の財産（stock in trade of the taxpayer or other property of a kind which would properly be included in the inventory of the taxpayer if on hand at the close of the taxable year）」は除外される。次に同法は、財産取引を2種類に分ける。1つは非キャピタル資産の取引、他はキャピタル資産の取引である。つまり、同じ財産の取引であっても、その財産が2年以下の期間しか保有されていなければ非キャピタル資産の取引となり、その財産が2年超の期間保有されていればキャピタル資産の取引となる。非キャピタル資産の取引から生じる利得は、他の利得と合算され、その合算額に対して普通税率および超過税率が適用される。非キャピタル資産の取引から生じる損失は、（キャピタル・ゲインからは³⁾控除できないが、）他の所得からは全額控除できる。

これに対して、キャピタル資産の取引から生じる利得つまりキャピタル・ゲインについては、他の所得から分離して、（普通税率および超過税率の代わりに）12.5%という特別の均一税率を適用して税額を算出する選択権が認められる。ただし、この特別均一税率による税額を含めた全税額が全所得額の12.5%未満でないことを条件とする。⁴⁾キャピタル資産の取引から生じる損失つまりキャピタル・ロス⁴⁾は、制限なしに、全額控除できる。加えて、1918

年歳入法の下で新設されたいわゆる純損失に関する規定がさらに拡張されて、純損失は、翌課税年度のみならず、翌々課税年度にも繰越すことができるようになった。⁵⁾

1921年歳入法の下で新設された規定の中で注目すべきものとして、いわゆる贈与 (gift) 条項、いわゆる交換 (exchange) 条項、および、いわゆる洗替売買 (wash sale) 条項の3つがある。

贈与条項とは、贈与によるキャピタル・ゲイン課税回避の防止規定である。すなわち、値上り益 (増加益とも呼ばれる。) の生じている財産を他人に贈与することにより贈与時まで生じている値上り益に対する所得税課税を回避することを防止する規定である。

1921年歳入法 section 202 (a)(2) によれば、1921年1月1日以後に贈与により財産を取得した受贈者がさらにその財産を第三者に譲渡した場合、譲渡所得の計算上その財産の取得価額となるのは、納税者である受贈者が贈与を受けた時の時価ではなく、贈与者の取得価額⁶⁾であるとされる。つまり、受贈者は贈与者の取得価額を引き継ぐ訳である。ちなみに、わが国の所得税法60条1項1号も同趣旨の規定である。

いわゆる交換条項とは、1918年歳入法 section 202 (b) を全面的に改定した1921年歳入法 section 202 (c) を指す。前者は交換を通常の売買と同様に課税取引として扱っていたのに対して、後者は逆に交換を原則として非課税取引とした。すなわち、後者において例外的に課税となるのは、交換により取得した財産が直ちに換価できる市場性を有している場合のみである。ただし、交換により取得した財産が市場性を有している場合でも、特定の場合⁸⁾はなお非課税となる。

いわゆる洗替売買条項とは、有価証券の売却その他の処分によって損失が生じた場合であっても、もし、その処分時の前後30日以内に、その処分にかかる有価証券と実質的に同一の有価証券⁹⁾を取得した場合には、かかる損失の控除を否認する規定である。

そもそも1921年歳入法が、個人についてだけ、キャピタル・ゲインを特別の所得として優遇する制度を導入したのは何故か。下院歳入委員会の報告書によれば、キャピタル・ゲインに特別優遇措置を適用すべき理由は、次の

第2章 第1期（1921年から1924年まで）

とおりであった。¹⁰⁾「農地、鉱物採取地、その他のキャピタル資産の売買取引は今や極端に冷え切っている。その原因は、過去何年かにわたって蓄積されてきた利得ないし利益が、現行法の下では、その利得ないし利益が実現した年度において一挙に課税される（かつ、超過所得税の額も極めて多額になる）という事実である。もしこのような資産の売買取引が盛んになれば、利益の獲得も盛んになり、したがって税収も増加するであろうのに、現行法の下でのかかる制度が原因となって、そのような取引が阻害されているのである。

そこで1921年歳入法案では、現行法の下での極端に高額な課税に対する心配を取除くことによって、そのような取引を促進させるために「キャピタル・ゲイン優遇措置を創設した、というのである。もっとも、キャピタル・ゲイン優遇措置の具体的な方法について、下院案と上院案とは異なっていた。¹¹⁾ 下院案は、均一税率（12.5%）による分離課税の方式であったが、上院案は、純キャピタル・ゲインの40%相当額だけを課税所得に算入する（つまり60%相当額を非課税とする）¹²⁾方式であった。これら2つの方式の基本的な違いは、低率（12.5%）の均一税率による分離課税方式は、キャピタル・ゲインを有する納税者のうち一定の者つまりその均一税率よりも高率の所得税率に服する者だけを益することになるのに対し、一定割合（40%）算入方式は、キャピタル・ゲインを有する納税者のすべてを益することになる、という点である。両院協議会による妥協の結果、下院案が採用され、ここに12.5%の均一税率による分離課税方式という個人納税者に対するキャピタル・ゲイン優遇措置が開始されたのである。¹³⁾ この特別均一税率として採用された12.5%という税率は、まさに当時の法人納税者に対して適用されていた税率に他ならなかった。

すなわち、1921年歳入法は、法人納税者に対する従来の所得税率10%を12.5%に引き上げると同時に、戦時超過利得税（wartime excess profit tax）を廃止したからである。法人納税者に対してもキャピタル・ゲイン優遇措置を適用すべきかの問題が討議された際、そのような特別措置を法人納税者に適用する必要は全くない、との結論となった。ただし、個人納税者に対する特別均一税率の適用という構想そのものが、キャピタル・ゲインに関し、個人納税者と法人納税者とを同一に取扱うべしとの立場からのものであったか

らである。¹⁴⁾

もっとも上院による 1921 年歳入法案によれば、キャピタル・ゲインの特別優遇措置は、個人納税者のみならず法人納税者に対しても適用されることとされていたが、これは上院案が、下院案のような均一税率課税方式ではなく、一定割合算入方式、つまり純キャピタル・ゲインの 40 %相当額のみを課税所得に算入する方式であったからである。

かくして、個人納税者と法人納税者とを区分し、個人納税者に対してのみキャピタル・ゲインの優遇措置を適用し（結果は、法人納税者に対する一般の税率の適用とほぼ同じ）、法人納税者に対してはキャピタル・ゲインの優遇措置の適用を不要とし、キャピタル・ゲインはすべて通常の利得として取り扱う（結果は、個人納税者に対する均一税率の適用とほぼ同じ）という制度が成立したのである。

II 判 例

すでに述べたように、この第1期の原則的特徴は、個人についてだけ、キャピタル・ゲインを特別の所得として優遇する制度が制定されたことである。しかも、キャピタル・ゲイン優遇措置だけが存在し、キャピタル・ロス冷遇措置は存在しなかったことである。この第1期には、歴史的展開の観点からは、特に注目すべき判例はない。

- 1) 第1章前史期の注1)に掲げた一覧表を参照。
- 2) 1921年歳入法 section 206(a)(6).
- 3) Annual Report of the Secretary of the Treasury on the State of Finances for the Fiscal Year Ended June 30, 1940, 530 (1940)に掲げられた一覧表によると、非キャピタル資産の取引から生じた損失は「キャピタル・ゲインからは控除できない」との制限条項は、1921年歳入法には存していたが、1924年歳入法では削除された。
- 4) 1921年歳入法 section 206(b).
- 5) 第1章前史期の注7)に掲げた1918年歳入法 section 204(b)が、次のように変更された。納税者が純損失を被ったことが内国歳入局長が満足すべき程度までに立証されたときは、かかる純損失の額は翌課税年度における純所得から控除するものとし、もし、かかる純損失の額が翌課税年度における純所得の額を超過する場合には、かか

第2章 第1期（1921年から1924年まで）

る超過額は翌々課税年度における純所得の算定上、これを控除できるものとする。

- 6) いわゆる贈与条項が制定される前には、贈与により財産を取得した受贈者がさらにその財産を第三者に譲渡した場合、譲渡所得の計算上その財産の取得価額とすべき金額について明文の規定がなかったが、内国歳入局は、受贈者が贈与を受けた時の時価である、との見解をとっていた。下院歳入委員会は1921年歳入法の法案に関する報告書の中で、この内国歳入局の見解が重大な濫用の温床となっている旨の指摘を行っている。すなわち、値上り益の生じている財産を家族に贈与し、その贈与を受けた家族がさらにその財産を第三者に譲渡することによって、値上り益に対する所得税課税を免れるという傾向を助長している。H. R. Rep. No. 350, 67th Cong., 1st Sess. 9 (1921), reprinted in 95 Reams, U. S. Revenue Acts 1909-1950 (1979).
- 7) 第1章前史期の注8)を参照。
- 8) 1921年歳入法 section 202 (c) : 不動産、動産または両者の結合した財産と不動産、動産または両者の結合した財産との交換が行われた場合には、その交換により取得した財産が直ちに換価できる市場性を有している場合を除いては、いかなる利得または損失も当期の課税計算に算入されないものとする。ただし、その交換により取得した財産が直ちに換価できる市場性を有している場合であっても、以下に掲げる場合には、なお、いかなる利得または損失も当期の課税計算に算入されないものとする。……（以下省略。）
- 9) 1921年歳入法 section 214 (a)(5) の後段：株式またはその他の有価証券の売却またはその他の処分の日時の前後30日以内に、その処分にかかる有価証券と実質的に同一の有価証券を納税者が取得し（相続または遺贈による取得を除く。）引続き保有している場合には、かかる処分によって生じたとされる損失の控除は認められないものとする。
- 10) H. R. Rep. No. 350, 67th Cong., 1st Sess. 10 (1921), reprinted in 95 Reams, U. S. Revenue Acts 1909-1950 (1979).
- 11) Wells, Legislative History of Treatment of Capital Gains Under the Federal Income Tax, 1913-1948, 2 Nat'l Tax J. 15 (1949); U. S. Treasury Department, Federal Income Tax Treatment of Capital Gains and Losses, 24 (1951).
- 12) なお、上院案の場合、40%相当額だけを課税所得に算入する方式は、個人納税者のみならず、法人納税者にも適用されるものとされていた。
- 13) 後に詳しく見るように、キャピタル・ゲイン優遇措置は、法律技術的には、2つの形式が基本である。1つは、低率の均一税率による分離課税方式、他の1つは、一定割合算入方式である。1921年歳入法は、前者の方式を採用し、しかも12.5%という均一税率は、その後1933年まで維持されることになった。U. S. Treasury Department, *supra* note 11) at 24. 「1922年から1933年までの12年間、この12.5%という税率には変更がなかった。この期間中、通常所得に対する税率は大幅に上下しているにもかかわらず、そうであった。当初この方式が開始された時は、通常所得

に対する普通税率と超過税率との合計税率の最高は58%であったことに対応して、この12.5%という特別税率が決められたのである。ところが、この合計税率の最高は、1924年には46%、つづいて1925年から1931年までの期間には25%（ただし、1929年だけは例外で、24%）まで下げられた。ついで1932年と1933年には63%まで引き上げられている。つまり、この12.5%という特別税率が適用された期間の大半において、通常所得に対する最高税率は25%であった訳である。そこで、通常所得に対する税率が引き下げられたのだから、キャピタル・ゲインに対する特別均一税率12.5%もさらに引き下げられるべきだ、とする主張もあったが、実際には、そのような引下げ措置は立法化されなかった。この選択分離課税の特別均一税率12.5%から恩恵を受ける所得水準は、時期によって違いがあった。けだし、個人の所得税率に変更があったからである。12.5%の特別均一税率が導入された当初の所得税率表によれば、超過税率が適用される純所得が16,000ドル以上の所得を有するものだけが恩恵を受けることになっていた。その後、個人の所得税率が引き下げられるにつれて、この12.5%という特別均一税率の恩恵を受ける所得水準は次第に高くなっていった。すなわち、1924年には24,000ドル、1925年から1931年までの期間には28,000ドル（ただし、1929年だけは例外で、32,000ドル）、ついで1932年に、それまでの個人の所得税率の引下げ傾向が一転して引き上げとなるや、この恩恵を受ける所得水準は再び16,000ドルまで下がったのである。」

- 14) 下院歳入委員会において均一税率課税方式が検討されていた当時、財務省の税制顧問であったアダムス (T. S. Adams) は、次のように証言している。「法人納税者の所得税の税率を15%に引き上げると仮定すれば、法案の section 407 [大塚注：キャピタル・ゲインを他の所得から分離して特別の均一税率の対象とするという規定] による個人納税者のキャピタル・ゲインに対する制限税率もまた15%とすべきであると考え。同条は、法人納税者には適用がないし、また適用させる必要も無い。けだし、同条にいう制限税率は他ならぬ法人納税者に対する所得税率だからである。」
Hearings before the Committee on Ways and Means on Internal Revenue Revision, 1921, 67th Cong., 1st Sess. 405 (1921), reprinted in 1 Reams, U. S. Revenue Acts 1909-1950 (1979). なお、上記下院案における section 407 については、reprinted in 65 Reams, U. S. Revenue Acts 1909-1950 (1979).

第3章 第2期（1924年から1932年まで）

——個人にだけ優遇措置と共に冷遇措置も適用された時期

この期間は、キャピタル・ゲイン優遇措置の適用がある個人に対し、その代償としてキャピタル・ロス冷遇措置が適用された時期である。

1924年の大統領選挙で圧勝した共和党のクーリッジが第30代大統領に就任し（1925年3月4日）、つづいて同じく共和党のフーヴァーが第31代大統領に就任したが（1929年3月4日）、1929年10月24日（暗黒の木曜日）に始まった大恐慌のさなか、1932年の大統領選挙においては、民主党のフランクリン・D・ルーズヴェルトが当選するまでの期間である。この期間の原則的特徴は、キャピタル・ゲイン優遇措置の代償措置ということで、個人について、キャピタル・ロスを特別の損失として冷遇する制度が制定されたことである。

I 立法

以下、この期間における主な立法を検討する。

I 1924年歳入法

1921年歳入法が、キャピタル・ゲインを特別の所得として優遇する措置を導入した際に、キャピタル・ロスの控除について特に制限を設けなかったことの¹⁾税収への影響がほどなく顕れてきた。そこで1924年歳入法は、キャピタル・ロスの控除に制限を設けた。その趣旨を下院歳入委員会は、次のように²⁾説明している。

「本法案の目的とするところは、現行所得税制の下で所得税回避の手段として極めて広く用いられている抜け穴の1つを塞ぐことにある。一般的に例えば、1918年歳入法の下でも1921年歳入法の下でも、キャピタル・ゲインおよびキャピタル・ロスの算出方法には差異はない。すなわち、納税者にとってのキャピタル資産の取得価額とその処分対価との差額として算出されるの

である。しかしながら、1918年歳入法の下では、キャピタル・ゲインはその実現した年度における課税所得に算入され、その合計所得が所定の税率の適用を受けるものとされていた。他方、キャピタル・ロスはその被った年度における合計所得から控除され、その控除後の残額所得が所定の税率の適用を受けるものとされていた。つまり、納税者は、キャピタル・ゲインの全額について通常の税率で課税される一方、キャピタル・ロスについてはその全額を無制限に控除できたのである。かかる制度は満足すべきものではなかった。けだし、納税者にとって不公平だったからである。すなわち、資産の値上り益（増加益）はしばしば幾年かにわたって生じてきているのに、その資産がある年度において換価されると、純売却益はその売却が行われた年度にのみ帰属するとされるので、これに対し高率の超過税率が適用されたのである。

しかしながら、より重大なことは、事業および通商の通常のプロセスに対する明らかな妨害的効果である。すなわち、最高税率が77%にもなることから、利益を得ての売却処分なるものが極端に抑制され、経済発展および一般的福祉の観点から極めて望ましい資産売却の多くが抑制されたばかりか、現実に阻害されたのである。加えて著しい税収の減少が見られた。けだし、このような状況の下では、売却するか否かの決定はあげて納税者の意向にかかるので、納税者としては、利益の出る取引は避け、自己の課税所得から全額控除できる損失の出る取引には躊躇しなかったからである。以上述べた理由およびその他の理由から、連邦議会は、1921年歳入法において、キャピタル・ゲインに対する特別課税措置を設けたのである。すなわち、利益の獲得または投資を目的として取得し、かつ、2年超の期間保有している財産については、キャピタル・ゲインに対する税率を12.5%に制限したのである。

ところが、連邦議会は、キャピタル・ロスの控除については制限を課さなかったもので、今日では、納税者は、キャピタル資産の売却による利得に関しては最高12.5%の所得税を支払いながら、キャピタル資産の売却による損失に関しては他の課税所得から全額控除を行っているのである。このような事態が政府にとって不公平であることは今更多くを語る必要がない。納税者は、利益を実現するもしないも意のままであり、たとえ利益を実現したとし

ても 12.5% の納税で済むのに、損失はどんな損失でも全額控除できるという恩恵をいつでも受けられるのである。……以上述べた状況は、現実には生じている損失に限ってみても、好ましくないことは明らかである。

ところが、事態はもっと深刻なのである。控除対象とされる損失の多くは、しばしば単なる計算上の損失に過ぎないのである。例えば投資の場合、納税者は、当初取得した時の価格よりも安い価格で証券を売却し、それによって被った損失を他の所得から控除し、しかる後に（いわゆる洗替売買条項の適用がある 30 日を経過した後に）全く同じ証券を買い戻すということが可能なのである。たしかに、この 30 日という待機期間の間に、この証券が値上りして、それを買い戻すことが不利になる場合もあろうけれども、逆に、この証券が値下がりして、それを買い戻すことにより実際は利益を得ているにもかかわらず、税務上は損失だけを計上することができるのである。」

1924 年歳入法は、まず、キャピタル・ロスを他の通常所得から全額控除できる旨の規定を削除し、キャピタル・ロスの控除によって減少するはずの所得税額はそのキャピタル・ロスの額の 12.5% を超えることはできない旨の規定を新設した。すなわち、新設された同法 section 208 (c) によれば、純キャピタル・ロスがある場合に、通常所得に対する税額からその純キャピタル・ロスの 12.5% 相当額を差し引いた残額を納付すべき税額となる、とされた³⁾。ただし、このようにして算出される納付税額が、純通常所得から純キャピタル・ロスを差し引いた残額に普通税率および超過税率を適用して算出される税額を下回ってはならない、との制限が付された。その理由は、適用される超過税率が 12.5% 未満の納税者にとっては、キャピタル・ロスの 12.5% 相当額を税額控除する方が、キャピタル・ロスの全額を他の通常所得から控除するよりも納付税額が少なくなってしまうので、かかる納税者が旧法下より新法下で有利になることを防止することにあつた。さらに 1924 年歳入法は、いわゆる純損失規定を改正し、キャピタル・ロスを繰越不可とした。すなわち、改正された同法 section 206 (a)(2) によれば、キャピタル・ロスはキャピタル・ゲインの限度でしか控除が認められず、したがって、翌年度以降の所得とは相殺できないものとされた⁴⁾。

1924 年歳入法における注目すべきその他の改正として、キャピタル資産

第3章 第2期（1924年から1932年まで）

の定義の改正、いわゆる洗替売買条項の改正、および、清算配当（liquidating dividends）条項の再採用の3つがある。

改正されたキャピタル資産の定義によれば、⁵⁾「利益の獲得または投資を目的として」の要件が削除された。またそれまで適用除外の要件とされていた「納税者またはその家族の個人的用途または個人的消費のために保有する財産」という要件が削除され、そのような財産も適用対象となった。その理由は、上院財政委員会の説明によれば、居宅を売却した納税者に対してもキャピタル・ゲイン優遇措置の適用があるようにすることにあつた。⁶⁾逆に新しい適用除外の要件として「営業または事業の過程において販売することを主たる目的として保有している財産（property held by the taxpayer primarily for sale in the course of his trade or business）」が追加されたが、これは単に確認的な意味を有するものであつた。⁷⁾

改正された洗替売買条項は、その適用対象を拡大して「もし、その処分時の前後30日以内に、その処分にかかる有価証券と実質的に同一の有価証券を取得した場合」のほか、「実質的に同一の有価証券を取得できる購入契約またはオプション契約を締結した場合」をも含むものとされた。⁸⁾

清算配当条項とは、はじめ1918年歳入法で採用されたものの、その後はいったん廃止されていたもので、会社の清算に伴う配当金は、株式の売却代金とみなす、という規定である。⁹⁾

2 1928年歳入法

同法は、キャピタル・ゲイン優遇措置およびキャピタル・ロス待遇措置に関する諸規定を再編成し条文番号を変更したりしたものの、実質的な面では、これといった重要な変更を行っていない。もっとも、この時期においては通常の所得に対する税率が大幅に軽減されたので、それに見合せてキャピタル・ゲインに対する特別均一税率も12.5%からさらに軽減されるべきだ、との主張¹⁰⁾がなされたことがあるが、結局は何らの立法措置もなされなかった。

II 判 例

この期間の原則的特徴は、キャピタル・ゲイン優遇措置の代償措置という

ことで、個人について、キャピタル・ロスを特別の損失として冷遇する制度が制定されたことである。つまり、キャピタル・ゲイン優遇措置もキャピタル・ロス冷遇措置も、すべて個人に対してだけ適用された期間である。

以下、この第2期における主な判例を見ることにする。

1 Burnet v. Harmel, 287 U. S. 103 (1932)

【事案の概要】

1924年歳入法の下における個人納税者のキャピタル・ゲイン優遇措置に関する「売却または交換」の要件が問題となった事案である。

納税者 Harmel は、テキサス州所在の油田の所有者であったが、この油田を3年間賃貸することとし、その対価として57,000ドルの前受金のほかに、賃借人がこの油田から採取する油とガスの量に応じたロイヤルティを受取ることにした。納税者は、テキサス州法によれば、「油田の賃貸は土地の売買と見なされる」から、この前受金およびロイヤルティは「土地の売却または交換」から生じたキャピタル・ゲインであるとして、1924年および1925年の各申告を行った。内国歳入庁長官 Burnet は、テキサス州法による取引の性格づけをそのまま連邦所得税法上も認めることは妥当ではなく、連邦所得税法上は、この前受金およびロイヤルティは「土地の売却または交換」から生じたキャピタル・ゲインには該当せず、通常所得であると認定して、納税者に対し追徴税 (deficiency) を課した。租税訴願庁 (Board of Tax Appeals) は内国歳入庁長官を勝たせたが、第5巡回区連邦控訴裁判所は逆転して納税者を勝たせた。連邦最高裁判所はさらに逆転して内国歳入庁長官を勝たせた。

【判旨の概要】

Stone 裁判官による法廷意見の概要は、次のとおりである。

1921年歳入法が制定されるまでは、資産の売却によって実現された利得は他の所得と全く同じ税率で課税されていた。その結果としてキャピタル・ゲインは、それが長期にわたって発生していることが多いにも拘わらず実現した年度において一挙に課税されたので、高率の超過税率の対象となっていた。1921年歳入法がキャピタル・ゲインをより低率で課税しようとし、か

つ、1924年歳入法もこれに実質的な変更を加えることなく再制定したのは、投下資本の換価によって得られた利得について納税者に過重な税負担を課さず、かつ、投下資本の換価に対し抑止的に作用する過重な税負担を除去することが目的であった。本件の場合、納税者の受領した現金に課税したとしても、そもそもこれらの諸規定が除去することを目的とした過重な税負担という事態は生じない。加えてこれらの関係諸規定は「売却または交換」を要件としているのであって、この要件の判定に当たっては州法ではなく連邦所得税法独自の基準によるべきである。連邦所得税法上は、本件の如き「賃貸借」は「売却または交換」に該当しない。

【コメント】

本件判決の歴史的意義は、個人納税者のキャピタル・ゲイン優遇措置に関する「売却または交換」の要件の判定に当たっては州法ではなく連邦所得税法独自の基準によるべきであるとした点にある。

ところで本件判決は、キャピタル・ゲイン優遇措置の実質的理由を次の2つに求めている。第1は「投下資本の換価によって得られた利得について納税者に過重な税負担を課さないこと (to relieve the taxpayer from these excessive tax burdens on gains resulting from a conversion of capital investments)」, つまり、ある課税年度において一挙に実現した利得に対し累進税率を適用した場合の影響を軽減すること。第2は「投下資本の換価に対し抑止的に作用する過重な税負担を除去すること (to remove the deterrent effect of those burdens on such conversions)」, つまり、いわゆる封じ込め効果 (locked-in effect) を除去すること。これら2つの実質的理由は、キャピタル・ゲイン優遇措置およびキャピタル・ロス冷遇措置が累進税率に服する個人納税者に対してのみ適用された当時としては、かなり説得的であったことは間違いない。しかしながら、キャピタル・ゲイン優遇措置およびキャピタル・ロス冷遇措置が累進税率に服しない法人納税者に対しても適用されることになってからは、特に第1の理由は、もはや成り立たない。¹¹⁾

2 McFeely v. CIR, 296 U. S. 102 (1935)

【事案の概要】

本件は、類似案件5件を合同して審理した事案であって、1928年歳入法の下における個人納税者のキャピタル・ゲイン優遇措置に関する「保有期間」の要件が問題となった事案である。

納税者 McFeely らは、相続財産を売却して利得を実現したのであるが、その売却時までの保有期間は、被相続人の死亡時から起算すれば2年超となるが、現実の相続財産の分配時から起算すれば2年以下であった。納税者達は、これらの利得をキャピタル・ゲインであるとして申告したが、内国歳入庁長官は、これらの利得を2年以下の保有期間の資産から生じた利得、つまり、当時の制度の下における通常所得であるとした。4件の事案を審理した租税訴訟庁はすべて内国歳入庁長官を勝たせたが、他の1件の事案を審理した連邦地方裁判所は納税者側を勝たせた。各1件を審理した第3巡回区、第8巡回区および第9巡回区の連邦控訴裁判所はすべて租税訴訟庁の審決を維持して内国歳入庁長官を勝たせたが、2件を審理した第1巡回区連邦控訴裁判所は、1件の租税訴訟庁の審決を取消して、他の1件の連邦地方裁判所の判決を維持して、すべて納税者側を勝たせた。連邦最高裁判所は、5件のすべてにおいて納税者側を勝たせた。

【判旨の概要】

Roberts 裁判官による法廷意見の概要は、次のとおりである。

1921年歳入法はキャピタル・ゲインに対し特別軽減税率を適用した最初の税法であるが、同法によると、キャピタル資産とは「納税者が取得し、かつ、2年超の期間保有していた資産」をいうものとされていた。1924年歳入法、1924年歳入法および1928年歳入法における対応する条文では、「取得し」という語句が削除されているが、この削除はキャピタル資産の定義を変更するものではない。各州法の下における被相続人から相続人への相続財産の所有権の移転時がどのようであろうとも、連邦所得税法における被相続人から相続人への相続財産の所有権の移転時は、被相続人の死亡日と解すべきである。

【コメント】

本件判決の歴史的意義は、個人納税者のキャピタル・ゲイン優遇措置に関する「保有期間」の要件の判定に当たっては州法ではなく連邦所得税法独自の基準によるべきであるとした点にある。

ところで本件判決の基礎となった1928年歳入法の下では、保有期間2年超という要件が「キャピタル資産」たることの要件であったことに注意すべきである。これが1934年歳入法になると、保有期間は「キャピタル資産」たることの要件ではなく、「キャピタル・ゲインの優遇の程度」の要件となる。つまり、本件判決が属する第2期では、保有期間2年超か2年以下かによって「キャピタル・ゲイン」か「通常所得」かに所得が区分されていたが、後に述べるように、第3期における1934年歳入法になると、保有期間は「キャピタル資産」たることの要件ではなくなり、まず「キャピタル資産」の「売却または交換」か否かによって「キャピタル・ゲイン」か「通常所得」かに区分され、その「キャピタル資産」の保有期間の長短は「キャピタル・ゲイン優遇の程度」の要件に変更されることとなる。

すでに述べたように、本件判決の直接的な歴史的意義は、個人納税者のキャピタル・ゲイン優遇措置に関する「保有期間」の要件の判定に当たっては州法ではなく連邦所得税法独自の基準によるべきであるとした点にあるが、本件判決にはもう1つのいわば間接的な歴史的意義がある。本件判決は、相続財産の場合、相続人の保有期間の起算日は「被相続人の死亡日」と判示したのであるが、このような判示は、すでに本件判決より5年も前に言渡しのあったBrewster事件判決（Brewster v. Gage, 280 U. S. 327 (1930)）および本件判決より6年後に言渡しのあったGambrill事件判決（Helvering v. Gambrill, 313 U. S. 11 (1941)）と同趣旨である。ところがこれら3事件判決によって確立された「相続財産の保有期間の起算日は被相続人の死亡日」とする判例原則は、次のような弊害をもたらすことになった。すなわち、1934年歳入法によって保有期間の長短が「キャピタル・ゲイン優遇の程度」の要件に変更されたことと相俟って、遺言執行者達は少しでも所得税額を減額すべく相続財産の処分を殊更に延引させようとする傾向が見られるようになった。そのため遺産税その他の債務の支払いに充てるべき資金の調達が遅延する結果と

なっていた。そこで1970年消費税・遺産税および贈与税調整法(Excise, Estate and Gift Tax Adjustment Act of 1970)により1954年内国歳入法典に新たにsection 1223(11)を設け、実際の処分日が相続財産の取得日からどれだけの期間経過しているかを問うことなく、すべて長期キャピタル・ゲインと見なすこととした。

3 Fairbanks v. U. S., 306 U. S. 436 (1939)

【事案の概要】

1926年歳入法および1928年歳入法の下における個人納税者のキャピタル・ゲイン優遇措置に関する「売却または交換」の要件が問題となった事案である。

アメリカ合衆国が原告となり、納税者Fairbanksが被告となって、誤って還付してしまった所得税の返還を請求した事案である。争点は、社債の発行会社が本来の償還期日前に社債を償還した場合、社債権者にとってキャピタル資産を売却または交換したことになるか、という点であった。ここで注意すべきことは、本件事案で問題となっている社債の期限前償還が行われたのが、1927年、1928年および1929年であり、本件事案が連邦最高裁判所の判断を受けたのが1939年であったことである。というのは、この間に1934年歳入法section 117(f)が新設され、この新設規定によれば、社債の償還により受領した金額は「社債の交換により受領した金額と見なす (shall be considered as amounts received in exchange therefore)」とされる。連邦最高裁判所は、この新設規定は本来ならば「交換」でないものを「交換」と擬制した創設規定と解すべきであり、確認規定ではないから、1927年から1929年にかけて行われた社債償還には適用されないとした。

【判旨の概要】

McReynolds裁判官による法廷意見の概要は、次のとおりである。

当事者双方の代理人が同意しているように、本件における争点は、次の点に限定できる。すなわち、発行会社による社債の期限前償還は、1926年歳入法section 208(a)(1)および1928年歳入法section 101(c)(1)に規定するところのキャピタル資産の売却または交換に等しいものとして取扱うべきもの

であるか否か、である。もし「償還」が「売却または交換」に等しいとなれば、納税者 Fairbanks の利得は 12.5 % の優遇税率の適用を受けることになるし、等しくないとならば、通常税率および超過税率の適用を受けることになる。社債の償還は、言葉の一般に認められた意味においては、売却でもないし交換でもない。たしかに 1934 年歳入法は section 117(f) を新設し、社債の「償還」を「交換」と見なすものとした。しかしながら連邦議会は、この新設規定によって従前の歳入法上のあるべき解釈を確認したのでなく、むしろ新たな取扱いを創設したものと解すべきである。

【コメント】

本件判決の歴史的意義は、発行会社による社債の償還は、特別な例外規定が存在しない限り、売却または交換に該当しないとされた点である。

ところで特別な例外規定とされた 1934 年歳入法 section 117(f) は、1954 年内国歳入法典 section 1232(a) に実質的に継承された。これらの条文は、一般原則に対する特別な例外規定であるとされている。すなわち、一般原則は、本件判決が判示するように、「債権・債務の償還・支払・回収は、売却または交換に該当しない」とするものである。

この一般原則に対する例外がこれらの条文の規定する「社債・公債の償還は交換と見なす」とする取扱いである。つまり、証券市場において広く取引される社債および公債に限って一般原則に対する例外を認めるのである。したがって社債および公債の場合、償還前に第三者に売却しようと、償還前に発行会社が期限前償還をしようと、あるいは、償還時まで引き続き保有して発行会社が満期償還しようと、すべて利得（または損失）はキャピタル・ゲイン（またはキャピタル・ロス）となる。ところが、この例外にはさらに例外がある。この例外の例外は、いわゆる割引発行債の割引額（original issue discount - OID）に適用される。OID の取扱いに関しては、第4期における判例の1つである Midland-Ross 事件判決（U. S. v. Midland-Ross Corporation, 381 U. S. 54（1965））の検討において詳述する。

- 1) 当時の財務長官メロンは、その 1922 年度年次報告書において、税収に対する深刻な影響を指摘した上で、キャピタル・ゲイン優遇措置に見合った形でキャピタル・ロ

- スの控除を制限する措置を設ける必要がある旨を次のように強調した。「その具体策として考えられるのは、キャピタル・ゲインもキャピタル・ロスも共に生じないものと見なす、という方式である。もし現状を前提とすれば、この方式を採用することによって税収が増加することは確実である。」と。Annual Report of the Secretary of the Treasury on the State of the Finances for the Fiscal Year Ended June 30, 1922, 14 (1922).
- 2) H. R. Rep. No. 1388, 67th Cong., 4th Sess. 1-3 (1923), cited in 2 Bittker & Lockken, Federal Taxation of Income, Estate and Gifts, Third Edition 46-1 (2000).
- 3) Wells, Legislative History of Treatment of Capital Gains Under the Federal Income Tax, 1913-1948, 2 Nat'l Tax J. 16 (1949).「1922年、当時の下院歳入委員会の委員であったオグデン・ミル (Ogden Mill) は、1921年歳入法に対する改正案を提出した。この改正案によると、キャピタル・ロスの控除によって減少するはずの所得税額はそのキャピタル・ロスの額の12.5%を超えてはならない、とされていた。ミルが強調したのは、一方においてキャピタル・ゲインを最高12.5%でしか課税できないとしながら、他方においてキャピタル・ロスの全額の控除を認めるのは、政府の権利を侵害するものというべきである、という点であった。彼の試算によると、当時の税率の下で、政府はキャピタル・ゲインの12.5%しか収納することができないのに、最高税率の適用を受ける所得階層の納税者に対しては、キャピタル・ロスの58%に相当する額まで所得税を減額せざるを得ないこととなっている、とのことであった。しかしながら、彼の提案に対しては何らの反応もないまま1924年に至ったのである。」
- 4) H. R. Rep. No. 179, 68th Cong., 1st Sess. 56, (1924), reprinted in 96 Reams, U. S. Revenue Acts 1909-1950 (1979).「改正後のキャピタル・ロス規定によれば、場合によっては、純所得が生じていないにもかかわらず、なお所得税を納付しなければならないこともあり得る。そこで、かりにキャピタル・ロスを純損失規定上の損失に含めるということにすると、極めて変則な結果が生じかねない。すなわち、ある年度において、いったん所得税を納付し、同時にかかる純損失を翌年度に繰越して、その純損失を翌年度の所得から控除する、という結果である。このような理由の外に、そもそも純損失は営業ないし事業から生じた損失に限られるべきものとの理由から、この度の改正案では、純損失の計算にあたっては、キャピタル・ロスはキャピタル・ゲインの限度でしか控除を認めないものとした。」
- 5) 1924年歳入法 section 208(a)(8).
- 6) S. Rep. No. 398, 68th Cong., 1st Sess. 18 (1924), reprinted in 96 Reams, U. S. Revenue Acts 1909-1950 (1979).「現行法の規定では、『納税者またはその家族の個人的用途または個人的消費のために保有する財産』はキャピタル資産の定義から除外されている。改正法案では、この除外要件を削除した。その目的は、居宅を売却

第3章 第2期（1924年から1932年まで）

して利益を得た納税者がキャピタル・ゲイン優遇措置の適用を選択できるようすることである。」

- 7) S. Rep. No. 398, 68th Cong., 1st Sess. 18 (1924), reprinted in 96 Reams, U. S. Revenue Acts 1909-1950 (1979). 「キャピタル資産の定義の最後に追加された除外要件は、次のような点を明確にするためのものである。すなわち、適正な会計慣行からすれば在庫に含めるべき種類の財産であるか否かを問わず、およそ販売することを主たる目的として保有している財産は、キャピタル資産にはならない、という点である。」
- 8) 1924年歳入法 section 214(a)(5).
- 9) 1924年歳入法 section 201(c)：会社の完全な清算に伴って支払われる配当金は、全部の株式の売却代金と見なし、会社の部分的清算に伴って支払われる配当金は、全部または一部の株式の売却代金と見なすものとする。
- 10) 例えば、合衆国商業会議所 (the United States Chamber of Commerce) は、1931年の年次総会において、キャピタル・ゲインに対する税率引下げを要求する決議を採択している。同会議所の連邦税制に関する委員会の報告書によれば、「キャピタル・ゲインに対する課税を大幅に軽減すべき理由」は 次のとおりである。曰く「この規定（筆者注：12.5%の特別均一税率の規定）が制定されてから後、個人納税者の普通税率は8%から5%に、超過税率は50%から20%に、それぞれ引き下げられている。しかるにキャピタル・ゲインに対する特別均一税率だけは依然として当初の12.5%のままなのである。かくて、この規定の当初の目的であった救済規定たる性格をもはや失っていることは明らかである。つまり、現行の特別均一税率は、キャピタル・ゲイン優遇措置が議会によって制定されてから後、通常所得に対する税率が大幅に引き下げられたことにより、全体として調和のとれないものになってしまったのである。……（中略）……かりにキャピタル・ゲインに対する現行の特別均一税率を妥当な税率、例えば5%ないし6%というところまで引き下げられたとするならば、現行のキャピタル・ゲイン課税が経済に及ぼしている悪影響の大半は回避することができるであろう。」。Hearings before the Committee of Ways and Means on Revenue Revision, 1932, 72nd Cong., 1st Sess. 218, reprinted in 9 Reams, U. S. Revenue Acts 1909-1950 (1979).
- 11) Chirelstein, Federal Income Taxation, 10th Edition, Foundation Press 365 (2002).

第4章 第3期（1932年から1942年まで）

——法人に冷遇措置だけが適用された時期

この期間は、キャピタル・ゲイン優遇措置の適用がない法人に対し租税回避防止措置として、キャピタル・ロス冷遇課税だけが適用された時期である。

1932年の大統領選挙で当選した民主党のフランクリン・D・ルーズヴェルトが第32代大統領に就任し（1933年3月4日）、1936年の大統領選挙で再選（2期目の任期は1937年1月20日より開始¹⁾）、1940年の大統領選挙で3選された。（1944年の大統領選挙で4選されることになる。）この間、1939年9月、ドイツ軍がポーランドに侵攻し、第2次世界大戦が始まり、1941年12月8日、日本は真珠湾攻撃を行い、そのためアメリカが第2次世界大戦に全面的に参戦した。この約10年にわたる期間の原則的特徴は、個人に対するキャピタル・ロス冷遇措置の強化であり、しかも、当時キャピタル・ゲイン優遇措置の適用がなかった法人に対しても、キャピタル・ロス冷遇措置が適用されたことである。

I 立 法

以下、この第3期における主な立法を検討する。

1 1932年歳入法

1929年に始まった大恐慌による証券価格の暴落は膨大なキャピタル・ロスを生じさせた。そして「多数の納税者達が、株式市場または債券市場において被った損失を、その給与・配当・賃料などの通常所得から控除することによって、これらの通常所得の全部または一部について課税を免れており、このことが歳入に深刻な影響をもたらした²⁾。」このような事態を打開するための税制改正の方向は、課税所得の計算上キャピタル・ロスを控除できる範囲をより厳しく制限しようというものであったが、そのための具体的方式に

ついて、下院案と上院案とは違いがあった。

下院歳入委員会の案によれば、株式または債券の取引による損益は、その損益相互でのみ相殺できるものとし、さらに条件として、かくして計算された税額は現行法の下における12.5%よりも下回ってはならない、とされていた。ところが上院財政委員会は、下院案は余りにも厳しすぎる、として、次のような提案をした。すなわち、損益相互でのみ相殺できるとの制限は、株式または債券の取引による損益のうち、短期取引による損益についてだけ適用し、さらに、そのような制限自体の緩和策として、1年間の損失繰越しを認める、というものである。最終的に立法化されたのは、この上院案に沿ったものであった。それによると、2年以下の期間しか保有されていなかった株式または債券の取引から生じた損益は、その損益相互でのみ相殺できるとされた。しかも、この株式または債券の短期損益相互でのみ相殺できるとの制限は、個人に対してだけではなく、法人に対しても適用されることとされた。⁴⁾ただし、この短期損失の控除制限によって生ずるかもしれない苛酷な結果を緩和するための策として、1932年歳入法は、第1年度で控除できなかった短期損失は、その第1年度における純所得の額を超えない限度で、これを第2年度に繰越し、第2年度における短期利益と相殺できる旨の規定を設けた。⁵⁾もっとも、この規定は、実際には、一度も実施されることなしに、1933年のNIRAによって廃止されてしまった。⁶⁾

2 1934年歳入法

同法は、キャピタル・ゲイン優遇措置およびキャピタル・ロス冷遇措置についての包括的な改正を行った。留意すべきは、当時、キャピタル・ゲイン優遇措置およびキャピタル・ロス冷遇措置に対する一般の関心が非常に強くなっていったことである。その原因は当時の新聞報道にあった。すなわち、証券取引所の業態に関して1933年に上院銀行通貨委員会（Senate Banking and Currency Committee）が行った公聴会でのある証言を新聞が大きく報道していたのである。その証言によれば、1930年代の初め、株式および債券の取引から生じた損失を通常所得から控除することによって、数年もの間、結局、1セントの所得税すら納めたことのなかった富裕な個人が何人かいた、とい

うのである。⁷⁾

すでに述べたように、キャピタル・ロスを通常所得から控除することについては、いくつかの制限措置が存在していた。すなわち、まず1924年歳入法によって、キャピタル・ロスの控除限度が12.5%に制限されたし、さらに1932年歳入法によって、2年以下の期間しか保有されていなかった株式または債券の取引から生じた損益は、その損益相互でのみ相殺できるものとされていた。そのような制限措置があるにもかかわらず、なお、このような事態が生じていることが判明したのである。

1934年1月3日の連邦議会の召集に先立って、⁸⁾ 下院歳入委員会の中に特別小委員会が設けられ、様々な調査、とりわけ租税回避防止策の調査にあたった。この特別小委員会において、キャピタル・ゲイン優遇措置およびキャピタル・ロス冷遇措置に関するいくつかの改正案が討議された。当時の「内国歳入租税に関する合同委員会 (Joint Committee on Internal Revenue Taxation)」⁹⁾ から、特別小委員会に対し、キャピタル・ゲイン優遇措置およびキャピタル・ロス冷遇措置に関する覚書が提出された。この覚書は、現行制度に関する様々な批判を要約した上、1つの改正案として、資産の保有期間の長短に応じた取扱いを提案していた。¹⁰⁾ 特別小委員会は、この提案を採用し、議会もまた、多少の修正は施したものの、この提案の内容を1934年歳入法の一部として立法化した。

まず、「内国歳入租税に関する合同委員会」の覚書は、現行のキャピタル・ゲイン優遇措置およびキャピタル・ロス冷遇措置における重大な欠陥として、¹¹⁾ 次の2点を指摘していた。第1点は、特別均一税率12.5%による分離課税は、実効税率が12.5%以下である納税者に対しては何らの恩恵も与えていないこと。¹²⁾ 第2点は、保有期間2年超という形式的画一主義。すなわち、優遇措置を受けるための要件として、2年超の保有期間という画一的な形式基準を設けたため、節税の目的で、一方においては、利益のでの処分をわざと要件期間満了後まで延引させる原因となり、他方においては、損失のでの処分をわざと要件期間前に急がせる原因となっていること。このような欠陥を克服するためには、従来の特別均一税率方式に代えて、新たに一定割合算入方式を採用すべきである、との提案を行っていた。すなわち、保有期間1年

以下の資産の場合の100%算入割合から始まって保有期間5年超の資産の場合の20%算入割合に至る段階制方式を採用すべきであって、その根本趣旨は、かりにキャピタル・ゲインが資産の保有期間中に年々同額ずつ実現したと仮定したならば課税されたであろう税額と等しい税額にしようとするものである、というにあった。

これに対して、1933年12月に行われた下院歳入委員会の公聴会において、財務省を代表してマギル（R. Magill）が、この一定割合算入方式を批判した。マギルの批判は、この一定割合算入方式は、値上り益（増加益）の生じている資産を5年間保有すれば、わずかに20%相当額しか課税所得にならないところから、結局は、5年間保有することを奨励することになるので、むしろ現行制度の下におけるよりも、さらに一層、値上り益（増加益）の生じている資産の売却をにぶらすことになる、というにあった。マギルは、また、この一定割合算入方式の根本趣旨についても、次のような疑問を呈した。すなわち、かりに6年の保有期間の後に6万ドルの利益を得た納税者がいたとして、この納税者は、この一定割合算入方式の下では、この利益の20%つまり12,000ドルについて6年目の税率の適用を受けることになるが、実際には、この納税者は、6年の間、毎年1万ドルずつの増加益を有していたのであるから、この1万ドルそのものについて合計6回にわたって課税する方が、この一定割合算入方式のように12,000ドルについて1回だけの課税に止めるよりも合理的ではないか、というのである。¹³⁾

しかしながら、結局は、下院歳入委員会も上院財政委員会も、「内国歳入租税に関する合同委員会」の覚書が提案し、下院歳入委員会の特別小委員会¹⁴⁾が採用した一定割合算入方式、ならびに、キャピタル・ロス一般をキャピタル・ゲイン一般からのみ控除できるとの原則を大筋では承認した。¹⁵⁾ただし、細目については、保有期間の分類および算入割合を修正し、かつ、キャピタル・ロスの控除についても多少の修正を行った。

最終的に立法化された1934年歳入法において、最も注目すべき条文がsection 117である。まず、所得算入割合についてsection 117(a)は、「総則—法人以外の納税者の場合、キャピタル資産の売却または交換による利益または損失については、以下の各場合に応じ、以下に定める各割合のみを、

純所得の算定上、当該課税年度の計算に算入する。：当該キャピタル資産の保有期間が1年以下の場合は、算入割合100%；当該キャピタル資産の保有期間が1年超2年以下の場合は、算入割合80%；当該キャピタル資産の保有期間が2年超5年以下の場合は、算入割合60%；当該キャピタル資産の保有期間が5年超10年以下の場合は、算入割合40%；当該キャピタル資産の保有期間が10年超の場合は、算入割合が30%」と規定した。次に、キャピタル資産の定義そのものから「保有期間2年超」という要件が削除された。すなわち、1932年歳入法 section 101 (b)(8) によれば、「納税者によって2年超保有されている財産 (property held by the taxpayer for more than two years)」であることがキャピタル資産の必要条件であったが、1934年歳入法 section 117 (b) は、「納税者¹⁶⁾によって保有されている財産 (property held by the taxpayer)」と変更された。さらに、キャピタル・ロスの控除について section 117 (d) は、「キャピタル・ロスの控除制限—キャピタル資産の売却または交換による損失は、同種の売却または交換による利得プラス2,000ドルを限度としてのみ控除できる」と規定した。つまり、原則としては、キャピタル・ロス一般はキャピタル・ゲイン一般からのみ控除できるが、例外として、超過キャピタル・ロスのうち2,000ドルまでは、通常所得から控除できるとされたのである。ここで注意すべきことは、section 117 (a) つまり一定割合算入方式の規定には、「法人以外の納税者の場合」とあって、この一定割合算入方式は、そもそも法人納税者には適用がないものとされているのに対し、section 117 (d) つまりキャピタル・ロス控除制限の規定は、法人納税者にも適用された、という点である。

すでに述べたように、1932年歳入法 section 23 (r)(1) つまり¹⁷⁾2年以下の期間しか保有されていなかった株式または債券の取引から生じた損益は、その損益相互でのみ相殺できるとの制限規定は、法人納税者にも適用されていた。なぜなら、2年以下の期間しか保有されていなかった株式または債券は、当時のキャピタル資産の定義上キャピタル資産ではなかったから、そもそもキャピタル・ゲインについて優遇措置を受けていない法人納税者に対しても、この制限規定を適用することには、特に問題がなかったのである。

ところが1934年歳入法 section 117 (d) は、そもそもキャピタル・ゲイン

について優遇措置を受けていない法人納税者に対しても、キャピタル・ロス¹⁸⁾の控除制限だけは適用しよう、とするものであった。このようないわば片面的適用は不公正であるとの批判を招くことになった。とくに不公正であると指摘されたのは、営業または事業の用に供している機械、装置、器具などの減価償却資産の中古品の売却損の場合であった（このことが、後に述べるように、1938年歳入法におけるキャピタル資産の定義の改正の原因となった。）。

1934年歳入法における注目すべきその他の改正として、前記の保有期間2年超の要件を削除した後のキャピタル資産の定義の再改正、社債等の償還を交換と同視する旨の条項の新設、特殊関係者間取引条項の新設、および、贈与条項の改正の4つがある。

再改正されたキャピタル資産の定義は、1924年歳入法よって新しい適用除外の要件（ただし、あくまでも単に確認的な意味を有するに過ぎない、と解されている）として追加された「営業または事業の過程において販売することを主たる目的として保有している財産」という文言に、更に「顧客に対し（to customers）」および「通常の（ordinary）」という文言を付加したものであった。すなわち、「営業または事業の通常の過程において顧客に対し販売することを主たる目的として保有している財産（property held by the taxpayer primarily for sale to customers in the ordinary course of his trade or business）」¹⁹⁾が適用除外資産とされたのである。

社債等の償還を交換と同視する旨の条項の新設についていえば、すでに第2期で取り上げた *Fairbanks v. U. S.*, 306 U. S. 436 (1939) 判決の検討の際に指摘したとおり、同判決で問題となっている社債の期限前償還が行われたのが、1927年、1928年および1929年であり、連邦最高裁判所の判断がなされたのが1939年であった。この間に1934年歳入法 section 117(f) が新設され、この新設規定によれば、社債の償還により受領した金額は「社債の交換により受領した金額と見なす（shall be considered as amounts received in exchange therefore）」とされた。しかしながら、連邦最高裁判所は、この新設規定は本来ならば「交換」でないものを「交換」と擬制した創設規定と解すべきであり、確認規定ではないから、1927年から1929年にかけて行われた社債償還には適用されないとした。

特殊関係者間取引条項とは、家族間の取引および個人とその関係会社間の取引から生じた²⁰⁾とされる損失の控除を否認する規定である。

贈与条項の改正とは、すでに 1921 年歳入法によって創設されていた贈与条項の改正である。すなわち、改正前の贈与条項は、単純に、受贈者は贈与者の取得価額を引き継ぐことを定めていたが、この単純な引継ぎ規定には、ある種の欠陥があった。例えば、ある納税者が予定される損失を吸収するほどに十分な所得を有していない場合、その損失を吸収するほどに十分な所得を有している家族または友人に、その損失を移転することが可能となっていた。そこで改正された贈与条項は、受贈者が受贈された財産を他に売却して損失を被った場合に限って、もし贈与者の取得価額が、贈与時の時価より高かった場合、つまり、値下り損が発生している財産を贈与した場合、受贈者の取得価額とされるのは、贈与者の取得価額ではなく、より低い贈与時の時価²¹⁾である、とした。

ちなみにわが国の所得税法 60 条 1 項 1 号は、改正前の上記の贈与条項と同じであって、単純に、受贈者は贈与者の取得価額を引き継ぐことを定めているから、贈与によって贈与者は受贈者に移転資産に生じている含み損を移転することが可能となっている。その典型例が最高裁判所平成 17 年 2 月 1 日第三小法廷判決（判例時報 1893 号 17 頁）である。同判決の事案はこうである。父親が 1,200 万円で購入したゴルフ会員権を 100 万円に値下がりした時点で息子に贈与し、息子はゴルフ会員権の名義書換手数料 82 万 4,000 円を支払った後に、このゴルフ会員権を 100 万円で譲渡した。息子は、父親から引継いだ含み損 1,100 万円（取得価額 1,200 万円マイナス譲渡価額 100 万円）に上記名義書換料 82 万 4,000 円を加えて、合計 1,182 万 4,000 円を譲渡損失として申告した。税務当局は、含み損 1,100 万円の引継ぎは認めたが、名義書換料分の損失計上は認めなかった。最高裁判所の判決は、所得税法 60 条 1 項の解釈として、息子の譲渡損失には、父親から引継いだ含み損 1,100 万円の外に名義書換料 82 万 4,000 円も含まれる、とした。

3 1938 年歳入法

1937 年 8 月に下院歳入委員会に設置された特別小委員会は、11 月 4 日以

来、連邦歳入法上の改正を要する諸点について検討を重ねた。1938年1月14日、この特別小委員会は、報告書を提出し、その中でキャピタル・ゲイン優遇措置およびキャピタル・ロス冷遇措置に関して、大要、次のように述べている。

まず、現行制度の説明として述べるところは、こうである。

「キャピタル・ゲインまたはロスとは、大雑把に定義するならば、納税者がキャピタル資産、例えば株式または不動産、を購入した時の購入価格から減価償却分を控除した金額と納税者がそのキャピタル資産を爾後に売却した時の売却価格の差額である。これまで連邦議会は、キャピタル資産の売却によって実現した利得は、給与、配当、利子あるいは通常の商品の販売利益と同じように担税力がある、との信念の下に、キャピタル・ゲインを連邦所得税の課税対象としてきた。連邦最高裁判所も、早くから、キャピタル資産の売却または交換によって実現した利得は、合衆国憲法第16修正²²⁾にいう所得に含まれる、と判示している。」

「本報告書の添付書B（第3表）は、1913年から今日に至るまでのキャピタル・ゲインおよびロスの税務的取扱いの歴史的概要である。これによって示されているように、1913年の合衆国憲法第16修正の成立後ほぼ10年間は、キャピタル・ゲインは、その全額が、他の通常所得と共に、キャピタル資産の売却日の属する課税年度の普通税率および超過税率に服した。今日であれば、このような課税方法に対しては、次のような正当な反論がなされたであろう。すなわち、キャピタル・ゲインの全額を実現年度の超過税率に服させることは、値上り益が何年かにわたって生ずる事実を考慮すれば、不公平というべきである、との反論である。1922年から1933年までの期間は、キャピタル・ゲインの課税方法が、少なくとも部分的には、初めて資産の保有期間の長さ²³⁾に依存した時代である。もし資産の保有期間が2年超であれば、納税者には選択権があり、キャピタル・ゲインをそのまま他の通常所得に加算して従来どおりの課税を受けるか、あるいは、キャピタル・ゲインだけを分離して特別税率12.5%で課税を受けるか、を選択できた。……（中略）……ここで留意すべき重要な事実は、この特別税率12.5%が適用された期間のほとんどにおいて、通常所得に対する超過税率の最高がわずか20%であっ

たのに対して、現行の超過税率の最高が75%である、という事実である。加えて、この特別税率方式は、保有期間の長さをほとんど重要視していなかった、という点も重要である。つまり、12.5%という特別税率は、そのキャピタル・ゲインの基となった資産の価値の増加が、15年もかかって生じたのか、それとも、わずか2年少し超で生じたのか、を区別することなく適用されたのである。対応するキャピタル・ロス冷遇措置も置かれていた。²³⁾

「1934年歳入法は、キャピタル・ゲインおよびロスの税務的取扱いを根本的に改正し、以後今日まで、この1934年歳入法上の税務的取扱いが継続されてきている。この税務的取扱いでは、売却した資産の保有期間の長さによって、キャピタル・ゲインまたはロスが、次のとおり、所得計算に影響を及ぼすこととされている。すなわち、当該キャピタル資産の保有期間が1年以下の場合は、算入割合100%；当該キャピタル資産の保有期間が1年超2年以下の場合は、算入割合80%；当該キャピタル資産の保有期間が2年超5年以下の場合は、算入割合60%；当該キャピタル資産の保有期間が5年超10年以下の場合は、算入割合40%；当該キャピタル資産の保有期間が10年超の場合は、算入割合が30%となる。したがって、もし、個人納税者が4年間保有していた資産を売却して10万ドルの利得を得たとすれば、6万ドルが課税対象所得となる。この6万ドルは、その課税年度の他の所得と合算され、²⁴⁾合算された所得が普通税率と超過税率に服する。」

次に、現行制度に対する批判を考慮して、さまざまな代替策の検討を行っている。その中の1つとして、各年度平均発生方式 (average annual accrual method) がある。この方式によれば、最終的に実現したキャピタル・ゲインまたはロスの金額を資産の保有期間の各年度に平均的に配分し、その各年度の平均配分額を各年度の他の所得に加算 (ゲインの場合) または減算 (ロスの場合) した結果の所得額に現行税率を適用する。かくして平均化されたゲインに対する税額として増加した分の平均額または平均化されたロスによって減少した税額の平均額に保有期間の年数を乗じて得た税額が最終の税額となる。しかし、特別小委員会は、この方式は余りにも複雑過ぎるとの理由で、これを採用しなかつた。²⁵⁾

その他の方式で、同じく、検討はしてみたものの、結局は採用しなかつた

方式に、次の3つがある。

(1) キャピタル・ゲインおよびロスを他の所得から完全に独立させて全く別個の課税方法に服させる方式（この方式は、支払能力原則に必ずしも適合せず、との理由で不採用）、

(2) キャピタル・ゲインを他の所得に合算するが、数ヶ年分の平均所得額を課税所得額とする方式（この方式は、納税者がある年度の所得実額よりも多額の平均所得額について所得税を支払うこともありうる、との理由で不採用）、

(3) キャピタル・ゲインおよびロスを未実現の段階で、各年度において発生した額を各年度の課税所得に算入する方式（この方式は、そもそもアメリカ合衆国憲法上かかる課税が許容されるか、という問題を含んでいる上、未実現利益および損失をどのように評価決定するかについて克服不可能ともいうべき実務上の問題がある、との理由²⁶⁾で不採用）。

かくして、特別小委員会の最終提案は、1934年歳入法上の税務的取扱いの基本的構造はそのまま維持するが、いくつかの批判の原因となっている部分を改正すべし、というものであった。すなわち、キャピタル・ゲイン課税そのものに反対する根拠として、これまでに最も強調されてきたことは、それが証券およびその他のキャピタル資産の取引の障害となり、好景気と不景気の幅を拡大する、というものであったが、特別小委員会は、これまでの調査分析による限り、キャピタル・ゲイン課税が取引の障害となり、好景気と不景気の幅を拡大する、との主張を裏付けるものは皆無であり、一般の景気状況およびその時々²⁶⁾の投機気分が主たる原因となって、証券市場および不動産市場に好景気あるいは不景気をもたらされるのである、と結論している。しかし、特別委員会は、キャピタル・ゲイン課税がこれらの市場に何らかの影響を及ぼしているとするれば、かかる影響が、現行制度の下での急激な減少割合方式によって拡大されている、との点は認めざるを得ないとした。

そこで、特別委員会は、現行の減少割合を次のように改正すべきことを提案した。すなわち、保有期間1年以下の資産の売却または交換から生ずる純キャピタル・ゲインは、1934年歳入法と同様、他の所得と同一の税率で全額課税する。保有期間1年超の資産に関しては、所得計算に取り込むキャピタル・ゲインまたはキャピタル・ロスの割合を年ベースという粗い基準では

なく月ベースという細かい基準で定める。第2年目における保有期間満1ヶ月毎に2%ずつ、第3年目以降における保有期間満1ヶ月毎に1%ずつ、所得計算に取り込む割合を減少させ、第5年目の終わりに合計60%の減少割合をもって打ち止めにする。つまり、少なくとも40%は課税対象とする。この提案の趣旨は、これまでの年ベースの減少割合ではなく月ベースのゆるやかな減少割合の採用によって、取引が特定の期間に集中する事態および資産価値が急激に増減する事態をもたらすような税法上の誘因を取除こうというものであった。

1934年歳入法の下でのキャピタル・ゲイン課税措置は、次のような理由からも批判されていた。すなわち、とくに高額所得者層の場合、現行税率が高過ぎるので、資産が凍結され本来行われるはずの取引も稀にしか行われていない。もし税率が低くなれば、値上りした証券の相当部分が市場に出回ることを促し、資本市場に活気をもたらすばかりか、新規の企業投資をも奨励することになる。

この種の批判に応えるべく、特別小委員会では、保有期間1年超の資産の場合、キャピタル・ゲインに適用する税率の最高限度を固定すべきものと判断し、そのための方式として、1921年歳入法で採用され1934年歳入法でいったん廃止された均一税率方式の復活を提案した。このように、一定割合算入方式と均一税率方式を組み合わせることによって、実現したキャピタル・ゲインに対する実行税率は、保有期間が1年を少し超えた場合の最高40%から保有期間が5年超の場合の最低16%となり、高額のキャピタル・ゲインに適用される税率の予測が確実となり、しかも適用税率自体が通常所得に対する税率よりも相当に低いので、高税率が資産売却の障害となっているとの批判にも対応できる、と考えられたのである。

なお、1934年歳入法の下でのキャピタル・ロス控除制限措置も、また、次のような理由から批判されていた。すなわち、キャピタル・ロスは所定の割合で所得計算上控除されるとはいうものの、実際には、その全額が控除されるのではなく、わずかに実現したキャピタル・ゲインの額プラス2,000ドルの限度でしか控除できず、しかも控除限度額を超過したキャピタル・ロスは繰越しが認められない。このような控除制限は余りに厳し過ぎ、これでは

新規事業に対する投資の意欲も押し潰されてしまう。けだし、キャピタル・ゲインが生ずれば、その大半が税金で召し上げられ、キャピタル・ロスが生ずれば、ほんの一部しか控除できないからである。

この批判に対する同特別小委員会の回答はこうである。曰く、1934年歳入法によって採用された原則、つまり、キャピタル純ロスを他の所得から控除することは認めない（ただし例外として、2,000ドルを限度として控除を認める）という原則は、「所得税収入を確保するために必要かつ有益な防御策（a necessary and salutary safeguard of the income tax revenue）」として引き続き維持すべきものである。加うるに、短期キャピタル・ロスを長期キャピタル・ゲインから控除できる現行措置は廃止すべきである。けだし、短期キャピタル・ロスなるものはもともと投機的な損失であるから、かかる投機的な損失で長期キャピタル・ゲインといういわば投資的な利益を帳消しにしてしまうような現行方式は望ましいものではないからである。²⁷⁾その具体的方策としては、短期キャピタル・ゲインおよびロスと長期キャピタル・ゲインおよびロスとを完全に分離独立させてしまうことである。これまで議会が一貫してとってきた方針は、投機的利益は勤労所得および事業所得と同じ方法かつ同じ程度まで課税するが、長期キャピタル・ゲインは投資的利益として特別な課税上の特典を与える、というものである。たしかに、保有期間の長短という事実のみで投機的取引（speculative transactions）と投資的取引（investment transactions）とを区分することは、必ずしも正確とは言えないかも知れないが、かかる区分のみが実際的であるし、しかも現実になりに公平な区分基準として機能してきているのである。

もっとも同特別小委員会としても、キャピタル・ロスの控除制限措置によって、ある程度の苛酷さと不公平が生じていることは認める。しかしながら、と同特別小委員会はいう。

かかる事態が生ずるのは、もともとキャピタル・ゲインおよびロスが他の所得の場合と同様に、各年度単位で計算されるからに他ならない。したがって、例えば、ある個人納税者が前年度では多額のキャピタル・ロスがあっても、全く税務上の恩恵がなかったにもかかわらず、当年度では多額のキャピタル・ゲインについて多額の所得税を支払わなければならないという事態も

生じ得る。

そこで税収の大幅な減少をもたらさず、かつ、租税回避の抜け穴を作らず、しかも、かかる苛酷な結果を緩和する方策として、同特別小委員会は、一定の制限の下に純キャピタル・ロスの繰越しを1年に限って認める、との提案を行った。すなわち、短期キャピタル・ロスと長期キャピタル・ロスとを完全に分離した上で、それぞれについて別々の繰越し方を定めることとし、短期キャピタル・ロスについては繰越し許容額を当年度の純所得の額を限度とするが、長期キャピタル・ロスについてはとくに限度がない。

下院を通過した法案は、この特別小委員会の提案にほぼ沿った内容を有していた。ところが上院を通過した法案は、短期キャピタル・ゲインおよびロスの取扱いについては、下院案と同じであったが（ただし、長期・短期を分ける保有期間は1年ではなく18ヶ月と修正された）、長期キャピタル・ゲインおよびロスの取扱いについては、下院案とかなり異なっていた。

まず下院案による一定割合算入方式は余りに複雑過ぎるとの理由で斥けられ、さらに1934年歳入法による一定割合算入方式も斥けられた。新たに導入された方式は、18ヶ月超の保有期間の資産、つまり長期保有資産の場合、そのキャピタル・ゲインおよびロスの50%を純所得の計算に取り込むというものであった。加えて、最高税率を15%とする分離課税方式も設けられた。

かくて、この上院案によれば、納税者は、純長期キャピタル・ゲインの50%を所得に算入し、その算入後の所得に対し普通税率および超過税率を適用するか、あるいは、長期キャピタル・ゲインを他の所得から分離し、これに対し15%の均一税率を適用するか、そのいずれかのうち、より低い税額となる方を選択できるものとされた。これに見合って、純長期キャピタル・ロスの取扱いも変わるものとされた。

すなわち、納税者は、純長期キャピタル・ロスの50%を他の所得から控除するか、あるいは、長期キャピタル・ロスの15%相当額を税額控除するか、そのいずれかのうち、より高い税額となる方が適用される。もっとも、長期キャピタル・ロスの繰越しは、すでに他の所得からの控除が認められているからとの理由で採用されなかった。²⁸⁾

最終的に立法された1938年歳入法は次のようになっていた。いわゆる長期保有資産をさらに2種類に区分し、1つは18ヶ月超24ヶ月以下（算入割合が $66\frac{2}{3}\%$ ）、他が24ヶ月超（算入割合が50%）とする。この長期保有資産の売却または交換による利得、つまり長期キャピタル・ゲインは、それぞれの所定算入割合の分を他の通常所得と合算して普通税率および超過税率の適用を受けるか、あるいは、それぞれの所定算入割合の分を他の通常所得から分離して均一税率30%を適用するか、そのいずれかのうち、より低い税額となる方を選択できる。かくて実効税率は、保有期間18ヶ月超24ヶ月以下の資産の場合、最高20%（ $66\frac{2}{3}\% \times 30\% = 20\%$ ）、保有期間24ヶ月超の資産の場合、最高15%（ $50\% \times 30\% = 15\%$ ）となる。

これに見合って、長期キャピタル・ロス²⁹⁾は、それぞれの所定算入割合の分を他の所得（純短期キャピタル・ゲインを含む）から控除するか、あるいは、それぞれの所定算入割合の分の30%相当額を税額控除するか、そのいずれかのうち、より高い税額となる方が適用される。かくして、1938年歳入法の下におけるキャピタル・ゲインおよびロス課税制度は、一方において、1934年歳入法から始まった一定割合算入方式を継続すると共に、他方において、1921年歳入法から始まった均一税率方式を復活させたものとなった。

1938年歳入法における注目すべきその他の改正として、キャピタル資産の定義の改正およびいわゆる無価値化証券条項の新設の2つがある。

まずキャピタル資産の定義の改正であるが、それまでキャピタル資産でない資産、つまり適用除外資産とされてきたのは、要するに、販売用資産だけであった。ところが1938年法は新たに減価償却資産を適用除外資産に加えたのである。すなわち、同法 section 117 (a)(1) は、「キャピタル資産とは、納税者が保有している財産をいい、営業または事業に関連するか否かは問わないが、次のものは除外される。すなわち、納税者の営業上の在庫、当年度末に手持ちしていたとすれば納税者の在庫に当然含まれていたであろうはずのその他の財産、営業または事業の通常過程において主として顧客に対し販売することを目的として保有している財産ならびに営業または事業の用に供されている財産であって section 23 (1) が定める減価償却の対象となる財産 (property, used in the trade or business, of a character which is subject to

the allowance for depreciation provided in section 23(1))」と定義した。このような定義の改正が必要になったのは、1934年歳入法が法人納税者のキャピタル・ロスについても控除制限を適用するようになったことに主たる原因がある。すでに1934年歳入法の検討個所で述べたように、キャピタル・ロス控除制限規定である同法 section 117(d)は、法人納税者にも適用されたから、法人納税者のキャピタル・ロスについても、通常の所得から控除できるのは2,000ドルまでと限定されていた。このような控除制限は、営業または事業の用に供されている減価償却資産、例えば機械、装置、器具などの中古品の売却または交換から生ずるロスの場合、とくに苛酷な結果を生じさせていると批判されていた。主としてこのような批判に対処するため、1938年歳入法は、かかる減価償却資産をキャピタル資産以外の資産とすることによって、その中古品の売却または交換から生ずるロスを非キャピタル・ロス、つまり通常損失として全額控除できる措置を講じたのである。³⁰⁾

次に無価値化証券条項とは、無価値となった証券 (securities becoming worthless) の評価損失をキャピタル資産の売却または交換による損失、つまりキャピタル・ロスと見なす、という規定である。すなわち、同法 section 23(k)(2)は、次のように規定した。「無価値となった証券—ある証券が無価値となったことが確認され、かつ、当該課税年度において評価損失を計上したときは、その証券がキャピタル資産に該当する限り、かかる評価損失はキャピタル資産の売却または交換による損失と見なすものとする。」この新設規定の趣旨は、従来の制度の下では、無価値化した証券を他に処分せずに保有し続けている納税者とそのような証券を他に処分した納税者とを区別し、前者を優遇している事態を無くすことにあった。すなわち、従来の制度の下では、保有している証券が無価値化したことを理由とする「評価損失」は非キャピタル・ロスとして全額控除できるとされていたのに対し、³¹⁾ そのような証券の売却または交換から生じた「処分損失」はキャピタル・ロスとして控除制限に服していたからである。

4 1939年内国歳入法典

1939年2月10日に内国歳入法典 (Internal Revenue Code) が成立した。同

法典は、1939年1月2日現在効力を有する内国歳入に関する連邦法上の関連規定を統合し法典化したものである。この法典化によって、内国歳入に関する連邦法上の関連規定のすべては、同法典の発効と同時に当然に失効したものとされた。同法典は、後の1954年内国歳入法典（Internal Revenue Code of 1954）および1986年内国歳入法典（Internal Revenue Code of 1986）と区別するために1939年内国歳入法典（Internal Revenue Code of 1939）と呼ばれる。そもそも1939年内国歳入法典が制定される前は、直近の歳入法にいくつかの改正を加えて、数年毎に新規の歳入法を制定するのが連邦議会の慣行となっていた。ところが1939年内国歳入法典は永続的制定法として成立したので、これ以後は、新しい歳入法あるいは租税改革法が成立しても、それらはすべて現行の内国歳入法典そのものに対する追加的改訂とする慣行となった。

5 1939年歳入法

1939年内国歳入法典の追加的改訂を行うという形式をとった1939年歳入法³²⁾は、法人納税者のキャピタル・ロスの取扱いについて重要な改正を行った。すなわち、法人納税者のキャピタル・ロスを長期と短期に分け、長期キャピタル・ロス（保有期間18ヶ月超のキャピタル資産から生じた処分損失）は全額控除できるが、短期キャピタル・ロス（保有期間18ヶ月以下のキャピタル資産から生じた処分損失）は、1938年歳入法の下における個人納税者と同じ程度の控除制限、つまり短期キャピタル・ロスは短期キャピタル・ゲインとのみ相殺でき、かつ、超過ロスは1年繰越してできるが、その短期キャピタル・ロスが生じた課税年度の通常所得の額を限度とするとの制限に服する、とされた。

ところで1939年歳入法は、法人納税者の長期キャピタル・ロスを全額控除できるものとしたのであるが、これによって1938年歳入法上の困難な問題の1つがある程度解決されることになった。すなわち、1938年歳入法が、減価償却資産をキャピタル資産以外の資産と定めた結果、土地に定着する建物その他の減価償却資産は非キャピタル資産とされるが、土地そのものは相変わらずキャピタル資産とされたため、例えば、工場を敷地と共に売却した場合、売買価格をキャピタル資産としての土地と非キャピタル資産としての

土地定着物とに配分しなければならないという実務上の難問が発生していた。1939年歳入法は、法人納税者の長期キャピタル・ロス³³⁾は全額控除できる旨を定めることにより、長期キャピタル・ロスに関する限り、キャピタル資産と非キャピタル資産との間で、どのように処分損失を配分するかの問題を生じないようにしたのである。

他方、法人納税者のキャピタル・ゲインに関しては1939年歳入法の下でも特別措置はなく、長期キャピタル・ゲインも短期キャピタル・ゲインも区分されることなく、全額がそのまま課税所得に算入され、法人所得税の対象となることには変わりがなかった。

ところが、1940年に立法された超過利得税法(Excess Profits Tax Law)の下では、法人納税者のキャピタル・ゲインにも初めて長期と短期の区分が設けられるに至った。すなわち、長期キャピタル・ゲインは超過利得税の課税対象外(非課税)とされ、短期キャピタル・ゲインのみが超過利得税の課税対象とされたのである。かくして、超過利得税という限定的分野において、法人納税者にもキャピタル・ゲインおよびロス課税制度が、一般的に(単にキャピタル・ロスの冷遇措置だけではなく、キャピタル・ゲインの優遇措置を含めて)適用されるに至った。³⁴⁾

6 1941年歳入法

同法は、キャピタル資産の定義を改正し、従来からの非キャピタル資産(適用除外資産)である販売用資産および事業用減価償却資産に加えて、いわゆる短期割引公債を非キャピタル資産(適用除外資産)とした。すなわち、同法による改正後の1939年内国歳入法典 section 117(a)によれば、「合衆国、その属領、州、その下部政治機構、または、コロンビア特別区が発行する債券であって、次の4つの条件のすべてを満たすもの、すなわち、1941年3月1日以降に発行され、割引債であって、利札がなく、かつ、発行日から1ヵ年を超えない日を確定償還日としているもの」は、満期償還前には何らの所得も発生させないものとし、かつ、キャピタル資産以外の資産とされた。

この改正の主たる目的は、かかる短期割引債を処分した場合、利子相当部分とキャピタル・ゲインまたはロス相当部分とに配分する必要をなくすこと

第4章 第3期（1932年から1942年まで）

（ただし、生命保険会社の場合を除く）、かかる短期割引債の割引部分相当額を満期償還前または他への処分前に課税所得に算入する必要をなくすこと、の2点³⁵⁾にあった。なお、後に述べるように、この短期割引公債を非キャピタル資産（適用除外資産）とする条項は、1981年経済回復税法（Economic Recovery Tax Act of 1981）により削除されることになる。

II 判 例

この第3期の約10年にわたる期間の原則的特徴は、個人に対するキャピタル・ロス冷遇措置の強化であり、しかも、当時キャピタル・ゲイン優遇措置の適用がなかった法人に対しても、キャピタル・ロス冷遇措置だけは適用されたことである。

以下、この第3期における主な判例を見ることにする。

1 Hort v. CIR, 313 U. S. 28 (1941)

【事案の概要】

1932年歳入法の下における個人納税者のキャピタル・ゲイン優遇措置に関する「キャピタル資産」の要件が問題となった事案である。

納税者 Hort は、1928年に父親からの遺贈により本件事案で問題となっているビル建物の所有権を取得した。このビル建物の主要部分はずでに1927年に父親によってさる銀行に賃貸されていた。賃貸借期間は15年、年間賃料は25,000ドルであった。1933年に至りその銀行は納税者に対しこの賃貸借契約を解約したい旨を申し入れてきた。交渉の結果、同銀行が14万ドルを支払うことを条件に同賃貸借契約を解約することに納税者は同意した。

納税者は、この14万ドルを1933年度の所得に算入せず、かえって、この解約により被った損失として2万ドル余の損失を計上した。その理由は、この賃貸借契約上の将来賃料の現在価値（16万ドル余）と上記受領額14万ドルとの差額2万ドル余はこの解約による損失に他ならない、というものである。内国歳入庁長官は、この2万ドル余の損失の計上を否認したばかりか、上記受領額14万ドルを通常所得と認定した。租税訴訟庁、第2巡回区連邦控訴裁判所、連邦最高裁判所のいずれも内国歳入庁長官を勝たせた。

【判旨の概要】

Murphy 裁判官による法廷意見の概要は、次のとおりである。

納税者 Hort の主張によれば、本件ビル建物の賃貸借契約の解約によって受領した 14 万ドルはキャピタル・ゲインであって通常所得ではない、かりに通常所得であるとすれば、実際には損失を被っている、という。当裁判所は、このような主張を認めることができない。この 14 万ドルは全額が課税所得となるべきものである。この 14 万ドルは単に本件賃貸借契約から生ずる賃料の代替物 (a substitute for the rent reserved in the lease) に過ぎず、投下資本の回収分ではない。要するに、将来の賃料受領権を放棄する代りに現在いくばくかの支払いを受け、かつ、賃貸物件の返還を受けた、というだけのことである。

【コメント】

本件判決の歴史的意義は、「キャピタル資産」から除外される解釈上の適用除外資産の 1 つとしてのいわゆる通常所得の代替物 (substitute for ordinary income) の原則を宣明した点にある。

すでに第 1 期の 1921 年歳入法の制定当時からそうであったが、実定条文上の「キャピタル資産」の定義の仕方には問題がある。というのは、実定条文においては「明文上の適用除外とされる資産」以外の資産はすべて「キャピタル資産」に該当するかのような定義の仕方になっていることである。その結果、しばしば次のような主張がなされることになった。すなわち、実定条文において「明文上の適用除外資産」に該当しない資産は当然に「キャピタル資産」であると解すべきである、という主張である。裁判所は、このような主張を制限するためにさまざまな理論を展開してきている。いわゆる通常所得の代替物 (substitute for ordinary income) の原則または将来所得の代替物 (substitute for future income) の原則は、そのような制限のための理論の 1 つである。要するに、本来予定されていた如くに受領されていたとすれば通常所得として課税されていたはずの支払いであれば、たとえその支払いを受ける権利 (一種の資産ではある。) を譲渡したとしても、その譲渡対価は本来の支払いの代替物に過ぎないから、キャピタル・ゲイン³⁶⁾としてではなく通常所得として課税されるべきもの、とする原則である。この原則を宣明した

連邦最高裁判所の判決として、後に検討する第4期における判例の1つである P. G. Lake 事件判決（CIR v. P. G. Lake, Inc., 356 U. S. 260 (1958)）がある。

2 McClain v. CIR, 311 U. S. 527 (1941)

【事案の概要】

1934年歳入法の下における個人納税者のキャピタル・ロス冷遇措置に関する「売却または交換」の要件が問題となった事案である。すでに検討した第2期における判例の1つである Fairbanks 事件判決に類似の事案であるが、Fairbanks 事件判決は1934年歳入法 section 117(f) が制定される前の事案であって、しかもキャピタル・ゲイン優遇措置に関するものであったのに対し、本件判決は1934年歳入法 section 117(f) が制定された後の事案であって、しかもキャピタル・ロス冷遇措置に関するものである。

本件は、類似案件2件を合同して審理した事案であって、第1事件の事案の概要は、次のとおりである。納税者 McClain は額面15,000ドルの債券を有していたところ、この債券の発行体の財政状態悪化のため約7,500ドルだけを受領し、残りの約7,500ドルを免除するという合意が成立し、上記金額と引換えに債券を発行体に引渡した。

納税者 McClain は、この免除額約7,500ドルを貸倒損として所得から控除したが、内国歳入庁長官はこの控除を否認し、租税訴願庁も第5巡回区連邦控訴裁判所も、内国歳入庁長官の否認処分を維持した。

第2事件の事案の概要は、次のとおりである。納税者 Thomson は額面25,000ドルの債券を24,750ドルで購入し保有していたところ、この債券の発行体が更生手続に入り、額面1,000ドル当たり5ドルを支払い、残額は切り捨てる旨の更生計画が成立した。納税者 Thomson は合計125ドルだけしか受領しなかったため、この債券の取得価額24,750ドルとの差額24,625ドルを貸倒損として所得から控除したが、内国歳入庁長官はこの控除を否認した。租税訴願庁は内国歳入庁長官の否認処分を維持したが、第2巡回区連邦控訴裁判所は、逆転、納税者 Thomson を勝たせた。連邦最高裁判所は、下級審判例の不統一を理由に上訴を認め、第5巡回区連邦控訴裁判所の判決を維持し、第2巡回区連邦控訴裁判所の判決を取消し、結局、両事件とも内

国歳入庁長官を勝たせた。

【判旨の概要】

Roberts 裁判官による法廷意見の概要は、次のとおりである。

1934 年歳入法 section 117 (f) によれば、公社債の償還は交換と見なされる。この規定によって連邦議会が意図したのは、一定の取引について、貸倒損規定の適用を排除し、代わりにキャピタル・ゲインおよびロス規定を適用することにあつたことは明白である。本件の双方の事案において公社債の償還が行われている。もっとも納税者 Thomson の場合、原審は、償還とは任意的償還のみを意味し更生手続におけるような強制的償還は除外されると解したが、条文上両者を区別する根拠はない。

【コメント】

本件判決の歴史的意義は、例外的な規定である 1934 年歳入法 section 117 (f) が、一般的原則を変更して、いったん公社債の償還を交換と見なすと規定した以上、公社債の償還による損失は、任意的償還であろうと強制的償還であろうと、見なし交換によるキャピタル・ロスとなつた点である。かくて 1934 年歳入法 section 117 (f) の制定後においては、公社債が無価値化した場合に、これを第三者に売却したことによる「売却損失」は無論のこと、発行体が償還したことによる「償却損失」も、すべて「処分損失」としてのキャピタル・ロスとなり、控除が制限されることになった。

ところが同じく公社債が無価値化した場合であっても、無価値化したことを理由として「評価損失」を計上すると、その「評価損失」はキャピタル・ロスではないから、その全額を控除できるという事態が生じた。かかる変則事態を除去するために制定されたのが 1938 年歳入法 section 23 (k)(2) のいわゆる無価値化証券条項であつた。

3 Helvering v. Hammel, 311 U. S. 504 (1941)

【事案の概要】

1934 年歳入法の下における個人納税者のキャピタル・ロス冷遇措置に関する「売却または交換」の要件が問題となつた事案である。すでに検討した McClain 事件判決が、例外的な規定である 1934 年歳入法 section 117 (f) が

一般原則を変更した結果に関するものであったのに対し、本件判決は一般原則に関する事案である。

納税者 Hammel は他の仲間達と共に分割払いの約定で土地を購入したが、支払いを怠ったため、この土地は強制競売され、結局、4,000ドル余の損失を被った。内国歳入庁長官は、納税者 Hammel の1934年度の課税標準の算定にあたり、この4,000ドル余をキャピタル・ロスと認定し、2,000ドルしか控除を認めなかった。租税訴願庁も第6巡回区連邦控訴裁判所も4,000ドル余の全額の控除を認めて納税者 Hammel を勝たせたが、連邦最高裁判所は、逆転、内国歳入庁長官を勝たせた。

【判旨の概要】

Stone 裁判官による法廷意見の概要は、次のとおりである。

納税者 Hammel の主張によれば、1934年歳入法 section 23(j) は「キャピタル資産の売却または交換による損失は、section 117(d) に定める限度でのみ控除できる。」と規定し、さらに section 117(d) は「キャピタル資産の売却または交換による損失は、同種の売却または交換による利得プラス2,000ドルを限度としてのみ控除できる。」と規定しているが、ここにいう「売却による損失」とは、納税者の任意の売却による損失を意味し、強制競売の如き非任意の売却による損失を含まない、と解すべきであるという。かかる主張を支持する根拠として納税者は下院歳入委員会の報告書を援用している。確かに同委員会は、任意の売却による損失に関する当時の実定法規の欠陥を指摘して、次のように述べている。

曰く、「納税者達は、損失は2年以内に実現させることにより全額控除の恩恵を得る一方、利得は2年を超えるまで実現を引延ばすことにより軽減課税の恩恵を得ている。³⁷⁾」しかしながら当裁判所としては、制定された条文を見る限り、キャピタル資産の売却による損失が任意の売却によるものか、それとも、非任意の売却によるものかによって税法上異なった取扱いをすべきであるとする何らの根拠も見出すことができない。

【コメント】

本件判決の歴史的意義は、すでに検討した McClain 事件判決が、例外的な規定である1934年歳入法 section 117(f) が「償還」を「交換」と見なし

た以上、「任意的償還」と「強制的償還」とでは差異がなく、等しく「交換」と見なされる、としたのに対し、本件判決は、一般原則として、「売却」には「任意的売却」と「強制的売却」の双方が含まれる、とした点である。

4 Helvering v. Nebraska Bridge Supply & Lumber Co., 312 U. S. 666 (1941)

【事案の概要】

1934年歳入法の下における法人納税者のキャピタル・ロス冷遇措置に関する「売却または交換」の要件が問題となった事案である。

法人である納税者 Nebraska Bridge Supply & Lumber Co. は、アーカンソー州内に2カ所の土地 A および土地 B を所有していたが、これらの土地に対する州税を滞納したために両土地とも滞納処分が付された。もっともアーカンソー州法によると、滞納処分時から2年を経過するまでの間はこれらの土地を買い戻すことができることとされていた。しかし納税者はこれらの土地を買い戻さない旨を1934年に決定した。アーカンソー州の関係官庁は、土地 A については1934年に「売買証明書」を発行したが、土地 B については1935年4月18日に至ってはじめて「売買証明書」を発行した。内国歳入庁長官は、土地 A については1934年に売却が行われたとし、この売却による損失10,000ドル余は2,000ドルを限度として控除を認めたが、土地 B については1935年4月18日まで買い戻す機会が存した以上、1934年には売却はなく、したがって1934年分の損失はない、と認定した。

租税訴願庁は、この内国歳入庁長官の認定を覆し、AB両土地について損失は1934年中に実現しており、しかもその損失は通常の損失であってキャピタル・ロスではない、との審決をした。第8巡回区連邦控訴裁判所もこの租税訴願庁の審決を維持した。ところが連邦最高裁判所は、逆転、内国歳入庁長官を勝たせた。

【判旨の概要】

全員一致の判決で、1941年1月6日に当裁判所が言い渡した Helvering v. Hammel, 311 U. S. 504 および Electro-Chemical Engraving Co. v. Commissioner, 311 U. S. 513 に基づき原審判決を〔本日、1941年3月31日〕取り消す。

【コメント】

本件判決の歴史的意義は、当時キャピタル・ゲイン優遇措置の適用がなかった法人に対しても、キャピタル・ロス冷遇措置だけは適用されることを確認した点である。すなわち、キャピタル・ゲイン優遇措置を定めた1934年歳入法 section 117 (a) は法人納税者に適用されないが、キャピタル・ロス冷遇措置を定めた同法 section 117 (d) は法人納税者にも適用されることを確認した点である。先例とされたのは、本件判決より約3ヶ月前に言い渡された2つの判決であって、1つは、個人納税者のキャピタル・ロス冷遇措置に関して「売却」には「任意的売却」と「強制的売却」の双方が含まれる、とした Hammel 事件判決であり、他の1つは、法人納税者のキャピタル・ロス冷遇措置に関して Hammel 事件判決を援用した Electro-Chemical 事件判決である。

5 Helvering v. William Flaccus Oak Leather Co., 313 U. S. 247 (1941)

【事案の概要】

1934年歳入法の下における法人納税者のキャピタル・ゲインに関する「売却または交換」の要件が問題となった事案である。すでに「はじめに」において述べたように、第3期においては、そもそも法人納税者である William Flaccus Oak Leather Co. にはキャピタル・ゲイン優遇措置の適用がなかったはずである。それなのに何故にキャピタル・ゲインが問題となったのか？ 実は第3期においては、キャピタル・ゲイン優遇措置の適用がなかった法人納税者に対してもキャピタル・ロス冷遇措置だけは適用されていたが、そのキャピタル・ロスもキャピタル・ゲインからだけは控除できるとされていたからである。

法人納税者である William Flaccus Oak Leather Co. の工場が、1935年9月、火災によって焼失した。その年中に同社は、工場の建物、機械および器具の焼失損害に対する補填として保険会社より合計73,000ドル余の保険金の支払いを受けた。これらの建物、機械および器具はすでに満額減価償却済みであり、かつ、この保険金は他の資産の取得に充てられることはなかった。1935年度の申告に当たり同社はこの保険金に加えて他の証券取引によ

るキャピタル・ゲイン 800 ドル余の合計額 73,800 ドル余をキャピタル・ゲインの総額とし、この金額を同年度中に被ったキャピタル・ロスの総額 76,800 ドル弱から差し引き、差額 3,000 ドル弱を純キャピタル・ロスとした上、この金額の中の 2,000 ドルを通常所得から控除した。

内国歳入庁長官は、この保険金を通常所得と認定した上、証券取引によるキャピタル・ゲイン 800 ドル余プラス 2,000 ドルの控除だけしか認容しなかった。租税訴訟願庁は内国歳入庁長官を勝たせたが、第 3 巡回区連邦控訴裁判所は、逆転、納税者を勝たせた。連邦最高裁判所は、再逆転、内国歳入庁長官を勝たせた。

【判旨の概要】

Murphy 裁判官による法廷意見の概要は、次のとおりである。

1934 年歳入法 section 117 (d) は「キャピタル資産の売却または交換による損失は、同種の売却または交換による利得プラス 2,000 ドルを限度としてのみ控除できる。」と規定している。したがって本件における唯一の争点は、納税者が保険会社より受領した保険金がキャピタル資産の「売却または交換」による利得であるか否かの点である。一般的には、歳入法上の文言は他の法律上の文言と同じように、通常の意味に解すべきものであり、「売却」という文言および「交換」という文言も例外ではない。ある資産が損傷し、その損傷に対して保険金が支払われることは、通常の意味では売却でもなければ交換でもない。もっとも section 112 (f) は、ある資産が破壊され、その破壊に対し補償金が支払われることを非任意的転換 (involuntary conversion) として特別の取扱いをしていることは確かである。しかしながら当裁判所としては、連邦議会がこの非任意的転換を「売却または交換」として取扱うべきことを意図したと解すべき何らの根拠も見出すことができない。

【コメント】

本件判決の歴史的意義は、法人納税者に対してはキャピタル・ゲイン優遇措置の適用がなかった第 3 期においても、キャピタル・ロス冷遇措置との関係で法人納税者にとってキャピタル・ゲインが重要であったという点である。

すでに述べたように、第 1 期および第 2 期においては、法人納税者に対してはキャピタル・ゲイン優遇措置およびキャピタル・ロス冷遇措置の適用は

第4章 第3期（1932年から1942年まで）

なかった。第3期になっても（1940年に立法された超過利得税法（Excess Profits Tax Law）の下での超過利得税の場合は例外として）、法人納税者に対してはキャピタル・ゲイン優遇措置の適用はないとされたものの、キャピタル・ロス冷遇措置だけは適用されていた。ところが1934年歳入法の下では、キャピタル・ロス控除制限金額が、法律条文上は「キャピタル・ゲインの金額プラス2,000ドル」と規定されたため、法人納税者にとっても「キャピタル・ゲイン」は直接的には優遇措置の対象にはならないが、「キャピタル・ロスと相殺できる特別の利得」として間接的な優遇措置の対象となった訳である。

6 Crane v. CIR, 331 U. S. 1 (1947)

【事案の概要】

1938年歳入法の下における個人納税者のキャピタル・ゲインに関する「キャピタル資産」、 「売却価額」および「取得価額」の算定が問題となった事案である。

個人納税者Craneは、1932年1月11日に夫の死亡により本件で問題となっているアパート建物を相続した。相続時にこの建物には抵当権が設定されており、その被担保債務は元本255,000ドル、未払利息7,000ドル余となっていた。遺産税法上この建物の評価額は、この元本と未払利息の合計額262,000ドル余と同額であるとされた。夫の死亡直後、納税者Craneは抵当権者との合意により引き続きこの建物を管理経営して行くこととなった。

すなわち、賃料を徴収し、必要な修繕、労働およびその他の管理のための費用を支払い、諸公課引当用として毎月200ドルを積立てた上、残った賃料を抵当権者に送金する、という合意であった。この合意によるアパート管理経営はその後約7年間継続した。この間納税者Craneは、賃料の総額を所得に計上し、この建物に対する諸公課および管理費用、抵当権付債務に対する支払利息、ならびに、この建物の減価償却費を所得から控除してきた。ところがこの間に未払利息がかえって16,000ドル弱までに増加してしまった。抵当権者から競売手続を進めると警告されたこともあって、1938年11月29日に納税者Craneは、この建物を抵当権付きのまま3,000ドルで第三者に売却した。その際に500ドルの売買経費を要した。

納税者 Crane は 1,250 ドルのキャピタル・ゲインを申告した。その根拠は次のとおりである。

1932 年に相続し 1938 年に売却した「資産」とは、この建物の純価値分 (the equity), つまり、この建物の総価値から抵当権の被担保債務を控除した残額である。この純価値分は 1932 年の相続時においてはゼロ (上記評価額 262,000 ドル余マイナス被担保債務合計額 262,000 ドル余) であった。ゼロであったからこそ減価償却費もゼロであった。³⁸⁾ 納税者 Crane 自身も、また Crane からこの建物を買受けた新しい所有者も、被担保債務を引受けたことはない。したがって、この建物の売却によって納税者 Crane が実際に得た利益の額は、3,000 ドル (売買代金) から 500 ドル (売買経費) を差引いた残額 2,500 ドルとなり、その 50%, つまり 1,250 ドルが 24 ヶ月超の保有期間の資産から生じた課税キャピタル・ゲインの額となる。

これに対して内国歳入庁長官は 23,500 ドル余の課税通常所得を認定した。その根拠は次のとおりである。

納税者 Crane が相続し売却した「資産」とは、納税者の主張する純価値分ではなく、あくまでもアパート建物そのものである。つまり、この建物を占有し、使用し、処分することのできる所有者としての権利であって、かかる権利は被担保債務によって減額されることはない。納税者 Crane の取得価額は、前記遺産税上の評価額 262,000 ドル余となり、その内訳は敷地としての土地分が 55,000 ドル、建物分が 207,000 ドル余となる。売却までの期間において建物について 28,000 ドル余の減価償却が認められているから、売却時における建物の調整取得価額は 179,000 ドル弱となる。

他方、この売却によって納税者 Crane が実現した額は、現金受領額 2,500 ドルだけではなく、被担保債務 255,000 ドルの金額を加算した合計 257,500 ドルとなり、その内訳は土地分が 55,000 ドル弱、建物分が 202,500 ドル余となる。ところで土地はキャピタル資産であるが、アパート建物はいわゆる事業用減価償却資産であるからキャピタル資産ではない。³⁹⁾ したがって、今回の売却によって納税者 Crane は、土地分については少額のキャピタル・ロス (取得価額 55,000 ドルから売却価額 55,000 ドル弱を控除)、建物分については通常所得 23,500 ドル余 (売却価額 202,500 ドル余から取得価額 179,000 ドル弱を控除)

を実現したことになる。

租税裁判所（Tax Court⁴⁰⁾は、建物がキャピタル資産ではないとの点については内国歳入庁長官の主張を認めたが、その他の点については納税者の主張を認めた。第2巡回区連邦控訴裁判所は、逆転、内国歳入庁長官の主張をすべて認めた。連邦最高裁判所も原審判決を維持した。

【判旨の概要】

Vinson 首席裁判官による法廷意見の概要は、次のとおりである。

1938年歳入法 section 111 (a)によれば、「資産の売却またはその他の処分」による利得とは「実現した金額から……調整取得価額を差し引いた残額」をいうものとされている。そこでまず問題となるのは、本件相続にかかる資産の調整取得価額に至る前の未調整取得価額はいくらであったかの点である。納税者 Crane の主張するように、純価値分としてゼロであるのか、それとも内国歳入庁長官の主張するように、アパート建物の価値自体として262,000ドル余となるのか。当裁判所は、後者の解釈をとる。したがって、本件相続にかかる資産の未調整取得価額は、被担保債務の額を差し引かない価額、つまり262,000ドル余となる。次に問題となるのが調整取得価額であるが、当裁判所としては、内国歳入庁長官の算定を妥当なものと認める。

最後の問題として、本件売却によって実現した額はいくらであったかの点がある。すでに述べたように、本件相続にかかる資産は、純価値分ではなく、アパート建物そのものである、とするのが当裁判所の立場である。この立場からすると、本件売却によって実現した額には被担保債務の額をも含めるべきものである。もっとも納税者の主張によれば、本件の場合、納税者はそもそも被担保債務について支払義務を有しないのであるから、この点において支払義務のある被担保債務をアパート建物の買主が引き受けた場合とは区別されるべきである、という。しかしながら、当裁判所は、たとえ抵当権設定者が被担保債務について支払義務を有していない場合であっても、抵当権付きの資産を第三者に売却した場合には、その被担保債務相当額の利益を享受したものと解する。

【コメント】

本件判決は、1938年歳入法の下における個人納税者のキャピタル・ゲイ

ンに関する「キャピタル資産」、「売却価額」および「取得価額」の算定が問題となった事案であるが、歴史的意義として重要な点は、いわゆるノン・リコース債務、つまり、支払義務のない被担保債務の税務上の取扱いである。本件判決によるいわゆる Crane rule とは、(1)ノン・リコース債務付き資産の取得価額は、その資産自体の価値であって、被担保債務の額を差し引かない価額であること、(2)ノン・リコース債務付き資産の売却価額には、被担保債務の額を加算すること、というノン・リコース債務の税務上の取扱いである。

ところで、ある論者⁴¹⁾によると、本件判決における内国歳入庁長官側の勝利は、税法の分野におけるピュロスの勝利（敗北同然の犠牲を払って得た勝利）の最たるものであるという。なぜならこの Crane rule を逆に利用した節税策（tax shelter）の流行により税収が減少する結果になったからである。つまり、全くリスクのないノン・リコース債務付の資産を取得した投資家が、そのノン・リコース債務の額を取得価額に含め、かつ、各期の減価償却額をそのノン・リコース債務の額に対応して増額させることによって、その投資家の課税所得を軽減する節税策が流行するようになったからである。

7 Corn Products Refining Co. v. CIR, 350 U. S. 46 (1955)

【事案の概要】

納税者 Corn Products Refining Co. は、コーンのスターチ、シロップ、砂糖およびこれらの関連製品の製造業者であった。同社は、原則として、受注日から 30 日以内に一定価格または出荷時の市場価格のいずれか低い方の価格で製品を出荷する約定で顧客からの注文を受けていた。同社の貯蔵設備には限度があったので、時には追加の原料をその時点での市場で調達しなければならない場合があり、そのため時としては、コーンの市場価格が高騰したような場合、顧客からの注文に応ずるためには損失を覚悟しなければならないことがあった。

このような事態を打開するために、同社はコーンの先物契約、つまり将来の一定の日在一定の価格で一定量のコーンを買受ける権利を有する契約を常時かつ組織的に締結する制度を発足させた。かくしてコーンの市場価格が騰

貴しても先物契約に基づきコーンの引渡しを受けることができるので、一定の価格で安定した供給を受けることが可能になった。同社は、この先物契約そのものの売却によって、1940年には約68万ドルの利益を得、1942年には約11万ドルの損失を被った。同社は、この先物契約はキャピタル資産である、と主張したが、租税裁判所、第2巡回区連邦控訴裁判所および連邦最高裁判所はいずれもこの主張を排斥して、この先物契約はキャピタル資産ではない、判示した。

【判旨の概要】

Clark 裁判官による法廷意見の概要は次のとおりである。

租税裁判所も連邦控訴裁判所も、本件先物契約が納税者の事業の不可分的一部分 (integral part of its business) であり、その主要原料の価格騰貴から製造活動を守り、かつ、将来の製造に必要な供給を確保することを目的としたもの、と認定している。

本件納税者は、これらの認定を直接には攻撃していないものの、その主張するところは、本件先物契約は section 117 によってキャピタル資産とされる「資産」であり、したがってその製造活動とは区別さるべきものである、というにある。しかしながら、本件記録によれば、本件先物契約がその製造活動とは区別されたものである、との主張を支持するものは皆無である。逆に、本件先物契約は原料コーンの価格騰貴に対する保護手段の1つとして本件納税者の事業にとって決定的に重要なものであったことが窺われる。先物の購入を始めるに至ったのは、この外にも理由があった。すなわち、本件納税者の販売政策が将来の一定価格以下で製品を出荷する旨の約定に基づいていたため、この販売政策をとる以上、コーンの価格騰貴に対して本件納税者の立場は極度に弱いものとなっていたことである。加えて、コーンの先物の購入は、原料コーンの貯蔵設備を増設することよりも安価に供給を確保できる手段でもあった。かかる事実関係からすれば、本件納税者の製造活動とこれ以上密接な関係にある計画、あるいは、本件納税者の事業の成功にとってこれ以上重要な計画、というものが存在するとは到底考えられない。確かに本件先物契約は section 117 (a) に定める適用除外資産には条文の文言上は該当しない。けだし、棚卸資産でもなければ在庫でもなく、顧客に対する販売用

の資産でもなければ事業用減価償却資産でもないからである。

しかしながら、section 117 のキャピタル資産条項は、議会の意図を促進するのではなく、むしろこれを損なう結果となるまでに広く適用されるべきではない。議会の意図したところは、事業の日常活動から生ずる利得または損失は、キャピタル・ゲインまたはキャピタル・ロスとしてではなく、通常の利得または通常の損失として取り扱うことである。つまり、section 117 による特別措置は事業所得の通常の源泉とはならない資産取引に適用されるのである。Harmel 事件判決⁴²⁾も判示するごとく、この特別措置は「投下資本の換価によって得られた利得について納税者に過重な税負担を課さず、かつ、投下資本の換価に対し抑止的に作用する過重な税負担を除去すること」が目的である。section 117 は内国歳入法典における通常の税務取扱いの例外をなすものであるから、キャピタル資産の定義は制限的に解釈すべきであり、その適用除外規定は弾力的に解釈すべきものである。このことは議会の基本的な意図を効果あらしめるために必要なことである。現に当裁判所は section 117 にいう「キャピタル資産」の定義をこれまで常に制限的に解釈してきているのである。

【コメント】

本件判決は、たとえ明文上は適用除外資産に該当しなくても、キャピタル・ゲインおよびロス課税制度の立法趣旨からして、なお適用除外資産に該当する場合が存するのであり、本件先物契約のように日常事業活動と密接不可分の役割を演ずる資産はキャピタル資産に該当しない、との判断を示した重要な判決として、ほとんどすべての税法ケース・ブックおよび関係論説に引用されている。法律解釈論的観点からすれば、このような理解は正しいであろうが、すでに検討した立法の歴史的経過を考慮に入れると、本件判決は実に奇妙な事案であることに気付く。一体全体、どのような理由から、法人納税者である Corn Products Refining Co. は、本件先物取引契約がキャピタル資産である、などという一見馬鹿げた主張をしたのであろうか。たとえ 1940 年に得た利益約 68 万ドルの利益がキャピタル・ゲインに該当するとされたとしても、当時の法人納税者にはキャピタル・ゲイン優遇措置の適用はなかったはずである。いわんや 1942 年に被った約 11 万ドルの損失がキャピ

第4章 第3期（1932年から1942年まで）

タル・ロスということになれば、かえって控除が制限されて不利になったはずではないか。このような疑問を抱きつつ、本件判決の事案を検討すると、次のような事実が判明する。

すなわち、本件判決は、もともと法人所得税が真の対象となった判決ではなく、⁴³⁾超過利得税が対象となった判決であったという事実である。すなわち、1942年に被った約11万ドルの損失がキャピタル・ロスということになれば、一方において、これを他の通常所得から控除することが制限され、それだけ1942年の法人所得税が増額されることになるが、他方において、超過利得税の基準所得額も増額され、それだけ爾後の超過利得税が減額することになる。⁴⁴⁾つまり、法人納税者が自己の法人所得税額の増額を求めるという一見馬鹿げた行動には、十分に合理的な理由が存したのである。

ところが本件判決は、先物契約の売却による損失をキャピタル・ロスではなく通常損失と認定し、納税者の所得税額の増額を否定した。そこで皮肉なことに、本件判決は、爾後、納税者の所得税額の減額を正当化する根拠とされるようになった。すなわち、ある損失を通常損失としての控除を正当化する根拠とされたのである。このような状態は、第4期の判例として検討するArkansas Best Corp. v. Commissioner, 485 U. S. 212 (1988)に至るまで続くのである。

- 1) アメリカ合衆国憲法第20修正（いわゆるLame Duck Amendment）が1933年10月15日に発効したので、1937年以降の大統領の任期の開始日は、それまでの3月4日から1月20日に変更された。
- 2) H. R. Rep. No. 708, 72nd Cong., 1st Sess. 12 (1932), reprinted in 99 Reams, U. S. Revenue Acts 1909-1950 (1979).
- 3) 上院財政委員会の見解によれば、「2年超の期間保有されていた証券の取引から生じた損失は、真の意味での損失というべきであり、かかる損失の控除を12.5%に制限している現行規定は、過大控除に対する十分な予防策である」という。S. Rep. No. 665, 72nd Cong., 1st Sess. 10 (1932), reprinted in 99 Reams, U. S. Revenue Acts 1909-1950 (1979).
- 4) 法人に対しても適用されることを当然の前提として、1932年歳入法 section 23(r) (1)は、「株式または債券であってキャピタル資産に非ざる資産の売却または交換による損失は、同種の非キャピタル資産の売却または交換による利益を限度として、その

控除が認められるものとする」と規定した。つまり、この規定は、そもそも、非キャピタル資産の売却または交換による損失に関する規定なのであるから、キャピタル・ゲイン優遇措置およびキャピタル・ロス冷遇措置とは無関係であった。ちなみに、当時のキャピタル資産の定義は、1932年歳入法 section 101 (b)(8) によれば、「納税者によって2年超保有されている財産 (property held by the taxpayer for more than two years)」であることが必要条件であった。

- 5) 1932年歳入法 section 23 (r)(2).
- 6) 48 Stat. 195 (Chap. 90) 218 (b). なお Wells, Legislative History of Treatment of Capital Gains Under the Federal Income Tax, 1913-1948, 2 Nat'l Tax J. 19 (1949).
- 7) Sidney Ratner, Taxation and Democracy in America 463 (1967) 「当時の財務省予算局長 (Budget Director) ダグラス (Douglas) は、議会に対し、製造業者一般売上税の創設および所得税の大幅増税を勧告していたが、議会は、売上税の方を全く無視してしまった。というのは、上院銀行通貨委員会の公聴会で、モルガン (J. P. Morgan) とその共同経営者達 (his partners) が1932年に1セントの所得税も納めていなかった事実が明らかとなり、世論がいきりたっていたからである。」
- 8) アメリカ合衆国憲法第20修正 (いわゆる Lame Duck Amendment) が1933年10月15日に発効したので、それまでは、原則として、12月の第1月曜日に開始されていた連邦議会は、第73議会の第2会期からは、原則として、1月3日に開始されることになった。現に、第73議会の第2会期は、1934年1月3日に召集されている。
- 9) 1926年歳入法 section 1203に基づき新設された委員会で、上院財政委員会より5名、下院歳入委員会より5名、合計10名で構成される合同委員会であって、現在も存在する。ただし、1976年租税改革法 (Tax Reform Act of 1976) により、名称を「租税に関する合同委員会 (Joint Committee on Taxation)」と変更した。
- 10) Prevention of Tax Avoidance, Preliminary Report of a Subcommittee of the Committee on Ways and Means, House Committee Print, 73rd Cong., 2d Sess. 6 (1933), reprinted in 100 Reams, U. S. Revenue Acts 1909-1950 (1979). 「当特別小委員会は、『内国歳入租税に関する合同委員会』によって提案された下記の取扱いの採用を勧告する。…(中略)…以上の取扱いの詳細については、別紙Cとして添付した『内国歳入租税に関する合同委員会』の覚書を参照されたい。」
- 11) 厳密に言えば、欠陥とされたのは、次の6点であるが、論旨を単純化するために、本文では、主要な2点だけに言及した。第1点：歳入の不安定性、すなわち、好況期には歳入増、不況期には歳入減となる特徴があること。第2点：インフレーションによる名目的値上り益 (the mere increase in monetary value resulting from the depreciation of the dollar) に対する課税の性格を有すること。第3点：保有期間2年超という形式的画一主義。第4点：納税者の一部の富裕層に対してしか恩恵を与えていないこと。第5点：短期損益相互間のみでの相殺の不公正。第6点：正常な事業

第4章 第3期 (1932年から1942年まで)

- 取引に対する阻止的効果。Prevention of Tax Avoidance, Preliminary Report of a Subcommittee of the Committee on Ways and Means, House Committee Print, 73rd Cong., 2d Sess. Appendix: Exhibit C, 35 (1933), reprinted in 100 Reams, U. S. Revenue Acts 1909-1950 (1979).
- 12) 「内国歳入租税に関する合同委員会」は、この覚書よりも前に、2つの報告書を公開している。1つは、1927年11月25日付け報告書であり、他の1つは、1929年6月9日付けの報告書である。後者の報告書である「キャピタル・ゲインとロスに関する補充報告書 (Supplemental Report on Capital Gains and Losses)」によれば、「現行制度の下での12.5%という特別均一税率は、納税者全体の98.5%に対しては何らの恩恵も与えていない。実質的な恩恵を受けているのは、納税者全体のわずか1%の4分の1つまり0.25%に過ぎない。すなわち、申告書を提出した納税者総数4,171,051人の中、10万ドル超の純所得を有する9,560人だけが実質的な恩恵を受けたに過ぎない。」Joint Committee's Report submitted November 26, 1928, and published June 8, 1929, 1, reprinted in 117 Reams, U. S. Revenue Acts 1909-1950 (1979).
- 13) マギルが提示した税額計算一覧表によると、この一定割合算入方式と現行方式つまり特別均一税率12.5%による分離課税方式とを比較した場合、保有期間5年超の資産から生ずるキャピタル・ゲインの実効税率は、純所得100万ドル超の超高額所得者階層だけを例外とすれば、その他の所得階層については、すべて12.5%より低い。例えば、純所得5,000ドルの所得階層であれば、追加所得100ドル分のキャピタル・ゲインに対する限界税率は0.8%、純所得5万ドルの所得階層であれば、追加所得100ドル分のキャピタル・ゲインに対する限界税率は6.2%、純所得50万ドルの所得階層であれば、追加所得100ドル分のキャピタル・ゲインに対する限界税率は12.2%である、という。Hearings before the Committee on Ways and Means, 73rd Cong., 2d Sess. 39-41, reprinted in 11 Reams, U. S. Revenue Acts 1909-1950 (1979).
- 14) 「内国歳入租税に関する合同委員会」の覚書が提案し、下院歳入委員会の特別小委員会が採用が採用した一定割合算入方式とは、次のようなものであった。保有期間1年以下の場合は、算入割合が100%；保有期間1年超2年以下の場合は、算入割合が80%；保有期間2年超3年以下の場合は、算入割合が60%；保有期間が3年超5年以下の場合は、算入割合が40%；保有期間5年超の場合は、算入割合が20%である。
- 15) キャピタル・ロス一般がキャピタル・ゲイン一般を超過した場合、その超過キャピタル・ロス以外の通常所得から控除できない、とする新しい原則は、1932年歳入法が、株式および債券の短期取引から生じた損失の控除制限として導入した原則をキャピタル・ロス一般に拡大しようとしたものであった。
- 16) H. R. Rep. No. 704, 73d Cong., 2d Sess. 31 (1934), reprinted in 100 Reams, U. S. Revenue Acts 1909-1950 (1979).

- 17) 前記注4)を参照。
- 18) H. R. Rep. No. 704, 73d Cong., 2d Sess. 31 (1934), reprinted in 100 Reams, U. S. Revenue Acts 1909-1950 (1979). なお、一定割合算入方式を起案した「内国歳入租税に関する合同委員会」は、この方式を法人納税者に対しても適用すべきか否かについて、次のように述べている。「ここで提案されている方式〔注：一定割合算入方式〕は、とくに個人納税者を対象としたものである。ただし、いわゆる非課税法人組織変更制度 (tax-free reorganizations) が廃止されるならば、この方式を法人納税者に対しても適用すべきではないかを検討する余地はある。」Prevention of Tax Avoidance, Preliminary Report of a Subcommittee of the Committee on Ways and Means, House Committee Print, 73rd Cong., 2d Sess. 37 (1933), reprinted in 100 Reams, U. S. Revenue Acts 1909-1950 (1979).
- 19) 1934年歳入法 section 117(b). これら2つの文言が付加された趣旨は、証券のトレーダー（自己の計算において売買する者であって、顧客に対し販売することを主たる目的とする者ではない）にキャピタル・ゲイン優遇措置およびキャピタル・ロス冷遇措置を適用することにあった。これら2つの文言が付加される前の規定によれば、証券のトレーダーは、証券のディーラー（営業または事業の通常の過程において顧客に対し販売することを主たる目的として証券を売買する者）とは異なっているもの、やはり「営業または事業」に従事している以上、キャピタル・ゲイン優遇措置およびキャピタル・ロス冷遇措置の適用を受けない、との取扱いになっていた。したがって、自己勘定で証券の投機的取引を行ったトレーダーは、その結果被った損失を通常損失として無制限に通常所得から控除していた。1934年歳入法による上記定義改正の当面の目的は、この証券トレーダーの租税回避を防止することにあった。その限りでは確かに妥当な改正ではあったのだが、逆に、次のような弊害を生じさせることになった。すなわち、ディーラーとしての売買であれば、通常所得または通常損失となり、トレーダーとしての売買であれば、キャピタル・ゲインまたはキャピタル・ロスとなることを利用した新たな租税回避である。
- 20) 1934年歳入法 section 24 (a)(6)：純所得の算定上、以下に掲げる損失の控除は認められないものとする。……(A)家族間、または、(B)個人とその個人が直接または間接に発行済み株式数の過半数を所有している関係会社との間、での財産の売却または交換による損失……」
- 21) 1934年歳入法 section 113 (a)(2).
- 22) Proposed Revision of the Revenue Laws, 1938, Report of a Subcommittee of the Committee on Ways and Means, 75th Cong., 3rd Sess. 28 (1938), reprinted in 103 Reams, U. S. Revenue Acts 1909-1950 (1979).
- 23) Id. at 28 and 29. reprinted in 103 Reams, U. S. Revenue Acts 1909-1950 (1979).
- 24) Id. at 29, reprinted in 103 Reams, U. S. Revenue Acts 1909-1950 (1979).

第4章 第3期 (1932年から1942年まで)

- 25) Id. at 32, reprinted in 103 Reams, U. S. Revenue Acts 1909-1950 (1979).
- 26) Id. at 32, reprinted in 103 Reams, U. S. Revenue Acts 1909-1950 (1979).
- 27) この特別小委員会の提案は、下院歳入委員会によって採用されることになる。その際に下院歳入委員会に対し提出された統計資料によると、キャピタル・ゲインおよびロスの全体の85%は証券取引から生じており、しかも、これら証券取引の全体の35%がいわゆる短期取引であって、本来的に投機的性格の強いものと考えられる、という。H. R. Rep. No. 1860, 75th Cong., 3rd Sess. 7 (1938), reprinted in 103 Reams, U. S. Revenue Acts 1909-1950 (1979).
- 28) S. Rep. No. 1567, 75th Cong., 3rd Sess. 6 (1938), reprinted in 103 Reams, U. S. Revenue Acts 1909-1950 (1979).
- 29) Comparison of the Revenue Acts of 1936 and 1938, Prepared for the Use of the Committee on Ways and Means 108 (1938), reprinted in 103 Reams, U. S. Revenue Acts 1909-1950 (1979).
- 30) 1937年8月に下院歳入委員会に設置された特別小委員会もすでにこのような改正を提案していた。その理由は次のとおり。Proposed Revision of the Revenue Laws, 1938, Report of a Subcommittee of the Committee on Ways and Means, 75th Cong., 3rd Sess. 34 (1938), reprinted in 103 Reams, U. S. Revenue Acts 1909-1950 (1979). 「かかる減価償却資産の売却、交換、その他の処分から生ずる利得または損失は、本来、事業上の利得または損失であって、当該処分取引が行われた事業年度において課税の対象となるべき事業上の利益の大小にそのまま反映されるべきものである。」加えて、かかる減価償却資産の処分から生ずる損失をキャピタル・ロスとして取り扱い、その控除を制限することの結果として、納税者は「より効率の悪い不経済な機械 (less efficient and uneconomical machine)」の使用を継続することによって取得価額的全額を減価償却によって回収するか、あるいは、一般市場で売却することを避けてむしろ廃棄処分することによって陳腐化損失として全額の控除を可能にするか、そのいずれかを選択せざるを得ない、という。この特別小委員会の提案は、下院歳入委員会によって採用され、結局は立法化された訳である。H. R. Rep. No. 1860, 75th Cong., 3rd Sess. 34 (1938), reprinted in 103 Reams, U. S. Revenue Acts 1909-1950 (1979).
- 31) 従来の規定として、例えば、1936年歳入法の section 23 (e) [個人納税者] および section 23 (f) [法人納税者] の一般的損失条項ならびに section 23 (k) の貸倒損失条項がある。Wells, Legislative History of Treatment of Capital Gains Under the Federal Income Tax, 1913-1948, 2 Nat'l Tax J. 26, note 50 (1949). なお, Comparison of the Revenue-Acts of 1936 and 1938, Prepared for the Use of the Committee on Ways and Means 28 (1938), reprinted in 103 Reams, U. S. Revenue Acts 1909-1950 (1979).
- 32) 例えば、1939年歳入法の section 201 は、「(1939年) 内国歳入法典の sections

- 13, 14, and 15 を改訂して、以下のように読み替えるものとする」と規定している。
- 33) H. R. Rep. No. 855, 76th Cong., 1st Sess. 11 (1939), reprinted in 105 Reams, U. S. Revenue Acts 1905-1950 (1979). 「当委員会のこの提案は、これまで多くの法人納税者を悩ましてきた実務上の難問を除去せんとするものである。この提案の趣旨は、原則として、キャピタル・ロスに関して法人納税者の取扱いを個人納税者の取扱いにより近いものにするることである。2,000 ドルの控除制限を廃止することによって、処分損失を減価償却資産と非減価償却資産とに配分する必要が無くなる。自己の計算において資産を売買するトレーダーおよびその他の法人納税者は、その長期キャピタル・ロスを通常所得から控除できることになる。投機家は、その投機によって生じた損失（注：原文には speculative gains とあるが speculative losses の誤りであろう）を通常所得から控除することができなくなるであろう。ただし、18 ヶ月以下の期間しか保有されていなかった資産の売却または交換から生じた利得とのみ相殺できるに過ぎないからである。」
- 34) 1940 年超過利得税法が成立した後の法人所得税と超過利得税との適用関係をまとめると次のようになる。まず、長期キャピタル・ゲインおよびロスは、超過利得税の計算上すべて除外される。つまり長期キャピタル・ゲインには超過利得税が課せられないし、長期キャピタル・ロスを超過利得税対象所得から控除することもない。あたかも存在しなかったかの如くに取り扱う訳である。次に、長期キャピタル・ゲインおよびロスは、法人所得税の計算上すべて他の通常所得と同じように取り扱われる。つまり長期キャピタル・ゲインは全額が課税所得に算入され、長期キャピタル・ロスは全額が控除できる。他方、短期キャピタル・ゲインおよびロスは、法人所得税における取扱いがそのまま超過利得税においても適用される。つまり短期キャピタル・ゲインは全額が課税所得に算入され、法人所得税および超過利得税の双方の課税対象になるし、短期キャピタル・ロスは、短期キャピタル・ゲインとのみ相殺できるが、当年度の純所得の額を限度として 1 年の繰越しが認められる。
- 35) Conference Report on the Revenue Bill of 1941, H. R. Rep. No. 1203, 77th Cong., 1st Sess. 11 (1941), reprinted in 107 Reams, U. S. Revenue Acts 1905-1950 (1979).
- 36) Chirelstein, Federal Income Taxation, 10th Edition, Foundation Press 381 (2005).
- 37) H. R. Rep. No. 704, 73rd Cong., 2d Sess. 10 (1934), reprinted in 100 Reams, U. S. Revenue Acts 1909-1950 (1979).
- 38) ただし、実際には納税者 Crane はこの建物について減価償却を行っていたから、この主張は、実際の行動とは明らかに矛盾する主張である。この点は、本件判決自体もその脚注 2) において指摘している。
- 39) 1938 年歳入法によって、いわゆる事業用減価償却資産が新たに適用除外資産に加えられたことについては、上記 II 立法における 1938 年歳入法の箇所を参照。

第4章 第3期（1932年から1942年まで）

- 40) 従来の租税訴願庁（Board of Tax Appeals）は1924年に創設されたもので、1942年にその名称を租税裁判所（Tax Court of the United States）と変更した。しかし、これは単なる名称変更であって、実体は引き続き行政部内の独立機関（an independent agency in the executive branch of the Government）であった。1969年に至り、さらに名称を合衆国租税裁判所（United States Tax Court）と変更するとともに、いわゆる法律によって創設された裁判所（legislative court）となった。
- 41) Yin, *The Story of Crane: How a Widow's Misfortune Led to Tax Shelters*（ある未亡人の不運が節税手段を生み出した経緯）, Caron, ed., *Tax Stories*, 207 (2003)
- 42) 第2期における主な判例の1つとしてすでに検討した *Burnet v. Harmel*, 287 U. S. 103 (1932) を指す。
- 43) *Corn Products* 事件判決という場合、実質的には次の2件を区別すべきである。第1は、1940年の約68万ドルの利益に関するもので、16 T. C. 395 (1951) → 215 F. 2d 513 (1954) → 350 U. S. 46 (1955) の裁判過程を辿っている。第2は、1942年の約11万ドルの損失に関するもので、11 T. C. M. 721 (1952) → 20 T. C. 503 (1953) → 215 F. 2d 513 (1954) → 350 U. S. 46 (1955) の裁判過程を辿っている。第1の事件では、この約68万ドルの利益がキャピタル・ゲインか否かが本来の争点になったのではなく、むしろ先物契約がいわゆる洗替売買（wash sale）条項にいう証券（stocks and securities）に該当するか否かが争点となった。すなわち、もし洗替売買条項が適用されれば、1940年には約6万ドルのキャピタル・ゲインと約20万ドルのキャピタル・ロスとなったはずだ、というのが納税者の主張であったが、裁判所は認めなかった。第2の事件では、この約11万ドルの損失がキャピタル・ロスか否かがまさに争点となった。
- 44) 現に上記の11 T. C. M. 721 (1952) は、次のように判示している。「残るのは次のような問題である。すなわち、本件納税者がコーンの先物契約の売買によって1939年から1942年までの間に被った損失がsection 117にいうキャピタル・ロスとして、超過利得税の算定上、基準期間の所得額から控除することを認めないのが妥当であるか否か、の問題である。」。なお、Rothman, 446 T. M. Capital Assets-Sectein 1221; General Definition A-28. (1983).

第5章 第4期（1942年から1986年まで）

——個人および法人双方に優遇措置と共に冷遇措置も適用された時期

この期間は、個人および法人の双方にキャピタル・ゲイン優遇措置もキャピタル・ロス冷遇措置も適用されたが、1986年に至りキャピタル・ゲイン優遇措置が廃止になる時期である。

1940年の大統領選挙で3選された民主党のフランクリン・D・ルーズヴェルトは、1944年に4選される。1941年12月8日の日本による真珠湾攻撃を契機としてアメリカが第2次世界大戦に全面的に参戦し、1945年8月15日の日本の降伏をもって第2次世界大戦が終結する。その間、1945年4月12日にルーズヴェルトが死去したため、副大統領トルーマンが第33代大統領に昇格した。1948年の大統領選挙では、大方の予想を裏切って、トルーマンが共和党の候補者デューイを破った。その後、1952年と1956年には共和党のアイゼンハウアーが、1960年には民主党のケネディが（1963年11月22日の暗殺により副大統領ジョンソンが昇格）、1964年には民主党のジョンソンが、1968年と1972年には共和党のニクソンが（1974年8月9日の辞任により副大統領フォードが昇格）、1976年には民主党のカーターが、1980年と1984年には共和党のレーガンが、それぞれ大統領選挙に勝利した。

この約50年にわたる期間の原則的特徴は、キャピタル・ゲインおよびロス課税制度が、全面的に、つまりキャピタル・ゲイン優遇措置およびキャピタル・ロス冷遇措置の双方が、個人納税者にも法人納税者にも適用されたことである。もっとも、個人納税者の場合には、1938年歳入法に始まった均一税率課税方式と一定割合算入方式との組合せ方式がしばらく続いた後、一定割合算入方式のみとなるが、法人納税者の場合には、終始、均一税率方式のみであった。ところが1985年5月、レーガン大統領は、キャピタル・ゲイン優遇措置の廃止および後に述べる General Utilities ルールの廃止を含む税制改革案を連邦議会に提出し、この税制改革案は、下院および上院の審

議、可決を経て、1986年10月22日にレーガン大統領の署名を得て1986年内国歳入法典として成立した。

I 主要な立法

以下、この期間における主な立法を検討する。

1 1942年歳入法

1942年1月、大統領ルーズヴェルトは連邦議会に対して最初の戦時予算を提出した。1942年10月21日に成立した1942年歳入法は、個人納税者、法人納税者を問わず、所得税の負担を急激に高めた。人的控除額の引下げ、いわゆる戦勝税（Victory Tax）の導入などによって個人所得税の課税最低限が引き下げられ、極めて多数の個人が初めて所得税の納税者となる、という事態が出現した。戦時下における大幅な増税を背景として、キャピタル・ゲインおよびロス課税制度も見直され、いくつかの重要な改正が行われた。その最たるものが、法人納税者に対するキャピタル・ゲイン優遇措置の適用である。すでに1940年超過利得税法によって、超過利得税という限定的な分野において、法人納税者にもキャピタル・ゲイン優遇措置が適用されていた¹⁾のであるが、1942年歳入法は、これを広く法人所得税の分野に拡大したのである。その他の重要な改正として、個人納税者の長期キャピタル・ゲインに適用される最高税率の引上げ、資産保有期間の短縮、キャピタル・ロスの控除制限の強化（ただし、一方において、他の所得からの控除制限を強化したが、他方において、短期キャピタル・ロスと長期キャピタル・ロスとを一本化し、およそキャピタル・ロスであれば、すべて5年間の繰越しを認める、という緩和の面もある）などがある。

キャピタル・ゲインおよびロス課税制度も見直しに際して、下院歳入委員会は、法人納税者の純長期キャピタル・ゲインに対しても均一税率課税方式（25%）を認めるべきとの提案を行った²⁾。その理由はこうである。「現在、法人納税者に対しては、個人納税者の場合のような均一税率課税方式は認められていないが、法人所得税が高率となったことに鑑み、section 117(c)をさらに改正し、法人納税者の純長期キャピタル・ゲインに対し25%の選択分

離税率を認めるものとする。」上院財政委員会もこれとまったく同趣旨の説明を行っている。³⁾最終的に立法された1942年歳入法によれば、法人納税者に対しても個人納税者と同じようにキャピタル・ゲインおよびロス課税制度を適用することとされた。ただし、個人納税者の場合とは異なって、法人納税者の場合には、一定割合算入方式の適用はなく、もっぱら均一税率課税方式のみが適用された。すなわち、1942年歳入法による改正後の1939年内国歳入法典 section 117(c)(1)⁴⁾は、次のような規定となった。

「法人納税者：法人納税者の当該課税年度の純長期キャピタル・ゲインが当該課税年度の純短期キャピタル・ロスを超える場合には、sections 13, 14, 15, 204, 207(a)(1) および(3)ならびに 500の規定によって算定される税額に代えて、下記によって算定される税額を課するものとする。ただし、下記によって算定される税額が上記各 section によって算定される税額よりも少ない場合に限る。すなわち、純長期キャピタル・ゲインが純短期キャピタル・ロスを超える場合の当該超過額を純所得から差し引いた残額につき上記各 section の規定により税額を算定し、この算定税額に当該超過額の25%相当額を加算した額を合計税額とする。」

1942年歳入法の法案審議の過程において特に問題となった点の1つに、現行の短期取引と長期取引との区別をそのまま維持すべきか否か、もし維持すべきものとするれば、どこで一線を画すべきか、という問題があった。財務省は下院歳入委員会に対して、次のような提案を行った。すなわち、1938年歳入法が採用した長期保有資産をさらに2種類に分ける方式は廃止し、保有期間18ヶ月超の資産はすべて1種類の長期保有資産とし、それから生ずるキャピタル・ゲインは50%の限度で課税所得に算入する方式に変更すべきである。その理由は、課税方式の簡素化、保有期間の短縮化によって、納税者が資産の売却時期について税務上の考慮を払う必要性が少なくなる、というものであった。下院歳入委員会は、2種類の長期保有資産を1種類に統合することは承認したが、短期キャピタル・ゲインと長期キャピタル・ゲインとの区別を18ヶ月ではなく15ヶ月とした。

また、1942年歳入法の法案審議の過程において、いわゆる Boland 法案と呼ばれる下院法案番号第 6358 号法案が問題となった。この Boland 法案

によれば、そもそも短期と長期の区別は廃止し、およそキャピタル・ゲインおよびロスなるものを完全に他の所得から分離して、個人、法人を問わず、キャピタル・ゲインはすべて10%の均一税率で課税する、というものであった。この法案に対しては、現行の連邦所得税制下におけるキャピタル・ゲインおよびロス課税制度を根本から変更しようとするものであるとして、財務省は反対したが、次のような賛成論もあった。⁵⁾すなわち、そもそも長期キャピタル・ゲインと短期キャピタル・ゲインとの区別は人為的であって確たる根拠があるものではない。したがって保有期間の要件は廃止すべきである。そうすれば、投資および資本の自由な移動を阻害し、取引の障害となって、結局は、税収を減少させているキャピタル・ゲイン課税の最大欠点を無くすることができる、というのである。また、現行の保有期間の要件を全廃するまでの必要はないとしても、その期間を短縮すべきである、との主張もあった。⁷⁾特に証券取引法上の役員および主要株主などによる内部取引に関する規制が6ヶ月を投機取引か否かの基準としていることが参考例として援用され、税務上もこの基準を採用すべきである、との主張がなされた。⁸⁾

上院財政委員会は、この6ヶ月基準を採用した。この大幅な期間短縮の理由として、同委員会は、次のような説明を行っている。⁹⁾「下院案によれば、短期キャピタル・ゲインおよびロスとは15ヶ月以下の保有資産から生ずるものとされている。当委員会は、この保有期間を6ヶ月に短縮した。したがって、6ヶ月超の保有資産から生ずる利得および損失は長期キャピタル・ゲインおよびロスとして取り扱われ、6ヶ月以下の保有資産から生ずる利得および損失は短期キャピタル・ゲインおよびロスとして取り扱われる。そもそもキャピタル・ゲインを実現させるかどうかは、あげて納税者の自由裁量にかかっている。もし税率が高過ぎれば、政府としては所得税のみならず資産移転に課する印紙税までも失うことになる。キャピタル・ゲインおよびロス課税制度に基づく純税収は、以下の表（略）に示されるように、年々減少の一途をたどっている。当委員会としては、保有期間を短縮することはキャピタル・ゲインの実現を奨励する効果を有し、その結果、税収が増加するであろうことを確信する。6ヶ月という期間は、真の意味での投資家とは異なる投機家にとっては、十分な障害になり得る、と考えられる。」

この保有期間の長さが、下院案と上院案との重要な相違点となり、両院協議会での妥協の結果、上院案つまり6ヶ月が承認された。

キャピタル・ゲインに対する税率の引上げも問題となった。財務省提案では、課税所得に算入される長期キャピタル・ゲインに対する最高税率を60%（長期キャピタル・ゲインは50%が課税所得に算入されるから、実効税率は $50\% \times 60\% = 30\%$ ）¹⁰⁾まで引き上げるべし、というものであった。その理由としては、他の所得に対する税率がこれまでに相当引き上げられており、しかも1942年歳入法ではさらに引き上げられようとしているのに、キャピタル・ゲインの税率だけは引き上げられておらず1938年歳入法当時のままである。したがって、他の所得に対する税率の引上げに見合って、長期キャピタル・ゲインに対する税率も引き上げるべきだ、¹¹⁾ということであった。

下院歳入委員会は、税率を50%（つまり実効税率25%）¹²⁾とすることを承認した。同委員会は、その理由を次のように述べている。

「給与その他の固定的ないし定額所得に関する限り、個人所得税の税率は急激に引き上げられてきているので、この緊急戦時下において、キャピタル・ゲインについてもいくらかの増税を求めることこそ適切な措置であると信ずる。しかしながら当委員会としては、そもそもキャピタル・ゲインを實現させるかどうかはあげて納税者の自由裁量にかかっている以上、高過ぎる税率は政府の税収を増加させず、むしろ減少させるであろうと考える。それでも、現行の普通税率および超過税率の合計税率の最高が88%であることからすれば、キャピタル・ゲイン税率をある程度引き上げても、取引の障害となることはないものとする。」

キャピタル・ゲイン税率を引き上げることについての反対論も強かった。その根拠の主たるものは次のとおりである。第1に、低税率の方が高税率よりも取引が多くなり、結果的に税収が増えること。第2に、他の所得に対する税率が引き上げられたからといってキャピタル・ゲイン税率を引き上げる理由にはならない。何故なら、そもそもキャピタル・ゲインは所得とは言えないものであり、しかも納税者が實現させようと思わない限り實現しないもの¹³⁾だからである。

しかしながら、上院は、下院案にあった税率関係の規定にはまったく変更

を加えなかった。

キャピタル・ロス控除に関する規定は、1942年歳入法によって大幅に改正された。この改正の必要性について下院歳入委員会は次のように述べている。¹⁴⁾

「現行法は、キャピタル・ロスを通常所得から控除することを認めているので、多くの納税者がキャピタル・ロスを実現することにより所得税を少なくするというやり方をとることを奨励してきている。」そこで同委員会が提案したのは、個人納税者のキャピタル・ロス（短期であれ長期であれ）はキャピタル・ゲインからしか控除できないものとし、超過ロスつまり控除できなかったロスは、1課税年度あたり1,000ドルを限度として他の通常所得から控除できるとする措置であった。この1,000ドルという控除限度額は、低所得の納税者にたまたまキャピタル・ロスが生じた場合の救済を目的としていた。もっともキャピタル・ロスは、原則として、キャピタル・ゲインからしか控除できないものとした埋め合わせとして、超過ロスの繰越可能期間を拡大した。

すなわち、純キャピタル・ロスは、翌年度以降のキャピタル・ゲインから控除すべく5年間繰越しできるほか、この5年間に毎年1,000ドルを限度として他の通常所得から控除できるものとされた。かくて通常所得から控除できる最高限度は6,000ドルとされた。もし繰越損失が2年以上の課税年度において生じた場合には、その生じた課税年度の順に控除が適用される。つまり、古い方の繰越損失が新しい方の繰越損失より早く控除されることになる。

下院歳入委員会の説明によれば、この5年間の繰越控除制度は、キャピタル・ロスがまったく控除できなくなるかも知れない危惧を軽減し、かつ、行政執行上も実行可能な期間である、とのことであった。¹⁵⁾この歳入委員会の提案は下院案に採り入れられ、上院もまたこの下院案に含まれた関係条文にまったく変更を加えなかった。

ところで、すでに述べたように、最終的に立法された1942年歳入法によれば、法人納税者に対しても個人納税者と同じようにキャピタル・ゲインおよびロス課税制度を適用することとされたのであるが、これに伴い法人納税者の長期キャピタル・ロスはもはや他の通常所得から控除できないこととなっ

16) た。つまり、個人納税者の場合と同じように、短期キャピタル・ロスと長期キャピタル・ロスは一本化されて、およそキャピタル・ロスはキャピタル・ゲイン（長期か短期かは問わない）からだけ控除できるとされたのである。ただし、一定割合算入方式が適用される個人納税者の場合とは異なって、均一税率方式が適用される法人納税者の場合には、長期保有資産から生じたゲインまたはロスであっても、その全額が課税所得計算に取り込まれ、キャピタル・ゲインを超えるキャピタル・ロスは、他の所得から控除できないものとされた¹⁷⁾。もっとも、このような超過ロスは、個人納税者の場合と同じように、短期ロスとして、5年間繰越が認められた。

さらに1942年歳入法は、キャピタル資産の定義を改正して、新たに適用除外資産として、「営業または事業の用に供されている不動産（real property used in the trade or business）」を追加した。かくて改正後の定義によれば、次の4種類の資産が明文上の適用除外資産（非キャピタル資産）とされたわけである。(1)販売用資産、(2)事業用減価償却資産、(3)短期割引公債、(4)事業用不動産。

すでに述べたように、1938年歳入法は、事業用減価償却資産を適用除外資産（非キャピタル資産）に追加したが、その結果、例えば工場を敷地と共に売却した場合の売買価格の配分に実務上の難問が生じていた。すなわち、事業用減価償却資産としての工場は適用除外資産（非キャピタル資産）であるが、事業用減価償却資産ではない非減価償却資産としての敷地は相変わらずキャピタル資産であるとされていたため、売買価格を両者間に配分する必要があった。1939年歳入法が、法人納税者の長期キャピタル・ロスを全額控除できる、としたのは、長期キャピタル・ロスに関する限り、このような売買価格の配分を不要にする効果があったが、全面的な解決ではなかった。1942年歳入法の審議の過程において、減価償却資産と非減価償却資産とを統一的に取扱う方法として、2つの異なった方法が提案された。下院案と上院案である。

下院案は、1938年歳入法で一度は適用除外資産（非キャピタル資産）とされた減価償却資産を再度キャピタル資産とする、というものであった。その理由は、そもそも1938年歳入法が減価償却資産をキャピタル資産から除外し

た主たる目的は、新規の機械と取替えた古い機械の売却から生じた損失を通常損失として全額控除できるようにすることにあつたのであるから、建物などの土地定着物、このような除外目的とは無縁である、というものであつた。

ところが上院案は、減価償却資産をそのまま適用除外資産（非キャピタル資産）としておき、さらに、土地その他の不動産も、それが営業または事業の用に供せられている限り、同じく適用除外資産とする、というものであつた。両院協議会において、この上院案が最終的に採用された。

ところで、この最終案だけを切り離して考えると、損失を被った場合にはキャピタル・ロスではなく通常損失となって全額控除できるので、納税者には有利であるが、利得を生じた場合にはキャピタル・ゲインではなく通常所得となってしまうので、納税者には不利になってしまう。普段であれば、中古機械、中古船舶、その他陳腐化した中古資産を売却すれば、たいていの場合、損失を被るのであるが、1942年頃には、戦時需要のため、中古機械、中古船舶、その他陳腐化した中古資産の売却がしばしば相当の利得を生じさせた。また同じ頃、戦時下における非任意的転換（主として徴用された船舶の沈没および軍事目的の強制収用）の税務的取扱いが大きな問題となっていた。

このような事態に対処するため、1942年歳入法は、新たに section 117 (j) を¹⁸⁾設けた。この新設規定によれば、長期事業用資産すなわち営業または事業の用に供されている減価償却資産および非減価償却資産である不動産であつて6ヶ月超の期間保有されていた資産について、その売却または交換から生じた利得、または、その非任意的転換から生じた利得は、すべてキャピタル・ゲインとして取扱うものとし、他方、その売却または交換から生じた損失、または、その非任意的転換から生じた損失が、その売却または交換から生じた利得、または、その非任意的転換から生じた利得を超える場合には、そのような超過損失は、すべて通常損失として取り扱うものとされた。要するに、section 117 (j) は、そこに掲げる事態から純利得が結果すれば、これをキャピタル・ゲインとして優遇し、純損失が結果すれば、これを通常損失として優遇する、¹⁹⁾というものであつた。もともと立案の段階では、この section 117 (j) は、非任意的転換にのみ適用があるものとされていたのであ

るが、1942年歳入法の審議過程において、まず減価償却資産の任意的売却または交換に適用が拡大され、最終的には、営業または事業の用に供されて²⁰⁾いる不動産にまで適用が拡大されたのである。

2 1943年歳入法

1942年歳入法によって新設された1939年内国歳入法典 section 117(j)に基づく特別優遇措置は、1943年歳入法によって立木取引にまで適用が拡大された。すなわち、立木を所有しているか、または、他人所有の山林から立木を伐採する権利を有している納税者は、立木伐採から生ずる利得を通常所得ではなくキャピタル・ゲインとして、損失をキャピタル・ロスではなく通常損失として、課税を受けることが選択できることとなった。同様の取扱いは、山林の所有者で他人に立木の伐採を委ねるが、その伐採した立木については一定の權益を有する旨の契約に基づき、他人に伐採を委ねた納税者にも²¹⁾適用された。

3 1950年歳入法

すでに見たように、1942年歳入法に基づく1939年内国歳入法典の改正によって、明文規定上の適用除外資産（非キャピタル資産）とされたのは、(1)販売用資産、(2)事業用減価償却資産、(3)短期割引公債、(4)事業用不動産の4種であった。1950年歳入法は、(2)事業用減価償却資産と(4)事業用不動産を同一条項にまとめて、形式上は3種類とした上、新たに第4番目の非キャピタル資産として、「著作権、文学的もしくは音楽的もしくは芸術的作品、または、これらに類する財産 (a copyright, a literary, musical or artistic composition, or similar property)」を追加改正した。この改正は俗にアイゼンハウアー改正 (Eisenhower Amendment) と呼ばれている。²²⁾この改正にまつわる事情は、Bittker & Lokken によると次のとおりである。²³⁾

雑誌 The New Yorker の1948年10月30日号に、当時アイゼンハウアーが執筆中であるとされる第2次大戦回顧録 Crusade in Europe に関する次のような記事が掲載された。曰く、

「原稿はすでに3月24日に完成していたのだが、出版社 Doubleday に売

却されたのは今月初めである。売却価格は、その筋からの情報では、10万ドルから100万ドルの間とのことである。Doubledayがこの原稿を買い受ける予定であったことは前々から解っていたことである。どうして原稿完成から実際の売却までこれほどの間を置いたのか、また、どうして通常の著作権料契約とはしないで原稿売買契約としたのか、その理由は税務当局からの²⁴⁾税務取扱回答にある。すなわち、このような形式をとれば、アイゼンハウアーは累進税率の適用を受けずに25%のキャピタル・ゲイン税率の適用を受けることができる旨の税務取扱回答である。少なくとも6ヶ月間保有していたキャピタル資産の場合、課税は25%だけに制限される。ただし、著作者がこのような有利な取扱いを受けられるのは、その著作者が職業的著作者でない場合に限られるようである。したがって、もし同将軍が2冊目の著作をものすとなれば、Norman MailerやDale Carnegieと同じ税務取扱いを受けることになるかも知れない。聞くところによると、同将軍は最近になって絵画を始められたとのことである。ただし、あくまでも素人として。」

このアイゼンハウアーの原稿売買取引が行われていた1948年頃、時を同じくして、多数のラジオ出演者がある全国的ラジオ局から他の全国的ラジオ局へ移籍する事態が生じた。この事態は「キャピタル・ゲイン騒動 (capital gains deal)」と呼ばれ、放送用台本、商号、名声、キャラクター権、上演手法などの売買が伴っていた。数多くの有名番組が、このキャピタル・ゲイン騒動の期間中に、NBCからCBSに移ったので、NBCにはもうこれといった有名なコメディアンは残っていない、とまで言われたほどであった。ブロードウエーおよびハリウッドのコラムニスト達は、だれもかれもが、このキャピタル・ゲイン騒動の税務上の取扱いについての俄仕立ての専門家となり、あたかも悪魔に魂を売ったファウストは果たして通常所得を得ることになるのかキャピタル・ゲインを得ることになるのかといった風の議論が流行した。このような一連の事件が契機となって、1950年に至り連邦議会は、1950年歳入法によって1939年内国歳入法典 section 117(a)(1)(C)を制定したのである。

このいわゆるアイゼンハウアー改正によって、著作権、文学的もしくは音楽的もしくは芸術的作品またはこれらに類する資産は、その創造者自身また

はその創造者の取得価額を引継ぐこととされている者によって保有されているものである限り、キャピタル・ゲインの適用除外資産つまり非キャピタル資産とされることとなった。もっとも当初の下院案によると、発明家に対してもキャピタル・ゲインの適用を否定する条項が含まれていた²⁵⁾のであるが、上院の反対によって削除された。

通常所得をキャピタル・ゲインに転換する抜け穴的手段としていわゆる仮小屋会社 (collapsible corporation) という方式が流行し始めたので、1950年歳入法は、これに対処する規定を新設した。いわゆる仮小屋会社とは、ある1つの企画、例えば、1本の映画の製作、1棟のアパートの建設といった1つの企画のためだけに設立され、その企画が終了すると、その企画の結果から生ずる将来の所得を受領する権利をその株主に分配して、自らは解散するという会社である。かくて、その仮小屋会社に対する所得課税は回避されると共に、本来ならば使用料ないし賃貸料となるべき所得がキャピタル・ゲインに転換されることになる²⁶⁾。そこで1950年歳入法は、仮小屋会社の株式の売却または交換 (清算による償還を含む) から生ずる利得は通常所得として取扱う旨を規定した。ただし、次の3条件のすべてを満たす場合のみに限定される。すなわち、(1)その納税者がその仮小屋会社の株式を10%超保有していること、(2)その利得の70%超がその仮小屋会社が製作した資産に起因するものであること、(3)その利得の実現時がその資産の製作時から3年以内であること²⁷⁾。

1950年歳入法における注目すべきその他の改正点として、(1)従業員ストックオプションに関する特別規定、(2)非居住者外国人のキャピタル・ゲインに関する特別規定、および(3)空売りに関する特別規定の3つがある。

第1の従業員ストックオプションに関する特別規定とは、一定の要件を満たす従業員ストックオプションを限定ストックオプション (restricted stock option) と呼び、それから生じる利得を通常所得ではなくキャピタル・ゲインとして取り扱うことを定めた規定である²⁸⁾。

第2の非居住者外国人のキャピタル・ゲインに関する特別規定とは、非居住者たる外国人であって合衆国内において営業または事業に従事せず、単に一時的に滞在する者のキャピタル・ゲインに対し30%の課税を行う旨の規

²⁹⁾
定である。

第3の空売りに関する特別規定とは、いわゆる空売り（short sale）を利用した抜け穴を塞ぐための規定である。すでに1934年歳入法により、空売りによる利得および損失は、すべて短期キャピタル・ゲインおよびロスとして取扱うものとされていたのであるが、この短期キャピタル・ゲインを長期キャピタル・ゲインに転換する方法が、主として証券および商品の取引業者によって用いられていた。例えば、ある納税者が第1年目の1月1日に1株100ドルの株式を現物で購入したところ、同年12月1日までに250ドルに値上りしたとする。この株式をそのまま売却すると150ドルの利得は短期キャピタル・ゲインとなる。そこで、現物売りはしないで、12月1日に同じ株式を空売りしたとする。かくして、この納税者は12月1日以降の株式市況による影響をまったく受けなくなる。なぜなら、もし株価が下がれば、現物の方では損失となるが、空売りの方でその分だけ利得が生じ、差引き損得ゼロとなるからである。反対に、もし株価が上がっても、同じ結果つまり差引き損得ゼロとなる。そして、第2年目の1月2日にこの空売り分をすでに手許にあった現物で手仕舞いすると、結局は、1年超の期間保有していた現物の売買ということで長期キャピタル・ゲインの取扱いを受けることになる。このような空売りがあたかも手許現物の売却であるかの如き外観を呈することを防止するために、1950年歳入法は section 117 (1) を新設した。すなわち、ある空売りをを行った日にその納税者がその空売りの対象となった資産と実質的に同一の資産を保有し、かつ、その保有資産がいわゆる短期資産であるときは、³⁰⁾ 実際到手仕舞いのために用いられた資産が長期資産であっても、すべて短期資産の売買と見なす、という規定である。

4 1951年歳入法

1951年歳入法は、法律技術的な改正として、従来の「所得算入方式」を新しく「所得控除方式」とした。すなわち、個人納税者の場合、長期キャピタル・ゲインは、従来は「50%相当額を純所得の計算に算入する（shall be taken into account in computing … net income）」と規定していたが、これを新しく「50%相当額を総所得から控除する（shall be a deduction from gross

income)」と規定した。つまり、結果はほぼ同じなのであるが、形式的には、長期キャピタル・ゲインの全額がまず総所得に算入され、次いで、その50%相当額が控除される、という規定の仕方になったのである。³²⁾

1951年歳入法における改正で、後の判例の箇所³³⁾で検討する *Watson v. CIR* 判決で問題となったキャピタル・ゲイン規定とは、次のようなものであった。すなわち、1951年歳入法によって1939年内国歳入法典に section 117(j)(3)が追加され、事業の用に供していた土地とその地上の未収穫物とを一括して同一人に売却した場合には、その売却利得の全額をキャピタル・ゲインとする旨が規定された。³⁴⁾

5 1954年内国歳入法典

1939年内国歳入法典（第1次内国歳入法典）に代わる永続的制定法として1954年内国歳入法典（第2次内国歳入法典）が1954年8月16日に成立した。この第2次内国歳入法典は、その後においてさまざまな改正を経つつも、現行の1986年内国歳入法典（第3次内国歳入法典）に取って替わられるまで存続した。

1954年内国歳入法典は、キャピタル・ゲイン優遇措置およびキャピタル・ロス冷遇措置に関する限り、実質的な改正を行っていない。ただし、下院法案、上院法案、そして最終立法に至るまでの経過を見ることは、当時のキャピタル・ゲイン優遇措置およびキャピタル・ロス冷遇措置の概要を知るために有益である。

まず下院法案についての歳入委員会の報告の主要部分は、次のとおりである。³⁵⁾

「本法案は、従来のキャピタル・ゲインおよびロス課税制度を基本的に変更するものではなく、以下に述べる一定の資産および一定の取引についてのみ、従来の取扱いを変更しようとするものである。

A 発明家による特許権の譲渡 (section 1235)

現行法によれば、特許権を売却した場合、素人発明家であれば、キャピタル・ゲイン課税を受けられるが、職業的発明家であれば、そのような課税は受けられない。もっとも売買契約であっても、割賦販売としての割賦金の支

第5章 第4期（1942年から1986年まで）

払いではなく、使用料の支払いであると見なされれば、たとえ素人発明家でも通常所得課税を受けることになる。現行法の下におけるこのような区別、すなわち素人発明家と職業的発明家の区別ならびに割賦金と使用料の区別は、恣意的であり、かつ、混乱の原因となっている。しかも現行法上のかかる取扱いは、科学的研究を妨害するものとなっている。

そこで本法案は、素人発明家と職業的発明家の区別ならびに割賦金と使用料の区別を廃止した。いずれの場合でも、以下の条件を満たす限り、キャピタル・ゲイン課税の適用があるものとする。すなわち、特許権の譲受人が、その特許権の生産性、使用または処分に依じて算定される金額を売買代金とした上で、これを5年超の期間にわたって、その特許権の譲渡人に支払う旨の契約ではないこと、および、譲受人の譲渡人に対する支払が5年以内に完了する契約であること。なお、この取扱いの下では、時効期間も延長されることになる。

B キャピタル資産の定義から一定の売掛金および受取手形を除外 (section 1221)

現行法によれば、納税者が棚卸資産を売却し、または、役務を提供することによって取得した売掛金または受取手形の価値は所得に算入される。ところが、この納税者が、売掛金および受取手形のディーラーでない限り、もし当初において所得に算入された金額を下回る金額でこの売掛金または受取手形を第三者に売却すると、その損失はキャピタル・ロスとされている。しかしながら、このような損失は実質的には貸倒れに等しいものであるから、通常損失として取り扱うのが妥当である。そこで本法案は、上記の原因で取得した売掛金または受取手形が売却または交換された場合には、通常損失または通常所得の取扱いを適用することとした。

C 保有期間 (section 1223)

現行法によれば、キャピタル・ゲインおよびロスの長期か短期かを決定するに当たって、非課税とされる交換によって取得した資産の保有期間に、その交換によって手放した資産の保有期間を加算することを認めている。本法案は、租税回避を防止するため、かかる加算が認められるのは、両資産共にキャピタル資産である場合に限るものとした。なお、現行法の下でも本法案

の下でも、ある納税者が商品先物契約を6ヶ月超の期間保有していた後に売却すれば、長期キャピタル・ゲインまたはロスの適用を受けることになっている。ところが、現行法の下では、もしこの納税者がある時点で現物の引渡しを受けてしまえば、その現物商品の保有期間はその時点から開始することとされている。そもそも納税者が商品先物契約を保有している間はすべてリスクを負っているのであるから、本法案では、たとえ現物の引渡しを受けても保有期間は中断されないものとした。

D 空売りおよびオプション (section 1233 および section 1234)

現行法によれば、商品または証券のディーラーは、棚卸資産たる商品または証券そのものを売却する代わりに、同じものを空売りすることによって、長期キャピタル・ゲインの取扱いが受けられることとされている。本法案は、租税回避を防止するため、空売りから生じたゲインまたはロスがキャピタル・ゲインまたはロスとなるか否かは、その空売りの手仕舞いに用いた資産そのものがキャピタル資産か否かによって定まるものとした。

また現行法によれば、売買オプションを行使しなかった場合、オプション権利者は常に短期キャピタル・ロスを実現し、オプション付与者は常に短期キャピタル・ゲインを実現することとされている。これとは対照的に、売買オプションを他に売却した場合には、オプション権利者(オプション取引のディーラーを除く。)が実現したゲインまたはロスが、長期であるか短期であるかは、当該オプションを保有していた期間の長さで決められることとされている。本法案は、オプションの売却の場合とオプションの不行使の場合とを統一的に取り扱い、かつ、オプション権利者が実現したゲインまたはロスがキャピタル・ゲインまたはロスの適用を受けるか否かは、そのオプションの対象となった資産そのものがキャピタル資産か否かによって定まるものとした。

かくて本法案によれば、非キャピタル資産を対象とするオプションの場合、そのオプションを他に売却しようと、あるいは、そのオプションの期間が満了しようと、オプション権利者は常に通常所得または通常損失を実現することになり、逆に、キャピタル資産を対象とするオプションの場合には、そのオプションの処分方法のいかんを問わず、オプション権利者は常にキャピタル・ゲインまたはロスを実現することになる。ただし、オプション付与者は、

オプション不行使の場合、常に通常所得を実現することになる。

E 債券およびその他の債権（section 1232）

現行法によれば、登録債または利付債としての社債または公債の処分による利得は、その債券が償還期日まで保有されていようと、償還期日前に売却または交換されようと、すべてキャピタル・ゲインとされる。しかしながら、このような利得の一部は、発行差金である場合もあるし、そうだとすれば、それは利子所得であり、発行会社にとっては費用として控除されるものである。1954年12月31日より後に発行される債券について、本法案は、次のように規定した。

すなわち、債券の保有者が実現した利得のうち、発行差金に該当する部分は、通常所得としての課税に服する。発行差金は償還期日までの全期間に按分されるものとし、償還期日前にその債券が売却された場合には、発行差金のうち、売却時まで按分される部分が売主にとっての通常所得となる。通常所得と見なされる部分を超える利得部分はキャピタル・ゲインとなる。この税務取扱いは、そもそも利子所得が非課税となっている州債および地方債には適用がない。発行差金の金額の計算方法は本法案に規定されている。

F 不動産ディーラーの投資勘定（section 1237）

有価証券のディーラーについては、自ら投資目的で所有している有価証券であると認められるものについてはキャピタル・ゲインの適用が認められている。不動産のディーラーについては、同様の取扱いが認められず、不動産業の活動から自己の不動産投資を分離する制度がない。そのような分離が認められるのは、たまたま、相続した不動産または本業とはまったく関係の無い不動産投資の場合に限られている。

本法案は、キャピタル・ゲインの適用を不動産のディーラーが（その取得の日から30日以内または本条項が立法化された日から90日以内に）投資用不動産である旨を明認した不動産にも認めることとしている。ただし、その不動産ディーラーがその不動産に対して実質的な改良を行わないこと、および、その不動産が少なくとも5年の期間保有されていること、を条件とする。

G 区画した不動産の販売（section 1238）

現行法の下では、投資目的で保有していた不動産を区画した個人は、不動

産のディーラーとされ、その長期利得の全額が通常所得の税率に服する可能性が高い。しかしながら、投資目的で不動産を保有していた個人が、その不動産を合理的な価格で処分する唯一の方法は、その不動産をいくつかに区画する方法である、という場合がある。

本法案では新たに規定を設け、特別な場合には不動産を区画した個人がその長期利得をキャピタル・ゲインとして申告することを認めることとしている。ただし、この特別な取扱いを受けようとする個人は、もともと不動産のディーラーではないこと、その不動産に対して実質的な改良を行わないこと、および、その不動産が少なくとも5年の期間保有されていること、を条件とする。

H 私的年金 (section 1241)

私的年金の中には財産の交換の形式を取る場合がある。すなわち、財産の買主が対価として売主に対し生涯年金を支払う約束をする場合である。現在のところ、この種の取引の税務上の取扱いは、判例の立場が分かれているので、確定していない。

本法案では、当該交換の年度に売主に対しキャピタル・ゲイン課税を行うものとし、その対象は年金の価値プラスその他の受取対価と譲渡財産の取得価額との差額である。年金の支払者側の財政状態を考慮した年金の価値の割引はない。加えて、交換の中には贈与税の対象となる要素が存在するものがある。」

この下院法案は、大筋において、上院の承認するところとなった。上院法案についての財政委員会の報告の主要部分は、下院法案についての歳入委員会³⁶⁾の上記の報告の主要部分に対応する形で比較すると、次のとおりである。

「本上院法案は、下院法案と同じように、従来のキャピタル・ゲインおよびロス課税制度を基本的に変更するものではない。下院法案は、一定の資産および一定の取引について、従来の取扱いを変更しようとするものであるが、本上院法案は、下院法案におけるこれらの変更提案のほとんどに賛成する。

【下院法案のA】 発明家による特許権の譲渡 (section 1235)

下院法案に、原則として、賛成。ただし、下院法案にある条件（例えば5年ルール）は不要。

【**下院法案のB**】 キャピタル資産の定義から一定の売掛金および受取手形を除外（section 1221）

下院法案に賛成。

【**下院法案のC**】 保有期間（section 1223）

下院法案に賛成。

【**下院法案のD**】 空売りおよびオプション（section 1233 および section 1234）

下院法案に賛成。

【**下院法案のE**】 債券およびその他の債権（section 1232）

下院法案に賛成。

【**下院法案のF**】 不動産ディーラーの投資勘定（section 1237）

下院法案に、原則として、賛成。ただし、下院法案に対しては、余りにも条件が厳し過ぎるとの批判があり、さらに詳細な検討に委ねることとして、この条文は削除することとする。

【**下院法案のG**】 区画した不動産の販売（section 1238）

下院法案に、原則として、賛成。ただし、「その不動産に対して実質的な改良を行わないこと」という条件には異論がある。

【**下院法案のH**】 私的年金（section 1241）

下院法案に反対。たしかに下院法案も指摘するように、現在のところ、この種の取引の税務上の取扱いは、判例の立場が分かれているので、確定していない。したがって、これを立法的に明確化しようとする試みは賞賛に値する。しかし下院法案でも、なお不確定性は残る。立法化する前に、もう少しさまざまな税務上の取扱いの検討が必要である。」

かくして1954年内国歳入法典は、キャピタル・ゲインおよびロス課税制度に関する主要な改正規定として、次のような規定を有することになった。

第1は、全く新規の条文としての section 1235 である。この規定は特許権の売却または交換に関するもので、上記の下院歳入委員会による説明の A に対応する。ただし、上院による大幅な修正があり、下院案に存していた諸々の制約条件のほとんどが削除されて³⁷⁾いる。

第2は、まったく新規の条文としての section 1221 (4) である。この規定は通常の売掛金および受取手形を非キャピタル資産とするもので、上記の下

院歳入委員会による説明の B に対応する。これについては上院による実質的修正はない。³⁸⁾かくて明文上の非キャピタル資産は次の 5 種類となった訳である。(1)販売用資産、(2)事業用減価償却資産および事業用不動産、(3)著作権など、(4)受取勘定および受取手形、(5)短期割引公債。

第 3 は、section 1223 であって、これは 1950 年歳入法による改正後の 1939 年内国歳入法典 section 117 (k) をさらに改正したものである。すなわち、非課税の交換による取得資産の保有期間に譲渡資産の保有期間を加算する旨を定めたものである。上記の下院歳入委員会による説明の C に対応する。ただし、上院による修正があり、営業または事業の用に供されている資産についても、キャピタル資産と同じように保有期間の加算が認められこととなった。³⁹⁾

第 4 は、section 1233 および section 1234 であって、これらは 1950 年歳入法による改正後の 1939 年内国歳入法典 section 117 (g) および section 117 (1) をさらに改正したものである。すなわち、これらの改正は、空売りおよびオプションに関する規定で、⁴⁰⁾上記の下院歳入委員会による説明の D に対応する。これらについては上院による実質的修正はない。

第 5 は、section 1232 であって、上記の下院歳入委員会による説明の E に対応する。すなわち、債券の保有者が実現した利得の中、発行差金に該当する部分は、⁴²⁾通常所得としての課税に服する。この規程は、後の判例の箇所⁴¹⁾で検討する U. S. v. Midland-Ross Corp., 381 U. S. 54 (1965) で問題となった。

第 6 は、下院法案の section 1237 であって、上記の下院歳入委員会による説明の F に対応する。すなわち、section 1236 によって有価証券のディーラーに認められているキャピタル・ゲインの適用を不動産のディーラーにも認める旨の規定である。この規定は、上院側からの上記のような異論があった結果、⁴³⁾削除された。

第 7 は、下院法案の section 1238 であって、上記の下院歳入委員会による説明の G に対応する。すなわち、特別な場合には不動産を区画した個人がその長期利得をキャピタル・ゲインとして申告することを認めることとしている。ただし、上院側からの上記のような異論があったものの、その不動

産に対して実質的な改良を行わないことが条件とされた。⁴⁴⁾なお、下院法案の section 1237 が削除された結果、下院法案の section 1238 は 1954 年歳入法典では section 1237 に繰り上がっている。

第8は、下院法案の section 1241 であって、この提案は、上院側からの上記のような異論があった結果、削除された。

6 1962年歳入法

1962年歳入法による主要な改正として、減価償却の取戻しルール（depreciation recapture rules）の創設がある。この点に関する上院財政委員会の説明は、次のとおりである。⁴⁵⁾

「（改正前の）現行法の下では、減価償却資産の場合、納税者はその資産の取得価額をその資産の耐用年数にわたって償却することができる。……この償却による償却費は通常所得から控除する。……この償却費の控除がその資産の取得価額を減額させることになるが、この減額がその資産の実際の価値の減額よりも大きかった場合、その資産が売却されると利得が生ずる。現行法の下では、償却費が通常所得から控除されているにもかかわらず、この利得の全額がキャピタル・ゲインとして課税されている。これでは納税者は過大な償却を行った上でその資産を売却することによって、通常所得をキャピタル・ゲインに転換できることになってしまう。」

かくして 1962 年歳入法によって創設された section 1245 は、大要（細かい技術的な点を無視して、大雑把に要約すれば）次のような規定であった。⁴⁶⁾

第 1245 条 一定の減価償却資産の処分による利得

- (a) 原則 (1) 通常所得 本条に別段の定めがない限り、第 1245 条財産（section 1245 property）を 1962 年 12 月 31 日より後に処分した場合には、……再計算取得価額（recomputed basis）がその財産の調整取得価額（adjusted basis）を超過する部分は、キャピタル資産または第 1231 条に規定する資産に該当しない資産の売買または交換から生じた利得とする。
- (2) 本条において再計算取得価額とは、調整取得価額に減価償却額（deductions for depreciation）を加算した金額を意味する。
- (3) 本条において第 1245 条財産とは、建物または構造物を除く、その他

の減価償却資産を意味する。

例を見よう。⁴⁷⁾ある 1245 条財産が 15,000 ドルで売却された。その調整取得価額が 10,000 ドルとすると差額 5,000 ドルが利得となる。しかし 2,000 ドルが減価償却額なので、再計算取得価額は 12,000 ドルとなる。再計算取得価額が調整取得価額を超える部分が 2,000 ドルとなるので、利得 5,000 ドルの中の 2,000 ドルは通常所得となり、3,000 ドルがキャピタル・ゲインとなる。

7 1964 年歳入法

1964 年歳入法による主要な改正として、キャピタル・ロスの繰越規定の改正がある。従来⁴⁷⁾の制度では、法人納税者と個人納税者とを区別せず、純キャピタル・ロス⁴⁸⁾は 5 年間にわたって短期ロスとして繰越しできるものとされていた。改正後の section 1212 は、法人納税者と個人納税者とを区別し、法人納税者に対しては従来⁴⁷⁾の制度を引き続き適用したが、個人納税者に対しては、5 年間という期間制限を撤廃して無期限とした。なお 1964 年歳入法は、section 1250 を創設した。これは 1962 年歳入法が創設した section 1245 を補完するもので、減価償却の取戻しルール (depreciation recapture rules) の適用を section 1245 財産以外の減価償却資産に拡大したものである。

8 1969 年歳入法

1969 年歳入法は、1969 年租税改革法 (Tax Reform Act of 1969) というポピュラー・タイトルも示すように、従来の税制に相当大幅な改革を加えたものである。⁴⁹⁾キャピタル・ゲインおよびロス課税制度もその例外ではなく、いくつかの重要な改革が加えられている。主なものとして、(1)キャピタル資産の定義の改正、(2)個人納税者に対する均一税率課税方式の適用制限、(3)個人納税者のキャピタル・ロス控除規定の改正、および、(4)第 1253 条の新設、がある。

主要改正点の第 1 は、キャピタル資産の定義の改正である。すなわち、1954 年内国歳入法典 section 1221 は明文上の非キャピタル資産として 5 種類の資産、つまり、(1)販売用資産、(2)事業用減価償却資産および事業用不動

産、(3)著作権など、(4)受取勘定および受取手形、(5)短期割引公債を掲げていた。ここに「(3)著作権など」とあるのは、1950年歳入法によるいわゆるアイゼンハワー改正後の規定、つまり、「著作権、文学的もしくは音楽的もしくは芸術的作品またはこれらに類する資産」という規定をそのまま引き継いだものである。1969年歳入法は、この(3)をさらに改正し、「書簡または覚書 (letter or memorandum)」を追加した。

この追加改正は、前記アイゼンハワー改正の例にならって、ニクソン改正とでも呼ぶべき改正である。というのは、この改正は、ニクソンが大統領に在任中の1969年に立法され、後にニクソンが1974年に弾劾される原因の1つとなったからである⁵⁰⁾。この改正の理由について、上院財政委員会は次のように説明している⁵¹⁾。

「当委員会としては、書簡、覚書などもまた納税者自身によって創造された文学的もしくは芸術的作品と本質的に異ならず、したがって、税務上の取扱いも同一にすべきものとする。そうでなければ、次のような事態が生ずることになる。すなわち、一方において、著作をものしてこれを他に売却した場合、その自ら努力して創造した作品の売却から生ずる所得は通常所得となるのに、他方において、書簡、覚書などを他に売却した場合、たとえその書簡、覚書などが自ら努力して創造した作品であったとしても、その売却から生ずる所得はキャピタル・ゲインとされる。そこで本法案は、書簡、覚書などが次の者によって保有されている場合に限り、これをキャピタル資産から除外することとした。すなわち、その創造者自身またはその創造者の取得価額を引き継ぐとされている者によって保有されている場合、ならびに、その書簡、覚書などの宛先となっている者またはその宛先者の取得価額を引き継ぐとされている者によって保有されている場合である。ところで、本法案の別の規定によって、通常所得を生ずる資産つまり非キャピタル資産を慈善団体などに寄付した場合の控除可能額は、その資産の取得価額に限定されることになったので、書簡、覚書などを非キャピタル資産とすることは、この慈善団体などへの寄付の控除可能額に影響する。結果としては、その書簡、覚書などの取得価額がゼロであれば、この寄付控除可納額もゼロとなる。」

ニクソンは、この改正規定が発効した1969年1月1日より後に、彼が

保有していた書簡、覚書などを国立公文書館 (National Archive) に寄贈したにも拘わらず、改正前の取扱いによる寄付控除を得るためにわざと寄贈の日付を遡及させた贈与契約書を作成したとの疑いをもたれた。

主要改正点の第2は、個人納税者に対し1938年歳入法から始まった均一税率方式と一定割合算入方式の組合せ方式の改正である。すなわち、制定当初の1954年内国歳入法典は、従来の組合せ方式をそのまま引き継いだので、その section 1201 (b) は次のような規定となっていた。

「納税者 (法人を除く。) の当該課税年度の純長期キャピタル・ゲインが当該課税年度の純短期キャピタル・ロスを超える場合には、section 1 および section 511 の規定によって算定される税額に代えて、下記によって算定される税額を課するものとする。(ただし、下記によって算定される税額が上記各規定によって算定される税額より少ない場合に限る。) すなわち、(1)純長期キャピタル・ゲインが純短期キャピタル・ロスを超える場合の当該超過額の50%相当額⁵²⁾を課税所得額から差し引いた残額につき上記各規定により算定される税額、および(2)当該超過額の25%相当額、との合計額」

1969年歳入法は、この section 1201 (b) の(2)の個所を改正して、「(2)次のいずれか少ない金額の25%相当額(A)当該課税年度における長期キャピタル・ゲインの額、ただし5万ドルを限度とする、または、(B)純キャピタル・ゲイン⁵³⁾の額」とし、均一税率方式の適用を受けられるのは5万ドル以下の長期キャピタル・ゲインに限定した。

主要改正点の第3は、個人納税者のキャピタル・ロス控除規定の改正である。すなわち、1969年歳入法による改正後の1954年内国歳入法典 section 1211 (b) によれば、個人納税者のキャピタル・ロスがキャピタル・ゲインを超過する場合、その超過額は次の3つの金額の中の最も少ない金額の限度でしか控除できないものとされる。(1)1,000ドル、(2)いわゆる2対1原則による金額、(3)当期課税所得。ここにいう2対1原則による金額とは、(a)純短期キャピタル・ロスが純長期キャピタル・ゲインを超過する場合の当該超過額、および、(b)純長期キャピタル・ロスが純短期キャピタル・ゲインを超過する場合の当該超過額の半額、との合計額をいう。例えば、純長期キャピタル・ロスが4,000ドル、純短期キャピタル・ゲインが3,000ドルであったとす

第5章 第4期（1942年から1986年まで）

れば、この納税者は課税所得から500ドル（つまり4,000ドル-3,000ドル=1,000ドルが超過額であるから、この超過額の半額）を控除することができる。この場合、控除額そのものは500ドルであるが、その基礎となった超過額1,000ドルの全額が控除のために用いられたものと見なされる。したがって繰越すべきキャピタル・ロス⁵⁴⁾はゼロとなる。

主要改正の第4は、section 1253の新設である。一手販売権（franchise）、商標権（trademark）または商号権（trade name）の売却または交換は、原則として、キャピタル資産の売却または交換なのであるが、例外的に、次の2つの場合には、キャピタル資産の売却または交換ではない、とする規定である。1つは、移転者（売主）が移転の対象となった一手販売権、商標権または商号権について「重要な権限（significant power）」を留保している場合である。「重要な権限」とは、例えば、その買主が買い受けた一手販売権、商標権または商号権を転売することを不可とする権限である。2つは、移転者（売主）が受け取る対価の額が「成果報酬型」である場合である。「成果報酬型」とは、対価の額が「買い受けた一手販売権、商標権または商号権の生産性、使用、または、処分の成果に依存する（contingent on the productivity, use, or disposition of the franchise, trademark, or trade name transferred）」場合である。

9 1976年歳入法

1976年歳入法も、1976年租税改革法（Tax Reform Act of 1976）というポピュラー・タイトルが示すように、従来の税制に相当大幅な改革を加えたものである。キャピタル・ゲインおよびロス課税制度に関する主要な改正点としては、(1)キャピタル資産の定義の変更、(2)保有期間の延長、および(3)相続の場合のいわゆる取得価額の引継ぎ規定の新設がある。

主要改正点の第1は、キャピタル資産の定義の変更である。すなわちsection 1221に新たにParagraph (6)を設け、「合衆国政府の刊行物（議会資料を含む。）であって、合衆国政府またはその機関から受領したもの、ただし一般に販売される価格で購入した場合を除く（publication of the United States Government including the Congressional Record which is received from

the United States Government or any agency thereof, other than by purchase at the price at which it is offered for sale to the public)」は、その受領者またはその受領者の取得価額を引き継ぐこととされている者によって保有されている場合には、キャピタル資産から除外されるものとされた。この変更について両院協議会の報告書は次のように説明している。⁵⁵⁾

「本規定は下院案には含まれていなかったもので、上院によって提案されたものである。両院協議会は上院案を採択した。上院案の趣旨は次のとおりである。すなわち、現行法によれば、納税者が合衆国政府から無料または低価で受領した刊行物（例えば、議員が受領した議会資料）はキャピタル資産とされている。その結果、納税者がこれらの刊行物を慈善団体（例えば、図書館または大学）に寄贈すると、その時価相当額を慈善寄付控除額とすることができるものとされている。本法案による変更の後には、合衆国政府の刊行物であって無料または一般に販売される価格よりも安い価格で受領したものは、その受領者によって保有されている場合には、非キャピタル資産として取り扱われることになる。この取扱いは、その受領者の取得価額を引き継ぐこととされている者に対しても適用される。」

主要改正点の第2は、保有期間の延長である。制定当初の1954年内国歳入法典 section 1222 は、1942年歳入法によって採用された6ヶ月基準をそのまま引き継いだものであった。1976年歳入法は、この section 1222 を改正して1ヶ年基準を採用した。⁵⁶⁾ この改正について両院協議会の報告書は次のように説明している。⁵⁷⁾

「本規定に関する下院案は次のとおりであった。すなわち、現行法によれば、6ヶ月超の期間保有されていたキャピタル資産から生じた利得または損失は長期キャピタル・ゲインまたはロスとなる。個人納税者であれば、純長期キャピタル・ゲインが純短期キャピタル・ロスを超過する場合にその超過額の半額を課税所得から控除するか、あるいは、5万ドルを限度として、純長期キャピタル・ゲインに対し均一税率25%の適用を選択できることとされている。法人納税者であれば、純長期キャピタル・ゲインに対し均一税率30%の適用を選択できることとされている。下院案は、長期キャピタル・ゲインとしての保有期間を現行の6ヶ月から延長して、1976年中は8ヶ月、

1977年中は10ヶ月、1978年以降は1ヶ年とする、ただし、農産物の先物契約から生じた利得は例外とするというものであった。一上院は、この下院案に全面的に反対であった。一両院協議会における合意は次のとおり。すなわち、長期キャピタル・ゲインとしての保有期間を延長して、1977年中は9ヶ月、1978年以降は1ヶ年とする。ただし、農産物の先物契約は引き続き6ヶ月とする。」

ちなみに、この改正の基本となった下院案⁵⁸⁾についての下院歳入委員会の説明は次のようなものであった。

「そもそも保有期間とは、キャピタル・ゲインを短期と長期とに区別する客観的な基準である。たしかに保有期間という基準は恣意的であり不完全な基準であるから、特定の状況下では不正確であるかも知れない。しかし、より客観的でないその他の基準と比較すれば、この基準ほど執行上および実務上問題の少ない基準は見当たらない。……(中略)……キャピタル・ゲインを短期と長期とに区別するのは、以下に述べる2つの理由からである。これら2つの理由のいずれに関しても、この区別の果たす機能を慎重に検討した結果、当委員会としては、現行の6ヶ月基準は不当に短いとの結論に達した。第1の理由は、現行のキャピタル・ゲイン特別課税制度は、次のような事実認識に基づいている、ということである。すなわち、資産の売却による利得が長期間にわたる資産の値上りによるものであるにも拘わらず一時に課税され、しかも個人納税者の場合、累進税率である、いう事実認識である。第2の理由は、投資目的の資産からの利得に対しては優遇税制措置を適用すべきだが、投機目的の資産からの利得に対しては優遇税制措置を適用すべきではない、ということである。その場合に考慮されているのは、次のような点である。すなわち、短期の投資活動を行う者は短期の市場変動から短期の利得を得ることに主たる関心があるので、かかる活動は明らかに投機である。これとは対照的に、長期の投資活動を行う者はその投資の生み出す所得およびその投資の長期にわたる値上りに主たる関心がある、という点である。当委員会としては、このようなキャピタル・ゲインを短期と長期とに区別する理由のいずれもが保有期間の要件を1ヶ年とすべきことを示唆しているものと信ずる。そもそも6ヶ月基準は、長期にわたって発生してきた所得が一時に

課税されることから生ずる不公正（いわゆる“一挙実現（bunching）”問題）を避けるという理由によっては正当化されない。もしこの理由を持ち出すのなら、保有期間は1ヶ年となるべきことは明白である。ただし、すべての所得に関する納税義務は1ヶ年を単位として算定されるからである。たしかに投資利得と投機利得とを明確に区別することは出来ないとしても、当委員会としては、6ヶ月超1ヶ年以下の期間保有されていた資産からの利得は、6ヶ月以下の期間保有されていた資産からの利得とその性質において同一であると信ずる。」

主要改正点の第3は、相続の場合のいわゆる取得価額の引継ぎ規定の新設である。すなわち、新設された section 1023 は、相続人は被相続人の取得価額を引き継ぐ、と規定したのである。この規定の新設前は、相続によって取得した資産の取得価額と贈与によって取得した資産の取得価額とは別個の異なる取扱いに服していた。前者は、section 1014 によって被相続人の死亡時の時価（いわゆる引上げ取得価額 stepped-up basis）とされ、後者は、section 1015 によって贈与者の取得価額（いわゆる引継ぎ取得価額 carryover basis）とされていた。つまり相続の場合には、被相続人の死亡時まで生じていた値上り益も値下り損もすべて所得税算定上は無視され、相続人は相続開始後の値上り益または値下り損のみを考慮すれば足りるものとされていた。現に第2次大戦後は証券および不動産の値上りには著しいものがあったが、この section 1014 が定める stepped-up basis のおかげで、このような値上り益（いわゆる増加益）の相当部分は相続を介して所得税課税を免れた。このような税収面における問題点もさることながら、もともとこの section 1014 に対しては、本来ならば全く同じ条件にあるべきはずの納税者間の不平等を助長している、との批判があった。

例えば次のような説例に基づく批判である。納税者 A は 10 万ドルの現金を給与として稼得し、納税者 B は 10 万ドルを株式の値上り益（ただし未実現）として稼得したとすれば、A は当期の所得税として約 5 万ドルを支払うことになるが、B はまったく所得税を支払わない。このような事態そのものは、いわゆる実現主義の要請に基づく結果として一般に容認されている。ところが、もし B が死亡して C が相続したとすれば、section 1014 が定める

stepped-up basis によって、結局、BとCは共に上記値上りについて完全に非課税となる。このようなAとBとの差別的取扱いはその程度があまりに甚だしく、単にいわゆる実現主義の要請に基づく結果ということで正当化できない。たとえBの遺産には遺産税が課せられているという事実があるとしても、その事実によってこの差別的取扱いを正当化することはできない。何故なら、Aの遺産も同じく遺産税の対象になるのに、現にAはその他に所得税を支払っているからである。このような批判も一因とな⁵⁹⁾って、1976年租税改革法は、相続によって取得した資産について、それがあたかも被相続人によって引続き所有されているかのように、相続人がその取得価額を引き継ぐことを義務づけたのである。つまり被相続人の死亡時までに生じていた値上り益または値下り損は、相続人が後にその相続した資産を最終的に処分するまでは課税が繰り延べられるが、その処分時には実現されて課税に服することとなった。

かくして section 1014 が定める stepped-up basis は、1977年1月1日以降に死亡した被相続人に関する限り、その遺産に対し適用がないとされた。もっとも議会は一種の救済規定として section 1023(h) を設けた。その目的は、自己の相続人が従来^の section 1014 によって stepped-up basis の適用が受けられるものと信じて相当長期にわたり値上りした資産を保有し続けてきた被相続人の期待を打ち砕くような事態を避けよう、という点にあった。そこでこの救済規定によれば、被相続人が1976年12月31日現在所有していた資産の取得価額は、同日現在の時価まで引き上げられる（いわゆる新規出発調整 fresh start adjustment）。ただし、利得を算定する場合に限られ、損失を算定する場合には、この見なし引上げによる新規出発調整の適用はない。

例えば、ある被相続人が1970年代に株式を100ドルで購入し、その株式が1976年の年末には150ドルに値上りし、1977年にその被相続人が死亡した時には155ドルになっていたとする。この場合、被相続人の取得価額であった100ドルに1976年12月31日までの未実現値上り益（未実現増加益）50ドルを加えた150ドル、つまり1976年12月31日現在の時価が、相続人にとっての取得価額となる。もし従来^の section 1014 が適用されていたとすれば、相続人にとってその株式の取得価額は155ドル、つまり被相続人の死亡時の

時価となっていたはずである。要するに、1976年租税改革法は、1976年12月31日以前に生じた値上り益（増加益）に対しては従来⁶⁰⁾の section 1014 の趣旨である stepped-up basis を適用し、1977年1月1日以後に生じた値上り益に対しては carryover basis を適用することとしたのであった。

しかしながら、この取得価額の引継ぎ制度は、極めて例外的な場合を除いては、実際には一度も実施されること無く、1980年には結局廃止されてしまった。すなわち、まず1978年歳入法は、この制度の適用日を1976年12月31日から1979年12月31日に3年間延期し、次いで1980年歳入法は、この制度自体を廃止してしまったのである。

10 1978年歳入法

1978年歳入法による主要な改正として、個人納税者に対する均一税率課税方式の廃止がある。すなわち、1969年租税改革法は、section 1201 (b) を改正して、個人納税者が均一税率課税方式の適用を受けられるのは5万ドル以下の長期キャピタル・ゲインに限定したのであるが、1978年歳入法はさらにこれを進めて section 1201 (b) そのものを廃止してしまった。したがって1978年歳入法が適用される1979年以降は、個人納税者については一定割合合算入方式のみ、法人納税者については均一税率課税方式のみが、それぞれ適用されることになった。

11 1981年歳入法

1981年歳入法のポピュラー・タイトルは経済回復税法（Economic Recovery Tax Act）である。同法による主要な改正としては、いずれもいわゆる両建取引（straddles）の濫用を防止することを目的とする措置であるが、(1) キャピタル資産の定義の変更、および(2)いわゆる商品両建取引（commodity straddles）に関する特別規定の新設がある。

主要改正点の第1は、キャピタル資産の定義の変更である。すなわち、1941年歳入法により明文をもって非キャピタル資産とされた短期割引公債は、1954年内国歳入法典 section 1221 (5) によって引き続き非キャピタル資産とされていた。1981年経済回復税法は、この section 1221 (5) を削除し、

短期割引公債を再びキャピタル資産としたのである。その理由を上院財政委員会⁶¹⁾は次のように説明している。

「この規定は1941年に制定されたもので、その趣旨は、短期割引公債を償還期直前に売却した場合において、利子相当分とキャピタル・ゲインまたはロス相当分とに配分する必要性をなくすることにあった。したがって、短期割引公債が、満期に償還されても、第三者に売却されても、あるいは、その他の処分がなされても、そこから生じた利得または損失はすべて通常利得または通常損失となるものとされている。ところで、内国歳入庁は、財務省証券の先物買入契約（a future contract to purchase Treasury bills）は投資目的を有する限りキャピタル資産である、との立場をとっている。そこで納税者の中には、財務省証券の先物契約で相互に相殺する契約を有している場合、租税回避の目的から、その中の損失が生じている契約分について財務省証券の現物引渡しを受けた上でこれを売却し、結局、先物契約による短期キャピタル・ロスを現物売却による通常損失に転換することにより、損失の全額を他の通常所得から控除している者がいる。財務省証券が非キャピタル資産とされていることから、これとキャピタル資産とを組み合わせることによって、通常所得をキャピタル・ゲインに転換する租税回避手段が利用されている。

つまり、非キャピタル資産たる財務省証券とキャピタル資産たる他の債券または財務省証券の先物契約とを組み合わせることによって、両建取引は、その推進者達も言明しているように、極めて大きな節税手段となっている。現に財務省証券の先物契約を利用した両建取引は、税収の大幅な減少を招来しているのである。財務省証券の先物契約を利用した両建取引には、他の両建取引には見られない特徴がある。これによって通常所得、例えば給与、賃金、利子、配当などを長期キャピタル・ゲインに転換することが可能になる。その理由はこうである。すなわち、現行法によれば、財務省証券の現物の売却による利得または損失は通常所得または通常損失とされる。他方、内国歳入庁の立場によれば、財務省証券の先物契約の売却による利得または損失は、他の先物契約の売却による利得または損失と同じように、キャピタル・ゲインまたはロスとされる。そこで財務省証券の先物契約における両建取引を他の先物契約における両建取引と同じように設定する。すなわち、財務省証券

の買契約と売契約とを両建てする訳である。

ところが、これらの財務省証券の先物契約には、他の先物契約には見られない1つの特徴がある。かりに買契約に損失が出ていたとすると、決済日 came 時には現物を引き取った上これを売却することにより通常損失を出す。逆に、かりに売契約に損失が出ていたとすると、市場で現物を買入れの上これで先物契約を決済することにより通常損失を出す。けだし通常損失はいかなる他の所得からも控除できるからである。かくして残った方の先物契約は通常の手続によることになるが、すでに決済した方の先物契約は直ちに同種契約によって補充される。翌年に至り、両建取引の全部が決済される。買契約に利得が生ずれば、その利得は長期キャピタル・ゲインとなる。納税者の中には、翌年に再び両建取引を行って、すでに生じている利得分を将来に繰り延べてゆく者もいる。

当委員会は、財務省証券を利用した両建取引が税収に与えている悪影響を懸念するものである。加えて、先物契約に基づき財務省証券の引渡しを請求できる契約者の数は、数年後には財務省証券の供給可能数量を超過することが予想されるのである。この供給可能数量の問題は、財務省証券の市場を壊滅させ財政一般に損害を与える可能性がある。よって当委員会としては、税収および財政の両面の考慮から、かかる租税回避行為を阻止すべく、財務省証券をキャピタル資産とすべきものと信ずる。」

第2は、いわゆる商品両建取引に関する特別規定、すなわち、section 1092 および section 1256 の新設である。まず section 1092 は、商品両建取引に関する原則的規定であって、両建取引の一方に損失が生じても、他方に未実現利益が生じている限り、相互に相殺したものと見なして、損失の控除を認めない旨の規定である。この規定に関する上院財政委員会の説明は次のとおりである。⁶²⁾

「本法案によれば、納税者が両建取引によって未実現利益を得ている限り、損失の控除は繰り延べられる。つまり、納税者が両建取引の一方の持高を処分して損失を被った場合、控除できる額は、その処分持高と相殺的な持高で、かつ、その処分持高の処分前に取得した持高に未実現利益が生じている限り、その未実現利益の額を超過する額に限定される。もっとも両建取引であると

第5章 第4期（1942年から1986年まで）

特定できない持高については、以上の損失繰延原則は適用されないが、特定できる持高相互については、利得および損失は相殺されなければならない。」

次に section 1256 は、商品両建取引の中の一定のもの、すなわち、規制先物取引（Regulated Future Contracts - RFC）に関する特別規定である。RFC は、各課税年度末において手仕舞いされたものと見なされる。これを見なし手仕舞い方式（the market to market rule）と呼ぶ。この規定に関する上院財政委員会の説明は次のとおりである。⁶³⁾

「本法案によれば、RFC は見なし手仕舞い方式に基づき毎年度末に所得計算に組み入れられなければならない。この見なし手仕舞い方式は、利幅決定のため合衆国内の商品取引所によって採用されている方式である。この見なし手仕舞い方式の適用を受ける先物契約には、新設された section 1092 が定める損失繰延原則は適用されない。すべての RFC は年度末にあたかも時価で売却されたものと見なされ、それによって生じた利得または損失は当該課税年度の所得計算に組み入れられる。と同時に、年度末よりも前に実際に手仕舞いされた他の先物契約から生じた利得または損失も当該課税年度の所得計算に組み入れられるから、その納税者の純利得または純損失は、結局において、当該課税年度における純取引差損益とほぼ等しくなる。見なし手仕舞い方式により、RFC から生じたキャピタル・ゲインまたはロス、40%相当額が短期キャピタル・ゲインまたはロス、60%相当額が長期キャピタル・ゲインまたはロスと見なすものとする。」

12 1986年内国歳入法典

1986年内国歳入法典は第3次の内国歳入法典であって、現行の内国歳入法典である。第1次内国歳入法典が1939年内国歳入法典であり、第2次内国歳入法典が1954年内国歳入法典である。そもそも第1次内国歳入法典である1939年内国歳入法典が制定される前は、直近の歳入法にいくつかの改正を加えて、各年毎に新規の歳入法を制定するのが連邦議会の慣行となっていた。ところが1939年内国歳入法典は永続的制定法として成立したので、これ以後は、新しい歳入法あるいは租税改革法が成立しても、それらはすべて内国歳入法典そのものに対する追加的改訂とする慣行となった。

立法経過

1986年内国歳入法典の立法経過は次のとおりである。⁶⁴⁾

① 行政府による税制改革案

1985年5月、レーガン大統領は行政府による税制改革案を連邦議会に提出した。これより先、大統領の1984年度の年頭教書における要請に応じて、財務省はアメリカ合衆国の税制に関する包括的研究を行い、その研究の結果にいくつかの勧告を添えた報告書を1984年11月に大統領に提出していた。財務省、公正・簡素・経済成長を目的とする税制改革(Treasury Department, Tax Reform for Fairness, Simplicity, and Economic Growth)である。

② 下院での審議

(1) 歳入委員会

下院議案番号3838の議案は1985年12月3日に下院の歳入委員会によって積極的に立法化すべきものとしての報告が行われた。この報告が行われたのは、ほぼ1年にわたる歳入委員会の全体委員会および小委員会による公聴会および草案審議を経ての税制改革諸案の検討後のことであった。以下は、1985年における全体委員会および小委員会の税制改革立法に関する活動の概観である。

(a) 全体委員会による公聴会 歳入委員会は、包括的税制改革案に関する全体委員会による公聴会を延べ30日開催した。歳入委員会は1985年2月27日に包括的税制改革案に関する公聴会を開始した。税制改革問題に関する公聴会は、その後、3月26日、5月30日、6月4日、5日、7日、11日～14日、17日、18日、20日、24日～27日、7月8日～12日、17日、19日、22日、25日、26日、29日～31日と続いた。この他に、1984年財政赤字削減法(P. L. 98-369)および1984年退職衡平法(P. L. 98-397)に対する技術的訂正を行う案に関する公聴会が、1985年5月16日に開催されている。

これらの税制改革問題に関する公聴会で取り上げられたのは、1984年の財務省の勧告、1985年5月の大統領による税制改革案、ならびに、多くの議員立法案およびその他の立法案である。

(b) 小委員会による公聴会 下院議案番号3838の議案に含まれているいくつかの問題に関する歳入委員会の小委員会による公聴会が1985年中に

数回にわたって開催された。

(c) 全体委員会による草案審議 歳入委員会は、税制改革案に関する草案審議を延べ26日開催した。歳入委員会は1985年9月18日に草案審議を開始し、その後、9月26日、30日、10月1日～4日、7日～9日、11日、15日、23日、25日～27日、11月5日、6日、15日～17日、19日～23日と続き、12月3日に終結し、この日をもって、税制改革案、すなわち下院議案番号3838の議案は積極的に立法化すべき旨の報告が行われた（賛成28反対8）。この他に、1984年の租税立法に対する技術的訂正を行う案に関する草案審議が、1985年9月27日に開催され、その結果は、同議案の一部となっている。

下院議案番号3838の議案に関する歳入委員会の報告書は1985年12月7日に提出された（下院報告書99-426）。

(2) 下院本会議での審議

1985年12月10日に下院規則委員会は下院議案番号3838の議案の審議に関して閉鎖規則の改正案を採択した（下院決議336）。この改正案の目的は、議案に対する一定の修正が下院本会議でも可能とすることにあった。しかし、この最初の改正案は、1985年12月11日に、下院本会議で否決された（賛成202、反対223、棄権1）。そこで1985年12月16日に下院規則委員会は新たな改正案を採択し（下院決議343）、この新改正案は、1985年12月17日に、下院本会議で可決された（賛成258、反対168、棄権1）。

下院本会議は、下院議案番号3838の議案をいくつかの修正を行った上、1985年12月17日に口頭投票により可決した。

③ 上院での審議

(1) 財政委員会

下院議案番号3838の議案は、いくつかの代替的修正案が追加されたものの、1986年5月6日に上院の財政委員会によって積極的に立法化すべきものとしての報告が行われた。この報告が行われたのは、第99議会中のほぼ1年にわたる財政委員会の全体委員会および小委員会による公聴会および草案審議を経ての税制改革諸案の包括的検討の後のことであった。以下は、1985年および1986年における全体委員会および小委員会の税制改革立法に

関する活動の概観である。

(a) 全体委員会による公聴会 財政委員会は、包括的税制改革案に関する全体委員会による公聴会を1985年および1986年に延べ36日開催した。財政委員会は包括的税制改革案に関する公聴会を1985年中には、5月9日、6月11日～13日、17日～20日、25日～27日、7月9日～11日、16日～19日、24日、25日、9月24日、26日、10月1日～4日、9日～11日に開催し、1986年中には、1月29日、30日、2月3日～16日、3月4日、4月21日に開催した。

これらの税制改革問題に関する公聴会で取上げられたのは、1985年5月の大統領による税制改革案および下院で可決された法案、ならびに、多くの議員立法案およびその他の立法案である。

(b) 小委員会による公聴会 財政委員会による修正後の下院議案番号3838の議案に含まれているいくつかの問題に関する財政委員会の小委員会による公聴会が1985年と1986年中に数回にわたって開催された。

(c) 全体委員会による草案審議および法案の報告 財政委員会は、税制改革法案に関する草案審議を延べ17日開催した。財政委員会は1986年3月19日に草案審議を開始し、その後、3月24日～26日、4月8日～10日、14日～18日、22日、24日、28日、5月5日と続き、1986年5月6日に終結し、この日をもって、税制改革法案、すなわち下院議案番号3838の議案に財政委員会による修正を加えた法案は積極的に立法化すべき旨の報告が行われた(賛成20反対0)。

下院議案番号3838の議案に関する財政委員会の報告書は1986年5月29日に提出された(上院報告書99-313)。

(2) 上院本会議での審議

下院議案番号3838の議案に財政委員会による修正を加えた法案は、1986年6月4日に上院本会議に上程され、この法案に関する審議は6月9日～13日、16日～20日、23日、24日と続けられ、いくつかの修正が加えられて6月24日に可決された(賛成97反対3)。

④ 両院協議会での協議

上院は1986年7月15日に下院議案番号3838の法案に関する両院協議会

による協議を要請し、協議者として以下の者を任命した。上院議員 Packwood, Dole, Roth, Danforth, Chafee, Wallop, Long, Bentsen, Matsunaga, Moynihan, Bradley。下院は7月16日に上院からの上記法案に関する協議の要請を受諾し、協議者として以下の者を任命した。下院議員 Rostenkowski, Pickle, Rangel, Stark, Gephardt, Russo, Pease, Duncan, Archer, Vander Jagt, Crane。

公式の協議会は、1986年7月17日、18日、21日に開催され、1986年8月16日をもって終結し、協議者たちは協議合意書を承認した。下院議案番号3838の法案に関する両院協議会の報告書は1986年9月18日に提出された（下院報告書99-841、第I巻および第II巻）。

⑤ 両院協議会報告書の下院と上院における審議

下院は1986年9月25日に、再付託すべしとの動議を賛成160反対268で否決した後、賛成292反対136で下院議案番号3838の法案に関する両院協議会の報告書を承認した。同報告書は上院で1986年9月26日に審議され、1986年9月27日に賛成74反対23で承認された。

⑥ 法律の制定

下院議案番号3838の法律、すなわち1986年租税改革法は、1986年10月22日にレーガン大統領の署名を得て法律として制定された（P. L. 99-514）。

⑦ 下院付帯決議395の下院および上院における審議

下院は、1986年9月25日に下院議案番号3838の法案に関する両院協議会報告書を承認した直後に、下院付帯決議番号395の付帯決議を（口頭投票で）採択し、両院協議会報告書に含まれている関係条文の技術的訂正および誤記の訂正を記録書記官が行うべきものとした。

この下院付帯決議番号395の付帯決議は、いくつかの修正を加えて、上院によって1986年10月16日に（口頭投票で）承認された。下院規則委員会は上院による修正後の上記付帯決議の審議のための規則を1986年10月16日に制定し、その規則は下院によって10月17日に（口頭投票で）承認された。そして同じ日の10月17日に下院は上院の修正に賛成したものの、さらに下院自体の修正を加えた付帯決議を上院に送付した。

1986年10月18日に上院は（口頭投票で）下院の修正のあるものには賛成

したが、他のものには反対し、さらなる修正を主張した。ところが同じ日の10月18日に下院は、当初の上院による修正に対する下院による修正に対する上院による再修正には反対した。かくて下院付帯決議番号395の付帯決議は、下院と上院の双方による賛成が得られないまま、1986年10月18日に第99議会は閉会した。

キャピタル・ゲイン優遇措置の廃止

1986年内国歳入法典は、キャピタル・ロス冷遇措置は存置したものの、キャピタル・ゲイン優遇措置を廃止した。ただし、個人のキャピタル・ゲインという特別な所得の存在を認め、所得税の現行の最高税率が将来28%を超えた場合には、個人のキャピタル・ゲインという特別な所得に対してだけは現行の最高税率28%を適用すると定めた。Joint Committee on Taxationによる説明は以下のとおりである。⁶⁵⁾

A 個人納税者

【旧法】

個人納税者は、当年度の純キャピタル・ゲインの金額の60%相当分、つまり純長期キャピタル・ゲインから純短期キャピタル・ロスを差し引いた残額の60%相当分を総所得から控除することができた。したがって、個人納税者の純キャピタル・ゲインに適用される最高税率は20%であった（個人所得税の最高税率50%×調整総所得に算入される純キャピタル・ゲインの40%）。

個人納税者のキャピタル・ロスは、キャピタル・ゲインとは無制限に相殺できた。加えて、キャピタル・ロスの中、3,000ドルまでは通常所得と相殺できた。ただし、純長期キャピタル・ロスから純短期キャピタル・ゲインを差し引いた残額の50%までしか通常所得との相殺は認められなかった。残りの50%は将来に繰り越すことができた。

【改正理由】

連邦議会の考えは、1986年税制改革法が、事業上の利益、利子、配当、および、短期キャピタル・ゲインなどの資本所得に対する個人所得税の税率を引き下げた結果、純キャピタル・ゲインに対して軽減税率を適用する必要性はもはや消滅した、というものであった。軽減税率の廃止によって、多く

の納税者たちに大幅な簡素化の結果が生ずる。けだし、これらの納税者達の所得税が、その所得が通常所得かキャピタル・ゲインかの分類に依存しなくなるからである。加えて、軽減税率の廃止によって、税務上の有利な措置を受けようとするれば資本資産を一定期間以上保有しなければならないという要件もなくなる。その結果、いつでも売買できる資産（例えば株式）に投資する意欲が高まるであろうし、投資決定に対する税法の中立性が確保されることになる。

連邦議会の考えは、そもそもキャピタル・ゲインに対する個人所得税の最高税率は、このたび1986年税制改革法による最高税率を超えるべきではない、というものであった。そこで1986年税制改革法自体に次のような特別規定を置いたのである。すなわち、たとえ爾後の税法によって個人所得税の最高税率そのものが引き上げられても、キャピタル・ゲインに対する個人所得税の最高税率だけは、1986年税制改革法による最高税率を超えないものとする（ただし、その爾後の税法が特に明文をもってキャピタル・ゲインに対する個人所得税の最高税率を引き上げる旨の定めをした場合はこの限りでない。）。

【条文の説明】

1986年税制改革法は、個人納税者の場合の純キャピタル・ゲインの所得控除制度を廃止した。同法は、さらにsection 1によって個人、遺産、または、信託に対して課する税額は以下の(1)、(2)および(3)の3種類の税額の合計額を超えることはできない旨の規定を設けた。すなわち、(1)第1種は、section 1に定める税率に基づいて算定される税額で、次の(a)および(b)の2つの税額の中の大きい方の税額、(a)純キャピタル・ゲインの金額を控除した残額の課税所得に上記の税率を乗じた金額、(b)課税所得の全額に28%未満の税率を乗じた金額、(2)第2種は、上記(1)によって算定された課税所得を超える課税所得の部分に28%を乗じた金額、(3)第3種は、15%階層の特典および人的控除の漸減的適用から生ずる追加税額、の3種類である。1987年以降の課税年度において、もし個人所得税の最高税率（section 1のsubsections (a), (b), (c), (d)または(e)のどれかに規定されているもの）が28%を超えなければ、この制約規定の適用はない。1987年における長期キャピタル・ゲインに対する最高税率は28%である。

キャピタル・ロスは、旧法と同じく、キャピタル・ゲインとは無制限に相殺できる。加えて、キャピタル・ロスの中、3,000ドルまでは通常所得と相殺できる。ただし、旧法とは異なって、純長期キャピタル・ロスから純短期キャピタル・ゲインを差し引いた残額の50%だけが控除できるという制限は廃止され、全額が控除対象となる。旧法と同じく、キャピタル・ロスは繰り越しできる。

旧法におけるキャピタル・ゲイン関係の条文は存置された。その理由は、将来税率が引き上げられた場合にも、長期キャピタル・ゲインには別個の税率の適用を可能にすることにある。

【施行日】

この改正規定は、1986年12月31日より後の日に開始する課税年度について適用される。その場合、キャピタル・ゲインを生じる売買またはその他の取引がその課税年度よりも前に行われていても構わない。したがって、納税者の所得計算方式によって適正に算定された長期キャピタル・ゲインが1986年12月31日より後の日に開始した課税年度に帰属する限り、所得控除廃止の適用がある。例えば、純キャピタル・ゲインの所得控除廃止は、1986年12月31日より後の日に開始する課税年度において計上される割賦販売方式の所得に適用されるから、その割賦販売が1987年1月1日より前にすでに行われていたとしても、所得控除廃止の適用がある。つまり、1986年12月31日より後の日に開始する課税年度において計上される割賦販売利益は、たとえその割賦販売が1987年1月1日より前に行われていたとしても、この改正規定の適用を受ける。

構成員課税型の法人であってそれ自体は納税義務者とならない法人の場合、この改正規定は、その構成員またはその受益者が基準となる。すなわち、そのような構成員または受益者の課税年度であって1986年12月31日より後の日に開始した課税年度に適正に計上されるキャピタル・ゲインかどうかによる。例えば、パートナーシップのパートナーで暦年を課税年度としている個人の場合、そのパートナーシップの所得計算期間の末日が1987年1月31日であれば、その所得計算期間に行われた現金売買から生じた所得の分配に対しては、この改正規定による所得控除廃止は適用される。たとえ、そ

の現金売買自体は、1987年1月31日よりも前に行われようと、その日に行われようと、はたまた、その日よりも後に行われようともである。同様に、そのパートナーシップの所得計算期間の末日が1987年1月31日であれば、その所得計算期間に計上された割賦販売の利益から生じた所得の分配に対しては、この改正規定による所得控除廃止は適用される。たとえば、その割賦販売自体は、その所得計算期間よりも前に行われたものであろうともである。

1986年12月31日よりも後の日に開始した課税年度において適正に計上される長期キャピタル・ゲインは、1986年税制改革法のその他の関係規定の適用を受ける。例えば、暦年を課税年度としている個人納税者の場合、1987年度に適正に計上されたキャピタル・ゲインがゼロであれば、それより前の課税年度から繰り越してきている長期キャピタル・ロス、3,000ドルを上限として、1987年度の通常所得と相殺できる。

B 法人納税者

【旧法】

法人納税者の純キャピタル・ゲイン（純長期キャピタル・ゲインから純短期キャピタル・ロスを差し引いた残額）に対して28%の均一税率が適用されていた。ただし、上記28%の均一税率を適用して算出された税額がその法人納税者の通常の税額よりも小さい場合に限る（1201条）。法人納税者のキャピタル・ロスは、原則として、3年間の繰り戻し、または、5年間の繰り越しの適用があった。

【改正理由】

旧法下では、大規模法人がキャピタル・ゲイン優遇措置の適用を受けていた（通常の税率が46%であるのに対し、28%の優遇税率）。

連邦議会の考えは、税率が一般的に引き下げられた以上、法人のキャピタル・ゲインに対する優遇措置は廃止さるべきである、というものであった。かくて、1986年税制改革法は、法人のキャピタル・ゲインを法人の通常税率で課税することとした。

【条文の説明】

1986年税制改革法は、上記の均一税率方式を廃止した。この廃止措置は、法人納税者に対する新しい税率が全面的に効力を生じた時（つまり、1987年7

月1日以後に開始する課税年度)から適用がある。したがって、そのような課税年度における法人の純キャピタル・ゲインは法人に対する通常税率(つまり、1986年税制改革法の下では、原則として、34%の最高税率)で課税される。1986年税制改革法は、内国歳入法典 section 11 に定める最高税率が将来の税法によって引き上げられた場合には、その将来の税法が明文で別段の定めをしない限り、法人の純キャピタル・ゲインには34%の均一税率を適用する旨の規定を置いた。

法人納税者に対する新しい税率が効力を生ずる時よりも前の課税年度においては、その課税年度に適正に計上された純キャピタル・ゲインであって、1986年12月31日より後の日に生じたものに適用される税率は34%である。1986年税制改革法は、1987年1月1日以後で1987年7月1日より前に開始した課税年度において、純キャピタル・ゲインに適用される税率は34%と規定した。1986年中に開始し、1987年中に終了する課税年度の場合には、28%の税率が次の(1)および(2)の2つの金額の中の小さい方に適用される。(1)その課税年度の純キャピタル・ゲイン、(2)1987年1月1日より前の日に生じた純キャピタル・ゲイン。その他の純キャピタル・ゲインに適用される税率は34%である。

1986年税制改革法は、キャピタル・ロスの関連規定は変更しなかった。

【施行日】

改正規定は、1986年12月31日より後の日から開始する課税年度に適用がある。その場合、キャピタル・ゲインを生ずることとなった売買またはその他の取引そのものがその課税年度よりも前に行われたことは関係がない。したがって、そのキャピタル・ゲインがその納税者の所得計上方式により1986年12月31日より後の日に開始した課税年度の所得として適正に計上されたものである限り、この改正規定が適用される。この改正規定に上記の経過規定が加わったものが、1986年に開始し、1987年に終了する課税年度においてその納税者の所得計上方式により1987年1月1日より以後に計上された所得に対して適用される。

改正規定は、新しい均一税率が適用される課税年度に割賦基準に基づき計上される長期キャピタル・ゲインにも適用される。その場合、その割賦販売

が行われた年度は関係ない。したがって、1986年12月31日より後の日に割賦基準に基づき所得として適正に計上された利益に関しては、改正規定が適用され、その割賦販売が1986年12月31日より前またはそれよりも前の課税年度に行われたかは問題にならない。

構成員課税型の法人、つまり、法人自体は納税義務者とならない法人の場合、これらの改正諸規定は、その構成員またはその受益者が基準となる。すなわち、そのような構成員または受益者の課税年度であって1986年12月31日より後の日に開始した課税年度に適正に計上されるキャピタル・ゲインかどうかによる。例えば、パートナーシップのパートナーで暦年を課税年度としている法人の場合、そのパートナーシップの所得計算期間の末日が1987年1月31日であれば、その所得計算期間に行われた現金売買から生じた所得の分配に対しては、この改正規定が適用され、34%の均一税率が適用される。たとえ、その現金売買自体は、1987年1月31日より前に行われようと、その日に行われようと、はたまた、その日より後に行われようともである。同様に、そのパートナーシップの所得計算期間の末日が1987年1月31日であれば、その所得計算期間に計上された割賦販売の利益から生じた所得の分配に対しては、この改正規定が適用される。たとえ、その割賦販売自体は、その所得計算期間よりも前に行われたものであろうともである。

【General Utilities ルールの廃止】

1986年内国歳入法典は、いわゆる General Utilities ルールを廃止した。このルールは、解散会社の資産処分に関して優遇措置を認めるものであった。キャピタル・ゲイン優遇措置の廃止と並んで、General Utilities ルールの廃止は、1986年内国歳入法典の大きな特色である。Joint Committee on Taxation による説明は以下のとおりである。⁶⁶⁾

〈General Utilities ルールとは〉 会社が値上りしている財産を売却した場合の売却利得は、原則として、2回課税されていた。第1回目は、売却した時における会社への課税であり、第2回目は、課税済み売却利得を配当として分配した時における株主への課税である。会社への課税の段階では、その売却利得所得は、売却資産が棚卸資産またはその他の通常所得資産である

場合には、通常税率で課税され、売却資産が6ヶ月超保有されていた資本資産である場合には、キャピタル・ゲイン税率で課税されていた。一定の例外の場合を除いては、株主達は、配当を行った会社の当期および前期以前の稼得利益に対応する配当分を通常所得として課税されていた。

以上のような2回課税の原則には、重要な例外が存在した。いわゆる General Utilities ルールである。この General Utilities ルールによれば、会社が値上りしている財産を一定の種類で株主達へ分配した場合、および、一定の種類の清算に伴って売却した場合、利得を当期の利益に計上しないことが認められていた。つまり、このルールによれば、会社が保有していた期間中の値上り分に対する課税が会社の段階では行われなことが認められていたのである。と同時に譲受者（分配を受けた株主または買い受けた第三者）は、内国歳入法典の他の規定の適用の結果、その取得価額は市場価格まで増額されたので、その増額された取得価額を基礎として、減価償却、減耗償却、または、価値消却を行っていた。

したがって、この General Utilities ルールによる限り、増額された取得価額に対する「課税」は、清算に伴って会社から株主に分配された財産について株主が支払う1回限りのキャピタル・ゲイン課税のみであった。General Utilities 判決そのものは、値上りしている財産を継続企業が配当として分配した事案であるが、「General Utilities ルール」はより広い意味で用いられ、清算に伴う株主への分配、清算を伴わない株主へ分配および清算に伴う第三者への売却の一定類型の場合、会社が利益を当期計上しないことを認めるルールを指す。このルールは旧法の sections 311, 336, および 337 に規定されていた。section 311 は、清算を伴わない株主へ分配（配当および償還）の取扱いを規定し、section 336 は、清算に伴う株主への現物分配の取扱いを規定し、section 337 は、完全清算の計画に基づく財産の売却処分の一類型における利益の当期非計上を規定していた。

〈改正の理由〉 連邦議会の考えでは、General Utilities ルールは、たとえ制限付きの形でも、税制上多くの不調和と不公平を生み出していた。第1に、このルールは、企業の行動に重大な歪みを生じさせる可能性があった。経済的に見れば、清算に伴う現物配当は清算を伴わない現物配当と異なる点

はないのに、内国歳入法典は、前者をはるかに優遇していた。清算する会社から資産を取得した会社は、清算する会社側が（取戻し原則による利得以外には）利得を当期計上しないにも拘わらず、資産の取得価額を時価まで増額することができた。このような税務上の恩典によって、資産の現在所有者よりも資産の譲受者にとって資産により高い価値が認められた。このような事態は、大幅に値上りした資産を所有する会社が、自社を清算して資産を他社に譲渡するやり方が、経済的には別のやり方が本来的なやり方であるにも拘わらず、税務上有利であるとして、そのようなやり方を誘引する原因となっていたらしい。したがって、連邦議会は、近年の M & A の劇的な増加に General Utilities ルールが少なくとも一部の責任がある、と断じた。連邦議会としては、内国歳入法典が人為的な会社の清算および取得を奨励すべきではなく、その目標達成のための主要な第一歩として General Utilities ルールを廃止すべきである、との結論に達した。

第2に、このルールは、法人所得税を減額する傾向があった。通常適用される税務上の一般原則によれば、利得の課税繰延べが認められるのは、譲受者が譲受財産の取得価額を引き継ぎ、値上がり益が最終的には課税対象となる場合に限られている。ところが General Utilities ルールが適用されると、会社の清算に当たって清算会社のレベルでは課税がなく、譲受者は取得価額を増額することができる、というのが原則となっていた。したがって、このルールの適用の結果、値上りに対する法人所得課税は永久に非課税となっていた。

〈改正法〉 General Utilities ルールを廃止することとする。したがって、会社の清算に当たって財産の分配が行われた場合、あたかもその財産が公正市場価格で売却されたと同じように、利得または損失を当期計上することになる。⁶⁷⁾

II 判 例

この約 50 年にわたる期間の原則的特徴は、キャピタル・ゲインおよびロス課税制度が全面的に適用されたことである。つまり、キャピタル・ゲイン優遇措置およびキャピタル・ロス冷遇措置の双方が個人納税者および法人納

税者の双方に適用されたことである。したがって、この第4期における判例は、それがキャピタル・ゲイン優遇措置に関するものであれ、キャピタル・ロス冷遇措置に関するものであれ、個人納税者と法人納税者とを区別することなしに検討することが出来る。この点は、すでに検討した第1期（個人に対してだけ、かつ、キャピタル・ゲイン優遇課税措置だけ、が適用された時期）、第2期（キャピタル・ゲイン優遇措置が適用される個人に対してだけ キャピタル・ゲイン優遇措置の代償措置としてのキャピタル・ロス冷遇措置が適用された時期）および第3期（キャピタル・ゲイン優遇措置は適用のない法人に対しても、租税回避防止措置としてのキャピタル・ロス冷遇措置だけは適用された時期）における判例を検討する場合とは異なる点である。

以下この第4期における主な判例を見ることにする。

1 Arrowsmith v. CIR, 344 U. S. 6 (1952)

【事案の概要】

1939年内国歳入法典の下における個人納税者のキャピタル・ロスが問題となった事案である。

2名の個人納税者AとBが各50%を所有していたX会社を解散し、1937年、1938年、1939年および1940年にX会社からAとBに残余財産の分配が行われ、AとBは、この分配による利益をキャピタル・ゲインとして申告した。1944年にX会社と個人Aに対し金銭の支払を命じる判決があり、AとBが、この判決による金銭支払額の各半分を負担した。AとBは、これらの負担額を1944年の通常損失として100%控除して所得税申告したが、内国歳入庁は、1944年の支払は上記解散に伴う支払であるから、先の分配による利益がキャピタル・ゲインである以上、後の支払はキャピタル・ロスであるとして、この支払の100%控除を認めなかった。租税裁判所は通常損失として納税者側勝訴としたが、連邦控訴裁判所と連邦最高裁判所（の多数意見）はキャピタル・ロスとして、内国歳入庁を勝訴させた。

【判旨の概要】

Black 裁判官による法廷意見の概要は、次のとおりである。

本件納税者が金銭の支払を命じられたのは、X会社から残余財産の分配

を受けた財産譲受人として責任からであり、もし1940年にこの金銭の支払があったとすれば、その分だけ納税者のキャピタル・ゲインは減額されていたはずのものである。

Jackson, Frankfurter, Douglas が反対意見。

【コメント】

いわゆる Arrowsmith Doctrine を宣明した判決である。⁶⁸⁾ すなわち、過去においてキャピタル・ゲインとして受領したものと密接不可分の関係にあるものとして今日支払ったものはキャピタル・ロスとなり、その支払行為はキャピタル資産の売却または交換のような取引行為である必要はない、という原理である。

キャピタル・ゲインおよびロス課税制度は、「キャピタル資産」の「売却または交換」の存在が適用要件となるから、適用を求める側（通常は、キャピタル・ゲイン優遇措置を求める納税者、キャピタル・ロス冷遇措置を求める税務当局）は、これらの要件の存在を主張する。逆に、適用を求めない側（通常は、通常所得の取扱いを求める税務当局、通常損失の取扱いを求める納税者）は、これらの要件の不存在を主張する。ところが、キャピタル・ゲイン優遇措置を導入した当初から、そしてキャピタル・ロス冷遇措置が追加された後も、実定税法上の条文はキャピタル資産を「キャピタル資産とは納税者の所有する資産をいう。ただし、以下の資産を除く。」と定義しているので、法律技術的には「適用除外資産に該当しなければ、キャピタル資産となる」と解釈される余地がある。加えて、納税者にロスが生じた場合、「売却または交換という第三者との取引が存在しなければ、キャピタル・ロスとはならず通常損失となる」との解釈も可能である。このような法律技術的解釈に対して裁判所はさまざまな制限を加えた。Bittker & Lokkenによれば、このような「キャピタル・ゲインおよびロス課税制度に関する司法による諸制限（judicial restrictions on capital gain and loss treatment）」の態様として、以下の5つ（ただし、実際には重複している。）⁶⁹⁾の原理がある。

(1) このすぐ後に第4期の判例の箇所を検討する CIR v. Gillett Motor Transport, Inc. 判決を代表的な判例とする「キャピタル資産の内包論（Scope of Term）」による制限。すなわち、キャピタル資産とは連邦議会が

特にキャピタル・ゲイン優遇措置を付与すべきものとした目的に適合するように狭く解釈する必要がある、との立場から、たとえ明文上の適用除外資産に該当しない資産であってもなお適用除外資産とすべき資産がある、との原理である。

(2) すでに第3期の判例の箇所では検討した *Corn Products Refining Co. v. CIR* 判決を代表的な判例とする「*Corn Products* 原理 (*Corn Products Doctrine*)」による制限。すなわち、たとえ明文上の適用除外資産に該当しなくても、キャピタル・ゲインおよびロス課税制度の立法趣旨からして、なお適用除外資産に該当する場合は存するのであり、本件先物契約のように日常事業活動と密接不可分の役割を演ずる資産はキャピタル資産に該当しない、との原理である。

(3) 連邦最高裁判所の判例ではないが、いくつかの下級審判例が宣明した「人的役務からの所得 (*Income From Personal Services*) はキャピタル・ゲインではない」とする理論による制限。すなわち、将来の人的役務の提供を約束する契約はキャピタル資産ではないから、そのような契約の移転の対価またはそのような契約の解除の対価はキャピタル・ゲインではない、との原理である。⁷⁰⁾

(4) すでに第3期の判例の箇所では検討した *Hort v. CIR* 判決およびこのすぐ後に第4期の判例の箇所では検討する *CIR v. P. G. Lake, Inc.* 判決を代表的な判例とする「通常所得の代替物 (*Substitute for Ordinary Income*) はキャピタル・ゲインではない」とする理論による制限。すなわち、本来予定されていた如くに受領されていたとすれば通常所得として課税されていたはずの支払いであれば、たとえその支払いを受ける権利（一種の資産ではある。）を譲渡したとしても、その譲渡対価は本来の支払いの代替物に過ぎないから、キャピタル・ゲインとしてではなく通常所得として課税されるべきもの、とする原則である

(5) ここで検討している *Arrowsmith v. CIR* 判決を代表的な判例とするいわゆる *Arrowsmith Doctrine* を含めた「過去の取引とその取引と密接不可分な関連取引 (*Correlation With Prior Related Transaction*) とを一体的取引」と構成する理論による制限。すなわち、過去においてキャピタル・ゲインと

して受領したものと密接不可分の関係にあるものとして今日支払ったものはキャピタル・ロスとなり、その支払行為はキャピタル資産の売却または交換のような取引行為である必要はない、という原理である。

2 Watson v. CIR, 345 U. S. 544 (1953)

【事案の概要】

1939年内国歳入法典の下における1944年に実現した個人納税者のゲインが問題となった事案である。ただし、1951年歳入法で新たに導入された未収穫物に関するキャピタル・ゲイン規定が、確認的規定（1944年にも適用される）であるか、創設的規定（1944年には適用されない）であるかという形で問題となった。

1944年に納税者 Mrs. M. Gladys Watson は、果樹園の土地とその未収穫物のオレンジを197,100ドルで売却し、その売却利得の全額48,819.82ドルがキャピタル・ゲインであるとの前提で、その50%である24,409.91ドルを課税所得として申告した。内国歳入庁長官は、197,100ドルの中、122,500ドルは未収穫物のオレンジの売却価額に配分すべきあり、その売却利得は通常所得であるとして、24,101.35ドルの不足税額追徴を行った。第1審の租税裁判所は、未収穫物のオレンジの売却利得は通常所得であるとの内国歳入庁長官の主張は認めしたが、その売却価額に配分すべきは40,000ドルであって、122,500ドルではない、との認定の下に、不足税額を6,920.35ドルに減額する判決を下した。第2審の連邦控訴裁判所は、租税裁判所の判決を維持し、連邦最高裁判所も原審判決を維持した。

ところが、第2審の連邦控訴裁判所の判決が下される直前に、1951年歳入法によって1939年内国歳入法典に section 117(j)(3) が追加された。すでに立法の箇所でも検討したように、この1951年歳入法に追加された section 117(j)(3) は、事業の用に供していた土地とその地上の未収穫物とを一括して同一人に売却した場合には、その売却利得の全額をキャピタル・ゲインとする旨の規定であった。

【判旨の概要】

Burton 裁判官による法廷意見の概要は、次のとおりである。

1951年歳入法は、1950年12月31日よりも後に開始する課税年度においては未収穫物の売却利得をキャピタル・ゲインとする旨の規定を追加した。……この追加規定は、一定の条件の下で未収穫物の売却利得をキャピタル・ゲインとすることを認めるが、同時に、その未収穫物の生育に要した費用を資本的支出とすべきものとし、その未収穫物の取得価額に算入すべきことを条件としている。……ところが、納税者 Mrs. Watson は、本件売却時までの費用を全額損益的支出として費用控除しながら、同時に、その未収穫物の売却利得の50%だけを課税所得に算入する権利を主張している。……本件売却時には、このような条件付きのキャピタル・ゲイン規定が存在しなかったのであるから、未収穫物の売却利得を通常所得と認定した内国歳入庁長官の処分は適法である。

Minton, Reed, Douglas が反対意見。

【コメント】

ある事業が一体として売却された場合、その事業を構成する個々の資産の売却と見てそれぞれの個別資産が資本資産か否かを見る、という個別資産主義 (fragmentation approach) が原則である。1951年歳入法に追加された section 117(j)(3) は、事業の用に供していた土地とその地上の未収穫物とを一括して同一人に売却した場合には、その売却利得の全額をキャピタル・ゲインとする旨の規定であった。法廷意見は、要するに、section 117(j)(3) は条件付で個別資産主義を改正した創設規定であるから、そもそも改正前の本件取引には適用がない、とする。

反対意見は、要するに、section 117(j)(3) は、少なくとも事業の用に供していた土地とその地上の未収穫物とを一括して同一人に売却した場合に関しては個別資産主義を修正すべきことを確認した規定であるから、改正前の本件取引にも適用がある、とする。実務上は、個別資産主義を前提として、⁷¹⁾ それぞれの個別資産⁷²⁾ 対価を配分するやり方が取られている。

3 CIR v. P. G. Lake, Inc., 356 U. S. 260 (1958)

【事案の概要】

同一の法律問題を含む5件の訴訟事件、Lake 事件 (法人納税者), Wrather

第5章 第4期（1942年から1986年まで）

事件（個人納税者）、O'Connor 事件（個人納税者）、Weed 事件（個人納税者）、Fleming 事件（個人納税者）が併合審理された事案である。

1 Lake 事件

Lake, Inc. は、石油およびガスの採掘を業とする会社である。1950年当時、Lake, Inc. は、同会社の社長に対し60万ドルの負債を有していたので、この負債の支払として社長に対し同社の石油採掘権の一部を譲渡した。1950年度の申告の際、同社はこの取引を60万ドルの利得が生じた財産の売却であり、1939年内国歳入法典 section 117 にいう長期キャピタル・ゲインである、との税務処理を行った。内国歳入庁長官は、この税務処理を否認し、この利得を通常所得と認定した。

2 Wrather 事件

個人納税者 Wrather が法人納税者 Lake, Inc. に替わる以外は、Lake 事件と同じ問題を含む事案。

3 O'Connor 事件

個人納税者 O'Connor が法人納税者 Lake, Inc. に替わる以外は、Lake 事件と同じ問題を含む事案。

4 Weed 事件

個人納税者 Weed が法人納税者 Lake, Inc. に替わる以外は、Lake 事件と同じ問題を含む事案。ただし、譲渡したのが石油採掘権ではなく硫黄採掘権であった点の違いがある。

5 Fleming 事件

個人納税者 Fleming が法人納税者 Lake, Inc. に替わる以外は、Lake 事件と同じ問題を含む。ただし、譲渡の対価が現金ではなく不動産であった点の違いがあるので、もう1つの問題として非課税交換規定の適用の有無がある。

【判旨の概要】

Douglas 裁判官による法廷意見の概要は、次のとおりである。

第1の問題点は、本件収入が長期キャピタル・ゲインとしての課税を受けるのか、それとも、通常所得としての課税を受けるのか、である。

キャピタル・ゲイン課税の目的は、Burnet v. Harmel 判決〔注、第2期で

検討した]で判示したように、「投下資本の換価によって得られた利得について納税者に過重な税負担を課さず、かつ、投下資本の換価に対し抑止的に作用する過重な税負担を除去すること」である。当裁判所の見るところ、本件各事案のいずれにおいても、そもそも投下資本の換価 (conversion of a capital investment) が存在せず、受領した対価はそのままであれば将来通常所得として受領したであろうものの代替物に過ぎない。

第2の問題点は、Fleming 事件だけに関するものであるが、本件取引が非課税交換規定の適用を受けるか否かである。本件は、将来所得の移転の対価が不動産ということであって、非課税交換の要件を満たしていない。

【コメント】

すでに第3期の判例の箇所でも検討した *Hort v. CIR* 判決と並んで「通常所得の代替物 (Substitute for Ordinary Income) はキャピタル・ゲインではない」とする理論、すなわち、本来予定されていた如くに受領されていたとすれば通常所得として課税されていたはずの支払いであれば、たとえその支払いを受ける権利 (一種の資産ではある。) を譲渡したとしても、その譲渡対価は本来の支払いの代替物に過ぎないから、キャピタル・ゲインとしてではなく通常所得として課税さるべきもの、とする理論の代表的な判例である。

4 *CIR v. Gillett Motor Transport, Inc.*, 364 U. S. 130 (1960)

【事案の概要】

1942年歳入法によって法人納税者にもキャピタル・ゲイン優遇措置が認められるようになったので、1952年に実現した法人納税者の利得がキャピタル・ゲインとして優遇措置を受けられるか否かが直接的問題となった事案である。

納税者 *Gillett Motor Transport, Inc.* は自動車で商品を運搬する運輸業者であったが、1944年8月4日、従業員運転手達がストライキに入り、事業は休業状態となった。戦時物資の輸送のために納税者の事業場を必要としたので、大統領は、防衛運輸庁の長官に対し「納税者の事業場を占有し支配下に置くべきこと」を命令した。同長官は、8月12日付けで納税者の事業場を占有し支配下に置き、連邦管理官を任命した。連邦管理官は、納税者に

対し通常事業の再開を命じたが、同時に、事業場の所有権は納税者に残すこと、また、事業場の管理運営にはできる限り介入しない方針であること、を言明した。連邦管理官がときどき出す命令には服するものの、納税者は通常事業を再開し、1945年6月16日、占有および支配がすべて解除になるまで、通常事業を継続した。

連邦法に基づいて設置された自動車運輸業者請求委員会に対し、納税者は正当な補償の支払いを請求した。政府側は、納税者の財産の「収用 (taking)」は存在せず、単に「管理 (regulation)」が存在しただけであると主張したが、委員会は、納税者の事業場の占有と支配によって政府は納税者が自己の事業場を自由に使用する権利を侵害したと認定した。侵害された権利の時価を算定するに当たって、委員会は、賃貸料相当額が金銭的損害額であるとした。1952年に122,926.21ドルが1944年8月12日から1945年6月16日までの期間の賃貸料相当額として、34,917.78ドルが利子相当分として、合計157,843.99ドルが納税者に支払われた。

内国歳入庁長官は、上記の金額の全額が通常所得であると認定したが、納税者は、これらの金額は1939年内国歳入法典 section 117(j)に規定する営業または事業の用に供せられた財産の「非任意的転換」によって受領したものであるから長期キャピタル・ゲインであると主張した。第1審の租税裁判所は、通常所得であるとして、内国歳入庁長官の主張を認めた。第2審の連邦控訴裁判所は、キャピタル・ゲインであるとして、納税者の主張を認めた。連邦最高裁判所は、通常所得であるとして、内国歳入庁長官の主張を認め、第2審判決を取り消した。

【判旨の概要】

Harlan 裁判官による法廷意見の概要は、次のとおりである。

本件における問題は、第2次世界大戦中に政府によって事業場を一時接収された納税者が補償として受領した金額が通常所得となるのか、それともキャピタル・ゲインとなるのかである。……当裁判所は、これまで長期にわたって、次のように判示してきている。すなわち、キャピタル資産とは連邦議会在特にキャピタル・ゲイン優遇措置を付与すべきものとした目的に適合するように狭く解釈する必要がある、目的に適合する場合は、典型的には、相

当期間にわたって増加してきた財産価値が一気に実現した場合に、その実現した財産価値の全額をその実現年度だけの課税対象とすることの過酷さを緩和しようとする場合である。……本件の場合、納税者が自己の事業場を自由に使用する権利は、正当な補償を定める連邦憲法第5修正上の価値ある財産ではあるが、そのような権利は上記のような目的に適合するキャピタル資産には該当しない。……当裁判所は、1944年8月12日から1945年6月16日までの期間の本件事業場の賃貸料相当額として納税者に支払われた金額は通常所得である、と結論する。いわんや、これに対する利子相当分は、当然に通常所得である。

【コメント】

「キャピタル資産の内包論 (Scope of Term)」による制限を宣明した代表的判例である。すなわち、キャピタル資産とは連邦議会が特にキャピタル・ゲイン優遇措置を付与すべきものとした目的に適合するように狭く解釈する必要がある、との立場から、たとえ明文上の適用除外資産に該当しない資産であってもなお適用除外資産とすべき資産がある、との原理を宣明したのである。

5 CIR v. Brown, 380 U. S. 563 (1965)

【事案の概要】

いわゆる成果報酬型売買 (bootstrap sales) が「売買または交換」の要件を満たすか否かが問題となった事案である。

納税者 Clay Brown およびその家族3名が Clay Brown & Company の株式の実質的に全部を所有していた。Brown は同社の社長であった。これら4名の株主は、その所有株式を合計130万ドルで California Institute for Cancer Research という非課税公益団体 (Institute) に売却し、5,000ドルを内金として受領した。Institute は、これらの株式を購入直後に Clay Brown & Company を解散し、同社の資産を新しく設立された Fortuna Sawmills, Inc. という会社 (Fortuna) に賃貸した。Fortuna という会社は、Brown の顧問弁護士が全株式を保有していた。Fortuna は Institute に対し Fortuna の税引前かつ減価償却前の営業利益の80%を支払い、Institute

はその90%（つまりFortunaの税引前かつ減価償却前の営業利益の72%相当額）をBrown達4名の株主にInstituteがこれらの株主に発行した額面130万ドルの無利息手形の支払に充当することとした。この無利息手形は、InstituteがFortunaに賃貸している上記資産に設定された抵当権で担保されていた。もしこの無利息手形の支払が2年以上継続して不履行となり、その総額が25万ドル以上となれば、その無利息手形の残額は一時に支払期限がくるものとされた。

以上の諸取引は1953年2月にBrownたち4名の株主、Institute、その他の利害関係人の合意に基づいて行われた。Fortunaの営業はClay Brown & Company時代と同じ人員で行われていた。Brown自身も1年半ほど総支配人であった。材木市場の急激な落ち込みが原因でFortunaは1957年に営業を廃止した。Brown達4名の株主は、上記担保権に基づく再占有は求めず、上記の資産を30万ドルで売却し、Instituteがその10%、Brown達4名の株主が残額を受領することに同意した。Brownは、受領した上記の支払金をすべてキャピタル・ゲインとして申告したが、内国歳入庁長官は、これらの支払金をすべて通常所得と認定した。租税裁判所は、Brownの主張を認め、連邦控訴裁判所も租税裁判所の判決を維持したので、内国歳入庁長官が連邦最高裁判所に上告。

【判旨の概要】

White裁判官による法廷意見の概要は、次のとおりである。

内国歳入庁長官の主張はこうである。すなわち、非課税公益団体Instituteは、投資額はゼロ、購入価額を独自に支払う義務は存在せず、Fortunaの利益の一定割合を支払うことを約したに過ぎないのであるから、本件取引のリスクはすべて売主側に存する。金銭または金銭の支払約束を対価とする財産の移転がおよそ売買であるというためには、購入価額を購入した財産そのものから生ずる利益から支払うのではなく、それを独自に支払う責任のある買主が存在するか、または、購入価額の相当部分が内金として支払われ、買主がその分のリスクを負担し、売主側の損失に対する防御策が存在するものでなければならない。

内国歳入庁長官の主張、すなわち、リスクの転嫁が存在しなければ売買に

非ず、売却した事業から生ずる所得からのみ支払うのであればリスクの転嫁は存在せず、との主張は、事業から生ずる所得は通常所得として課税されるのが原則であるから、そのような事業から生ずる所得が財産の購入価額として支払われる場合にも通常所得としての課税に服すべきである、という主張に等しいといえる。このような主張は、ある程度の合理性があるものの、「売買」という語を不当に解釈するものであって、内国歳入法典のキャピタル・ゲイン課税制度の趣旨に反するものであるから、採用することができない。

【コメント】

いわゆる成果報酬型売買 (bootstrap sales) が「売買または交換」の要件を満たすとした代表的判例である。なお、すでに立法の箇所を検討したところであるが、1954年内国歳入法典で創設された section 1235 は、特許権に関するいわゆる成果報酬型売買が「売買または交換」の要件を満たす旨を明文で認めている。

すなわち、section 1235 (a) は「特許権に関するすべての実質的権利または特許権に関する実質的権利についての不可分の権益（特許権に関するすべての実質的権利の部分的権益を含む。）から成る資産が、その保有者によって移転（贈与、相続、遺贈によるものを除く。）された場合には、かかる移転は、下記の事実の存否を問わず、すべて6ヶ月超の期間保有されていたキャピタル資産の売却または交換と見なす。……その移転の対価が(1)その譲受人による特許権の使用期間にほぼ対応した期間にわたって定期的に支払われること、または、(2)その譲受資産の生産性、使用もしくは処分に依りて算定されること。」と規定している。

ちなみに、旧日米所得税条約（2004年3月30日付けで新日米所得税条約に替わった。）では、成果報酬型売買を「売買」ではなく「ライセンス許諾」としていた。すなわち、旧日米所得税条約第14条(3)(b)は、「この条において、『使用料』とは、次のものをいう。……（著作物、著作権、特許権など）財産または権利の売却、交換その他の処分から生ずる収益で対価を得て行うそれらの処分によって実現するもののうち、その財産または権利の生産性、使用または処分に依る部分」と規定し、成果報酬型売買による支払金を「譲渡収益」

ではなく「使用料」としていた。

6 U. S. v. Midland-Ross Corp., 381 U. S. 54 (1965)

【事案の概要】

1939年内国歳入法典の下における法人納税者のキャピタル・ゲインが問題となった事案である。

法人納税者 Midland-Ross Corp. は、1952年から1954年にかけて他社の割引発行債を（額面以下の金額で）購入し、6ヶ月超の期間保有した上、さらに第三者に（額面以下の金額ではあるが、購入価額よりは高い金額で）売却して利得を得た。納税者は、この利得をキャピタル・ゲインとして申告したが、内国歳入庁長官は、割引発行債の割引額（発行差金）は通常所得としての利子所得であるとして、キャピタル・ゲインとしての取扱いを認めなかった。納税者は、いったん不足税額を納付した上で納付税額還付訴訟を提起した。第1審の連邦地方裁判所および第2審の連邦控訴裁判所は、納税者を勝訴させたが、連邦最高裁判所は、逆転、内国歳入庁長官を勝訴させた。

ここで注意すべきことは、本件事案で問題となっている社債の売買取引が行われたのが1952年から1954年にかけてであり、本件事案が連邦最高裁判所の判断を受けたのが1965年であったことである。つまり、この間に制定された発行差金の取扱いに関する1954年内国歳入法典 section 1232 は、創設規定か確認規定かが問題となったのである。

【判旨の概要】

Brennan 裁判官による法廷意見の概要は、次のとおりである。

納税者の主張は、1939年内国歳入法典の下では発行差金はキャピタル・ゲインとするのが、税務当局および連邦議会の了解であったし、現に1954年内国歳入法典 section 1232 が、1954年12月31日より後に発行された社債の発行差金を通常所得とする旨を定めたのは、1954年以前に発行された社債の発行差金はキャピタル・ゲインであるとの了解が前提となっている、というものである。

しかしながら、発行差金は、相当期間にわたって増加してきた財産価値が一気に実現したのものには該当しないし、利子と同じ機能を有するものである

から、1939年内国歳入法典の下でもキャピタル・ゲインの取扱いを受けることはできない、というのが当裁判所の判断である。

【コメント】

すでに第2期の判例の箇所(49頁)で検討したFair banks事件判決(Fair banks v. United States, 306 U. S. 436 (1939))の【コメント】において述べたように、「債権・債務の償還・支払・回収は、売却または交換に該当しない」のが一般原則であるが、これには例外がある。1934年歳入法 section 117(f)が創設した「社債・公債の償還は交換と見なす」という例外である。つまり、証券市場において広く取引される社債および公債に限って一般原則に対する例外を認めたのである。したがって、社債および公債の場合、償還前に第三者に売却しようと、償還前に発行会社が期限前償還をしようと、あるいは、償還時まで引き続き保有して発行会社が満期償還しようと、すべて利得(または損失)はキャピタル・ゲイン(またはキャピタル・ロス)となる。ところが、この例外にはさらに例外がある。この例外の例外は、いわゆる発行差金、つまり、割引発行債の割引額(original issue discount-OID)に適用される。すでに第4期の立法の箇所(109頁)で検討した1954年内国歳入法典 section 1232によって明文化された取扱いである。すなわち、債券の保有者が実現した利得の中、発行差金(OID)に該当する部分は通常所得として課税するとの取扱いである。本件判決は、1954年内国歳入法典 section 1232を単なる確認規定と判示した訳である。なお、1969年に、発行差金は社債の保有期間に応じて課税所得に算入する制度(annual accrual system)が創設された。

7 Malat v. Riddell, 383 U. S. 569 (1966)

【事案の概要】

1954年内国歳入法典の下における1955年、1956年および1957年に実現した個人納税者のキャピタル・ゲインが問題となった事案である。

納税者Malatは、他の者達と共同事業(joint venture)として、45エーカーの土地を購入した。この土地の使用目的については争いがあり、納税者によれば「この土地を開発してアパートメントを建設すること」、内国歳入庁長官によれば「二重の目的があり、1つは、開発して賃貸すること、他の1つ

は、そのまま売却すること、どちらが利益が大きいかによる」であった。開発のための資金の調達がうまく行かず、この土地の内側の部分を分割して売却し、その売却利得は通常所得として申告した。残りの外側の部分を商業的に開発しようと考えていたところ、今度はゾーニング規制の問題が発生したので、結局は、共同事業を解散し、残りの土地を売却した。

納税者は、この最後の売却による利得はキャピタル・ゲインであると主張し、内国歳入庁長官は、この土地は「営業または事業の通常の過程において主として顧客に販売することを目的として保有されている財産」であるから、売却利得は通常所得であると主張した。

第1審の連邦地方裁判所は、納税者が「この土地が営業または事業の通常の過程において主として顧客に販売することを目的として保有されている財産に該当しないこと」を立証できなかったから、納税者のキャピタル・ゲインの主張を認めることはできない、とした。

第2審の連邦控訴裁判所も第1審判決を維持した。連邦最高裁判所は全員一致の判決で、第1審および第2審の判決を破棄し、再審理を命じた。

【判旨の概要】

裁判官全員の一致による法廷意見の概要は、次のとおりである。

われわれが問題としているキャピタル・ゲイン課税の条文の目的は、次の2種類の利得を区別して課税することである。すなわち、一方において (Corn Products Co. 判決が判示するように) 「事業の日常活動から生ずる利得または損失」を通常所得または通常損失とし、他方において (Gillette Motor Co. 判決が判示するように) 「相当期間にわたって増加して来た財産価値」をキャピタル・ゲインとすることである。section 1221 (1) にいう「主として (顧客に販売することを目的として保有されている財産)」の「主として (primarily)」の意味は「第1の重要性をもって (of first importance)」または「第1の目的で (principally)」の趣旨である。第1審と控訴審は誤った基準を適用しているので、もし本件事案に対して正しい基準が適用されたとすれば、第1審と控訴審の今回の結論が維持できるものか否かについて、当裁判所は判断しない。よって本件を第1審に差し戻し、新たな事実認定に基づいて正しい基準を適用すべきものとする。

【コメント】

破棄差戻し後の第1審判決は、この土地は「主として顧客に賃貸することを目的として保有されている財産であって、顧客に販売することを目的として保有されている財産ではないから、その売却による利得はキャピタル・ゲインであると」と判示した。⁷³⁾ ちなみに水野忠恒教授は、いわゆる二重利得法の⁷⁴⁾理論に関連して、「保有の目的が変更されたとせず、二重の目的を認定する場合もあるとすることを支持」⁷⁵⁾する判例として本件判決を掲げている。

8 U. S. v. Foster Lumber Co., 429 U. S. 32 (1976)

【事案の概要】

1954年内国歳入法典の下において、法人納税者の1968年の通常損失を1966年および1967年へ繰り戻したことが問題となった事案である。

納税者は、1968年に42,000ドルの通常損失を被ったので、まず、この通常損失を1966年に繰り戻した。納税者は1966年には7,000ドルの通常所得と約167,000ドルのキャピタル・ゲインを有していた。さらに、納税者は、42,000ドルの通常損失から1966年の7,000ドルの通常所得を控除した残額35,000ドルを1967年に繰り戻し、その結果、1967年に納付した法人所得税の還付を請求した。

第1審の連邦地方裁判所および第2審の連邦控訴裁判所は、納税者の還付請求を認めたが、連邦最高裁判所は、逆転、納税者の還付請求を否定した。

【判旨の概要】

Stewart 裁判官が法廷意見を述べ、White, Marshall, Rehnquist, Stevens 裁判官が同調、Blackmun 裁判官が反対意見を述べ、Burger, Brennan, Powell 裁判官が同調、結局、5対4の判決となった。

法廷意見の概要は、次のとおりである。

本件における問題は、1968年の通常損失42,000ドルを1966年に繰り戻した場合、1966年の通常所得7,000ドルのみならず1966年のキャピタル・ゲイン167,000ドルとも相殺されてしまうのか、それとも、1966年の通常所得7,000ドルに限っての相殺となるのか、である。本件納税者は、1968年の通常損失42,000ドルを1966年の通常所得7,000ドルと相殺した残額

第5章 第4期（1942年から1986年まで）

35,000ドルを1967年の通常所得と相殺した結果に基づいて、還付請求をしたものである。本件における争点の核心は、section 172(b)(2)が規定する「課税所得 (taxable income)」とは何かという点である。課税所得は、特に別段の定めがない限り、通常所得のみならずキャピタル・ゲインを含む。したがって、1968年の通常損失42,000ドルを1966年に繰り戻した場合、1966年の通常所得7,000ドルのみならず1966年のキャピタル・ゲイン167,000ドルとも相殺されてしまう、と解すべきである。

【コメント】

1966年当時は、法人納税者のキャピタル・ゲインは、約56%の税率に服する通常所得とは分離されて、28%の均一税率に服していたから、通常損失を繰り戻した場合、キャピタル・ゲインと相殺されれば、28%の均一税率分の還付となり、通常所得と相殺されれば、約56%の還付となる。少数意見は、キャピタル・ゲインを均一税率で分離課税するキャピタル・ゲイン優遇措置の趣旨からすれば、損失の繰戻しの場合にも、過去のキャピタル・ゲインと通常損失を相殺せず、通常損失は通常所得だけと相殺されると解すべきであるとの立場をとった。しかし、法廷意見の補足意見として Stevens 裁判官も述べるように、通常損失とキャピタル・ゲインが同一事業年度に生じた場合には、通常損失とキャピタル・ゲインは相殺されてしまうのであるから、異なった事業年度の場合にも、同一の取扱いをすべきであるとの立場が確立されたのである。

9 CIR v. Tufts, 461 U. S. 300 (1983)

【事案の概要】

すでに第3期の判例の箇所でも検討した Crane v. CIR 判決において宣明されたいわゆる Crane rule のいわば続編である。いわゆる Crane rule とは、(1)ノン・リコース債務付き資産の取得価額は、その資産自体の価値であって、被担保債務の額を差し引かない価額であること、(2)ノン・リコース債務付き資産の売却収入金額は、現実の売却金額に被担保債務の金額を加算すること、というノン・リコース債務の税務上の取扱いである。ところが Crane v. CIR 判決には、有名な注37が存在していた。すなわち、Crane v. CIR 判

決の場合、ノン・リコース債務の額が262,000ドルで、ノン・リコース債務付き資産自体の時価は約262,000ドルであったから、資産自体の時価がノン・リコース債務の額を下回ることはなかった。そこでCrane v. CIR判決は注37において、次のような留保を行った。曰く、

「当然のことではあるが、もし資産自体の時価がノン・リコース債務の額を下回るような場合には、資産の所有者は、もともとノン・リコース債務についての弁済責任を有していないのであるから、ノン・リコース債務の額に等しい額の利益を受けることはあり得ない。したがって、そのような場合に、もし資産の所有者が、何らの対価を受領することなく、その資産をノン・リコース債務付きのまま放棄したり、所有権移転をしたとすれば、資産の所有者の売却収入金額をいくらとすべきかの問題が生ずる。しかしながら、本件はそのような場合ではない。」

本件は、このCrane v. CIR判決の注37が解決を留保した事案である。つまり、資産自体の時価がノン・リコース債務の額を下回った事案である。

- | | |
|--------------------|-------------|
| (1) ノン・リコース・ローンの金額 | 1,851,500ドル |
| (2) アパートの売却時の時価 | 1,400,000ドル |
| (3) アパートの売却時の取得価額 | 1,455,740ドル |

納税者側の主張 (2)マイナス(3)=55,740ドルの損失

CIR側の主張 (1)マイナス(3)=約400,000ドルの利得

租税裁判所 CIRの勝訴。

第5巡回区控訴裁判所 納税者の勝訴。

連邦最高裁判所 CIRの勝訴。

【判旨の概要】

Blackmun裁判官が全員一致の法廷意見を述べた。その大要は次のとおりである。

今から約35年前、Crane v. CIR判決において、当裁判所は次のように判示した。すなわち、ノン・リコース債務の担保となっていた財産（ただし、そのノン・リコース債務の残額がその財産の価値よりは低かった場合であるが）を売却した納税者は、その売却から生ずる所得の中にそのノン・リコース債務の残額を算入しなければならない、という判示である。

第5章 第4期（1942年から1986年まで）

本件における争点は、ノン・リコース債務の残額がその財産の価値より高かった場合でも、同じルールが適用されるか、という点である。同じルールが適用される、というのが当裁判所の結論である。すなわち、ノン・リコース債務の担保となっていた財産を売却した納税者は、その売却から生ずる所得の中にそのノン・リコース債務の残額を算入しなければならないのであって、ノン・リコース債務の残額がその財産の価値より高かったか否かは問題にならない。

【コメント】

本判決は、Crane v. CIR 判決の注37の文言をあまり重視せず、Crane v. CIR 判決の本来の趣旨は、そもそもノン・リコース債務なるものは、被担保財産の取得価額にも含まれるし、その売却価額にも含まれる（the amount of the nonrecourse liability is to be included in calculating both the basis and the amount realized on disposition）と解すべきものとした。しかしながら、補足意見を書いたO'Connor裁判官も指摘するように、裁判所の友（amicus curiae）であるBarnett教授の分析の方がより説得的であると思われる。すなわち、Barnett教授の分析によれば、上記の(2)アパートの売却時の時価1,400,000ドル、マイナス(3)アパートの売却時の取得価額1,455,740ドル＝55,740ドルの損失は、アパート自体の取引から生じたキャピタル・ロスであり、上記の(1)ノン・リコース・ローンの金額1,851,500ドル、マイナス(2)アパートの売却時の時価1,400,000ドル＝451,500⁷⁶⁾ドルは、ノン・リコース・ローンの免除から生じた通常所得となる。

10 CIR v. Fink, 483 U. S. 89 (1987)

【事案の概要】

納税者Fink夫妻はT会社の株式の72.5%（夫が52.2%、妻が20.3%）を所有していた。T会社は資金繰りが苦しく増資を必要とした。外部の投資家にとってT会社への投資をより魅力あるものにするを目的として、Fink夫妻はその株式所有割合を減少することとし、夫は1976年12月に116,146株を、妻は1977年1月に80,000株を、それぞれ会社に無償提供し、会社はこれらを償却した。この結果、夫妻の株式所有割合は72.5%から68.5%に減少した。しかしながら結局は外部投資家を誘引するには至らず、

T 会社は解散した。

1976 年と 1977 年の共同申告書において、Fink 夫妻は、無償提供した株式の取得価額合計 389,040 ドルを通常損失として所得控除した。内国歳入庁長官はこの控除を否認した。その理由は、株式の無償提供は会社に対する資本提供であり、夫妻が無償提供した株式の取得価額は、夫妻の残存株式の取得価額を増額するだけでしかない、というものであった。

租税裁判所は、内国歳入庁長官の主張を認めたが、控訴審である第 6 巡回区連邦控訴裁判所は、租税裁判所の判決を覆した。その理由は、無償提供した株式が残存株式の価値を高めたという事実が認められなければ、無償提供した株式の取得価額を通常損失として所得控除できると解すべきであるから、そのような事実の有無を審査すべく差し戻す、というものであった。連邦最高裁判所は、この連邦控訴裁判所の判決を覆した。

【判旨の概要】

Powell 裁判官が法廷意見を書き、Rehnquist, Brennan, White, Marshall, O'Connor, Scalia, Blackmun 裁判官が賛成、Stevens 裁判官が反対意見。

Powell 裁判官の法廷意見の概要は、次のとおりである。

株主が会社に対して財産を無償提供した場合、その無償提供した財産の取得価額相当分がその株主の現有株式の取得価額に加算される。このルールは、無償提供した財産が現金または有体財産である場合のほか、その株主がその会社に対して有している債権を放棄した場合にも適用される。

本件での争点は、会社の支配株主が自己の株式を非按分的に無償提供すること (non pro rata surrender of shares) によって自己の株式所有割合を減少させた場合にも、このルールが適用されるか否かである。たしかに 100% 所有の株主でない場合、自己の株式を非按分的に無償提供することによって自己の株式所有割合を減少させれば、その減少分だけこの株主の純資産が減少する。この株主の立場は、自己の会社に対する債権を放棄した債権者の立場に類似する。ただし、この債権者もその債権放棄分だけその純資産が減少するからである。しかしながら、すでに述べたように、株主が会社に対する債権を放棄した場合、その放棄した債権の取得価額相当分は、当期の損失とし

て所得控除されるのではなく、その株主の現有株式の取得価額に加算されるのが現行の税務取扱いである。加えて、かりに自己の株式を非按分的に無償提供することによって自己の株式所有割合を減少させた場合、その減少分を当期の損失として所得控除できるということになれば、次のような課税上の弊害が生ずる。すなわち、財政困難な会社の株式を会社に無償提供することによって、本来ならば、株式が無価値化したことによる損失としてキャピタル・ロスとなるべき損失を通常損失に転換できることになるし、株主としては他の資産を無償提供するよりは会社の株式の無償提供を選択することになるだろうからである。

【コメント】

ただ1人反対意見を述べた Stevens 裁判官の次のような見解は傾聴に値する。

法ルールの予見可能性の価値はしばしば過小評価されている。とくに税法の分野においては、納税者が自己の行動の法的効果を予見することに強い利害関係を有している。もし確立している法ルールを変更するというのであれば、それは議会が担う役割である。そもそも本件における争点に関する法ルールは、すでに1941年に租税不服審判所 (the Board of Tax Appeals) の一連の裁決によって確立されていたものである。しかもこの法ルールは、爾後40年以上にもわたって適用されてきていたし、内国歳入庁長官もこれらの裁決を承認 (acquiescence) していたのである。

ところが1977年になって（本件の Fink 夫妻が株式の無償提供を行ってから後のことである。）内国歳入庁長官は上記の承認を撤回したのである。しかも内国歳入庁長官は、この法ルールの変更を議会に要請するのではなく裁判所に対して要請したのである。連邦控訴裁判所の2つの判例が、この内国歳入庁長官の要請に応じ、約半世紀にもわたって適用されて来た租税不服審判所による法ルールに対しあまり重きを置くことなく、いとも簡単にこの法ルールを変更したのである。これら2つの連邦控訴裁判所の判例を受けて、1984年に租税裁判所もその立場を変更したのである。私は、これらの裁判所が長期にわたって適用されて来た法ルールを変更したことは誤りであったと信ずる。もちろん内国歳入庁長官は、法ルールの変更を求める権利を有する。しかし、

私の考えでは、内国歳入庁長官はそれを内国歳入法典を改正する権限のある機関に求めるべきものである。加えて、従前適用されていた法ルールを変更する場合に、公正の見地から、そのような旧ルールに合理的に依拠していた個人に与える影響を考慮することが必要である。

本件はまさに公正の見地から問題のある事案である。夫は1976年12月に、妻は1977年1月に、それぞれ株式を会社に無償提供している。当時、租税裁判所によって確立されていた法ルールによれば、無償提供した株式の取得価額を通常損失として所得控除することは認められていたし、内国歳入庁長官も35年もの間その扱いを承認していたのである。内国歳入庁長官がその承認を撤回したのは1977年4月11日のことなのである。

11 *Arkansas Best Corp. v. CIR*, 485 U. S. 212 (1988)

【事案の概要】

納税者会社 *Arkansas Best Corp.* は、さまざまな株式の保有を目的とする株式保有会社 (*diversified holding company*) である。1968年に、納税者会社は、X銀行の発行済み株式の約65%を取得した。1969年から1974年にかけて、納税者会社は、さらに現に保有する株式の約3倍になるまでX銀行の株式を追加取得したが、保有割合自体は引き続き約65%のままであった。X銀行は1972年までは好調な収益状況にあったが、いわゆる不動産不況が発生した1972年には連邦銀行検査官によって問題銀行 (*problem bank*) と認定された。1975年6月30日に納税者会社はX銀行の株式の大部分を売却し、保有割合を約14.7%まで下げ、その売却損9,995,688ドルを通常損失に計上した。内国歳入庁長官は、この売却損失をキャピタル・ロスと認定し、キャピタル・ゲイン以外からの控除を認めなかった。

租税裁判所は、*Corn Products Refining Co. v. CIR* 判決に依拠して、次のように判示した。すなわち、1968年から1972年にかけて（好調な収益状況時に）取得したX銀行の株式は投資目的で取得したものであるから、資本資産であり、その売却損はキャピタル・ロスであるが、1972年よりも後に（問題銀行と認定された後に）取得したX銀行の株式は、X銀行の破産を回避することで納税者会社自体の社会的評価を維持するという事業目的で取得した

ものであるから、非資本資産であり、その売却損は通常損失である。第8巡回区連邦控訴裁判所は、租税裁判所の判決を覆し、X銀行の株式の売却損の全額がキャピタル・ロスである、と判示した。連邦最高裁判所は、この連邦控訴裁判所の判決を維持した。

【判旨の概要】

Marshall 裁判官による全員一致（Kennedy 裁判官だけは審理に参加せず。）の法廷意見の概要は次のとおりである。

本件における争点は、納税者会社が保有していた X 銀行の株式が、投資目的で取得されたか事業目的で取得されたかを問わず、内国歳入法典 section 1221 にいう資本資産に該当するか、という点である。納税者会社は、Corn Products Refining Co. v. CIR 判決に依拠してさまざまな主張をしているが、当裁判所の見解によれば、同判決は、ヘッジ取引は事業の在庫購入政策の一環として事業と密接不可分であるから、内国歳入法典 section 1221 (a)(1) にいう棚卸資産除外規定の適用を受ける、と判示したものであって、証券のディーラーではない納税者会社は X 銀行の株式が棚卸資産除外規定の適用を受ける旨の主張をした訳でもないから、同判決の判示は本件には適切でない。当裁判所の結論は、納税者会社が保有していた X 銀行の株式は、投資目的で取得されたか事業目的で取得されたかを問わず、内国歳入法典 section 1221 にいう資本資産に該当する、というものである。

【コメント】

すでに第3期の判例の箇所でも検討した Corn Products Refining Co. v. CIR が宣明したいわゆる Corn Products 原理（Corn Products Doctrine）、すなわち、たとえ明文上の適用除外資産に該当しなくても、キャピタル・ゲインおよびロス課税制度の立法趣旨からして、なお適用除外資産に該当する場合が存するのであり、先物契約のように日常事業活動と密接不可分の役割を演ずる資産はキャピタル資産に該当しない、との原理は、ときには拡大解釈されきた。現に本件の租税裁判所が解釈したように、この原理によれば、資産の取得目的が投資目的であれば資本資産であり、事業目的であれば非資本資産である、との解釈が主流となっていた。したがって、納税者は、ある資産の売却が利得をもたらした場合には、投資目的を強調し、その売却が損失

をもたらしただけの場合には、事業目的を強調する傾向があった。⁷⁷⁾ 本件判決は、そのような拡大解釈の余地を否定し、Corn Products 原理の根拠を section 1221 (a)(1) の棚卸資産除外規定としたものである。

- 1) 第4章の注34)を参照。すなわち、1940年超過利得税法が成立した後の法人所得税と超過利得税との適用関係をまとめると次のようになる。まず、長期キャピタル・ゲインおよびロス、超過利得税の計算上すべて除外される。つまり長期キャピタル・ゲインには超過利得税が課せられないし、長期キャピタル・ロスも超過利得税対象所得から控除することもない。あたかも存在しなかったかの如くに取り扱うわけである。次に、長期キャピタル・ゲインおよびロスは、法人所得税の計算上すべて他の通常所得と同じように取り扱われる。つまり長期キャピタル・ゲインは全額が課税所得に算入され、長期キャピタル・ロスは全額が控除できる。他方、短期キャピタル・ゲインおよびロスは、法人所得税における取扱いがそのまま超過利得税においても適用される。つまり短期キャピタル・ゲインは全額が課税所得に算入され、法人所得税および超過利得税の双方の課税対象になるし、短期キャピタル・ロスは、短期キャピタル・ゲインとのみ相殺できるが、当年度の純所得の額を限度として1年の繰越しが認められる。
- 2) H. R. Rep. No. 2333, 77th Cong., 2d Sess. 94 (1942), reprinted in 108 Reams, U. S. Revenue Acts 1909-1950 (1979).
- 3) S. Rep. No. 1631, 77th Cong., 2d Sess., 117 (1942), reprinted in 108 Reams, U. S. Revenue Acts 1909-1950 (1979).
- 4) Comparison of the Internal Revenue Code Before and After Its Amendment by the Revenue Bill of 1942 As Passed by the House of Representatives, Submitted to the Committee on Finance of the United States by the Staff of the Joint Committee on Internal Revenue Taxation 48 (1942), reprinted in 108 Reams, U. S. Revenue Acts 1909-1950 (1979).
- 5) 当時の財務省顧問ポール (Randolph E. Paul) は、1942年3月12日、下院歳入委員会の公聴会において、次のように証言している。「貴委員会において現在審議中の法案すなわち下院法案番号第6358号法案は、現行の連邦所得税制下におけるキャピタル・ゲインおよびロス課税制度を根本から変更しようとするものである。ただし同法案によれば、およそキャピタル・ゲインおよびロスなるものを完全に他の所得から分離して、個人、法人を問わず、キャピタル・ゲインは全て10%の均一税率で課税する、というものだからである。すでに1942年3月3日、財務長官は現行のキャピタル・ゲインおよびロス課税制度に関していくつかの改正を提案したところであるが、この提案にあたっては、財務省は上記法案についても十分な検討を行った。その結果、上記法案には到底賛成できないとの結論に達した。その理由は、次のとおりで

ある。

まず、個人納税者に関していえば、上記法案と財務省提案とでは、次の5点において差異がある。(1)財務省提案では、短期のキャピタル・ゲインと長期のキャピタル・ゲインとの区別を維持しようとしているのに対し、上記法案では、両者を区別しない。(2)財務省提案では、短期キャピタル・ゲインは全額が課税所得に算入されて通常税率と超過税率に服することになるのに対し、上記法案では、短期キャピタル・ゲインは10%の均一税率のみに服することになる。(3)財務省提案では、長期キャピタル・ゲインは半額が課税所得に算入されて通常税率と超過税率に服することになるのに対し、上記法案では、長期キャピタル・ゲインは10%の均一税率のみに服することになる。(4)財務省提案では、キャピタル・ロスは当年度の通常所得から1,000ドルを限度として控除できるのに対し、上記法案では、キャピタル・ロスは通常所得からの控除が一切認められない。(5)財務省提案では、当年度で控除できなかったキャピタル・ロスは5年間繰り越して将来のキャピタル・ゲインと相殺できるのに対して、上記法案では、2年間の繰越ししか認めない。

次に、法人納税者に関していえば、上記法案と財務省提案とでは、次の3点において差異がある。(1)財務省提案では、キャピタル・ゲインは課税所得に算入されて通常税率に服することになるのに対し、上記法案では、キャピタル・ゲインは10%の均一税率のみに服することになる。(2)財務省提案では、キャピタル・ロスは当年度の通常所得から1,000ドルを限度として控除できるのに対し、上記法案では、キャピタル・ロスは通常所得からの控除が一切認められない。(3)財務省提案では、当年度で控除できなかったキャピタル・ロスは5年間繰り越して将来のキャピタル・ゲインと相殺できるのに対して、上記法案では、2年間の繰越ししか認めない。

財務省としては、上記法案には、次の6点において欠点があると考えられる。

(1) 個人納税者のキャピタル・ゲインに関する限り、いわゆる支払能力原則を完全に放棄していること。上記法案では、キャピタル・ゲインは全て累進所得税制度の適用外に置かれることとなり、他の所得の大小に拘わらず、否、そもそも他の所得が存在しない場合ですら、一律に10%で課税されることになる。現行制度および財務省提案では、短期キャピタル・ゲインは通常所得と同じように通常の累進税率の適用を受けることになっている。

(2) 短期キャピタル・ゲインと長期キャピタル・ゲインとの差異を認めていないこと。現行制度および財務省提案では、短期キャピタル・ゲインとは18ヶ月以下の保有資産から生じた利得である。これに対して長期キャピタル・ゲインおよびロスとは18ヶ月超の保有資産から生じた利得および損失であるが、かかる利得および損失は、多くの場合、幾年かにわたる価値の増減を反映している。ある資産が幾年かにわたる保有期間中に徐々に価値を増加してきた場合であっても、その資産の売却が行われた年度においてその利得は実現し課税される。かように課税上キャピタル・ゲインが資産売却年度に集中するため、これに対する課税は、もし利得が毎年価値増加のつど

課税されていたと仮定した場合よりも、高くなってしまふ。この理由から、個人納税者の場合は、現行制度および財務省提案では、長期キャピタル・ゲインと短期キャピタル・ゲインとを区別しているのである。これに対して、法人納税者の場合は、現行の税率は均一ないし極めて緩やかな累進制である。しかも累進的な超過利得税の場合には、キャピタル・ゲインは課税対象から除外されている。したがって、長期キャピタル・ゲインを特別に取扱う必要はない。

(3) 投機的取引に褒賞を与える結果となること。現行制度および財務省提案では、短期キャピタル・ゲインは全額が課税所得に算入されて他の所得と同じ税率に服することになるのに対し、上記法案では、これが10%の均一税率のみに服することになる。一般的に言って、短期キャピタル・ゲインおよびロス、長期キャピタル・ゲインおよびロスに較べて、投機的取引活動に関連する度合いがはるかに大きい。

(4) 比較的少数の高額所得者を優遇していること。1937年(現在入手できる最新のデータはこの年に関するもの)において、10人の納税者の中の1人弱がキャピタル・ゲインまたはロスに関する取引を申告している。したがって上記法案は、10分の1弱の納税者の課税を軽減し、しかもその軽減分を残り10分の9強の納税者が負担するという結果をもたらすであろう。もともとキャピタル・ゲインおよびロスに関する取引は高額所得者層に集中しているのである。1937年において25,000ドル超の所得を有する納税者の60%超がキャピタル・ゲインまたはロスに関する取引を申告している。1938年においてキャピタル・ゲインが所得に占める割合は、100万ドル以上の所得を有する納税者の場合が64.7%であるのに対し、5,000ドル以下の所得を有する納税者の場合は1%未満である。

(5) 租税回避が容易になること。短期キャピタル・ゲインを10%の均一税率で分離課税するとなれば、会社形態による利得の実現の方策として、キャピタル・ゲインを利用する方式が大いに助長されることになるであろう。現行制度の下ですら、会社形態による利得に対する課税を軽減することが可能なのである。すなわち、利得を会社内部に留保したままで、その留保利益のために価値が増加している株式をより高い価格で売却する方式である。かかる株式は、さしあたって配当を受ける必要の無い者に対して売却することもできるし、あるいは、より低い所得階層の者に売却して、その買主が受取配当に関しより低い課税を受けることもできる。上記法案は、このような方式をさらに2つの面で助長することになる。第1は、キャピタル・ゲインに対する税率そのものを軽減することによって、このような方式によって得られる税務上の特典の額をさらに大きくすること。第2は、短期キャピタル・ゲインにも軽減税率を適用することによって、前年1年間の配当を支払った直後に購入し、当年1年間の配当を支払う直前に売却するといういわゆる各年方式を是認する結果となること。

(6) あまりにも低すぎる税率であること。通常所得と比較してキャピタル・ゲインは、現行制度の下ですら、所得税制史上において最も優遇された取扱いを受けているのである。1920年代において最も優遇された際の取扱いは、2年超の保有資産につい

第5章 第4期（1942年から1986年まで）

て個人納税者のキャピタル・ゲインを最高税率12.5%で分離課税することであり、この12.5%という税率は、当時の普通税率と超過税率との合計税率の2分の1に相当した。現行制度の下では、2年超の保有資産について個人納税者のキャピタル・ゲインは最高税率15%で分離課税されており、この15%という税率は、現行の通常所得に対する最高税率の5分の1以下である。より具体的に言うと、1928年歳入法の下では、キャピタル・ゲインに適用された最高税率は、25,000ドルの超過税上の所得に対する通常税率と超過税率との合計税率より高率であったが、現行制度の下では、キャピタル・ゲインに適用される最高税率は、25,000ドルの所得に対する通常税率と超過税率との合計税率の3分の1である。現行制度の下ですら、キャピタル・ゲインはかくも優遇されているのに、上記法案は、さらにこれに対する最高税率を軽減しようとするのである。」Hearings before the Committee on Ways and Means, 77th Cong., 2d Sess., 251-254 (1942), reprinted in 33 Reams, U. S. Revenue Acts 1909-1950 (1979).

- 6) 例えば、当時の consulting economist であったフリードマン (Elisha M. Friedman) は、1942年3月20日、下院歳入委員会の公聴会において証言した際に、次のように述べたパンフレットを配布している。

「2年という保有期間の弊害。そもそも固定した保有期間なるものが人為的であると確たる根拠があるものではない。現に政府の報告書自体がこの点を自認している。売却を抑止し、保有継続を奨励する効果を有するが故に望ましくない。そもそも購入あるいは売却は、投資上の判断 (investment judgment) に基づいて行われるべきものであって、会計士や税務専門家の助言に基づいて行われるべきものではない。本来ならば、市場こそが税を動かすべきものであるのに、現実には、税が市場を動かしており、したがって、投資市場が存在せず、税市場のみが存在している。」Hearings before the Ways and Means, 77th Cong., 2d Sess., 943 (1942), reprinted in 33 Reams, U. S. Revenue Acts 1909-1950 (1979).

- 7) 例えば、当時のニューヨーク証券取引所の理事長であったシュラム (Emil Schram) は、1942年8月7日、上院財政委員会の公聴会において、次のように証言している。

「私の確信するところでは、もしキャピタル・ゲイン規定を改正して、保有期間の要件を全廃し、かつ、納税者が積極的にキャピタル・ゲインを求める程度までに税率を軽減すれば、極めて多額の潜在的税源が顕在化することになり、税収が大きく増加するはずである。[タフト上院議員が、保有期間の要件を全廃することに対する反対論の根拠は、投機的取引にまで軽減税率を適用すべきではない、との点にあるが、この反対論についてどう思うか、と質問したのに対し] たしかにその点は保有期間設定の根拠となるものである。つまり投機的取引を商売とする者達を排除しようとする訳である。たしかに投機的取引を商売とする限り、それはもともと事業なのであるから、他の事業を行っている者達と同じように課税されるべきものである。しかしながら問

題は、どこに線を引くかである。つまりどのような基準がかかる者達を排除することになるかである。[再びタフト上院議員が、例えば保有期間を6ヶ月にしたとすれば、実際上かかる者達を排除できると思うか、と質問したのに対し]排除できると思う。そもそも6ヶ月という保有期間は、証券取引法上の役員および主要株主の取引に関して一線を画する基準として立法されたと理解している。つまり役員および主要株主は、株主訴訟において、6ヶ月間に得た利得について返還責任があるとされている。(中略) この6ヶ月の要件を税務上も採用することは極めて望ましいことではあるが、より多くの税収を得ようとする目的からすれば、やはり保有期間の要件は全廃すべきものとする。』Hearings before the Committee of Finance, 77th Cong., 2d Sess. 1186-1189 (1942), reprinted in 36 Reams, U. S. Revenue Acts 1909-1950 (1979).

- 8) 6ヶ月の保有期間についてのこのような根拠づけは、前掲注6)に登場した consulting economist フリードマンによってすでに1938年に提示されていたものである。すなわち、1938年3月18日、上院財政委員会の公聴会において証言した際に、次のように述べた補足的覚書(Supplementary Memorandum)を配布している。

「理論的には、長期的投資家のキャピタル・ゲインおよびロスは、保有期間に関係なく、キャピタル・ゲインおよびロスとして取扱われるべきものである。しかしながら1つの妥協案として、同じ政府の他の機関が採用している保有期間の要件を先例としてもよい。証券取引法(第16条)がそれである。同法は、役員および主要株主の取引に関し6ヶ月という期間を投機的取引の基準としている。もしこの6ヶ月という期間が、証券取引委員会にとって投機的取引の基準となるのなら、同じことは財務省にとっても言えるのではないだろうか?」Hearings before the Committee of Finance, 75th Cong., 3d Sess. 254 (1938), reprinted in 22 Reams, U. S. Revenue Acts 1909-1950 (1979).

- 9) S. Rep. No. 1631, 77th Cong., 2d Sess., 49-50 (1942), reprinted in 108 Reams, U. S. Revenue Acts 1909-1950 (1979).
- 10) 当時の実効税率は、保有期間2年超の資産から生じた長期キャピタル・ゲインについては最高15% (算入割合50%×最高税率30%)、保有期間2年以下18ヶ月超の資産から生じた長期キャピタル・ゲインについては最高20% (算入割合66. 2/3%×最高税率30%)であった。
- 11) 前掲注5)に登場した財務省顧問ポールは、1942年3月3日、下院歳入委員会の公聴会において、財務省提案が次のようなものである旨を証言している。

「長期キャピタル・ゲインについて言えば、現行制度の下での複雑な二重基準つまり18ヶ月と24ヶ月という2つの保有期間基準に代えて1つの保有期間基準つまり18ヶ月基準のみとする。長期キャピタル・ゲインは、その50%だけを課税所得に算入する。この50%という算入割合は、現行制度の下では、2年超の保有資産に適用されているものである。同時に、長期キャピタル・ゲインに対する最高実効税率を現行制度の下における15%および20%から一律30%に引上げる。この引上げは、予

第5章 第4期（1942年から1986年まで）

定されている他の所得に対する税率の引上げに対応するものである。」Hearings before the Committee on Ways and Means, 77th Cong., 2d Sess. 85-86 (1942), reprinted in 33 Reams, U. S. Revenue Acts 1909-1950 (1979).

- 12) H. R. Rep. No. 2333, 77th Cong., 2d Sess. 30 (1942), reprinted in 108 Reams, U. S. Revenue Acts 1909-1950 (1979).
- 13) 例えば、前掲注7)のニューヨーク証券取引所理事長シュラムの証言。なお前掲注6)および注8)の consulting economist フリードマンも、この1942年歳入法案に関する上院財政委員会の公聴会において次のように証言している。

「私としては故 Boland 下院議員が提案された法案こそはキャピタル・ゲインおよびロスに関する健全な課税制度であると考え、この提案を貴委員会が採択されんことを希望するものである。そもそもこの種の課税の名称は、キャピタル・ゲイン課税ではなくキャピタル・リスク課税と変更すべきものである。後者の名称こそは、この種の課税の性格を正確に表現しているのである。まさにこの種の課税はリスクに関する課税なのである。貴委員会において考慮願いたいのは次の5点である。(a) 保有期間要件の廃止、(b) キャピタル・ゲインおよびロスの通常所得からの完全分離、(c) キャピタル・ロスの控除はキャピタル・ゲインからのみに制限、(d) 適用税率を10%にすることによる税収の増大、(e) 3年間のロスの繰越し。もし保有期間要件が廃止されると、長期ゲインと短期ゲインの区別はなくなる。加えて税率は定率の均一税率とする。かくして短期の値上り益が税収の源となるであろう。現に財務省の幾多の資料は、このような課税制度の採用によって、年間2億ドルから6億ドルの税収が生み出される、との結論を支持しているのである。現行制度の下では、1940年にわずか1,200万ドルの税収が存したに過ぎない。ところがその1940年においてニューヨーク証券取引所上場の株式の価値は、正味103億ドル、総額484億ドルの値上りとなっているのである。」Hearings before the Committee of Finance, 77th Cong., 2d Sess. 1214-1215 (1942), reprinted in 36 Reams, U. S. Revenue Acts 1909-1950 (1979).

- 14) supra note 12) at 30, reprinted in 108 Reams, U. S. Revenue Acts 1909-1950 (1979).
- 15) キャピタル・ロス一般がキャピタル・ゲイン一般を超過した場合、その超過キャピタル・ロスを他の通常所得から控除できない、とする新しい原則は、1932年歳入法が、株式および債券の短期取引から生じた損失の控除制限として導入した原則をキャピタル・ロス一般に拡大しようとしたものであった。
- 16) すでに述べたように、1939年歳入法は、法人納税者のキャピタル・ロスを長期と短期に分け、長期キャピタル・ロスは全額控除できるが、短期キャピタル・ロスは一定の控除制限があった。
- 17) 例外として、銀行が保有する債券その他の債務証券の取扱いがある。すなわち、債券その他の債務証券が銀行にとって必須の投資対象であることに鑑み、これらの売

却または交換によって生じた純キャピタル・ロス、他の通常所得から全額控除できるものとされた。これら債務証券以外の資産から生じたキャピタル・ロスならびにこれら債務証券を含めた資産から生じたキャピタル・ゲインについては、他の法人納税者と同じ取扱いを受ける。Wells, *Legislative History of Treatment of Capital Gains Under the Federal Income Tax, 1913-1948*, 2 Nat'l Tax J. 31, note 67 (1949).

18) 1942年歳入法による改正後の1939年内国歳入法典 section 117(j)

(1)営業または事業の用に供せられている財産の定義 本 subsection (j)において「営業または事業の用に供せられている財産」とは、次の財産をいう。営業または事業の用に供されている財産であって、section 23(1)に定める減価償却の対象となり、かつ、6ヶ月超の期間保有されていたもの、ならびに、営業または事業の用に供されている不動産で、6ヶ月超の期間保有されていたもの。ただし、次の財産を除く。(A)当年度末に手持ちしていたとすれば、納税者の営業上の在庫に当然含まれていたであろう筈の財産、ならびに、(B)営業または事業の通常の過程において、主として顧客に対し販売することを目的として保有している財産。

(2)原則 当該課税年度において、営業または事業の用に供せられている財産の売却または交換から生じた利得の額に、営業または事業の用に供せられている財産および6ヶ月超の期間保有されていたキャピタル資産の強制的または非任意的転換(全部もしくは一部の損壊、盗難、没収、徴用または取用など)から生じた利得の額を加算した合計額が、かかる売却、交換または転換から生じた損失の額を超過する場合には、かかる利得および損失は、あたかも6ヶ月超の期間保有されていたキャピタル資産の売却または交換から生じた利得および損失であるものと見なす。上記の利得合計額が上記の損失額を超過しない場合には、かかる利得および損失は、すべてキャピタル資産の売却または交換から生じた利得および損失ではないものと見なす。Public Law 753, 77th Cong., Chapter 619, 2d Session, H. R. 7378, section 151(b), reprinted in 108 Reams, U. S. Revenue Acts 1909-1950 (1979).

19) 1942年歳入法によって新設された「1939年内国歳入法典」section 117(j)は、「1954年内国歳入法典」section 1231 については「1986年内国歳入法典」section 1231にも実質的に継承されている。

20) Wells, *Legislative History of Treatment of Capital Gains Under the Federal Income Tax, 1913-1948*, 2 Nat'l Tax J. 31 (1949); U. S. Treasury Department, *Federal Income Tax Treatment of Capital Gains and Losses* 38 (1951).

21) 1943年歳入法 section 127(a) による改正後の1939年内国歳入法典 section 117(k), Public Law 235 Revenue Act of 1943, Effective date February 25, 1944 (Passed over President's veto by 2/3 vote of the House February 24, 1944, and 2/3 vote of the Senate February 25, 1944), Sec. 127(a), reprinted in 110 Reams, U. S. Revenue Acts 1909-1950 (1979).

第5章 第4期（1942年から1986年まで）

22) アイゼンハウアー改正後の1939年内国歳入法典 section 117 (a)(1) は、次のとおりである。

「キャピタル資産」とは、納税者が保有している財産をいい、営業または事業に関連するか否かは問わないが、次のものは除外される。すなわち、(A)納税者の営業上の在庫、当年度末に手持ちしていたとすれば納税者の営業上の在庫に当然含まれていたであろうはずのその他の財産、営業または事業の通常過程において主として顧客に対し販売することを目的として保有している財産、(B)営業または事業の用に供されている財産であって section 23 (1) に定める減価償却の対象となる財産、営業または事業のように供されている不動産、(C)著作権、文学的もしくは音楽的もしくは芸術的作品またはこれらに類する財産であって、次の者が保有する財産——(i)これらの財産の創造に自ら努力した者——(ii)前号の者の取得価額を引き継ぐとされている者、(D)合衆国、その属領、州、その下部政府機構またはコロンビア特別区が発行する債券であって、次の4つの条件をすべて満たすもの——(i)1941年3月1日以降に発行され、(ii)割引債の形式であって、(iii)利札が存在せず、かつ、(iv)発行日から1ヶ年を超えない日を確定償還日としていること。

23) 2 Bittker & Lockken, *Federal Taxation of Income, Estate and Gifts*, Third Edition 47-4 (2000).

24) その後1952年に行われた大統領選挙の運動期間中に、候補者アイゼンハウアーは、この税務取扱回答 (ruling) を公開した。この回答によると、キャピタル・ゲイン課税取扱いを認めるのは、次のことを前提とする、との条件が付されている。すなわち、「貴殿は、出版社との1回限りの取引において、出版社に対し貴殿の文学作品に関する貴殿のすべての権利を売却するものであること、かかる売却の後には、当該原稿またはその利用形態を問わず一切の利用結果に関し、貴殿は何らの支配権をも有するものでないこと、本件売買取引の後には、いかなる所得も貴殿に帰属するものでないこと。」

New York Times, Oct. 15, 1952, at 22, cited in 2 Bittker & Lockken, *Federal Taxation of Income, Estate and Gifts*, Third Edition 47-4 (2000).

25) S. Rep. No. 2375, 81st Cong., 2d Sess., 44 (1950), reprinted in 116 Reams, U. S. Revenue Acts 1909-1950 (1979).

「また、下院案には、素人発明家が発明または特許権を売却した場合の利得についても、これを通常所得として取扱うべき旨の規定が含まれていた。しかしながら、当[上院財政]委員会としては、そのような素人発明家の研究を奨励することの方がより重要であって、そのためには下院案の下で得られたかも知れないさやかな額の追加的税収を断念すべきものと信ずる。よって、下院案の条文案から『発明』、『特許権』および『意匠』という語句を抹消した次第である。」

26) 4 Bittker & Lockken, *Federal Taxation of Income, Estate and Gifts*, Third Edition 99-3-1 (2003): 製作者 (producer), 監督 (director) および主演俳優達 (leading actors) が1本の映画を製作するための会社を設立する。これらの人々は、

若干の出資をすると共に、この会社の従業員となり若干の給料を受取ることとする。この会社の映画製作資金はほとんど借入金で賄うこととする。映画が完成すると、一般に公開される前に、この会社は解散し、その映画に関する権利一切は各株主に株式保有割合に応じて分配される。各株主は、この分配された権利の価格と自己が保有していた解散会社の株式の取得価額との差額を実現した利得とし、これを長期キャピタル・ゲインとして申告する。例えば、当初の出資額が10万ドルで映画の価値が110万ドルであれば、株主達为实现した利得は100万ドルとなり、これに対するキャピタル・ゲイン課税は当時の税率で25万ドルとなる。他方、株主達にとってこの映画の取得価額は110万ドルと見なされるので、映画の賃貸料が110万ドルになるまでは、株主たちにはまったく課税所得が生じないことになる。なぜなら、映画の取得価額の償却額と賃貸料が相殺されるからである。要するに、映画の上映による所得が、本来ならば会社の通常所得として課税されるはずであるのに、かくして、株主達のキャピタル・ゲインに転換されてしまうのである。加えて、本来ならば2回の課税つまり映画上映所得に対する会社の所得課税と会社の売却または解散による個人のキャピタル・ゲイン課税があるべきところ、1回だけの課税となってしまう。

- 27) 1950年歳入法による改正後の1939年内国歳入法典 section 117 (ii).
- 28) 1950年歳入法による改正後の1939年内国歳入法典 section 130A. ただし、この限定ストックオプション (restricted stock option) という語は、後に1964年に至り適格ストックオプション (qualified stock option) と改称された。
- 29) 1950年歳入法による改正後の1939年内国歳入法典 section 211 (a)(1)(B). 合衆国内において営業または事業に従事していない非居住者外国人に対しては、上記 subparagraph (A) に定めるものの外、以下のとおりの課税を行うものとする。(i) 当該課税年度中に合計して90日未満の期間しか滞在しなかった場合、当該滞在中に行ったキャピタル資産の売却または交換による利得で合衆国内に源泉を有するものの金額が、同種の取引による損失で合衆国内に源泉を有するものの金額を超過するときは、その超過額の30%相当額、(ii) 当該課税年度中に合計して90日以上期間滞在した場合、当該課税年度中に行ったキャピタル資産の売却または交換による利得で合衆国内に源泉を有するものの金額が、同種の取引による損失で合衆国内に源泉を有するものの金額を超過するときは、その超過額の30%相当額。
- 30) 1934年歳入法 section 117 (e).
- 31) すでに1942年歳入法によって、長期・短期を分ける保有期間の要件は、従来の1ヶ年から6ヶ月に短縮されていたので、ここにいう短期資産とは、6ヶ月以下の期間しか保有されていなかった資産を指す。
- 32) 1951年歳入法 section 322 (a)(2) による改正後の1939年内国歳入法典 section 117 (b). 総所得からの控除： 法人以外の納税者の場合、もし当該課税年度における純長期キャピタル・ゲインが純短期キャピタル・ロスを超過したときは、かかる超過額の50%相当額を総所得から控除するものとする。Public Law 183 Revenue Act of

第5章 第4期（1942年から1986年まで）

1951, reprinted in 1 Reams, U. S. Revenue Acts 1950-1951 (1982).

ちなみに、1951年歳入法 section 322 (a)(2) による改正前で、かつ、1942年歳入法 section 150 (c) による改正後の 1939 年内国歳入法典 section 117 (b) は、次のとおりであった。一定割合の算入：法人以外の納税者の場合、キャピタル資産の売却または交換による利得または損失については、以下の場合に応じ、以下に定める割合のみを、純キャピタル・ゲイン、純キャピタル・ロスおよび純所得の計算に算入するものとする。(i) 当該キャピタル資産が 6 ヶ月超の期間保有されていた場合……50 %……。Public Law 753, 77th Cong., Chapter 619, 2d Session, H. R. 7378, section 150 (c), reprinted in 108 Reams, U. S. Revenue Acts 1909-1950 (1979).

33) Watson v. CIR, 345 U. S. 544 (1953).

34) 1951年歳入法による改正後の 1939 年内国歳入法典 section 117 (j)(3)：地上の未収穫物と土地の一括売却 営業または事業の用に供せられ、かつ、6 ヶ月超の期間保有されていた土地上の未収穫物の場合、その未収穫物とその土地とが一括して同時に同一人との間で売却もしくは交換された場合（または強制的もしくは非任意的に転換された場合）には、その未収穫物は営業または事業の用に供せられた財産とみなす。Public Law 183 Revenue Act of 1951, reprinted in 1 Reams, U. S. Revenue Acts 1950-1951 (1982).

35) H. R. Rep. No. 1337, 83rd Cong., 2d Sess., 82-85 (1954), reprinted in 1 Reams, U. S. Revenue Acts 1954 (1982).

36) S. Rep. No. 1622, 83rd Cong., 2d Sess., 111-116 (1954), reprinted in 2 Reams, U. S. Revenue Acts 1954 (1982).

37) 1954 年内国歳入法典 section 1235 特許権の売却または交換 (a)総則 特許権に関するすべての実質的権利または特許権に関する実質的権利についての不可分の権益（特許権に関するすべての実質的権利の部分的権益を含む。）から成る資産が、その保有者によって移転（贈与、相続、遺贈によるものを除く。）された場合には、かかる移転は、下記の事実の存否を問わず、すべて 6 ヶ月超の期間保有されていたキャピタル資産の売却または交換と見なす。すなわち、その移転の対価が(1)その譲受人による特許権の使用期間にほぼ対応した期間にわたって定期的を支払われること、または、(2)その譲受資産の生産性、使用もしくは処分に応じて算定されること。(b)保有者の意義 本 section において保有者とは、(1)当該資産の創造に自ら努力した者、または、(2)当該特許権の対象たる発明が実施される前に、有償で当該資産を上記創造者より譲り受けた者で、次のいずれにも該当しないもの、(A)当該創造者の雇い主、または、(B)当該創造者の特殊関係者。

38) 1954 年内国歳入法典 section 1221(4) 営業または事業の通常の過程において、役務提供の対価として、または、上記(1) [section 1221(1)] に定める資産の売却の対価として、取得した受取勘定または受取手形。

39) 1954 年内国歳入法典 section 1223(1) 納税者が交換により取得した資産の保有期

- 間を算定するに当たっては、譲渡資産の保有期間を加算するものとする。ただし、……当該交換時において、当該譲渡資産が section 1221 に定めるキャピタル資産であったか、または、section 1231 に定める事業用資産であった場合に限る。
- 40) 1954 年内国歳入法典 section 1233 空売りによるゲインおよびロス(a)キャピタル資産 商品先物におけるかけつなぎ取引を除いて、資産の空売りによるゲインまたはロスは、当該空売りの手仕舞いに用いた資産（商品先物を含む。）が当該納税者にとってキャピタル資産であった限度において、キャピタル資産の売却または交換によるゲインまたはロスと見なすものとする。
- 41) 1954 年内国歳入法典 section 1234 売買オプション 納税者の手許にあって（または納税者の手許にあったとしたならば）キャピタル資産としての性質を有する資産の売買オプションの売却もしくは交換によるゲインもしくはロス、または、かかる売買オプションを行使しなかったことによるロスは、キャピタル資産の売却もしくは交換によるゲインもしくはロスと見なすものとする。かかる売買オプションを行使しなかったことによるロスの場合、当該売買オプションはその期間満了日に売却または交換されたものと見なす。
- 42) 1954 年内国歳入法典 section 1232 (b) 定義(1)発行差金 — section 1232 (a) の目的上、「発行差金」という語は、発行価額と償還時における償還価額との差額を意味する。
- 43) *supra* note 36) at 114, reprinted in 2 Reams, U. S. Revenue Acts 1954 (1982) : 下院法案の section 1237 は、当上院法案からは削除されている。もともと下院法案の section 1237 は、その不動産ディーラーがその不動産に対して実質的な改良を行わないことなどの条件を付していたので、余りにも厳しすぎるとの批判があった。さらに詳細な検討に委ねることとして、この度の必要以上に厳しく、かえって租税回避を許すような文言の採用は行わないこととし、この条文は削除することとする。
- 44) 1954 年内国歳入法典 section 1237 (a)(2)
- 45) S. Rep. No. 1881, 87th Cong., 2d Sess., 95 (1962), reprinted in 21 Reams, U. S. Revenue Acts 1953-1972 (1985).
- 46) Legislative History of the Internal Revenue Code of 1954, covering all changes made in the Code from the date of its enactment on August 16, 1954 to the end of the first session of the 89th Congress in 1965, prepared for the Joint Committee On Internal Revenue Taxation, 90th Congress 1st Sess. 466 (1967).
- 47) 2 Bittker & Lockken, Federal Taxation of Income, Estate and Gifts, Third Edition 51.2.4 Example 51-1 (2000).
- 48) *supra* note 46).
- 49) なお本稿の直接の対象ではないが、キャピタル・ゲインおよびロス課税制度と密接な関係を有する制度としていわゆるミニマム・タックス (minimum tax) 制度が

第5章 第4期（1942年から1986年まで）

1969年歳入法によって創設された。

- 50) 2 Bittker & Lockken, *supra* note 47) at 47-4.; House Comm. On the Judiciary, Impeachment of Richard M. Nixon, President of the United States, HR Rep. No. 1305, 93rd Cong., 2d Sess. 221-223 (1974).
- 51) S. Rep. No. 91-552, 91st Cong., 1st Sess., 199 (1969), reprinted in 43 Reams, U. S. Revenue Acts 1953-1972 (1985).
- 52) すでに述べたように、1951年歳入法による改正で、長期キャピタル・ゲインの全額がまず総所得に算入され、次いでその50%相当額を控除して課税所得に至る方式となったため、このような規定の仕方となったものである。結果的には、長期キャピタル・ゲインの100%を差し引いた残額ということになる。
- 53) 制定当初の1954年内国歳入法典 section 1201 (b) では、「純長期キャピタル・ゲインが純短期キャピタル・ロスを超える場合の当該超過額」と規定されていた概念が、1969年歳入法による改正後の1954年内国歳入法典 section 1221 (1) によって「純キャピタル・ゲイン (net capital gain)」と定義されることになった。
- 54) *supra* note 51) at 197, reprinted in 43 Reams, U. S. Revenue Acts 1953-1972 (1985).
- 55) S. Rep. No. 94-1236, 94th Cong., 2d Sess. 532 (1976), reprinted in 1976-3 C. B. (Vol. 3) 936.
- 56) ただし、経過措置として、1977年中は9ヶ月基準とされた。また、例外として、商品先物取引については、引続き6ヶ月基準とされた。
- 57) *supra* note 55) at 508, reprinted in 1976-3 C. B. (Vol. 3) 912.
- 58) H. R. Rep. No. 94-658, 94th Cong., 2d Sess. 341 (1976), reprinted in 1976-3 C.B. (Vol. 2) 1033. ところで、ここでの説明文言は、すでに1969年歳入法において下院が1ヶ月基準を提案した(上院の反対で実現せず。) 際の実明文言とほとんど同一である。H. R. Rep. No. 91-413, 91st Cong., 1st Sess., 149-151 (1969), reprinted in 1969-3 C. B. 293-294 このように1ヶ月基準改正案は、1969年と1976年の2回にわたって下院を通過したものの、2回とも上院の全面的反対にあった。しかし、2回目の1976年には両院協議会における協議の結果、基本的に下院案が立法化されるに至ったのである。
- 59) もともと相続の場合の取得価額の引継ぎ制度 (carryover basis) は、相当以前から財務省によって繰り返し(とくに1963年および1969年に) 提案されてきた制度である。この点については、大塚正民「みなし譲渡制度に関するシャウプ勧告とアメリカ税制との関連(2)」税法学 307号 16頁 (1976) の注②を参照。
- 60) S. Rep. No. 96-394, 96th Cong., 1st Sess., 122-123 (1979), reprinted in 7 Rabkin & Johnson, Federal Income, Gift and Estate Taxation 7: 1385 (1983) 「1976年租税改革法は、1977年1月1日以後に死亡した被相続人から取得した資産について、その相続人がその取得資産を後に売却または交換した場合の利得または損失

を算定するに当たって、その被相続人の取得価額（一定の調整を行った上で）を引継ぐ (carried over) ものとした。それまでは、相続によって取得した資産の取得価額は、被相続人の死亡時の時価とされていたのである。ただし、1978年歳入法は、この取得価額の引継ぎ規定の発効日を3年間延長したので、この規定は1980年1月1日以後に死亡した被相続人から取得した資産について適用されることとなっている。ところで当委員会の覚知したところによれば、この取得価額の引継ぎ規定に関しては数多くの行政執行上の問題がある。遺産管理人諸氏の証言によれば、この規定を遵守することによって遺産管理上大幅な時間の増大を来し、そのため遺産管理費用が増大している。当委員会は、この規定が余りにも複雑過ぎると考えるものである。よって廃止すべきものと信ずる。もっとも、1978年歳入法による延長がなかったならば、この規定が適用されていたであろう場合については、納税者の選択により、この規定の適用を認めるべきものと信ずる。」なお、Osgood, Carryover Basis Repeal and Reform of the Transfer Tax System, 66 Cornell L. Rev. 297 (1981).

- 61) S. Rep. No. 97-144, 97th Cong., 1st Sess., 165-167 (1981), reprinted in 7 Rabkin & Johnson, Federal Income, Gift and Estate Taxation 7: 1502. 1 (1983).
- 62) supra note 61) at 143-152, reprinted in 7 Rabkin & Johnson, Federal Income, Gift and Estate Taxation 7: 1448.9 (1983).
- 63) supra note 61) at 155-160, reprinted in 7 Rabkin & Johnson, Federal Income, Gift and Estate Taxation 7: 1784.12(3) (1983).
- 64) Joint Committee On Taxation, General Explanation of the Tax Reform Act of 1986, I. Legislative Background of the Act, 1 (1987).
- 65) Id. III. General Explanation of the Act, Title III. Capital Gains and Losses 178.
- 66) Id. III. General Explanation of the Act, Title VI. Corporate Taxation, G. Recognition of Gain or Loss on Liquidating Sales and Distributions of Property (General Utilities) 328.
- 67) 最もわかり易い具体例は、旧法時代の section 336 が “no gain or loss shall be recognized to a corporation on the distribution of property in partial or complete liquidation.” と規定していたのに、改正法の section 336 は “no” を削除してまったく逆に “gain or loss shall be recognized to a liquidating corporation on the distribution of property in complete liquidation as if such property were sold to the distribute at its fair market value.” と規定したことである。さらに旧法時代の section 311 (a) が “. no gain or loss shall be recognized to a corporation on the distribution of property” と規定していたのはそのまま残したものの、改正法はこれに “except as provided in subsection (b)” との但書を追加し、この但書による section 311 (b) が実質的に section 311(a)を改正

第5章 第4期（1942年から1986年まで）

- している。改正法の section 311 (b) は “If ...a corporation distributes property ... to a shareholder ... and ... the fair market value of such property exceeds its adjusted basis... then gain shall be recognized to the distributing corporation as if such property were sold to the distribute... at its fair market value.” gain or loss shall be recognized to a liquidating corporation on the distribution of property in complete liquidation as if such property were sold to the distribute at its fair market value. と規定している。なお、Schlunk, *The Story of General Utilities and its Repeal: Much Ado About Nothing?*, Bank & Stark ed., *Business Tax Stories* 133, 141 (2005).
- 68) Rothman, 447 T. M., *Capital Assets-Sale of a Business or Property Used in a Trade or Business*, A-49 (1983).
- 69) 2 Bittker & Lockken, *supra* note 47) at 47-9: *Judicial Restrictions on Capital Gain and Loss Treatment* (2000).
- 70) *Id.* at 47-9.4 *Income From Personal Services*によれば、この「人的役務からの所得の原理」を宣明した租税裁判所の判決として *Flower v. CIR*, 61 TC 140, 149 (1973)があるとされる。(ただし、実際には、「通常所得の代替物の原理」と重複しているように思われる。)曰く、「このような事案を処理するにあたり、裁判所は様々な問題点を検討してきた。例えば、将来の人的役務の提供を約する契約はキャピタル資産に該当するか、そのような契約の解除は売却または交換を構成するか、一連の権利群の移転があり、それらの中にキャピタル資産が含まれている場合はどうか、などの問題である。しかしながら、本件事案を処理するに当たっては、これらの問題を詳細に検討する必要はない。なぜなら、本件の場合、納税者が契約の解除の対価として受領したものは、もしその契約が解除されなければ納税者が通常所得として受領したであろうものの代替物以外の何物でもないからである。」
- 71) *Id.* at 47-8: *Fragmentation Versus Unification of Collective Assets*によれば、「いままでのところ個別資産主義が大勢である (the fragmentation approach has carried the day)」とのことである。
- 72) Rothman, *supra* note 68) at A-49.
- 73) *Malat v. Riddle*, 275 F. Supp. 358 (SD Cal. 1966).
- 74) 水野忠恒『租税法〔第2版〕』199頁(2005年)。
- 75) 水野・前掲注74) 200頁注94)。
- 76) Laura E. Cunningham & Noel B. Cunningham, *The Story of Tufts: The “Logic” of Taxing Nonrecourse Transactions*, Bank & Stark, ed. *Business Tax Stories* 255 (2005).
- 77) Chirelstein, *Federal Income Taxation 10th Edition*, Foundation Press, 378 (2005).

終章 おわりに

最後にわが国の「みなし譲渡制度」に関するシャープ勧告とアメリカ税制との関連を検討しよう。

Carl S. Shoup を団長とし、Howard R. Bowen, Jerome B. Cohen, Roland F. Hatfield, Stanley S. Surrey, William C. Vickrey, William C. Warren を構成員とする「シャープ使節団」は、昭和 24 年（1949 年）5 月 10 日に来日し、約 4 ヶ月にわたる日本税制調査の結果を「日本税制報告書」にまとめた。これがいわゆるシャープ勧告である。¹⁾

シャープ勧告は、戦後日本の租税体系の原点に位置している、といわれ²⁾、およそ日本の税制を研究する者にとって必読の古典的文献とされている。³⁾

シャープ勧告においては、当時の日本において新奇ともいえる課税制度がいくつか提案されているが、⁴⁾「みなし譲渡制度」はその最たるものであった。シャープ勧告の中の「みなし譲渡制度」に関連する部分は、次のとおりである。

1 「譲渡所得を全額課税し、譲渡損失を全額控除するのでなければ、近代的累進所得税を有効なものとすることはできない。現行法の規定では、譲渡所得の 50% しか課税所得に算入されていない。これは愚劣にも、思惑的投資に特惠を与えるものであって、正常な利子、配当または法人組織化されていない営業の正常な利潤という形で果实を生ずるような投資を犠牲としているものである。⁵⁾」

2 「譲渡所得および損失に関するわれわれの勧告で重要な 1 つの部分は、生前中たると死亡によるとを問わず、資産が無償移転された場合、その時まで⁶⁾にその資産につき生じた利得または損失は、その年の所得税申告書に計上しなくてはならないということである。このことは、所得税を何代にもわたってずるずるに後らせることを防止する上において重要である。」

3 「しかし、実質的には何らの所得ではなく、貨幣単位の減価によって生

ずる財産の貨幣価値の変化に過ぎない譲渡所得に対して、同額課税するのは公平ではない。このような単なる紙上の譲渡所得は特に近年の日本においては重要な問題となった。われわれは減価償却の行われる事業用資産に関しては、将来の利得は、それが再評価額を超える限りにおいてのみ、課税するよう⁷⁾勧告するものである。」

4 「われわれは、個人の保有する他の資産、なかんずく証券についても概ね同様の斟酌を行うように勧告するものであるが、これらの資産は再評価をうける性質のものではないという点に鑑み、別な方法でこれを行う必要があると⁸⁾考える。」

5 「実際、インフレーションによるものを除いて譲渡所得の全額を課税標準に算入することは、われわれの税制改正計画の礎石の1つであり、この原理に背馳すれば、この計画の統一性は著しく損なわれるのであることをいかに⁹⁾強調してもし過ぎることはないのである。」

6 「増加する所得に対する厳格な課税理論に従えば、納税者の資産の市場価値の1年内の増加額は、毎年これを査定して課税すべきものとなる。しかし、これは困難であるので、実際においては、かかる所得は、納税者が、その資産を売却して、所得を現金または他の流動資産形態に換価した場合に限って、課税すべきものとされている。この換価が適当な期間内に行われる限り、課税はただ時期を若干遅らせられたに過ぎず基本原則は何等害されはしない。しかし、資産所得に対する課税を無制限に延期すれば、納税者は本来ならば課税せらるべき税負担の相当部分を免れることができるから、無制限延期はこれを防止する必要がある。これを防止するもっとも重要な方法の1つは、資産が贈与または相続によって処分された場合に、その増加を計算してこれを贈与者または被相続人の所得に算入せねばならないものとする¹⁰⁾ことである。前述の不規則所得に対する方法に従って税額を算出すれば、その所得を不当に高額所得段階に押し上げることは防止されるであろう。」

7 「一体譲渡所得に対する課税によって納税者は、資産の売却または投資の切替えを延引する傾向があるが、贈与または死因移転の時に資産増加所得分に対し課税することとなれば、この傾向は減退することになる。贈与または死の際にこのように税を課さないとすると、納税者は、この税を無制限

に延引して全額免れることもできるかと予想して、すでに価値を増加した資産の売却を延引する傾きがある。租税は、いずれにせよ早晚納めなければならないということがこの規定によって明らかにされると、資産処分を厭う傾向は大いに減少し、かかる資産の市場が、この税に基づく妨害を受けることは減少するであろう。¹¹⁾」

昭和 25 年（1950 年）法律 71 号による所得税法の改正は、おおむねシャウプ勧告の基本原則に即応した改正であった。シャウプ勧告の中の「みなし譲渡制度」に関連する上記の引用部分における提案もほぼそのまま改正法に採り入れられた。

まず、譲渡所得の 50% しか課税所得に算入していなかった従前の規定が¹²⁾改正されて、譲渡所得を全額課税し、譲渡損失を全額控除することとした。¹³⁾

次いで、生前中たると死亡によるとを問わず、資産が無償移転された場合、その時までその資産につき生じた利得または損失は、その年の所得税申告書に計上しなくてはならないこととされた。すなわち、当時の所得税法に新たにしく 5 条の 2 として、次のような規定が加えられた。

第 5 条の 2（山林所得または譲渡所得とみなされる資産の移転または譲渡）

(1) 相続、遺贈または贈与に因り第 9 条第 1 項第 7 号または第 8 号に規定する資産の移転があった場合においては、相続、遺贈または贈与の時に、その時の価額により、同項第 7 号または第 8 号に規定する資産の譲渡があったものとみなして、この法律を適用する。

(2) 前項の規定は、相続、遺贈または贈与があった場合において、相続開始の時において被相続人が有していた財産の価額から被相続人の債務で相続開始の際現に存するもの（公租公課を含む。）の金額および葬式費用を控除した金額が 30 万円以下であるとき、または、その年中に同一人に対してなした贈与に係る財産の価額が 3 万円以下であるときは、これを適用しない。

(3) 著しく低い価額の対価で第 9 条第 1 項第 7 号または第 8 号に規定する資産の譲渡があった場合においては、その譲渡の時における価額により、当該資産の譲渡があったものとみなして、この法律を適用する。¹⁴⁾

しかし、実質的には何等の所得ではなく、貨幣単位の減価によって生ずる

財産の貨幣価値の変化に過ぎない譲渡所得、つまり、インフレーションによる譲渡所得を排除するため、再評価制度が採用された。¹⁵⁾すなわち、資産の譲渡価額と再評価額との差額のみを譲渡所得として課税対象としたのである。

さらに、税額の算出に際して譲渡所得を不当に高額所得段階に押し上げることを防止するため、他の不規則な所得と同じく、譲渡所得を「変動所得の平均課税」¹⁶⁾に服せしめるものとした。

シャープ勧告に基づき昭和 25 年に創設された「みなし譲渡制度」は、しかしながら、その後において後退の一途を辿った。¹⁷⁾まず、創設後 2 年を経た昭和 27 年には、早くも「相続」および「相続人に対する遺贈」が「みなし譲渡制度」¹⁸⁾の適用外とされ、つづいて、「包括遺贈」および「相続人に対する死因贈与」¹⁹⁾も適用外とされた。

これより先、すでに譲渡所得の全額課税、譲渡損失の全額控除の原則も崩れていた。すなわち、昭和 28 年法律 173 号により、昭和 22 年所得税法（昭和 25 年法律 71 号による改正後のもの）9 条 1 項 8 号が改正され、再び譲渡所得の 50% しか課税所得に算入しないものとされた。²⁰⁾

昭和 37 年に至り、贈与の場合であっても、税務署長に対し所定の手続をとれば、原則として、「みなし譲渡制度」の適用はないものとされた。²¹⁾昭和 40 年には、現行の所得税法が昭和 40 年法律 33 号として制定され、旧所得税法である昭和 22 年所得税法の上記 5 条の 2 は現行の昭和 40 年所得税法 59 条に引き継がれた。

昭和 48 年になると、そのような税務署長に対する手続なしに、極めて例外的な場合を除いては、「みなし譲渡制度」の適用はないものとされた。すなわち、昭和 48 年法律 8 号による改正後の昭和 40 年所得税法 59 条は、現行の所得税法 59 条と全く同じ、次のような規定となった。

第 59 条① 次に掲げる事由により居住者の有する山林（事業所得の基因となるものを除く。）又は譲渡所得の基因となる資産の移転があった場合には、その者の山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額の計算については、その事由が生じた時に、その時における価額に相当する金額により、これらの資産の譲渡があったものとみなす。

一 贈与（法人に対するものに限る。）又は相続（限定承認に係るもの

に限る。)若しくは遺贈(法人に対するもの及び個人に対する包括遺贈のうち限定承認に係るものに限る。)

二 著しく低い価額の対価として政令で定める額による譲渡(法人に対するものに限る。)

- ② 居住者が前項に規定する資産を個人に対し同項第二号に規定する対価の額により譲渡した場合において、当該対価の額が当該資産の譲渡に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額の計算上控除する必要経費又は取得費及び譲渡に要した費用の額の合計額に満たないときは、その不足額は、その山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額の計算上、なかったものとみなす。

このように、昭和48年法律8号による改正後の昭和40年所得税法59条は、「みなし譲渡制度」を大幅に変更したのであるが、その代償的措置として「取得価額の引継ぎ制度」を導入した。すなわち、「みなし譲渡制度」は、「生前中たると死亡によるとを問わず、資産が無償移転された場合、その時までその資産につき生じた利得または損失は、その移転者のその年の所得税申告書に計上しなくてはならないということである」が、「取得価額の引継ぎ制度」は、資産が無償移転された場合、その時までその資産につき生じた利得または損失は、その無償受領者が引継ぐということである。昭和48年法律8号による改正後の昭和40年所得税法60条は、現行の所得税法60条と全く同じ、次のような規定となった。

- 第60条①** 居住者が次に掲げる事由により取得した前条(59条)第1項に規定する資産を譲渡した場合における事業所得の金額、山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額の計算については、その者が引き続きこれを所有していたものとみなす。

一 贈与、相続(限定承認に係るものを除く。)又は遺贈(包括遺贈のうち限定承認に係るものを除く。)

二 前条(59条)第2項の規定に該当する譲渡

- ② 居住者が前条(59条)第1項第一号に掲げる相続又は贈与により取得した資産を譲渡した場合における事業所得の金額、山林所得の金額、譲

渡所得の金額又は雑所得の金額の計算については、その者が当該資産をその取得の時における価額に相当する金額により取得したものとみなす。

このように、昭和25年の導入から昭和48年の根本的改正までに「みなし譲渡制度」はめまぐるしく改正を重ねた。そのため、贈与、相続、遺贈、低額譲渡の時期および具体的形態（例えば、その贈与が、被相続人からの死因贈与であるか否か、その相続が、限定承認に係る相続であるか否か、など）に応じて適用される所得税法上の規定が異なるので、この点に関しては特別の通達が存在する。すなわち、所得税法基本通達60-1である。この60-1は昭和49年直所2-23により追加されたもので、「(所得税)法60条の規定は、昭和48年1月1日以後に贈与、相続もしくは遺贈または低額譲渡により取得した資産について適用され、昭和47年12月31日以前に贈与、相続もしくは遺贈または低額譲渡により取得した資産については、所得税法の一部を改正する法律(昭和48年法律8号)による改正前の所得税法または旧所得税法(昭和22年法律27号をいう。)の規定が適用されることに留意する。」とした上で、注として「贈与等の時期に応じ、従前の法律の規定を示すと表4のようになる。」として、表4が添付されている。

シャープ勧告自体も明言しているように、「みなし譲渡制度」は、そもそも当時のアメリカ税制においてさえ存在していなかった特異な²²⁾制度である。そのような特異な制度の採用が、とくにわが国に対し勧告されたのは何故か。これが約30年前に筆者が抱いた問題意識であった。²³⁾すでに林健久教授が同様の問題意識から、次のように述べていた。「シャープ勧告は、戦後日本の租税体系の原点に位置している。それは、戦前・戦時にしだいに形成されてきた日本自身の税制の発展という面をもっていないわけではないが、むしろその税制に対するシャープの批判から生れてきた面の方がはるかに強い。かと思うと、一方ではアメリカでも実行されていないような制度がかなり採り入れられている。それはアメリカ税制についてのシャープらの意見なり批判なりが、アメリカでは実現できずに日本にその場を見出した結果ではないかと推測される。とすれば、この勧告は、占領政策の一環、ドッチ・ラインの一環ではあるが、よりつよくシャープらの租税理念実現の場であったということになりそうである。そして、他ならぬそのことが、シャープ勧告のその

後の運命を大きく左右することにもなったのではないかと想像される。運命とは、ここでは短命の謂いである。²⁴⁾」

アメリカ連邦所得税におけるキャピタル・ゲイン課税制度の歴史的展開を検討した結果、今日の私の結論はこうである。「みなし譲渡制度に関する限り、林教授の上記の見解は、一部は妥当するが、一部は妥当しない。」すなわち、当時のアメリカ税制においてさえ存在していなかった「みなし譲渡制度」は、「アメリカ税制についてのシャープらの意見なり批判なりが、アメリカでは実現できずに日本にその場を見出した結果ではないか」との同教授の見解は、みなし譲渡制度に妥当する。しかしながら、「そして、他ならぬそのことが、シャープ勧告のその後の運命を大きく左右することにもなったのではないかと想像される。運命とは、ここでは短命の謂いである。」との同教授の見解は、みなし譲渡制度に関する限り、妥当しないと考える。確かに「全面的みなし譲渡制度」そのものは短命であった。しかし当初は「全面的みなし譲渡制度」に具現したシャープ勧告の本来の趣旨は、その後において形は変えたものの、今日の日本の税法に「原則は、取得価額の引継ぎ」および「例外は、みなし譲渡制度」という形で現に生きているのである。まさに「税法においては、進化する動物の場合のように、その主要な特徴は発生初期の遺伝子によって決定される」という Clark の命題²⁵⁾を実証するかのようである。つまり、シャープ勧告の遺伝子は短命ではなく現存しているのである。このような私の結論を少しく敷衍すると、次のとおりである。

そもそも「みなし譲渡制度」なるものが、シャープ使節団の団長であった Carl S. Shoup および構成員であった William C. Vickrey の租税理念に沿うものであったことは明らかである。²⁶⁾

この「みなし譲渡制度」そのものは、アメリカ税制では実現しなかったが、日本においてはとにかく実現した。ただし、日本において実現した「全面的みなし譲渡制度」そのものは短命であった。²⁷⁾

しかしながら、当初は「全面的みなし譲渡制度」に具現したシャープ勧告の本来の趣旨は、その後において形は変えたものの、今日の日本の税法に「原則は、取得価額の引継ぎ」および「例外は、みなし譲渡制度」という形で現に生きているのである。

終章 おわりに

- 1) 使節団は、昭和24年(1949年)8月26日に勧告文の作成を完了し、同年9月15日にマッカーサー元帥より吉田首相に宛てシャウプ勧告が伝達された。同日、総司令部渉外局から「シャウプ使節団日本税制報告書」として勧告本文が発表され、ついで10月3日に、その「付録」が発表された。なお、使節団は、翌昭和25年(1950年)7月3日に再度来日し、さきの勧告後1年の経過に徴して、「シャウプ使節団第2次日本税制報告書」を作成し、同年9月21日にこれを発表した。ただし、この第2次使節団の構成員は、団長 Shoup の外は、Surrey, Vickrey, Warren のみであった。以下において「シャウプ勧告」という場合、とくに断らない限り、すべて第1次の日本税制報告書を指す。シャウプ勧告(第1次)は、本文2編14章、付録2編4章から成る。正本は、英文原文および日本語訳を左右の頁に対照させたタイプ印刷写真版の4冊(巻I、II、III、IV)から成る。
- 2) 林健久「シャウプ勧告と税制改革」東京大学社会科学研究所編『戦後改革7 経済改革』(1974年)205頁。
- 3) 鈴木武雄『現代日本財政史下巻第1』(1960年)248頁。
- 4) 例えば、変動所得の平均課税制度、富裕税制度、再評価税制度など。なお、シャウプ勧告と当時の日本の税法との対照について、シャウプミッション編(日本経済新聞社訳)『税制の改革・シャウプ勧告全文』(1949年)253頁。
- 5) シャウプ勧告・正本・日本語訳・巻I・91頁。
- 6) シャウプ勧告・正本・日本語訳・巻I・92頁。
- 7) シャウプ勧告・正本・日本語訳・巻I・92頁。
- 8) シャウプ勧告・正本・日本語訳・巻I・92頁。
- 9) シャウプ勧告・正本・日本語訳・巻III・(附録)・B11頁。
- 10) シャウプ勧告・正本・日本語訳・巻III・(附録)・B12頁。
- 11) シャウプ勧告・正本・日本語訳・巻III・(附録)・B13頁。
- 12) 従前の規定である昭和22年所得税法(昭和25年法律71号による改正前のもの)9条1項7号は、次のような規定であった。

第9条(課税標準)

① 所得税の課税標準は、左の各号に規定する所得につき当該各号の規定により計算した金額の合計金額(以下、所得金額という。)による。

七 資産の譲渡に因る所得(前号に規定する所得及び営利を目的とする継続的行為に因り生じた所得を除く。以下、譲渡所得という。)は、その年中の総収入金額から当該資産の取得価額、設備費、改良費及び譲渡に関する経費を控除した金額の10分の5に相当する金額。

- 13) 改正後の規定である昭和22年所得税法9条1項8号は、次のような規定であった。

第9条(課税標準)

① 所得税の課税標準は、左の各号に規定する所得につき当該各号の規定により計算した金額の合計金額(以下、総所得金額という。)による。

八 資産の譲渡に因る所得（前号に規定する所得及び営利を目的とする継続的行為に因り生じた所得を除く。以下、譲渡所得という。）は、その年中の総収入金額から当該資産の取得価額、設備費、改良費及び譲渡に関する経費を控除した金額。

- 14) シャープ勧告は、「低額譲渡」のことまでは言及していないのであるが、日本側における法制的検討の段階で、「贈与」の場合の「みなし譲渡課税」の論理的アナロジーとして「低額譲渡」の場合の「みなし譲渡課税」に関する第3項が追加された。（植松守雄「低額譲渡をめぐる税法上の諸問題」税務弘報（1975年4月号）19頁）。
- 15) 昭和25年資産評価法（法律111号）8条など。
- 16) 改正後の規定である昭和22年所得税法14条、14条の2。
- 17) 植松・前掲注14）18頁「かってシャープ勧告に基づいて……（みなし譲渡の）規定が設けられたとき、税制専門家もその規定の意味をいぶかり、実際の行政面でも徴税当局が納税者の納得を得ることが容易でなく、この規定は、累次の改正でその適用範囲は縮小の一途を辿ってきた……」
- 18) 昭和27年法律53号による改正。
- 19) 昭和29年法律52号により「包括遺贈」が、昭和33年法律100号により「相続人に対する死因贈与」が、それぞれ「みなし譲渡制度」の適用外とされた。
- 20) 昭和28年の再改正後の規定である昭和22年所得税法9条1項8号は、次のような規定であった。

第9条（課税標準）

- ① 所得税の課税標準は、第6号及び第7号を除く左の各号に規定する所得については、当該各号の規定により計算した金額（第8号及び第9号に規定する所得については、当該各号の規定により計算した金額の合計金額から15万円を控除した金額の10分の5に相当する金額）の合計金額（以下、総所得金額という。）によ……る。

八 資産の譲渡に因る所得（前号に規定する所得及び営利を目的とする継続的行為に因り生じた所得を除く。以下、譲渡所得という。）は、その年中の総収入金額から当該資産の取得価額、設備費、改良費及び譲渡に関する経費を控除した金額。

- 21) 昭和37年法律44号による改正。
- 22) シャープ勧告・正本・日本語訳・巻Ⅲ・（附録）・B14頁「現在の米国の法律においては、納税者の死亡時に資産〔の価値〕は増加していてもその〔価値増加分の〕所得が換価されていないときは、全然課税されないのである。」
- 23) 大塚正民「みなし譲渡制度に関するシャープ勧告とアメリカ税制との関連(1)、(2・完)」税法学306号（1976年）19頁以下、307号（1976年）1頁以下。
- 24) 林・前掲注2）205頁。なお、大蔵省主税局編『欧米税制調査報告書集』（1975年）305頁以下に、戦後財政史第24回共同研究会におけるStanley S. Surreyの講演が

終章 おわりに

載っている。Surrey はいう。「非常に共通な税制の原則というものと、それから日本の国の特殊性というものの両方をミックスして、この報告書を作ったつもりです。もちろん、その中には、ある程度の税制の理想と申しますか、そういうものを掲げた点もごございます。こういう種類の理想につきましては、だれもが自分の国では実現はしたいと思っているけれども、実際にはなかなか実現されていないというような理想的な税制の原則というものを考えたことがあります。」

- 25) Robert Charles Clark, *The Morphogenesis of Subchapter C: An Essay in Statutory Evolution and Reform*, 87 *Yale L. J.* 90 (1977).
- 26) Shoup が research director で Vickrey が research staff であった The Twentieth Century Fund による *Facing the Tax Problem - A Survey of Taxation in the United States and a Program for the Future* (1937) における「みなし譲渡制度」に関する記述は、シャウプ勧告における「みなし譲渡制度」に関する記述とほぼ同一といって良い。なお、大塚・前掲注 23) (1) 30 頁以下。
- 27) アメリカ連邦税制において「みなし譲渡制度」が採り入れられたことはない。ただし、贈与の場合に限って「取得価額の引継ぎ」が採用されている。この「取得価額の引継ぎ」を相続の場合にまで拡大した 1976 年歳入法 section 1023 は、極めて例外的な場合を除いては、実際には一度も実施されること無く、1980 年には結局廃止されてしまったことは、第 4 期の立法の箇所でも検討したとおりである。

法令索引

第1次南北戦争所得税法 (The First Civil War Income Tax Act)	2
第2次南北戦争所得税法 (The Second Civil War Income Tax Act)	2
第3次南北戦争所得税法 (The Third Civil War Income Tax Act)	2
再建時代所得税法 (The Reconstruction Era Income Tax Act)	2
1894年所得税法 (The Income Tax Act of 1894)	2, 21
1909年法人消費税法 (Corporation Excise Tax Act of August 5, 1909) ・ペイン・ オールドリッチ関税法	3, 20, 21, 22, 23
1913年歳入法 (Revenue Act of 1913)	1, 5, 17, 20, 23, 33, 34
1916年歳入法 (Revenue Act of 1916)	6, 18, 27
1916年歳入法 section 5 (a) (5)	30
1917年歳入法 (Revenue Act of 1917)	6
1918年歳入法 (Revenue Act of 1918)	6, 18, 33, 34, 35, 41
1918年歳入法 section 202 (b)	30, 35
1918年歳入法 section 204 (b)	30, 37
1918年歳入法 section 214 (a) (5)	30
1918年歳入法に関する覚書 (Notes on the Revenue Act of 1918)	19
1921年歳入法 (Revenue Act of 1921)	6, 33, 34, 35, 36, 41, 42, 45, 47
1921年歳入法 section 202 (a) (2)	35
1921年歳入法 section 202 (c)	35, 38
1921年歳入法 section 206 (a) (6)	37
1921年歳入法 section 206 (b)	37
1921年歳入法 section 214 (a) (5)	38
1924年歳入法 (Revenue Act of 1924)	6, 41, 43, 46, 55
1924年歳入法 section 208 (a) (8)	51
1924年歳入法 section 201 (c)	52
1924年歳入法 section 214 (a) (5)	52
1925年歳入法 (Revenue Act of 1925)	7
1926年歳入法 (Revenue Act of 1926)	7, 49
1926年歳入法 section 208 (a) (1)	49
1928年歳入法 (Revenue Act of 1928)	7, 44, 47, 48, 49
1928年歳入法 section 101 (c) (1)	49

法令索引

1929年歳入法 (Revenue Act of 1929)	7
1932年歳入法 (Revenue Act of 1932)	7, 53, 55
1932年歳入法 section 101 (b) (8)	57
1932年歳入法 section 23 (r) (1)	57
1932年歳入法 section 23 (r) (2)	85
1934年歳入法 (Revenue Act of 1934)	7, 48, 54, 56, 58, 61
1934年歳入法 section 117 (b)	57
1934年歳入法 section 117 (d)	57
1934年歳入法 section 117 (e)	165
1934年歳入法 section 117 (f)	49, 50, 73
1935年歳入法 (Revenue Act of 1935)	8
1938年歳入法 (Revenue Act of 1938)	8, 58, 59, 97
1939年内国歳入法典 (Internal Revenue Code of 1939)	8, 66, 93, 103
1939年内国歳入法典 section 117 (a)	69
1939年内国歳入法典 section 117 (a) (1) (c)	100
1939年内国歳入法典 section 117 (j)	99
1939年歳入法 (Revenue Act of 1939)	8, 68, 97
1940年超過利得税法 (Excess Profits Tax Law of 1940)	69, 89, 92, 157
1941年歳入法 (Revenue Act of 1941)	9, 69
1942年歳入法 (Revenue Act of 1942)	9, 15, 92, 97
1942年歳入法 section 117 (j)	98
1944年個人所得税法 (Individual Income Tax Act of 1944)	9
1950年歳入法による改正後の1939年内国歳入法典 section 117 (m)	165
1950年歳入法による改正後の1939年内国歳入法典 section 130 (a)	165
1951年歳入法 section 322 (a) (2)による改正後の1939年内国歳入法典 section 117 (b)	165
1951年歳入法による改正後の1939年内国歳入法典 section 117 (j) (3)	166
1954年内国歳入法 (Internal Revenue Code of 1954)	9, 103
1954年内国歳入法典 section 1201 (b)	168
1954年内国歳入法典 section 1221 (4)	166
1954年内国歳入法典 section 1223 (1)	166
1954年内国歳入法典 section 1232 (a)	50
1954年内国歳入法典 section 1232 (b)	167
1954年内国歳入法典 section 1233	167
1954年内国歳入法典 section 1234	167

1954 年内国歳入法典 section 1235	166
1954 年内国歳入法典 section 1237 (a) (2)	165
1962 年歳入法 (Revenue Act of 1962)	9, 110
1964 年歳入法 (Revenue Act of 1964)	9, 111
1969 年租税改革法 (Tax Reform Act of 1969)・1969 年歳入法 (Revenue Act of 1969)	9, 111
1969 年歳入法による改正後の 1954 年内国歳入法典 section 1221 (11)	168
1970 年消費税・遺産税および贈与税調整法 (Excise, Estate and Gift Tax Adjustment Act of 1970)	49
1976 年租税改革法 (Tax Reform Act fo 1976)・1976 年歳入法 (Revenue Act of 1976)	85, 114
1978 年歳入法 (Revenue Act of 1978)	9, 119
1981 年経済回復税法 (Economic Recovery Act of 1981)・1981 年歳入法 (Revenue Act of 1981)	10, 119
1986 年内国歳入法典 (Internal Revenue Code of 1986)	1, 4, 10, 92, 103, 122
1986 年内国歳入法典 section 1001	27
1990 年一括予算調整法 (Omunibus Budget Reconciliation Act of 1990)	10
1993 年歳入調整法 (Revenue Reconciliation Act of 1993)	10
1997 年納税者救済法 (Taxpayer Relief Act of 1997)	10
1998 年内国歳入庁組織改革法 (IRS Restructuring and Reform Act of 1998)	11
2001 年経済成長および租税救済調整法 (Economic Growth and Tax Relief Reconciliation Act of 2001)	11
2003 年事業および成長租税救済調整法 (Jobs and Growth Tax Relief Reconciliation Act of 2003)	11
アメリカ合衆国憲法第 16 修正 (所得税修正)	2, 4, 21, 22, 24, 60
アメリカ合衆国憲法第 20 修正	85
アンダーウッド・シモンズ関税法の第 II 部 (Underwood-Simmons Tariff Act, Section II)	5, 17, 20, 29
下院法案番号第 6358 号法案・Boland 法案	93
旧日米所得条約 14 条 (3) (b)	145
所得税法 5 条の 2 (昭和 25 年)	173
所得税法 9 条 1 項 7 号 (昭和 22 年)	178
所得税法 9 条 1 項 8 号 (昭和 22 年)	178, 179
所得税法 60 条 1 項 1 号 (昭和 40 年)	35, 59

判例索引

A

- Arkansas Best Corp. v. CIR, 485 U. S. 212 (1988)155
Arrowsmith v. CIR, 344 U. S. 6 (1952)135

B

- Brewster v. Gage, 280 U. S. 327 (1930)48
Brushaber v. Union Pacific Railroad Co., 240 U. S. 1 (1916)5, 20
Burnet v. Harmel, 287 U. S. 103 (1932)45

C

- CIR v. Brown, 380 U. S. 563 (1965)143
CIR v. Fink, 483 U. S. 89 (1987)152
CIR v. Gillett Motor Transport, Inc., 364 U. S. 130 (1960)141
CIR v. P.G. Lake, Inc., 356 U. S. 260 (1958)72, 139
CIR v. Tufts, 461 U. S. 300 (1983)150
Corn Products Refining Co. v. CIR, 350 U. S. 46 (1955)81, 156
Crane v. CIR, 331 U. S. 1 (1947)78

E

- Eisner v. Macomber, 252 U. S. 189 (1920)25, 31
Eldorado Coal Co. v. Mager, 255 U. S. 522 (1921)23
Electro-Chemical Engraving Co., v. Commissioner, 311 U. S. 51375

F

- Fairbanks v. U. S., 306 U. S. 436 (1939)49, 58
Flint v. Stone Tracy Company, 220 U. S. 107 (1911)4

G

- Goodrich v. Edwards, 255 U. S. 527 (1921)23

H

Helvering v. Gambrill, 313 U. S. 11 (1941)	48
Helvering v. Hammel, 311 U. S. 504 (1941)	73, 75
Helvering v. Nebraska Bridge Supply & Lumber Co., 312 U. S. 666 (1941)	75
Helvering v. William Flaccus Oak Leather Co., 313 U. S. 247 (1941)	76
Hort v. CIR, 313 U. S. 28 (1941)	70
Hyde v. The Continental Trust Company of the City of New York, 157 U. S. 654	3

M

Malat v. Riddell, 383 U. S. 569 (1966), 差し戻し後の第1審判決 Malat v. Riddell, 275 F. Supp. 358 (1966)	147, 149
McClain v. CIR, 311 U. S. 527 (1941)	72
McFeely v. CIR, 296 U. S. 102 (1935)	47
Merchants Loan and Trust Co. v. Smietanka 255 U. S. 509 (1921)	21
Moore v. Miller, 163 U. S. 696 (1895)	3

P

Pollock v. Farmers' Loan and Trust Company, 157 U. S. 429 (1895)	3
--	---

S

Stanton v. Baltic Mining Co., 240 U. S. 103 (1916)	5, 31
Stratton's Independence v. Howbert, 231 U. S. 399 (1913)	31

T

Thorne v. Anderson, 240 U. S. 115 (1916)	5, 31
Tyee Realty Co. v. Anderson, 240 U. S. 115 (1916)	5, 31

U

U. S. v. Foster Lumber Co., 429 U. S. 32 (1976)	149
U. S. v. Midland-Ross Corp., 381 U. S. 54 (1965)	146
U. S. v. Midland-Ross Corporation, 381 U. S. 54 (1965)	50

判例索引

W

Watson v. CIR, 345 U. S. 544 (1953)	138, 166
Walsh v. Brewster, 255 U. S. 536 (1921)	23
最高裁判所平成 17 年 2 月 1 日第三小法廷判決 (判例時報 1893 号 17 頁)	59

文献索引 (英文)

A

- Annual Report of the Secretary of the Treasury on the State of the Finances
for the Fiscal Year Ended June 30, 1920, 31-32 (1920)30
- Annual Report of the Secretary of the Treasury on the State of the Finances
for the Fiscal Year Ended June 30, 1922, 14 (1922)51
- Annual Report of the Secretary of the Treasury on the State of the Finances
for the Fiscal Year Ended June 30, 1940, 530 (1940)37

B

- 2 Bittker & Lockken, Federal Taxation of Income, Estate and Gifts, Third
Edition 47-4 (2000)164
- 2 Bittker & Lockken, Federal Taxation of Income, Estate and Gifts, Third
Edition 51 (2000)167
- 4 Bittker & Lockken, Federal Taxation of Income, Estate and Gifts, Third
Edition 99-3-1 (2003)164

C

- Chirelstein, Federal Income Taxation, 10th Edition, Foundation Press 365
(2005).....52
- Chirelstein, Federal Income Taxation 10th Edition, Foundation Press 378
(2005)170
- Chirelstein, Federal Income Taxation, 10th Edition, Foundation Press 381
(2005).....89
- Comparison of the Revenue Acts of 1936 and 1938, Prepared for the Use of
the Committee on Ways and Means 108 (1938)88
- Conference Report on the Revenue Bill of 194189
- Laura E. Cunningham & Noel B. Cunningham, The Story of Tufts : The
“Logic” of Taxing Nonrecourse Transactions, Bank & Stark, ed.
Business Tax Stories 255 (2005)170

文献索引 (英文)

G

Griswold and Graetz, Federal Income Taxation 37 (1976)31

H

H. R. Rep. No. 350, 67th Cong., 1st Sess. 10 (1921)38

H. R. Rep. No. 1388, 67th Cong., 4th Sess. 1-3 (1923)51

H. R. Rep. No. 179, 68th Cong., 1st Sess. 56 (1924)51

H. R. Rep. No. 708, 72nd Cong., 1st Sess. 12 (1932)84

H. R. Rep. No. 704, 73rd Cong., 2d Sess. 10 (1934)89

H. R. Rep. No. 704, 73rd Cong., 2d Sess. 31 (1934)86, 87

H. R. Rep. No. 1860, 75th Cong., 3rd Sess. 7 (1938)88

H. R. Rep. No. 1860, 75th Cong., 3rd Sess. 34 (1938)88

H. R. Rep. No. 855, 76th Cong., 1st Sess. 11 (1939)88

H. R. Rep. No. 1203, 77th Cong., 1st Sess. 11 (1941)89

H. R. Rep. No. 2333, 77th Cong., 2d Sess. 30 (1942)162

H. R. Rep. No. 2333, 77th Cong., 2d Sess. 94 (1942)157

H. R. Rep. No. 1337, 83rd Cong., 2d Sess. 82-85 (1954)166

H. R. Rep. No. 94-658, 94th Cong., 2d Sess. 341 (1976)168

House Comm. On the Judiciary, Impeachment of Richard M. Nixon, President
of United States, HR Rep. No. 1305, 93rd Cong., 2d Sess. 221-223 (1973)168

Hearings before the Committee of Finance, 75th Cong., 3d Sess. 254 (1938)161

Hearings before the Committee of Finance, 77th Cong., 2d Sess. 1214-1215
(1942)162

Hearings before the Committee on Ways and Means on Internal Revenue
Revision, 1921, 67th Cong., 1st Sess. 405 (1921)39

Hearings before the Committee on Ways and Means on Internal Revenue
Revision, 1932, 72nd Cong., 1st Sess. 21852

Hearings before the Committee on Ways and Means, 73rd Cong., 2d Sess.
39-4186

Hearings before the Committee on Ways and Means, 77th Cong., 2d Sess. 85-
86 (1942)162

J

Joint Committee On Taxation, General Explanation of the Tax Reform Act

of 1986, I. Legislative Background of the Act, 1 (1987)	169
Joint Committee's Report submitted November 26, 1928 and published June 8, 1929	86

K

Kornhauser, The Origins of Capital Gains Taxation : What's Law Got to Do With It ?, 39 Southwestern L. J. 869,877 (1985)	31
Kornhauser, The Story of Macomber: The Continuing Legacy of Realization, Caron, ed. Tax Stories, 59 (2003) 31	31

L

Legislative History of the Internal Revenue Code of 1954 (1967)	167
---	-----

N

New York Times, Ocot. 15, 1952 at 22	164
Notes on the Revenue Act of 1918, 13-14 (1919)	30

O

Osgood, Carryover Basis Repeal and Reform of the Transfer Tax System, 66 Cornell L. Rev. 297 (1981)	169
---	-----

P

Prevention of Tax Avoidance, Preliminary Report of a Subcommittee of the Committee on Ways and Means, House Committee Print, 73rd Cong., 2d Sess. 6 (1933)	85
Prevention of Tax Avoidance, Preliminary Report of a Subcommittee of the Committee on Ways and Means, House Committee Print, 73rd Cong., 2d Sess. 37 (1933)	87
Prevention of Tax Avoidance, Preliminary Report of a Subcommittee of the Committee on Ways and Means, House Committee Print, 73rd Cong., 2d Sess. Appendix : exhibit C, 35 (1933)	86
Public Law 183 Revenue Act of 1951	166
Public Law 235, Revenue Act of 1943, Effective date February 25, 1944	163
Public Law 753, 77th Cong., Chapter 619, 2d Session, H. R. 7378, section 150 (c)	166

文献索引 (英文)

Public Law 753, 77th Cong., Chapter 619, 2d Session, H. R. 7378, section 151
(b)163

R

Rothman, 446 T. M., Capital Assets-section 1221: General Definition (1983) ...90
Rothman, 446 T. M., Capital Assets-Sale of a Business or Property in a Trade
or Business (1983)170

S

S. REP. No. 398, 68th Cong., 1st Sess. 18 (1924)51, 52
S. Rep. No. 1567, 75th Cong., 3rd Sess. 6 (1938)88
S. Rep. No. 1631, 77th Cong., 2d Sess. 49-50 (1942)161
S. Rep. No. 1631, 77th Cong., 2d Sess. 117 (1942)157
S. Rep. No. 2375, 81st Cong., 2d Sess., 44 (1950)164
S. Rep. No. 1622, 83rd Cong., 2d Sess. 111-116 (1954)166
S. Rep. No. 1881, 87th Cong., 2d Sess. 95 (1962)167
S. Rep. No. 91-552, 91st Cong., 1st Sess., 199 (1969)168
S. Rep. No. 94-1236, 94th Cong., 2d Sess., 532 (1976)168
S. REP. No. 665, 72nd Cong., 1st Sess. 10 (1979)84
S. Rep. No. 96-394, 96th Cong., 1st Sess., 122-123 (1979)168
S. Rep. No. 97-144, 97th Cong., 1st Sess., 165-167 (1981)169
Sidney Ratnar, Taxation and Democracy in America 463 (1967)85

U

U. S. Treasury Department, Federal Income Tax Treatment of Capital Gains
and Losses, 21 note 37 (1951)30
U. S. Treasury Department, Federal Income Tax Treatment of Capital Gains
and Losses, 38 (1951)163

W

Wells, Legislative History of Treatment of Capital Gains Under the Federal
Income Tax, 1913-1948, 2 Nat'l Tax J. 13-14 (1949)30
Wells, Legislative History of Treatment of Capital Gains Under the Federal
Income Tax, 1913-1948, 2 Nat'l Tax J. 16 (1949)51
Wells, Legislative History of Treatment of Capital Gains Under the Federal

Income Tax, 1913-1948, 2 Nat'l Tax J. 19 (1949)	85
Wells, Legislative History of Treatment of Capital Gains Under the Federal Income Tax, 1913-1948, 2 Nat'l Tax J. 26, note 50 (1949)	89
Wells, Legislative History of Treatment of Capital Gains Under the Federal Income Tax, 1913-1948, 2 Nat'l Tax J. 31 (1949)	163
Wells, Legislative History of Treatment of Capital Gains Under the Federal Income Tax, 1913-1948, 2 Nat'l Tax J. 31, note 67 (1949)	163

Y

Yin, The Rtory of Crane : How a Window's Misfortune Led to Tax Shelters 90.....	90
--	----

文献索引 (和文)

植松守雄「低額譲渡をめぐる税法上の諸問題」税務弘報 (1975年4月号)	179
大蔵省主税局編『欧米税制調査報告書集』(1975年)	179
シャウブ勧告・正本・日本語訳・巻I	178
シャウブ勧告・正本・日本語訳・巻III・(附録)	178, 179
シャウブミッション編 (日本経済新聞社訳)『税制の改革・シャウブ勧告全文』(1949 年)	178
鈴木武雄『現代日本財政史下巻第1』(1960年)	178
林健久「シャウブ勧告と税制改革」東京大学社会科学研究所編『戦後改革7 経済改革』 (1974年)	178, 179
水野忠恒『租税法 (第2版)』(2005年)	170

事項索引

あ 行

アイゼンハウアー改正 (Eisenhower Amendment) ……99
アメリカ合衆国憲法第1編第2節第3項 ……3
アメリカ合衆国憲法第1編第9節第4項 ……3
洗替売買 (wash sale) 条項 ……35, 44
Arrowsmith Doctrine ……136, 137
一定割合算入方式 ……10, 37, 55, 56, 65, 91
Weed 事件 ……140
William Flaccus Oak Leather Co. 事件
……………13, 15
営業において生じた損失 ……18
Eldrado Coal 事件 ……23
O'Conner 事件 ……140

か 行

下院議案番号 3838 (1985 年) ……123, 124
下院歳入委員会 ……29, 35, 38, 41, 95, 96, 116
下院法案番号第 14198 号 (1920 年) ……19
各年度平均発生方式 (average annual accrual method) ……61
火災による滅失 ……13
火災保険金 ……13
合衆国租税裁判所 (United States Tax Court) ……90
株式配当 ……22, 25, 26
空売りおよびオプション (section 1233 および section 1234) ……105, 108
空売りに関する特別規定 ……102
仮小屋会社 (collapsible corporation) 101
Gambrill 事件 ……48

キャピタル・ゲイン

—およびロス課税制度に関する司法による諸制限 ……136
—騒動 (capital gains deal) ……100
—課税所得性をめぐる紛争 ……23, 27
—判決 ……23
—優遇措置 ……1, 36, 37, 41, 44, 46, 49, 51, 53, 60, 91
—優遇措置の廃止 ……127

キャピタル資産 ……34
—の価値増加分 ……24
—の定義 ……104, 108
—の取引 ……34
—の内包論 (Scope of Term) ……136

キャピタル・ロス

—と相殺できる利得 ……13
キャピタル・ロス冷遇措置 ……37, 41, 44, 46, 53, 60, 91

均一税率課税方式 ……37, 39, 91
区画した不動産の売買 ……106, 108
Crane v. CIR 判決の注 37 ……152
Crane rule ……150
減価償却の取戻しルール ……110, 111
憲法改正の発議 ……4
行為差止請求 ……21
交換 (exchange) 条項 (1921 年歳入法) 35
交換 (exchange) に関する規定 (1918 年歳入法) ……18
Corn Products 事件 ……13, 14, 15, 90
Corn Products 原理 (Corn Products Doctrine) ……14, 137, 156
個人にだけ優遇措置が適用された時期 ……33
個人にだけ優遇措置と共に冷遇措置も適

用された時期	41
Goodrich 事件	24

さ 行

債券およびその他の債権	106, 108
財務省、公正・簡素・経済成長を目的とする 税制改革 (Treasury Department, Tax Reform for Fairness, Simpli- city, and Economic Growth)	123
先物契約	14
実現 (realization)	27
私的年金	107, 108
自動車運輸業者請求委員会	142
資本、労働または両者の結合から生じた 利得	22
シャープ勧告	171, 174, 175
シャープ使節団	171
従業員ストックオプション	101
取得価額の引継ぎ	175, 177, 180
Joseph T. Ryerson & Son 社の株式	22
純損失 (net loss) に関する規定 (1918 年歳入法)	18
上院銀行通貨委員会 (Senate Banking and Currency Committee)	54
上院財政委員会 (Senate Finance Committee)	29, 94
将来所得の代替物 (substitute for future income)	71
所得控除方式	102
所得税判決 (Income Tax Cases)	2, 4, 21
所得税法の改正 (昭和 25 年法律 71 号に よる)	173
所得税法の合憲性をめぐる紛争	21, 27
人口比例の要件	21
人的役務からの所得 (Income From Personal Services)	137
Standard Oil Company of California	

の株式	26
stepped-up basis	118
成果報酬型売買 (bootstrap sales)	143, 145
清算配当 (liquidating dividends) 条項	44
General Utilities ルール	91
——の廃止	132
1922年度年次報告書	50
前史期	11, 17
戦時超過利得税 (wartime excess profit tax)	36
全面的みなし譲渡制度	177
贈与 (gift) 条項 (1921 年歳入法)	35, 38, 58
——の改正 (1934 年歳入法)	59
租税裁判所 (Tax Court of the United States)	90
租税訴願庁 (Board of Tax Appeals)	90
租税に関する合同委員会 (Joint Commit- tee on Taxation)	85

た 行

第 1 期	11, 33
大恐慌	53
第 3 期	12, 53
第 2 期	12, 41
第 2 次大戦回顧録 Crusade in Europe	99
第 4 期	12, 91
第 66 連邦議会	19
超過税率 (surtax rates)	17
超過利得税 (excess profits tax)	14, 84
——上の基準所得額	14
直接税	3
賃料の代替物 (a substitute for the rent reserved in the lease)	71
通常所得の代替物 (substitute for	

事項索引

ordinary income) ……………	71, 137, 141
低額譲渡 ……………	179
デイ (Day) 裁判官 ……………	4
投機的取引 (speculative transactions) ……………	64
投資的取引 (investment transactions) ……………	64
特殊関係者間取引条項 ……………	58, 59
特別均一税率 (方式) ……………	10, 36, 55

な 行

内国歳入租税に関する合同委員会 (Joint Committee on Internal Revenue Taxation) ……………	55, 56
ニクソン改正 ……………	112
二重利得法の理論 ……………	149
日本税制報告書 ……………	171
納付税額還付請求 ……………	21
ノン・リコース債務 ……………	150

は 行

売却価値の増加分 ……………	22
売買または交換 (sales or exchanges) ……	13
売買またはその他の処分 (sale or other disposition) ……………	13
発行差金 ……………	106
発生年度配分課税措置 (prorating plan) ……………	19
発明家による特許権の譲渡 ……………	103, 107
非キャピタル資産の取引 ……………	34
非居住者外国人のキャピタル・ゲインに 関する特別規定 ……………	101
Fairbanks 事件 ……………	72

普通税率 (normal tax rates) ……………	17
不動産ディラーの投資勘定 ……………	106
Brushaber 事件 ……………	21, 23, 27
Flint 事件判決 ……………	21
Brewster 事件 ……………	25, 48
Fleming 事件 ……………	140
変動所得の平均課税 ……………	174
法人に冷遇措置だけが適用された時期 ……	53
法律によって創設された裁判所 (Leg- islative court) ……………	90
保有期間 ……………	47, 48, 104, 108
Boland 法案 ……………	93

ま 行

Merchants Loan and Trust Co. 事件 ……………	23, 24, 25, 27
Macomber 事件 ……………	27
Midland-Ross 事件 ……………	50
みなし譲渡制度 ……………	171, 173, 174, 176, 180
見なし手仕舞い方式 ……………	122
無価値化証券条項 ……………	66, 67

や 行

U. S. Treasury Department ……………	38
優遇措置も冷遇措置もなかった時期 ……	17

ら・わ 行

臨時的純所得 (extraordinary net in- come) ……………	19
臨時的所得 (extraordinary income) ……	19
P. G. Lake 事件 ……………	19, 72, 140
Wrather 事件 ……………	140
Watson v. CIR 事件 ……………	103

人名索引

あ行

アイゼンハウアー……………91
アダムス (T. S. Adams) ……30, 39
ウイルソン大統領 ……17, 29
Wells ……38

か行

カーター……………91
カーター・グラス (Carter Glass) ……19
クーリッジ ……33, 41
クラーク (Clarke) 裁判官 ……22, 24, 25
Clark 裁判官 ……82

さ行

シモンズ (Simmons)……………29
シュラム (Emil Schram) ……160
ジョンソン……………91
Stevens 裁判官 ……154
Stewart 裁判官 ……147
Stone 裁判官 ……45, 74
Smietannka ……21

た行

Douglas 裁判官 ……85, 140
デューイ……………91
Dodge ……15
トルーマン……………91

な・は行

ニクソン……………91
ハーディング ……17, 33
Burnet ……45

Barnett 教授……………152
Harlan 裁判官 ……142
Powell 裁判官 ……153
ハル (Hull) ……29
Pitney 裁判官 ……26
Charles E. Hughes ……25
ヒューストン (Houston) ……19
Vinson 首席裁判官……………80
フーヴァー……………41
フォード……………91
Black 裁判官 ……135
Blackmun 裁判官……………151
フリードマン (Elisha M. Friedman)
……………160, 161
Burton 裁判官 ……138
ポール (Randolph E. Paul) ……157, 161
ホワイト (White) 裁判官……………21
White 裁判官……………144

ま行

Marshall 裁判官 ……156
Murphy 裁判官 ……77
マギル (R. Magill) ……56
Macomber 夫人 ……26
McReynolds 裁判官 ……49
メロン (Mellon) ……33, 50

ら行

ルーズヴェルト……………41, 53, 91, 92,
レーガン……………91
Arthur Ryerson……………21
ロジャース (Rogers)……………29
Roberts 裁判官 ……47

< 著者紹介 >

大塚 正民(おおつか まさたみ)

1936年 秋田県能代市に生れる

1959年 東京大学法学部卒業

現在 弁護士・ニューヨーク州弁護士・公認会計士・

アメリカ公認会計士試験合格

< 共著 >

Tax Law in Japan, Second edition, Kluwer Law International (2006)

Global Estate Planning: Japan, Kluwer Law International (2002)

『現代アメリカ信託法』(有信堂高文社, 2002)

Transnational Litigation: A Practical Guide: Japan, Oceans Publications (1999)

キャピタル・ゲイン課税制度

—アメリカ連邦所得税制の歴史的展開

頒価 1500 円

2007年2月11日 初版第1刷発行

著者 大塚正民
発行者

制作 株式会社 有斐閣学術センター
〒113-0033
東京都文京区本郷6丁目2-9-103
TEL 03(3815)6029/FAX 03(3815)6030
E-mail: ygc@ygc-yuhi.co.jp

印刷・製本 株式会社新製版

©2007, Masatami Otsuka.

本書の無断コピー・転載は著作権法により禁じられています。

